

# 教育委員会定例会事項書

令和6年3月22日(金)  
13:00～ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者 富 樫 委 員

## 2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

## 3 議 題

議案第 60号 三重県教育ビジョン(案)について

議案第 61号 三重県立学校施設長寿命化計画(改定案)及び第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画(案)について

議案第 62号 三重県立みえ四葉ヶ咲中学校設置基本方針(案)について

議案第 63号 令和7年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針(案)について

議案第 64号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 65号 三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案

議案第 66号 職員の懲戒処分について

議案第 67号 職員の人事異動(事務局)について

議案第 68号 職員の人事異動(県立学校)について

議案第 69号 職員の人事異動(市町等立小中学校・義務教育学校)について

議案第 70号 三重県教育改革推進会議の委員の任命について

議案第 71号 三重県文化振興計画(案)について

## 4 報 告 題

報告 1 三重県教育委員会請願等取扱要綱案

報告 2 県立高等学校の活性化について

報告 3 令和6年度事務局職員の人事異動報告について

報告 4 令和6年度県立学校の人事異動報告について

報告 5 令和6年度市町等立小中学校・義務教育学校の人事異動報告について

## 5 閉 会 宣 言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日時

令和6年3月11日(月)

開会 10時00分

閉会 10時28分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 大森委員

### 4 採択議案の件名

議案第58号 令和8年度以降の三重県立高等学校入学者選抜における再募集の応募資格について

議案第59号 三重県総合博物館協議会委員の任命について

### 5 請願陳情の付議の結果

請願18 時間外在校等時間記録の確定・修正ごとの保存を求める請願について

請願18については不採択とする。

### 6 諸般の報告

報告1 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験について

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



議案第60号

三重県教育ビジョン（案）について

三重県教育ビジョン（案）について、別紙のとおり提案する。

令和6年3月22日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

三重県教育ビジョン（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第19号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



# 三重県教育ビジョン

～子どもたちが個性を輝かせ、望む未来を実現していくために～

(案)

令和6年3月

三重県・三重県教育委員会

# 目次

## はじめに

1 策定の趣旨	1
2 位置づけ	2
3 対象範囲	2
4 計画期間	2
5 全体構成	3

## 第1章 総論

1 教育を取り巻く現状	5
2 子どもたちに育みたい力	27
3 教育施策の基本的な考え方	29
4 教育ビジョンを貫く視点	37

## 第2章 基本施策・施策

1 基本施策	39
(1) 未来の礎となる力の育成	39
(2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成	41
(3) 特別支援教育の推進	42
(4) いじめや暴力のない学びの場づくり	43
(5) 誰もが安心して学べる教育の推進	44
(6) 学びを支える教育環境の整備	45
2 施策	47
基本施策1 未来の礎となる力の育成	
(1) 一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進	49
(2) 確かな学力の育成	53
(3) 幼児教育の推進	57
(4) 人権教育の推進	61
(5) 道徳教育の推進	65
(6) 読書活動・文化芸術活動の推進	67
(7) 健康教育・食育の推進	71
(8) 体力の向上と運動部活動改革の推進	75



基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成	
(1) キャリア教育の推進	79
(2) グローカル教育の推進	83
(3) 新たな価値を創り出す力の育成	87
(4) 主体的に社会を形成する力の育成	91
基本施策3 特別支援教育の推進	
(1) 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進	95
(2) 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	99
基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり	
(1) いじめや暴力をなくす取組の推進	103
(2) いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実	107
(3) いじめに対する迅速・確実な対応の推進	111
(4) いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実	115
基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進	
(1) 不登校の状況にある児童生徒への支援	117
(2) 外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成	121
(3) 防災教育・防災対策の推進	125
(4) 子どもたちの安全・安心の確保	127
(5) 学びのセーフティネットの構築・学びの継続	131
基本施策6 学びを支える教育環境の整備	
(1) 教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進	135
(2) 学校における働き方改革の推進	139
(3) ICTを活用した教育の推進	143
(4) 地域とともにある学校づくり	147
(5) 学校の特色化・魅力化	149
(6) 学校施設の整備	153
(7) 家庭での学びの応援	157
(8) 社会教育の推進と地域の教育力の向上	161
(9) 文化財の保存・活用・継承	165

### 第3章 教育ビジョンの実現に向けて

1 教育ビジョンの進行管理	167
2 多様な担い手との連携・協働	167

## はじめに

### 1 策定の趣旨

- 平成 18(2006)年に「教育基本法」が改正され、地方公共団体が教育の振興に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとなって以降、本県では、3次にわたる計画に沿って、具体的な施策を展開してきました。こうした取組を積み重ねた結果、子どもたちの自己肯定感や社会参画する力が向上したり、学校と地域との連携・協働が進んだりするなど、一定の成果につながりました。
- 人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展、地球規模の課題、子どもの貧困など社会経済的な課題、地域間格差など地域の課題、社会のつながりの希薄化など、さまざまな社会課題が存在する中、未来に向けて学びのあり方を構想するにあたっては、教育の未来像を巡る動向<sup>1</sup>をふまえ、個人と社会のウェルビーイング(Well-being)<sup>2</sup>の実現をめざすことが大切です。
- 一人ひとりのウェルビーイングを実現していくためには、この社会を持続的に発展させていくことが求められます。こうした社会の実現に向けては、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人びとと協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることをめざすという考え方が重要です。
- ウェルビーイングのとらえ方は国や地域により異なり得るものであり、一人ひとりの置かれた状況によっても多様な求め方があり得ます。我が国においては利他性、協働性、社会貢献意識など、人とのつながりや関係性に基づく要素がウェルビーイングにとって重要な意味を有しているとされていることをふまえ、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイング<sup>3</sup>の向上を図ることが大切です。
- 新型コロナウイルス感染症の流行以来、子どもたちの学習や心身にも一定の影響が生じているとの指摘もなされているところです。一人ひとりの回復のペースは同じではないという認識のもと、誰一人取り残すことなく子どもたちの学びと健康を支えるとともに、コロナ禍で再認識された学校の役割をふまえ、単にコロナ禍前に戻るのでは

---

<sup>1</sup> OECD「ラーニング・コンパス 2030」(令和元(2019)年 5 月)、教育振興基本計画(令和 5 (2023)年 6 月 16 日閣議決定)などの未来に向けた学習の枠組みや教育政策に関する計画など。  
<sup>2</sup> ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念です。  
<sup>3</sup> 日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、「幸福感(現在と将来、自分と周りの他者)」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現(達成感、キャリア意識など)」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げられます。

なく、これまで制限されてきた学校教育活動のうち真に必要なものの回復やICTの活用などにより、新しい時代の学びを実現していくことが重要です。

- こうした認識のもと、子どもたち一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向け、新時代における教育施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、「三重の教育宣言<sup>4</sup>」に込められた思いを引き続き大切にするなど、これまでの計画を発展的に継承しながら、本県の教育の新しい指針として「三重県教育ビジョン」を策定します。

## 2 位置づけ

- 本ビジョンは、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。
- 本ビジョンは、本県の総合計画である「強じんな<sup>うま</sup>美し国ビジョンみえ<sup>5</sup>」、「みえ元気プラン<sup>6</sup>」で示された理念をふまえ、教育分野の施策を推進していくための計画です。また、本ビジョンは、三重の教育のめざす姿とその実現に向けた取組内容および目標を示す中期計画です。
- 本県の教育施策の基本的な考え方などを示す「三重県教育施策大綱」は、就学前教育、学校教育から社会人の教育に至るまで人の生涯にわたる教育全体を対象としています。そのため、主として公立学校教育を対象とする本ビジョンは、「三重県教育施策大綱」をふまえて策定することとします。

## 3 対象範囲

- 本ビジョンの対象範囲は、次のとおりとします。
  - ① 公立学校教育、学校スポーツ、社会教育に関すること
  - ② 上記①と密接な関係を有し、市町、家庭、地域などとの連携・協働のもとに、推進を働きかけることのできる分野（例：地域と学校の連携・協働の推進、家庭教育応援の推進）

## 4 計画期間

- 令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間とします。

<sup>4</sup> 「三重県教育ビジョン」(平成28(2016)年3月策定)において、県民一人ひとりが、それぞれの役割や立場に応じて、主体的に三重の教育に関わっていくという決意をあらわすものとして示されました。「三重の教育宣言」の全文は巻末資料に掲載しています。

<sup>5</sup> 長期的な視点から、おおむね10年先の三重の姿を展望し、政策展開の方向性や県政運営の基本姿勢を示す長期ビジョンです。

<sup>6</sup> 「強じんな美し国ビジョンみえ」を着実に推進するための取組内容をまとめた、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間の中期の戦略計画です。

## 5 全体構成

- 第1章の「総論」では、本県の教育がめざすべき方向性を「子どもたちに育みたい力」として示すとともに、その実現に向けて「教育施策の基本的な考え方」と「教育ビジョンを貫く視点」を明らかにします。「教育施策の基本的な考え方」は、「三重県教育施策大綱」で示され、本ビジョンに基づく取組を推進する考え方として重要な意義を持つものです。また、「教育ビジョンを貫く視点」は、「子どもたちに育みたい力」の育成に向けて、全ての施策を推進する上で大切にしたい横断的な視点です。
- 第2章の「基本施策・施策」では、「子どもたちに育みたい力」の育成を実現するため、6つの基本施策と32の施策を体系化して示すとともに、それぞれの基本施策において「めざす姿」と「基本的な考え方」を、また、それぞれの施策において「めざす姿」や「現状と課題」、「主な取組内容」、「KPI(重要業績評価指標)」を示します。

### □基本施策

---

めざす姿	計画期間が終了する令和9(2027)年度末にこの基本施策が目標としている姿を記載します。
------	--

---

基本的な考え方	この基本施策の背景や意義、めざす方向性などを記載します。
---------	------------------------------

---

### □施 策

---

めざす姿	この施策を推進することにより、計画期間が終了する令和9(2027)年度末までに達成する姿を記載します。
------	---

---

現状と課題	この施策に関する現状や課題、背景等を記載します。
-------	--------------------------

---

主な取組内容	この施策で実施する主な取組を記載します。
--------	----------------------

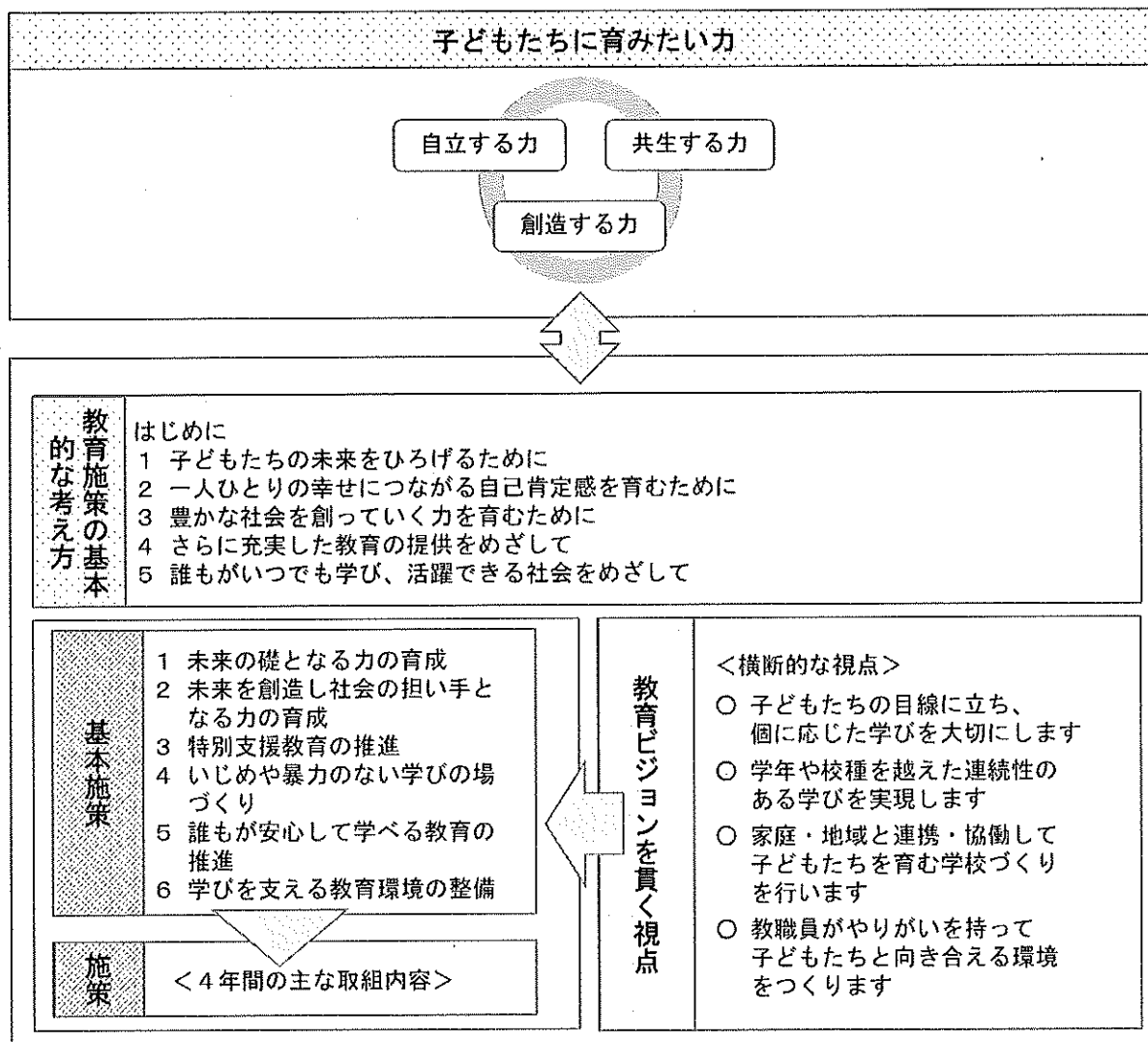
---

KPI(重要業績評価指標)	KPIはKey Performance Indicatorの略で、目標の達成度を評価する指標です。本ビジョンでは、各施策の「めざす姿」を実現するための過程を計測する中間指標として設定します。
---------------	---

---

- 第3章の「教育ビジョンの実現に向けて」では、進行管理や多様な担い手との連携・協働について記載します。

【ビジョン体系(イメージ図)】



第1章 総論

- ・子どもたちに育みたい力
- ・教育施策の基本的な考え方
- ・教育ビジョンを貫く視点

第2章 基本施策・施策

- ・基本施策
- ・施策

# 第1章 総論

## 1 教育を取り巻く現状

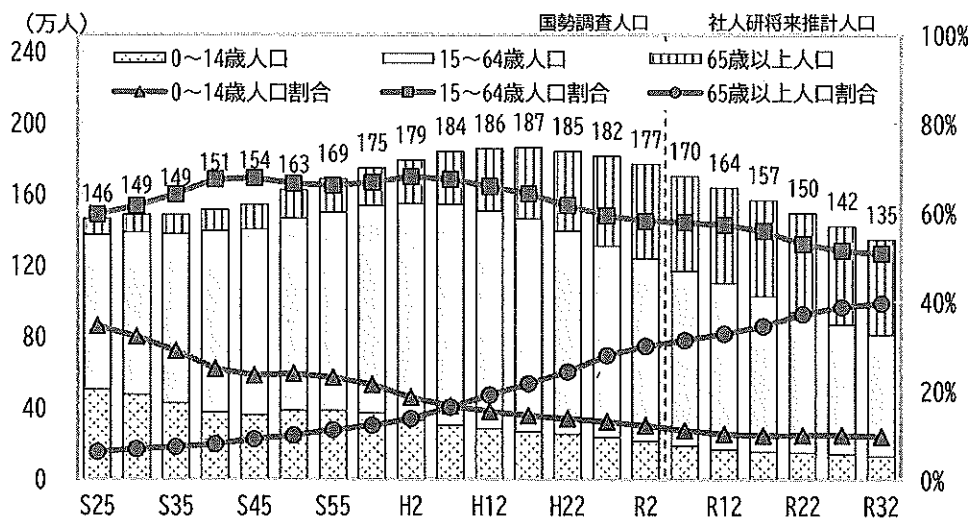
- 中長期的な視点から本県の教育のめざすべき方向性を示すにあたり、教育を取り巻く社会潮流を概観します。

### (1) 社会情勢の変化

#### ① 人口減少、少子・高齢社会の進行

- 少子高齢化の進行により、令和2(2020)年に約 103 万人であった本県の生産年齢人口(15～64 歳)は、令和 32(2050)年には約 68 万人と、約3分の2にまで減少する見込みです。生産年齢人口の減少による地域への影響として、身近な施設やサービスが縮小するなど生活に不便が生じることが懸念されるとともに、地域コミュニティ活動を行う担い手が不足することで住民同士の交流が滞るリスクが高まることなどが想定されます。

#### ▼年齢3区分別人口の推移（三重県）

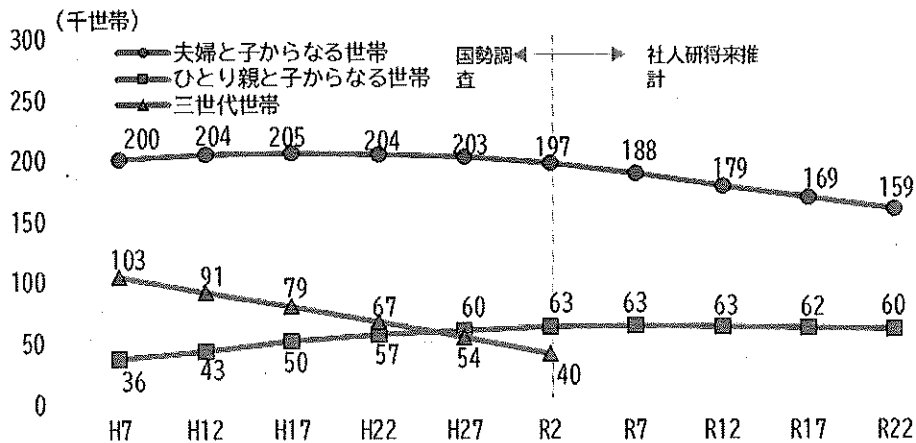


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

## ② 家庭環境の変化

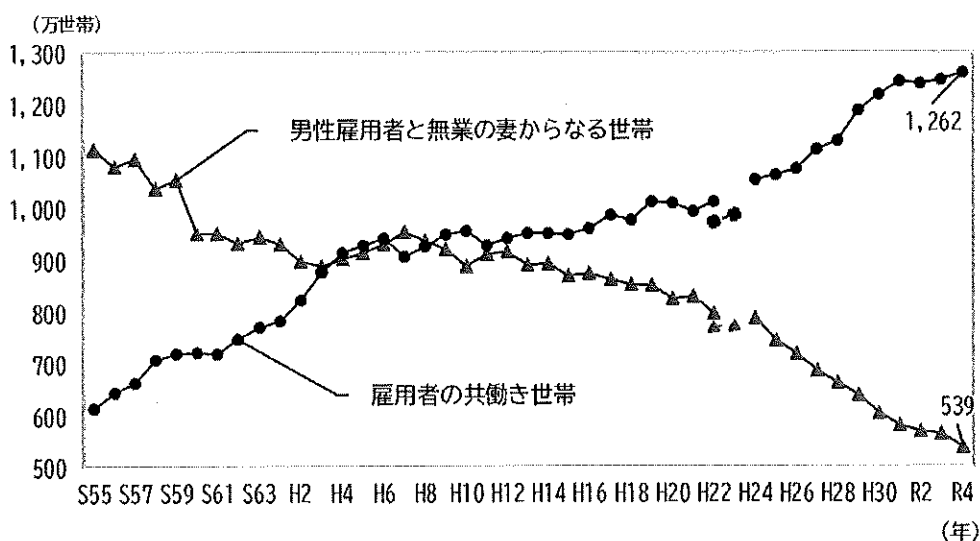
- 平成7(1995)年以降における本県の世帯数を家族類型別にみると、「夫婦と子からなる世帯」は横ばいで推移する一方で、「ひとり親と子からなる世帯」は増加し、「三世帯世帯」は減少しています。また、全国の共働き等世帯数の推移をみると、「雇用の共働き世帯」は増加し、「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」は減少しています。家族の姿の変化・人生の多様化や、地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭が社会から孤立し、子育てに悩む保護者が増えることが懸念され、地域全体で家庭教育を支える重要性が高まっています。

### ▼家族類型別一般世帯数の推移（三重県）



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(2019年推計)

### ▼共働き等世帯数の推移（全国）



※「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口および完全失業者）の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口および失業者）の世帯。

※「雇用の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

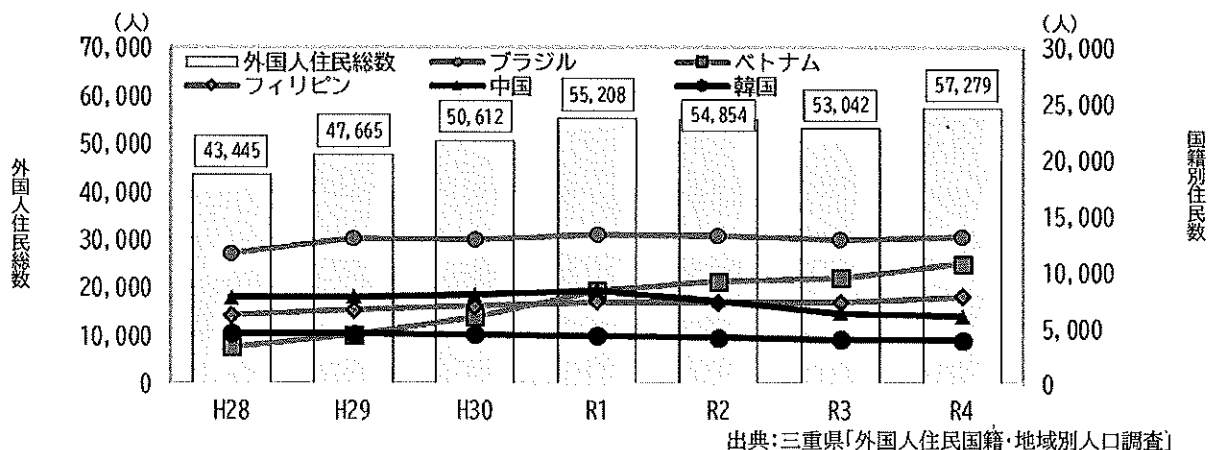
※平成22年および平成23年は、岩手県、宮城県および福島県を除く全国の結果。

出典：厚生労働省「令和5年版厚生労働白書」

### ③ グローバル化の進展

- 令和4(2022)年12月時点の本県の外国人住民数は57,279人で、過去最多となりました。県内総人口に占める外国人住民の割合は3.2%となり、総人口に占める外国人の割合が大きい都道府県で、本県は全国4位です。言葉の壁や文化の違いなどから外国人住民が孤立することなく、地域社会の一員として受け入れられるよう、多文化共生の取組を進める必要があります。

▼外国人住民数の推移（三重県）



### ④ 超スマート社会<sup>7</sup>の進展

- AI<sup>8</sup>(人工知能)、ロボット、ビッグデータ<sup>9</sup>、IoT<sup>10</sup>といった技術が発展・普及し、超スマート社会に向けた動きが加速しています。近年、民間企業では、テレワークの導入が急速に進むとともに、約6割の企業がデジタル化を実施または実施を検討しています。一方で、諸外国と比べると、デジタル化の実施が遅れており、デジタル化推進における課題として、「人材不足」と回答した割合が多くなっています。デジタル化を進める上での課題に対応し、社会全体でICT<sup>11</sup>の利活用の推進を図ることが重要です。

<sup>7</sup> 必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、いきいきと快適に暮らすことのできる社会。

<sup>8</sup> Artificial Intelligence の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術全般。

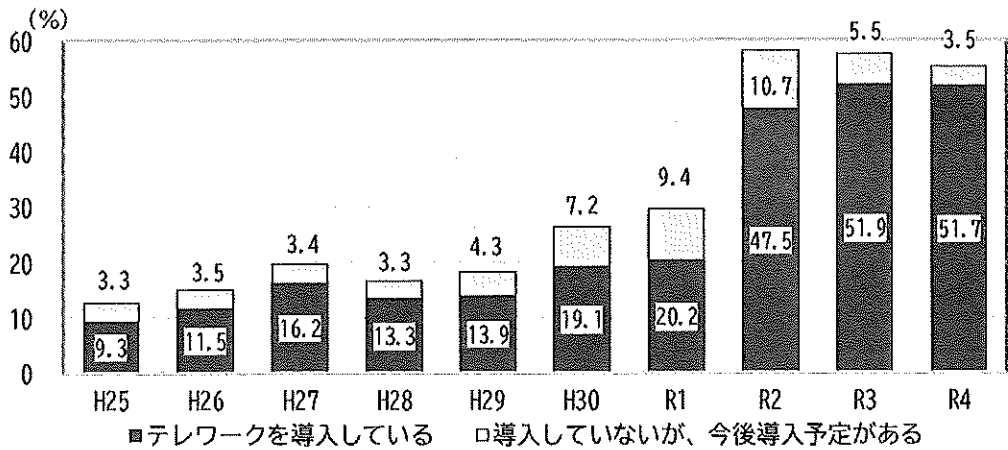
<sup>9</sup> 利用者が急速に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS(全地球測位システム)から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータ等、ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。

<sup>10</sup> Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出します。

<sup>11</sup> Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

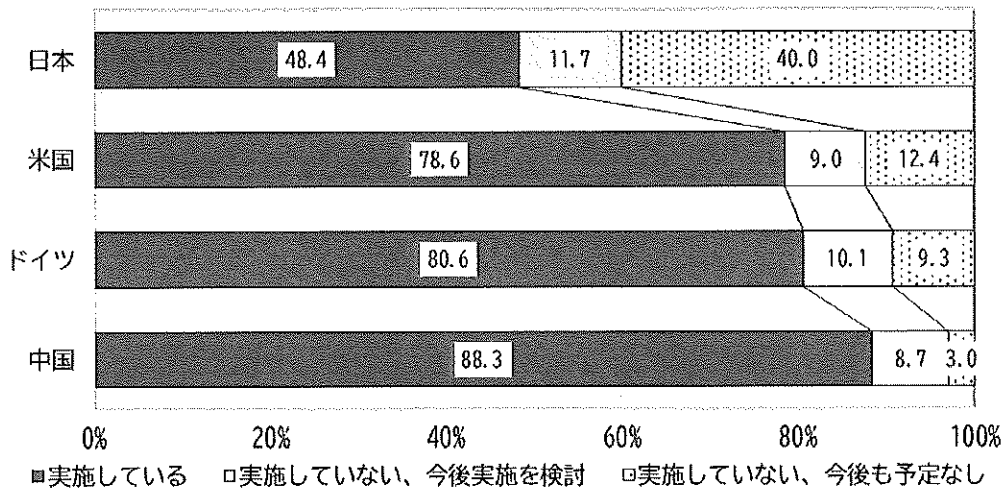


▼企業のテレワーク導入率の推移（全国）



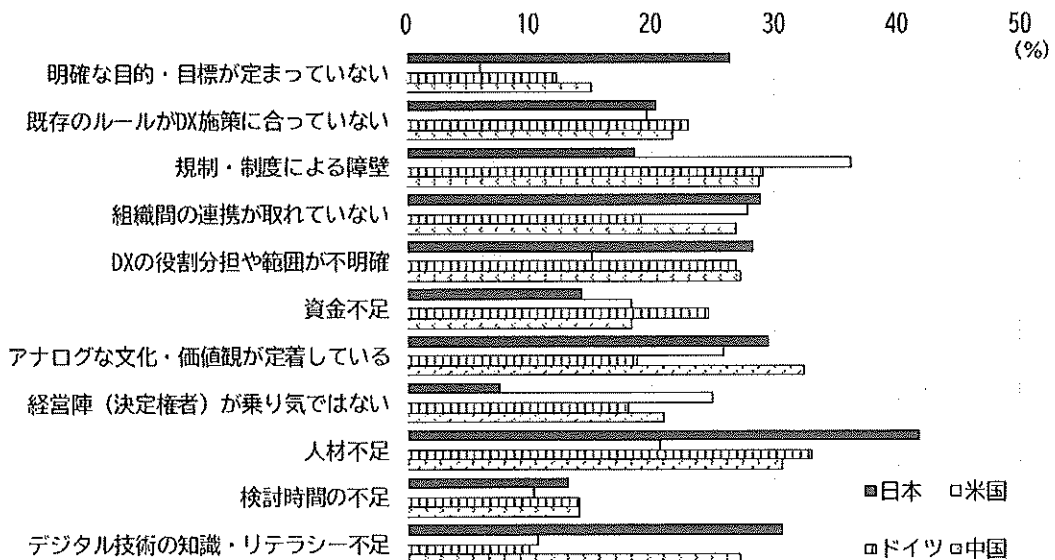
出典：総務省「令和5年版情報通信白書」

▼企業のデジタル化の実施状況（国別）



出典：総務省「令和5年版情報通信白書」

▼デジタル化推進における課題（国別）

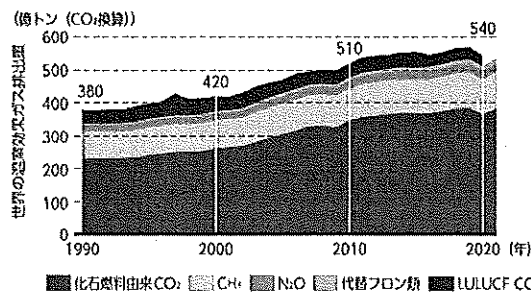


出典：総務省「令和5年版情報通信白書」

## ⑤ 脱炭素社会への移行

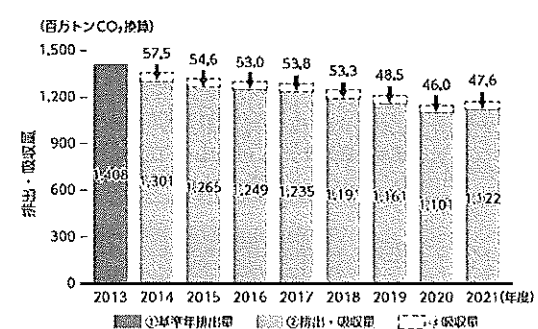
- 気候変動による自然災害の増加や農業・水産業への影響が懸念される中、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっていることから、脱炭素社会の実現や環境に関わるさまざまな課題の解決に資するよう、持続可能な社会の創り手の育成が求められています。

▼世界の温室効果ガスの排出量の推移



注：報告書公表時、2021年のLULUCFの排出量は推計できていない。

▼温室効果ガス排出・吸収量の推移(国内)

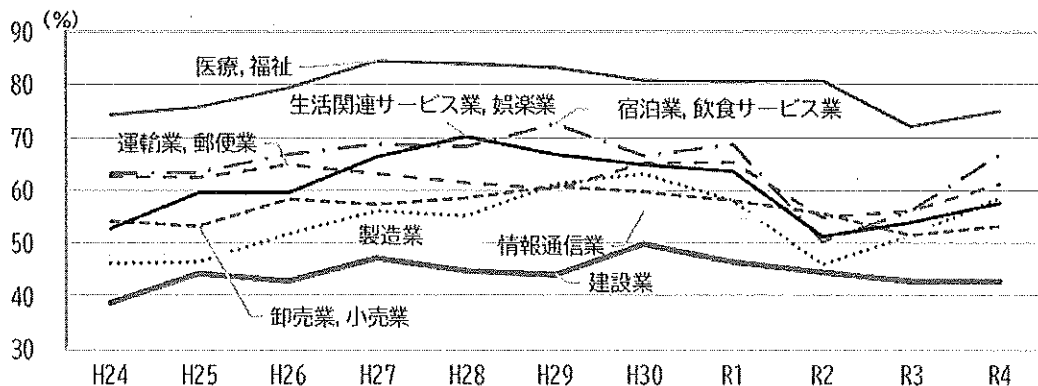


出典：環境省「令和5年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

## ⑥ 労働の状況

- 働き方のニーズの多様化や急速な技術革新・産業構造の変化によって、就業者と事業所の双方において中途採用のニーズが高まっています。中途採用実績がある企業の割合は、平成 24(2012)年以降、平成 30(2018)年までは緩やかな上昇傾向にありました。こうした雇用環境の変化を見据えた就労支援の充実が必要です。

▼中途採用実績のある企業割合の推移(全国)



※四半期のデータを年単位で算出したもの。

※令和4年は「労働経済動向調査」により算出。

出典：厚生労働省「令和4年版労働経済の分析」、厚生労働省「労働経済動向調査」より作成

## ⑦ 人材に求められる能力等に対する需要の変化

- AIやロボットの発達により、産業構造の転換が加速していき、問題発見力や的確な予測、革新性などが働く人に将来一層求められる能力等となるとの予測があり、社会・雇用市場のあり方や必要とされるスキルについて、今後、変化していくことが見通されています。

### ▼「意識・行動面を含めた仕事に必要な能力等」に対する需要の推計（全国）

56の能力等に対する需要

2015年		2050年	
注意深さ・ミスがないこと	1.14	問題発見力	1.52
責任感・まじめさ	1.13	的確な予測	1.25
信頼感・誠実さ	1.12	革新性※	1.19
基本機能（読み、書き、計算、等）	1.11	的確な決定	1.12
スピード	1.10	情報収集	1.11
柔軟性	1.10	客観視	1.11
社会常識・マナー	1.10	コンピュータスキル	1.09
粘り強さ	1.09	言語スキル：口頭	1.08
基盤スキル※	1.09	科学・技術	1.07
意欲積極性	1.09	柔軟性	1.07
：	：	：	：

※基盤スキル：広くさまざまなことを、正確に、早くできるスキル

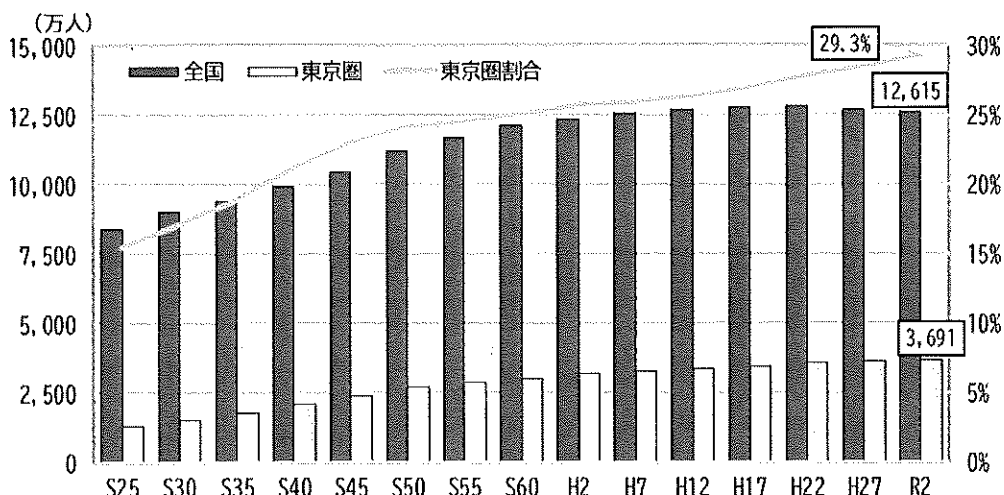
※革新性：新たなモノ、サービス、方法等を作り出す能力

※各職種で求められるスキル・能力の需要度をあらわす係数は、56項目の平均が1.0、標準偏差が0.1になるよう調整。  
出典：経済産業省「未来人材ビジョン」（令和4年5月）

## ⑧ 東京圏への人口集中

- 全国的な出生数の減少に加え、地方圏から東京圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）へ人の流れが続いており、全国の人口に占める東京圏の割合は増加傾向にあります。人口減少下における地域社会のあり方について検討を行い、取組を実施することで選ばれる三重につなげていくことが求められています。

### ▼全国の人口に占める東京圏の割合



出典：「デジタル田園都市国家構想総合戦略＜参考資料＞」

## (2) 子どもたち・学校を取り巻く現状

### ① 確かな学力の育成

- 令和5(2023)年度における本県の「全国学力・学習状況調査」の「教科に関する調査」の平均正答率は、1教科(中学校数学)で全国の平均正答率を上回りました。また、国際調査における日本の平均得点は、数学的リテラシー・読解力・科学的リテラシーの3分野全てにおいて世界トップレベルに位置しています。

#### ▼全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国平均との差の推移(三重県)

教科	小学校					中学校				
	H30	R1	R3	R4	R5	H30	R1	R3	R4	R5
国語A	▲0.6	0.4	▲0.6	▲1.1	▲0.3	▲0.8	▲1.1	▲1.6	▲0.8	▲1.1
国語B	▲1.1					▲1.5				
算数A・数学A	▲0.7	0.1	▲0.9	▲1.0	▲0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
算数B・数学B	▲1.4					▲1.2				
理科	▲1.5			▲0.7		▲0.1			▲1.2	
英語							0.0			▲0.6

※令和元年度から国語A・国語Bが国語に、算数A・算数Bが算数に、数学A・数学Bが数学に変更となっています。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による学校教育への影響を考慮し、実施されませんでした。

出典:文部科学省「全国学力・学習状況調査」

#### ▼OECD 生徒の学習到達度調査 2022年調査(PISA2022)の結果(国別)

	数学的リテラシー	平均得点	読解力	平均得点	科学的リテラシー	平均得点
1	日本	536	アイルランド	516	日本	547
2	韓国	527	日本	516	韓国	528
3	エストニア	510	韓国	515	エストニア	526
4	スイス	508	エストニア	511	カナダ	515
5	カナダ	497	カナダ	507	フィンランド	511
6	オランダ	493	アメリカ	504	オーストラリア	507
7	アイルランド	492	ニュージーランド	501	ニュージーランド	504
8	ベルギー	489	オーストラリア	498	アイルランド	504
9	デンマーク	489	イギリス	494	スイス	503
10	イギリス	489	フィンランド	490	スロベニア	500
	OECD平均	472	OECD平均	476	OECD平均	485

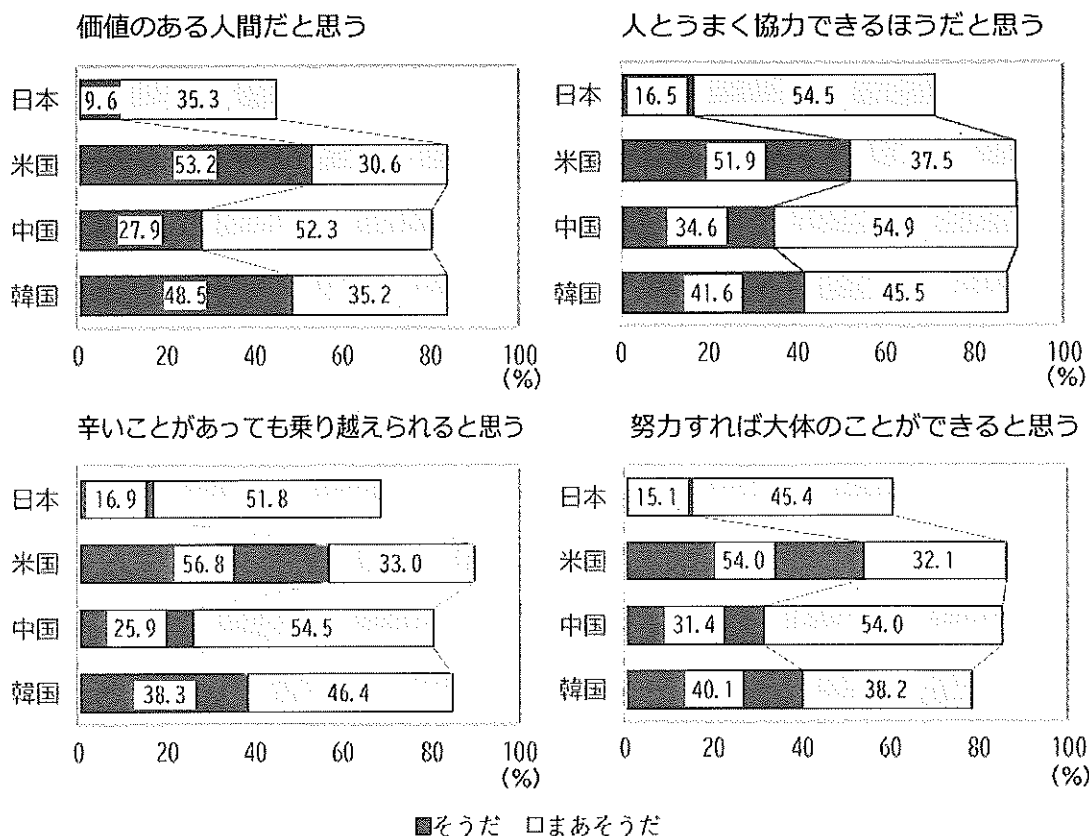
※OECD加盟国(37か国)における比較。

出典:文部科学省・国立教育政策研究所「OECD 生徒の学習到達度調査 2022年調査(PISA2022)のポイント」

## ② 豊かな心の育成

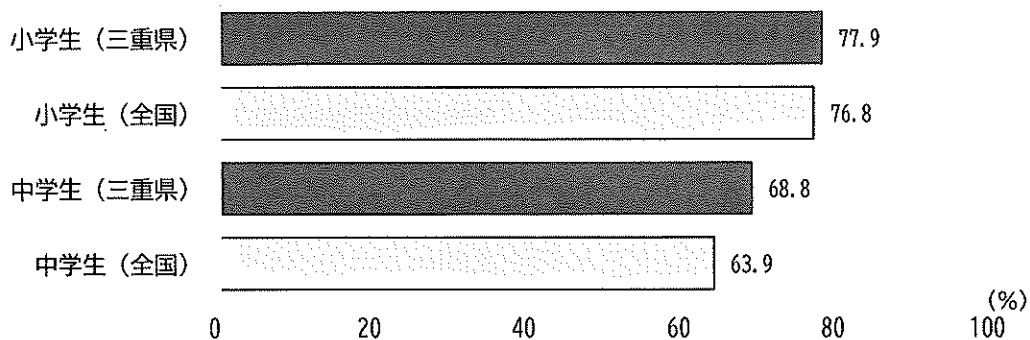
- 日本の高校生は、諸外国の高校生に比べ、自己肯定感や挑戦心のいずれの項目においても、「そうだ」「まあそうだ」と回答した割合が低い状況にあります。また、本県における「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合」は、小学生で77.9%、中学生で68.8%となっています。

### ▼高校生心の健康に関する意識調査（国別）



出典：国立青少年教育振興機構「高校生心の健康に関する意識調査」（平成30年3月）

### ▼地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合（三重県）



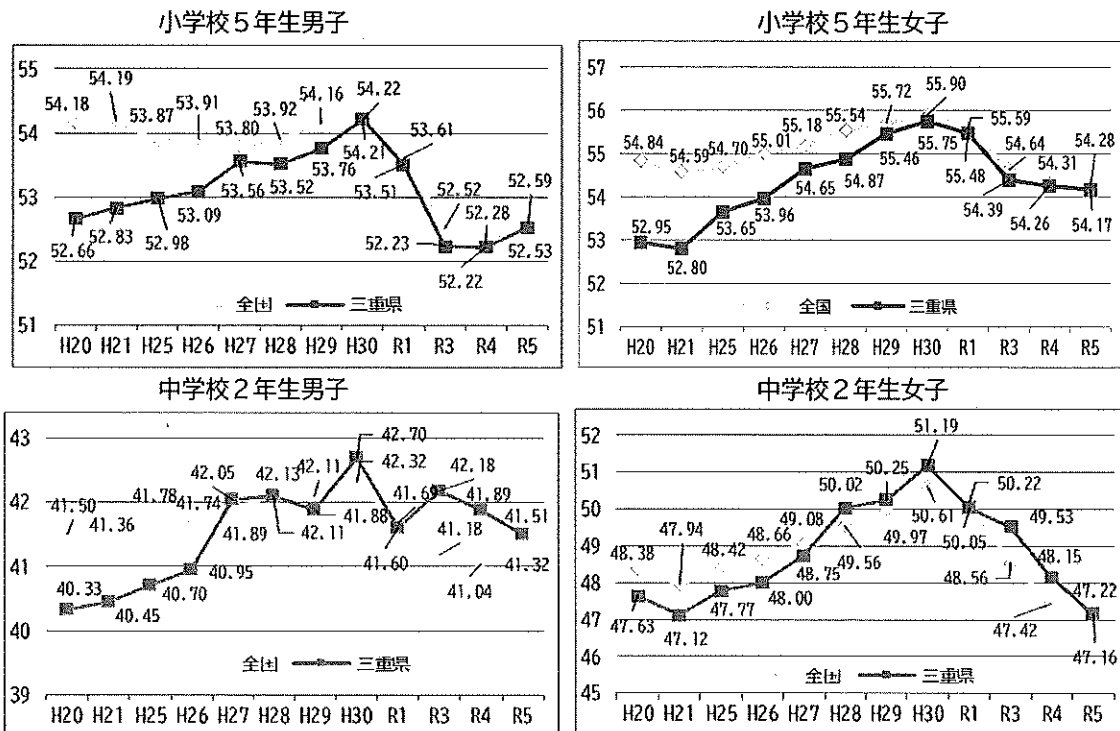
※「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」という質問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計。

出典：文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」

### ③ 健やかな身体の育成

- 令和5(2023)年度における本県の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点と全国平均値との比較では、小学校男子・女子と中学校女子は全国平均値をやや下回り、中学校男子は全国平均値をやや上回りました。

▼体力・運動能力調査の体力合計点の推移 (三重県)

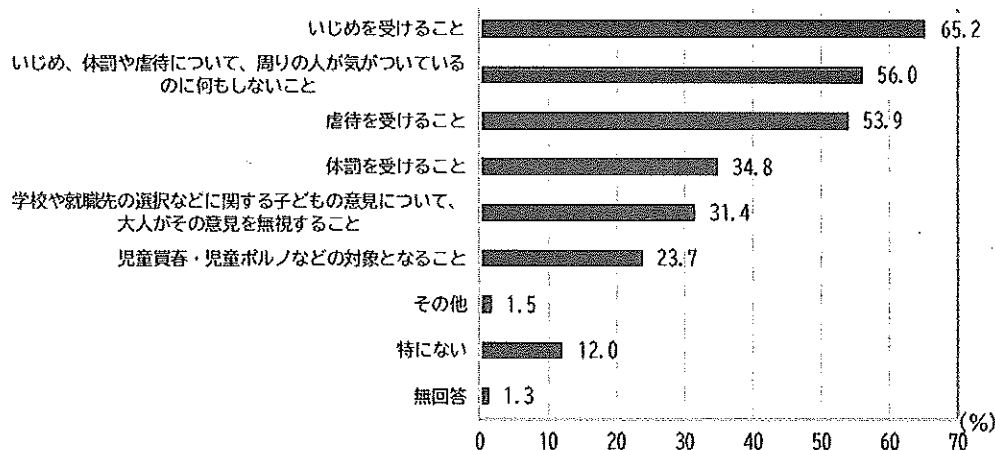


出典:スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

### ④ 子どもたちの人権

- 18歳以上を対象とした世論調査によると、回答者の65.2%が「いじめを受けること」を子どもの人権問題としてとらえています。子どもたちの人権が尊重されるよう、安心して学べる学校づくりを進める必要があります。

▼子どもに関する人権問題についての意識 (全国)



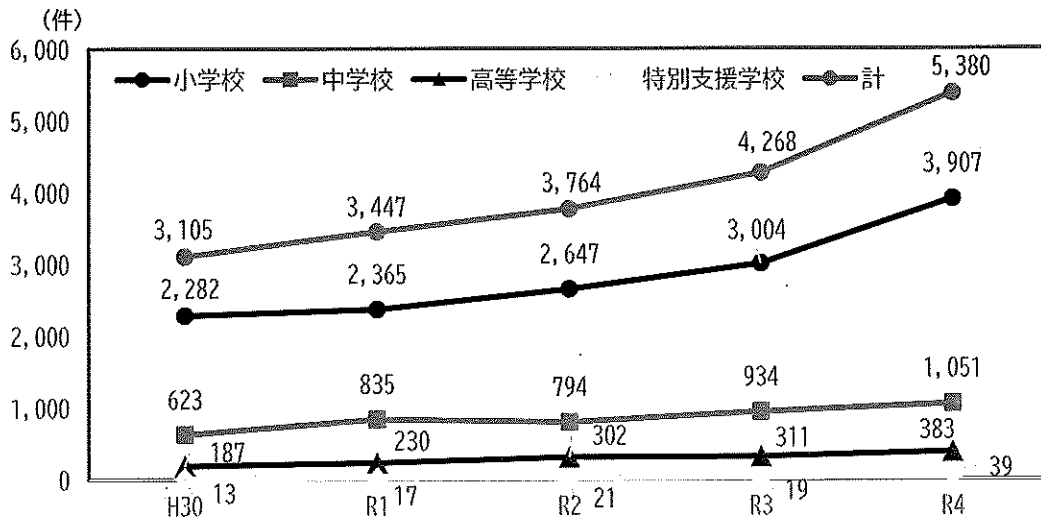
※「あなたが、子どもに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。」という質問への回答の状況。

出典:内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月)

### ⑤ いじめ等への対応

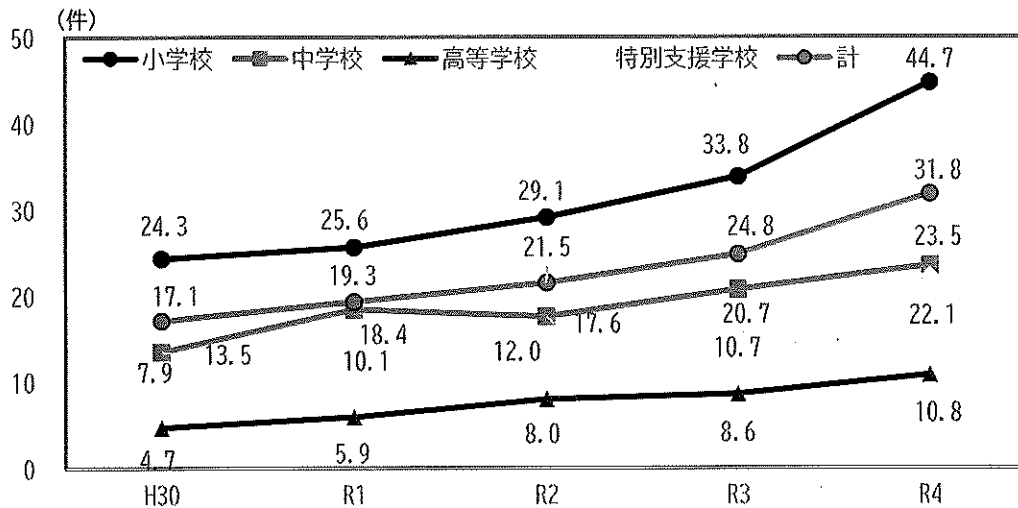
- いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が年々増加しています。また、暴力行為が依然として発生しています。子どもたちのSOSを周囲の大人が受け止め、きめ細かく対応していく必要があります。

#### ▼いじめの認知件数の推移（三重県）



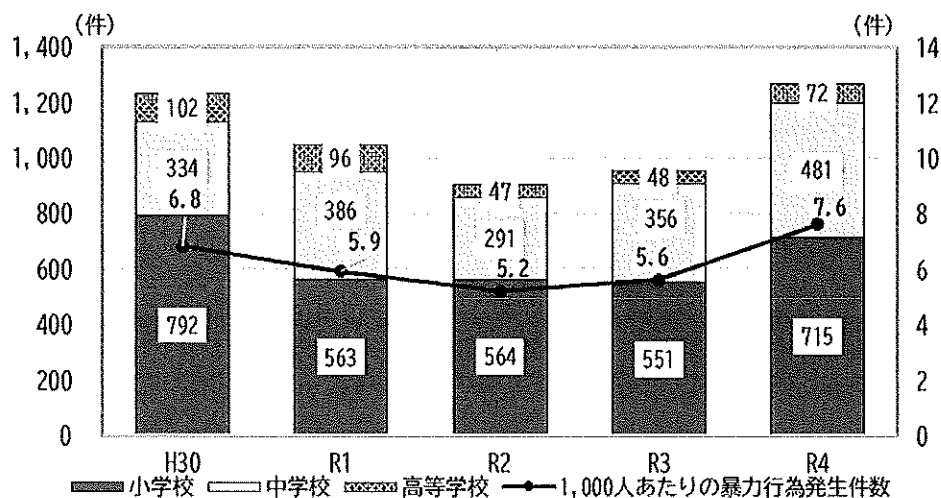
出典：三重県教育委員会調べ

#### ▼児童生徒 1,000 人あたりのいじめの認知件数の推移（三重県）



出典：三重県教育委員会調べ

▼暴力行為発生件数の推移（三重県）

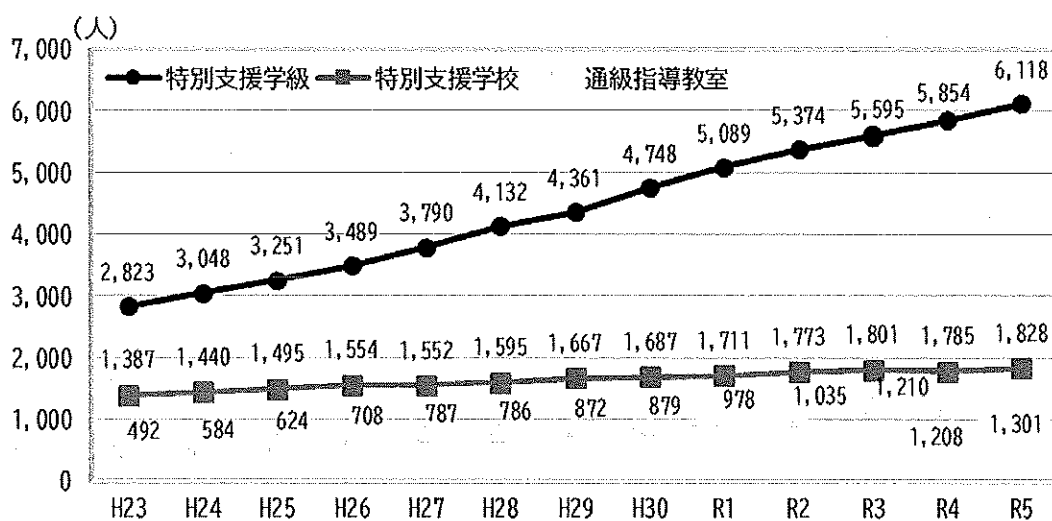


出典：三重県教育委員会調べ

⑥ 多様な教育的ニーズを有する子どもたちへの対応

- 特別な支援が必要な児童生徒や不登校の状況にある児童生徒、外国につながる児童生徒などさまざまな支援を必要とする子どもたちの数が増加しています。また、貧困、児童虐待、ヤングケアラー<sup>12</sup>など、子どもたちの抱える困難は多様化・複雑化しています。こうした中、一人ひとりの能力・可能性を最大限に引き出す教育を実現する必要があります。

▼特別支援学校の児童生徒数・特別支援学級の児童生徒数・通級による指導を受けている児童生徒数の推移（三重県）



出典：三重県教育委員会調べ

<sup>12</sup> 一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。



▼知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示すとされた通常の学級に在籍する児童生徒数の割合（全国）

<小学校・中学校>

	推定値（95%信頼区間）
学習面または行動面で著しい困難を示す	8.8%（8.4%～9.3%）
学習面で著しい困難を示す	6.5%（6.1%～6.9%）
行動面で著しい困難を示す	4.7%（4.4%～5.0%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%（2.1%～2.6%）

<高等学校>

	推定値（95%信頼区間）
学習面または行動面で著しい困難を示す	2.2%（1.7%～2.8%）
学習面で著しい困難を示す	1.3%（0.9%～1.7%）
行動面で著しい困難を示す	1.4%（1.0%～1.9%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.5%（0.3%～0.7%）

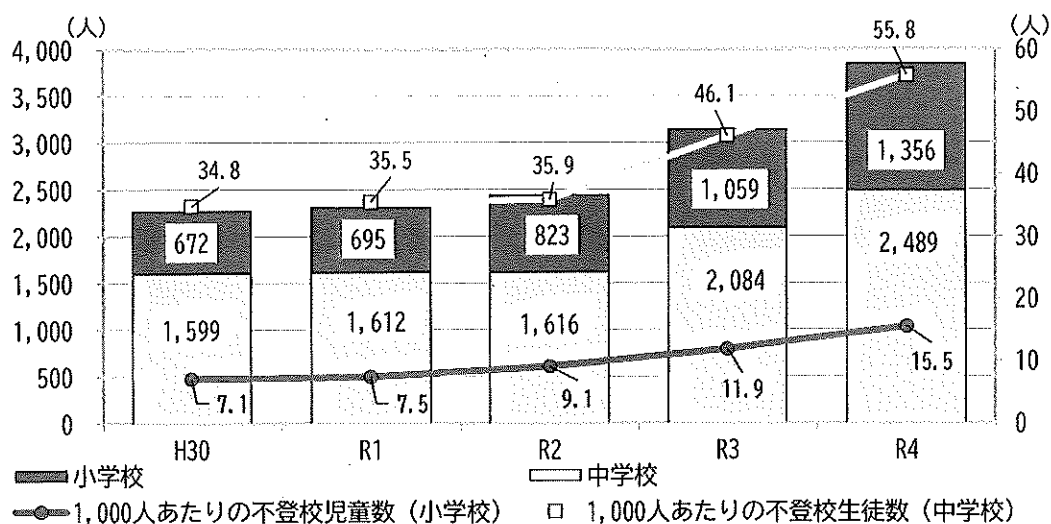
※学級担任等による回答に基づくもので、発達障がい等の専門家チームによる判断や、医師による診断によるものではありません。

※標本児童生徒数 88,516 人のうち、74,919 人について回答が得られ、回収率は 84.6%。

※「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」、「計算する」、「推論する」の1つあるいは複数で著しい困難を示す場合で、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」「多動性-衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について1つか複数で問題を著しく示す場合です。

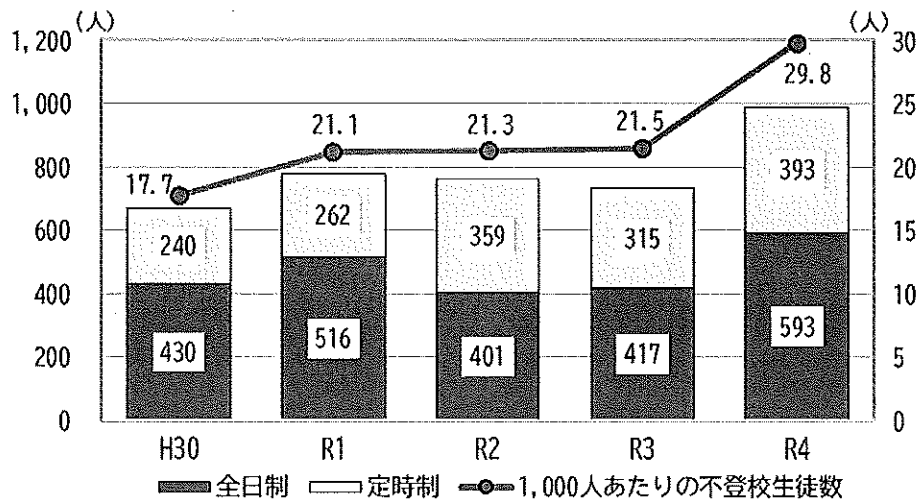
出典：文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（令和4年12月）

▼不登校児童生徒数（小学校・中学校）の推移（三重県）



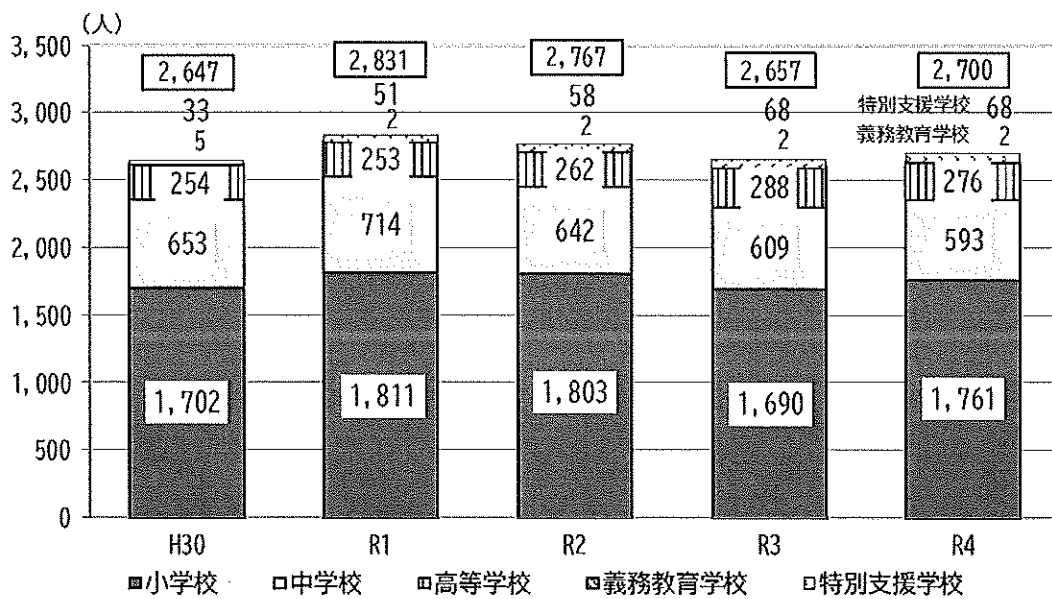
出典：三重県教育委員会調べ

▼不登校生徒数（高等学校）の推移（三重県）



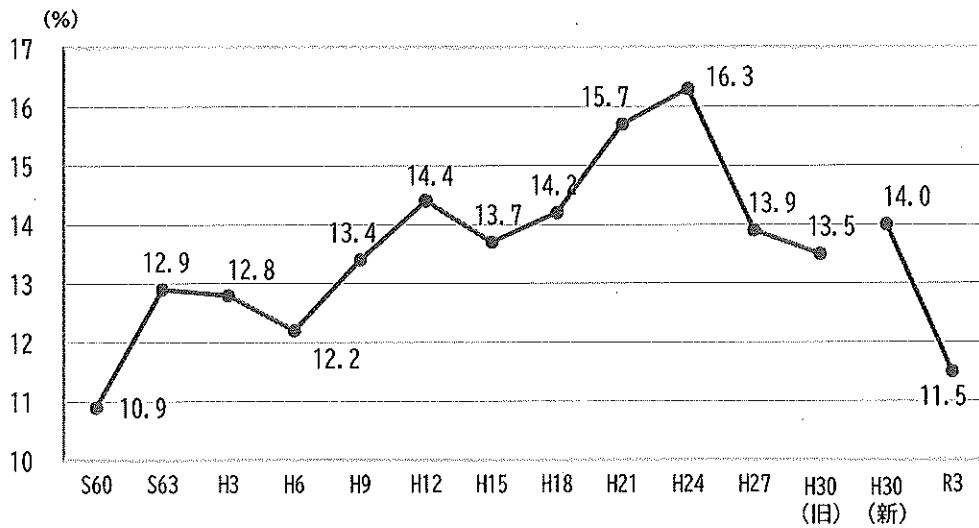
出典：三重県教育委員会調べ

▼日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移（三重県）



出典：三重県教育委員会調べ

▼子どもの貧困率<sup>13</sup>の推移（全国）

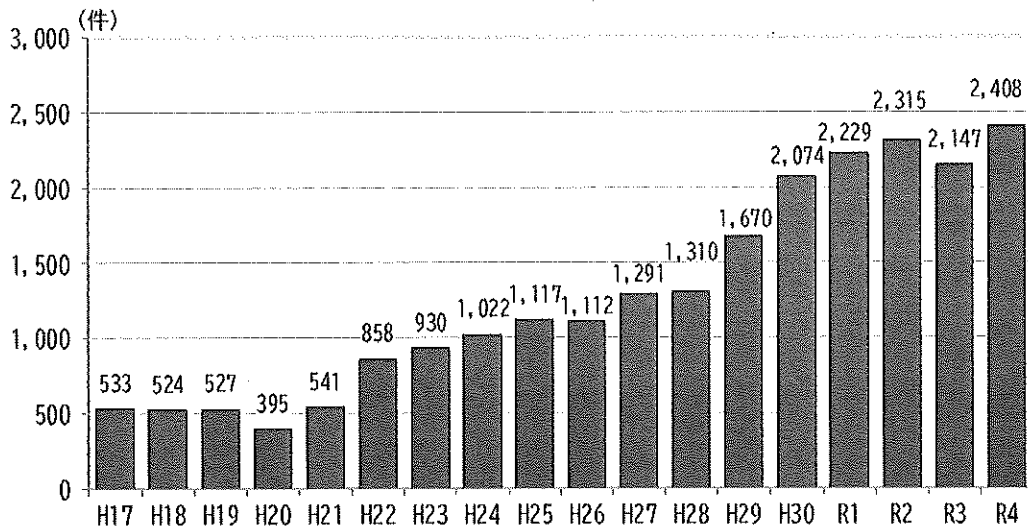


※平成30年の（新）は、平成27年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準に基づくものです。

※令和3年からは、新基準の数値です。

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

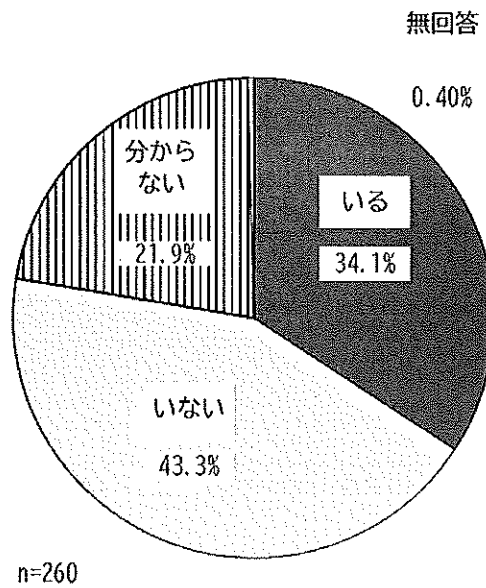
▼児童虐待相談対応件数の推移（三重県）



出典：三重県子ども・福祉部調べ

<sup>13</sup> 等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割った金額）の貧困線（等価可処分所得の低い人から順に並べて、真ん中の順位（中央値）の金額の半分の金額）に満たない人の割合。

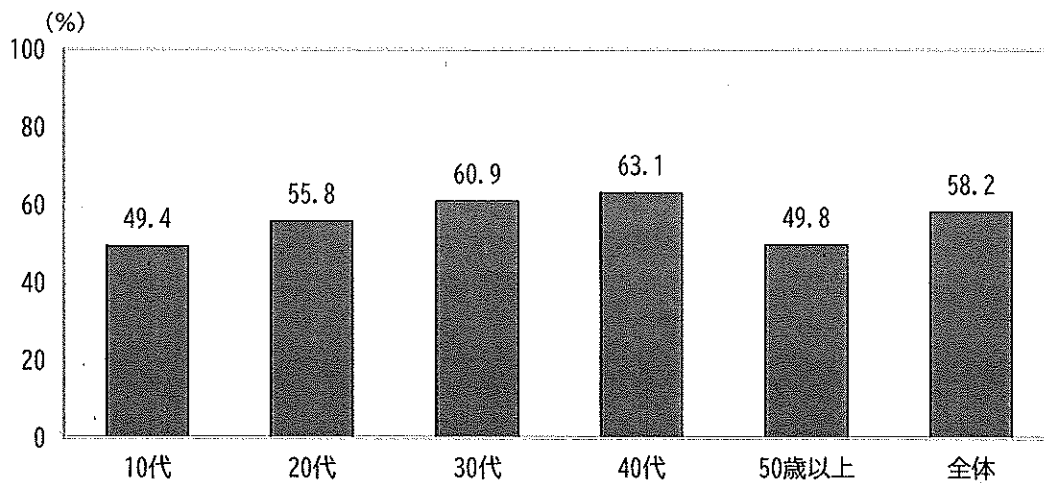
▼「ヤングケアラー」の定義に該当すると思われる子どもの有無（全国）



※小学校に対する「ヤングケアラーの定義をみて、現在、貴校にヤングケアラーと思われる（可能性も含めて）子どもはいますか」という質問への回答の状況。

出典：株式会社日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（令和4年3月）

▼性的マイノリティの当事者がいじめを受けた経験（全国）



※小中高等学校の学校生活におけるいじめ被害の経験に関する質問への回答の状況。

※LGBTをはじめとするセクシュアルマイノリティ当事者を対象とした意識調査(平成28年)に基づきます。

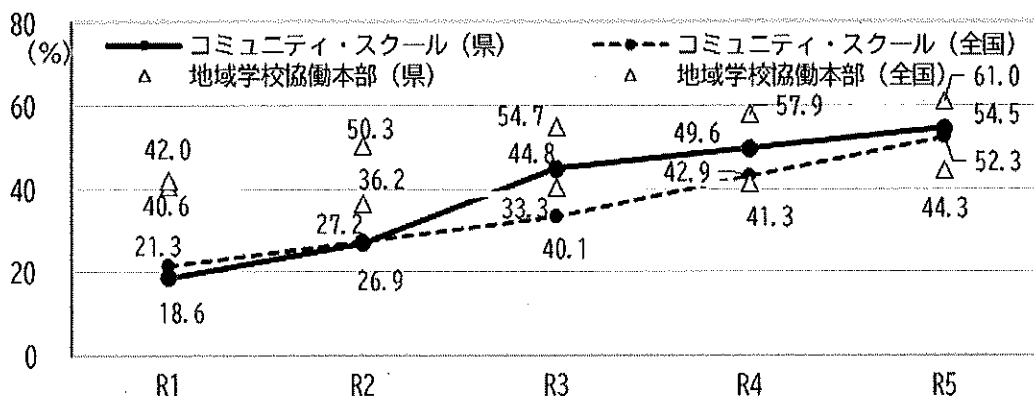
※有効回答数 15,141 件のうち、国内在住者 15,064 件の分析結果を使用。

出典：独立行政法人教職員支援機構「学校で配慮と支援が必要なLGBTsの子どもたち」より作成

## ⑦ 地域との連携・協働

- コミュニティ・スクール<sup>14</sup>や地域学校協働活動<sup>15</sup>など学校・家庭・地域の連携・協働が進む中、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを一層推進する必要があります。

### ▼コミュニティ・スクールの導入率と地域学校協働本部の整備率の推移（三重県）

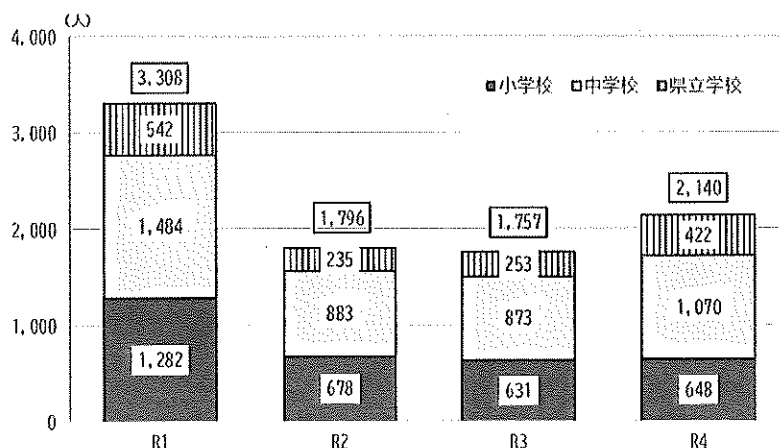


出典：文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」

## ⑧ 教職員の状況

- 教職員の長時間労働が課題となる中、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、やりがいを持つことができる環境を確保する必要があります。また、教員採用選考試験申込者数が減少する中、多様な人材を確保する必要があります。

### ▼時間外労働が月 45 時間を超える教職員数の月平均人数の推移（三重県）

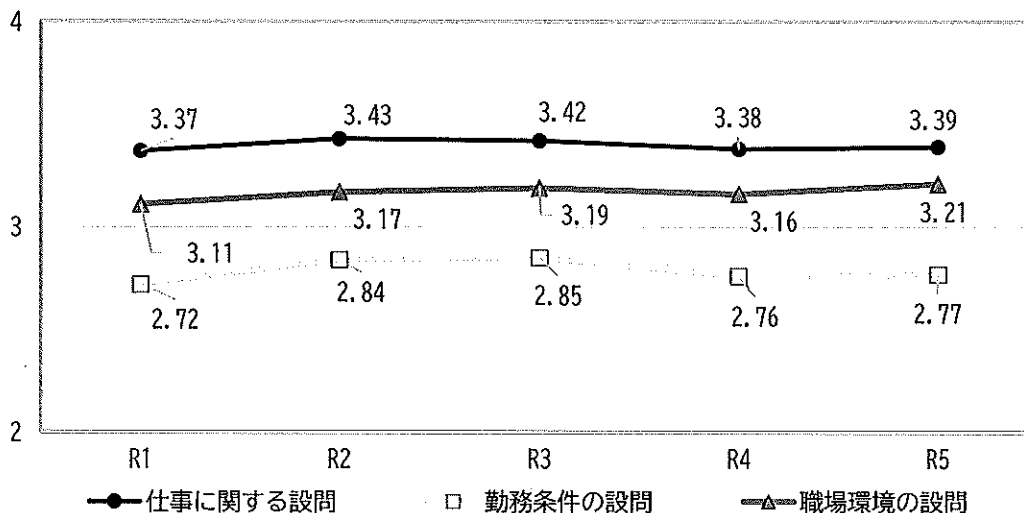


出典：三重県教育委員会調べ

<sup>14</sup> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく、学校と保護者や地域住民等が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

<sup>15</sup> 幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動。

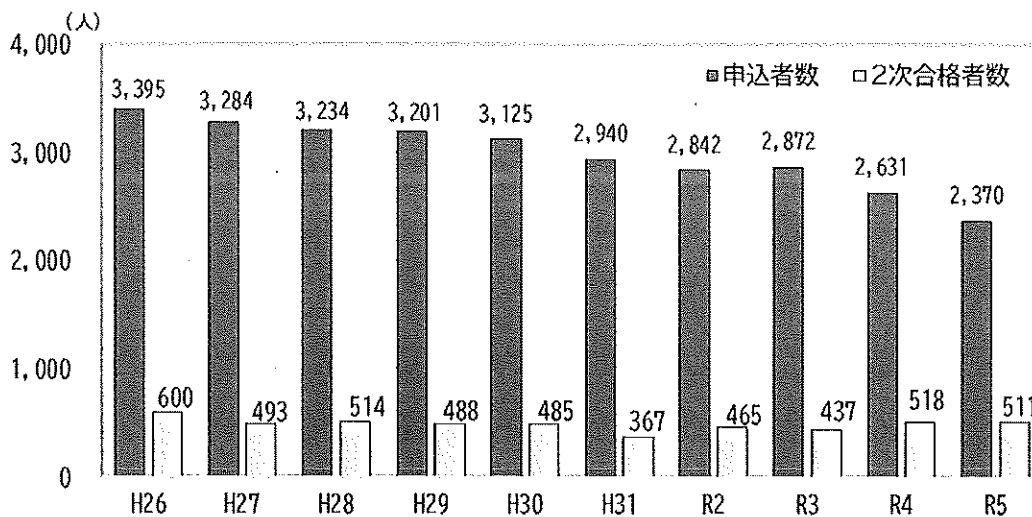
▼教職員の仕事・勤務条件・職場環境に関する満足度の推移（三重県）



※数値は、設問別に「そう思う」、「やや思う」、「あまりそう思わない」、「そう思わない」の4段階の回答を5点満点として扱ったものについて、分野別に平均点を算出したものを使用。  
 ※各設問は、「仕事」に関する設問が8問、「勤務条件」に関する設問が6問、「職場環境」に関する設問が6問の3分野、計20問から構成。

出典：三重県教育委員会調べ

▼公立学校教員採用選考試験の申込者数と合格者数の推移（三重県）

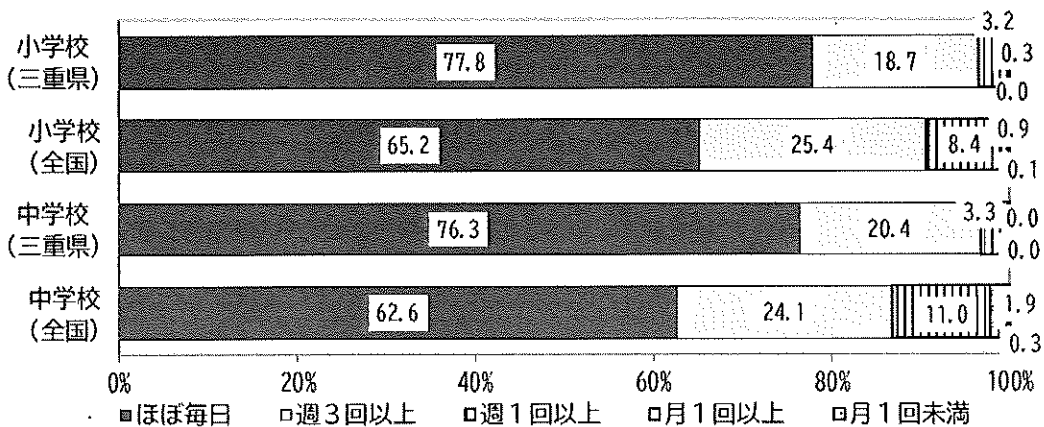


出典：三重県教育委員会調べ

### ⑨ 学校におけるICT活用状況

○ GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備が進展し、さまざまな学習場面でICTが活用されています。これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、課題を解決し、教育の質の向上につなげていく必要があります。

#### ▼ICTを活用した授業頻度の割合（三重県）

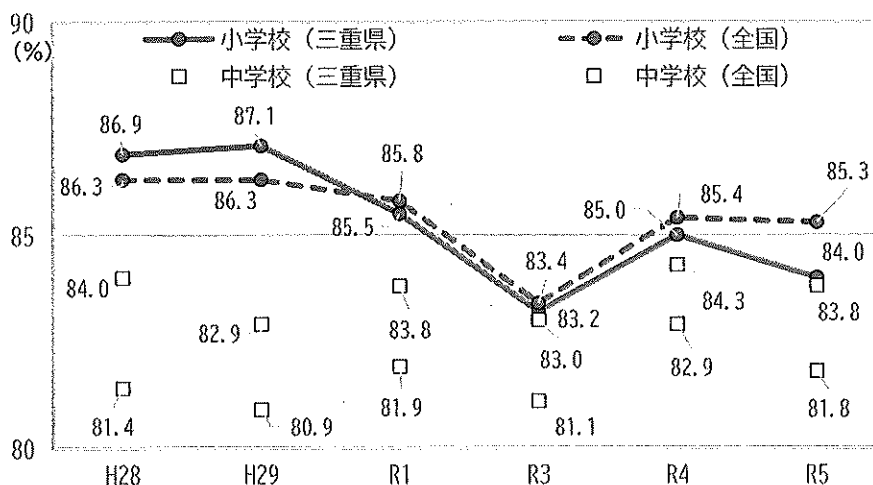


出典：文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」

### ⑩ 新型コロナウイルス感染症の影響下における変化

○ 学校生活において、新型コロナウイルス感染症の感染対策が行われる中、子どもたちは、コロナ禍前と異なる環境で過ごすことになりました。新型コロナウイルス感染症の影響下における変化等をふまえて、子どもたちの心身の健やかな育成を図る必要があります。

#### ▼学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合の推移（三重県）

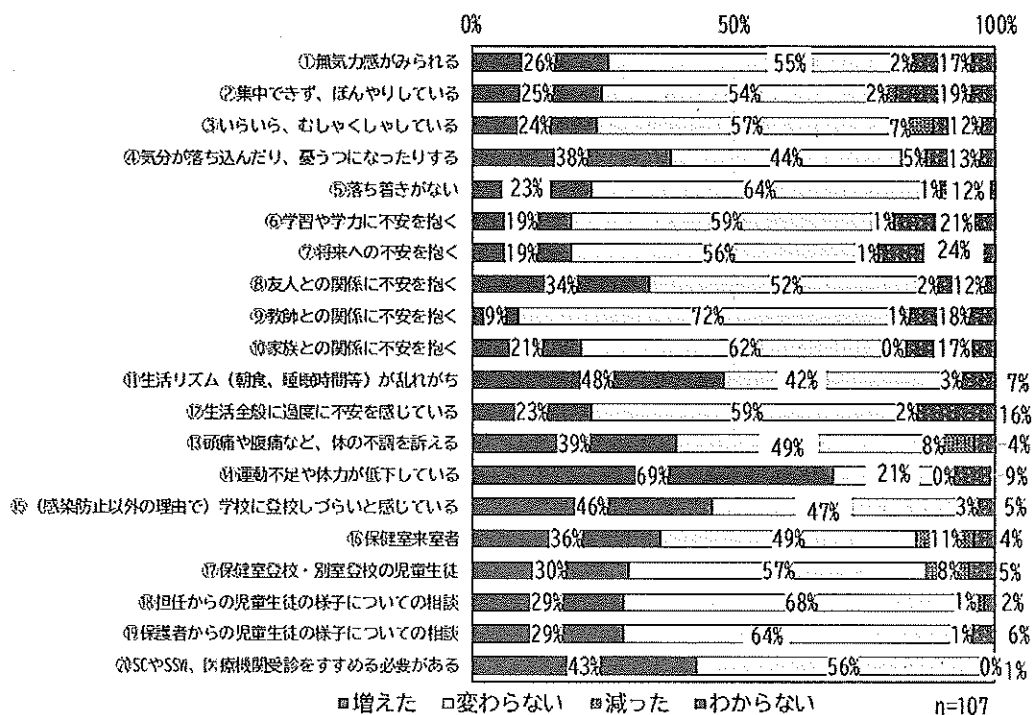


※「学校に行くのは楽しいと思いますか」という質問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による学校教育への影響を考慮し、調査が実施されませんでした。

出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

▼新型コロナウイルス感染症の影響と思われる児童生徒の変化・様子（三重県）

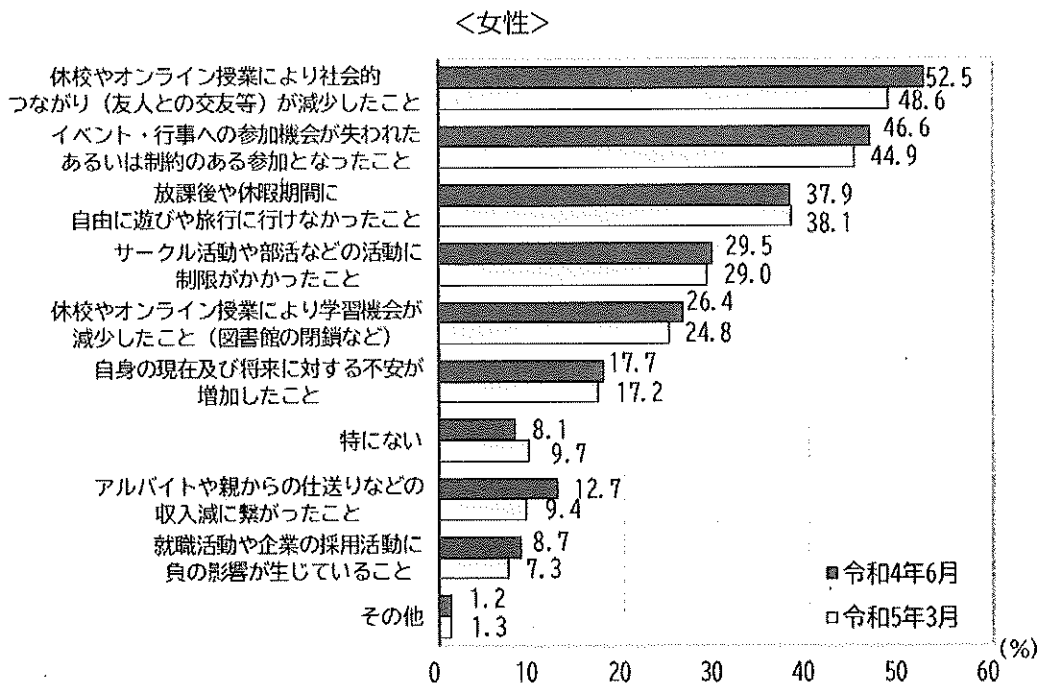
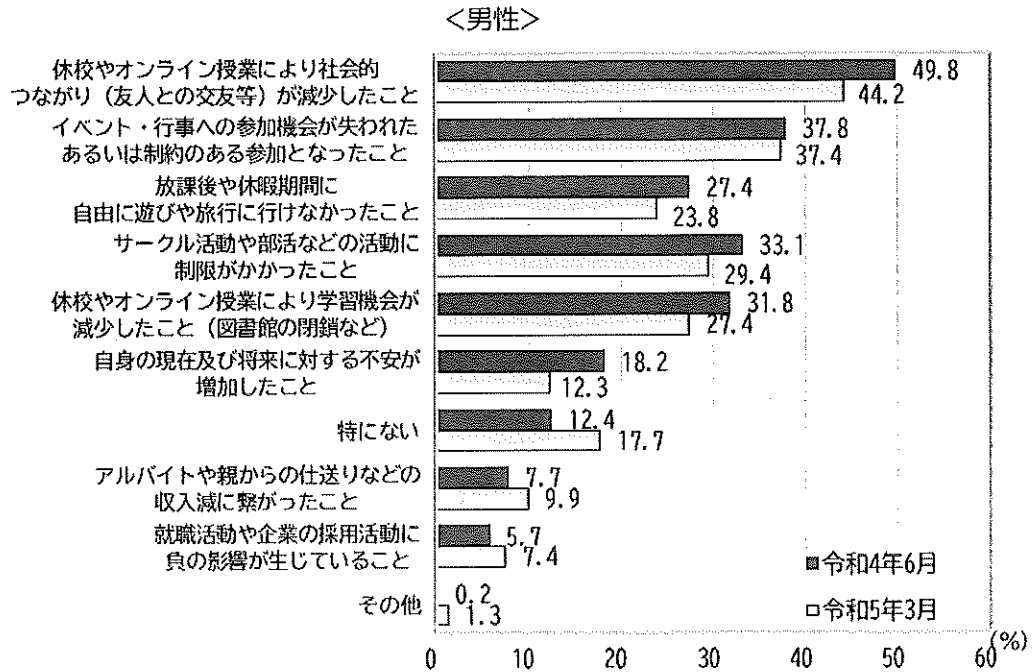


※数値は、コロナ禍前と比較した児童生徒の変化（「増えた」等）について、変化があると感じている養護教諭の割合であり、変化がある児童生徒の割合ではありません。

出典：三重県教育委員会調べ（令和5年度）



▼コロナ禍での不利益・不満（学生）（全国）



出典：内閣府「第6回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（令和5年4月）

## ⑪ 地域における学びの状況

- 本県では、少子化の流れを受けて、公立小中学校と県立高等学校の学級数が減少する中、地域の児童生徒数に応じた学びが進められています。子どもたちにこれからの時代に求められる学びを提供できるよう、地域と連携・協働しながら魅力ある学校づくりを進める必要があります。

### ▼公立小中学校における地域別学級数一覧（三重県）

	地域名	R1			R5			増減		
		単式	複式	計	単式	複式	計	単式	複式	計
小学校	北勢	1,495	6	1,501	1,488	9	1,497	▲7	3	▲4
	津	476	10	486	448	19	467	▲28	9	▲19
	松阪	428	10	438	401	15	416	▲27	5	▲22
	南志	408	12	420	375	19	394	▲33	7	▲26
	伊賀	299	3	302	287	-	287	▲12	▲3	▲15
	紀北	54	17	71	45	18	63	▲9	1	▲8
	紀南	66	19	85	60	22	82	▲6	3	▲3
	総合計	3,226	77	3,303	3,104	102	3,206	▲122	25	▲97
中学校	北勢	632	-	632	612	-	612	▲20	-	▲20
	津	187	1	188	182	-	182	▲5	▲1	▲6
	松阪	149	-	149	150	-	150	1	-	1
	南志	177	1	178	164	1	165	▲13	0	▲13
	伊賀	123	-	123	118	-	118	▲5	-	▲5
	紀北	28	1	29	25	-	25	▲3	▲1	▲4
	紀南	32	5	37	32	2	34	0	▲3	▲3
	総合計	1,328	8	1,336	1,283	3	1,286	▲45	▲5	▲50

出典：三重県教育委員会調べ

▼県立高等学校（全日制）における学級数の状況（三重県）

（令和5年度第1学年）

地域名	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	学校数
桑員			桑名工（工）	桑名北（普）		桑名西（普） いなべ総合（総）	桑名 （普理看）		5
四日市			朝明（普福） 四郷（普） 菟野（普）	四日市農芸 （農家） 四中工（工）	四日市西（普） 四日市商（商）	川越（普国） 四日市工（工）	四日市（普） 四日市南（普）		11
鈴鹿・ 亀山		石薬師（普）	稲生（普体） 飯野（他英）	亀山 （普情家）	白子（普家）	神戸（普理）			6
津	白山（普商）			久居（普）	津工（工） 津商（商） 久居農林 （農家）	津東（普）	津（普） 津西（普国）		8
松阪	飯南（総） 昴学園（総）		松阪商（商）	松阪工（工） 相可（普農家）			松阪（普理）		6
伊勢 志摩	南伊勢（普） 鳥羽（総） 志摩（普） 水産（水）		伊勢工（工） 明野（農家福）	宇治山田（普） 宇治山田商（商）		伊勢（普）			9
伊賀	あけぼの学園 （総）			名張（総）	上野（普理） 名張青峰（普）	伊賀白鳳 （工商農福）*			5
東紀州	紀南（普）		木本（普総）	尾鷲（普商工）*					3
学校数	9	1	10	11	8	8	6	0	53

\*伊賀白鳳、尾鷲の2校は、35、30人学級を実施

（令和元年度第1学年）

地域名	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	学校数
桑員			桑名工（工）	桑名北（普）		桑名西（普）	いなべ総合（総）	桑名 （普理看）	5
四日市			菟野（普）	朝明（普福） 四郷（普）	四日市農芸 （農家） 四中工（工） 四日市商（商）	四日市西（普）	川越（普国） 四日市（普） 四日市南（普） 四日市工（工）		11
鈴鹿・ 亀山			石薬師（普） 飯野（他英）	稲生（普体）	白子（普家） 亀山 （普情家）		神戸（普理）		6
津		白山（普商）			津工（工） 久居（普） 久居農林 （農家）	津商（商）	津（普） 津西（普国） 津東（普）		8
松阪	飯南（総） 昴学園（総）			松阪商（商） 相可（普農家）	松阪工（工）		松阪（普理）		6
伊勢 志摩	鳥羽（総） 水産（水）	南伊勢（普） 志摩（普）	伊勢工（工） 明野（農家福）	宇治山田商 （商）	宇治山田（普）	伊勢（普）			9
伊賀	あけぼの学園 （総）			名張（総）		上野（普理） 伊賀白鳳 （工商農福） 名張青峰（普）			5
東紀州	紀南（普）			尾鷲（普商工） 木本（普総）					3
学校数	6	3	6	10	10	7	10	1	53

※学科名の略称は次のとおりです。

（普）普通科、（総）総合学科、（工）工業科、（商）商業科、（農）農業科、（福）福祉科、（家）家庭科、（理）理数科、  
（看）看護科、（英）英語科、（国）国際科、（情）情報科、（水）水産科、（体）体育科、（他）その他（応用デザイン）

出典：三重県教育委員会調べ

## 2 子どもたちに育みたい力

- 現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字<sup>16</sup>を取って「VUCA」の時代とも表されます。これまで人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展、地球規模の課題、子どもの貧困などが社会の課題として掲げられてきた中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアのウクライナ侵略などは正に予測困難な時代を象徴する事態であったと言えます。今後、超スマート社会の実現に向けた技術革新や脱炭素化等の変革、さらなる人口減少の進行に対応するなど、社会の変化や展望をふまえた本県の教育のめざすべき方向性を明らかにするため、「子どもたちに育みたい力」を明示します。
- 学校教育を通じて、子どもたちのウェルビーイングを実現していくためには、子どもたち一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人びとと協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることをめざすという考え方が重要です。また、超スマート社会においては、個々人が自立して自らの個性・能力を伸長するとともに、多様な価値観に基づいて新たな価値を生み出していくために必要な力を備えていくことも重要です。

このため、「三重の教育宣言<sup>17</sup>」に込められた思いをふまえ、教育における不易と流行を十分に見極めながら、「自立する力」、「共生する力」、「創造する力」を育てていきます。

---

<sup>16</sup> Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)。

<sup>17</sup> 注釈4に同じ。

### (自立する力)

- 社会の変化が加速し、複雑で予測が困難な時代にあって、幸せや生きがいを感じられる人生を切り拓くことをめざし、他者や地球環境などを含めた社会全体のウェルビーイングをふまえながら、主体的に学び、困難に向き合い、自信と誇りを持って、責任ある行動を取る力が求められます。
- 子どもたちが主体的に学びに向かうことができるよう、自ら定める目標の実現に向けて学ぶ内容や学ぶ方法を決定し、学びの状況を振り返りながら改善を行いつつ学び続けていく「自律した学習者<sup>18</sup>」としての力を身につけることが重要です。

### (共生する力)

- 価値観や文化の多様性を認め合い、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、あらゆる他者を価値のある存在として理解・尊重し、豊かな人間関係を築くとともに、他者への感謝や思いやり、規範意識、公共の精神、郷土に対する誇りや愛情等を心の土壌として持ちながら、他者と共に支え合って生きていく力が求められます。また、一定の対立関係の中で、相手の立場に立って考えたり、より広い視点で全体をとらえたりする、対立やジレンマに対処する力が求められます。
- 社会の多様化が進む中、誰一人取り残されることなく、誰もがいきいきとした人生を享受することができる共生社会の実現をめざし、その実現に向けた社会的包摂を推進することが大切です。

### (創造する力)

- 社会の課題が多様化・複雑化する中、社会課題の解決と経済成長を結びつけるイノベーションを起こしたり、新しいアイデアや解決策を生み出したりする、新たな価値を創造する力が求められ、こうした力は、超スマート社会においてもAIやロボットによる代替が困難な「人」の力であり、今後一層求められることが予測されます。
- 子どもたちが、既存のさまざまな枠を越えて活躍できるよう、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、他者と協働しながら、主体的に学び、柔軟に発想することが重要です。学校教育は子どもたち同士の学び合いの中で行われる特質を持つことをふまえ、多様な感性や考え方に触れ刺激を受けつつ、一人ひとりがよりよい学びを生み出していけるようにすることが大切です。

<sup>18</sup> 本ビジョンでは、子どもたちが社会で自立するためには、「自ら考え、判断・決定し、行動する力(自律する力)」や、「自分を律しながら学び続ける姿勢」が大切であるという思いを込め、「自律した学習者」としています。

### 3 教育施策の基本的な考え方

- 本県では、教育施策の基本的な考え方を示す「三重県教育施策大綱」をふまえた教育を展開していきます。「三重県教育施策大綱」では、子どもたちへの教育を含む、全ての教育の方針を以下のように掲げています。

#### はじめに

##### (子どもたちは三重の宝)

- 子どもたちは、一人ひとりかけがえのない存在であり、生まれながらにして豊かに育つための権利があります。子どもたちには自ら育つ力と多くの可能性があり、一人ひとりが力を発揮し、心身ともに健やかで豊かに育つことができる社会をつくっていく必要があります。
- 本県の未来を明るくし、持続可能な地域とするためには、三重の未来を担う子どもたちを守り健全な育成を図ることが重要です。子どもたちのかけがえのない命が、児童虐待、いじめ等で奪われることのないよう、未然防止の取組を進めるとともに命の尊さについて理解を深める必要があります。

##### (社会の変化を見据えた教育の重要性)

- 人口減少が進み、変化の激しい時代において、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の重要性はますます高まっています。
- 自ら学び、考え、多様な人びとと協働しながらさまざまな課題に主体的に向き合うことで、社会的変化を乗り越える力を育み、持続可能な社会の創り手となる教育の充実が求められます。
- グローバル化やデジタルトランスフォーメーションの進展等により、社会の変化が加速度を増しています。地球規模の課題についても、私たち一人ひとりの課題として捉え行動していくことが望まれるとともに、人ならではの感性を働かせ、よりよい解を生み出していく力が一層強く求められます。

##### (三重に根ざした教育)

- 三重は、古くから海・山の豊かな食材に恵まれた自然豊かで風光明媚な地域である「美しい国」として、街道を通じた人、物、情報の交流により発展してきました。このように、三重では、多様な交流を通じて、異なる文化や優れた知見を積極的に取り入れてきた歴史があり、さまざまな交流の中で培われた「包容力」や「多様性」が県民の皆さんの持つ特質や優位性と言えます。こうした特質や優位性を生かした、三重に根ざした教育活動を進めます。
- 三重に根ざした教育の推進においては、将来世界で活躍する者にも、三重の地で生き郷土の未来を担う者にも、ふるさと三重に愛着や誇りを持ち、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育んでいきます。

(社会総がかりでの教育)

- 一人ひとりの学びを支えていくという認識を学校・家庭・地域などが共有し、相互に連携・協働しながら、子どもたちを育む学校づくりや子どもたちが安心して活動できる居場所づくりに社会総がかりで取り組みます。
- また、家庭の経済的な状況など子どもたちが生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望をもって健やかに育つことのできる環境の整備や子どもたちが安心して学べる場づくりを進めるとともに、一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を発揮することができる社会の実現をめざし取り組んでいきます。

(学校における学び)

- 学校は、学習機会と学力を保障するという役割や全人的な発達・成長を保障する役割、人と安全・安心につながるができる居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割を担っていくとともに、学校教育ならではの協働的な学び合いやリアルな体験をととした学びを大切に活動を進めます。

## 1 子どもたちの未来をひろげるために

全ての人の人権が尊重され、誰もが個性や能力を発揮していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現に向けて、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することが大切です。こうした中、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、全ての子どもたちの学びを保障することが重要です。

(いじめ問題の克服)

- 本県では、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が年々増加していますが、今なお、いじめを受けた子どもの心身に重大な影響を及ぼす事案が発生しています。いじめの問題は、大人社会のハラスメントの問題と根底で重なるところがあり、いじめの問題への対応では、社会の教育力や成熟度が問われます。こうした認識の下、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、子どもたちに関わる大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ってそれぞれの責務や役割を果たし、いじめの防止等に取り組みます。
- いじめの問題の克服に向けて、「いじめをしない、させない心」を育むとともに、多様性を認めたり、ルールを尊重したりする社会性を身につける取組を進めます。また、子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めるとともに、子どもたちが示すSOSを見逃さないという姿勢や、ささいな変化であってもいじめではないかという問題意識を持って関わることで、積極的な認知を一層進め、早期発見や早期対応、深刻化の防止につなげます。さらに、いじめの加害者への指導にあたっては、いじめの被害者の心身の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、いじめの背景にも目を向け、いじめの加害者が抱える問題の解決を図り、再発防止と成長支援につなげます。加えて、いじめの傍観者や同調者の存在にも注意を払い、いじめを許容しない雰囲気や集団内に醸成されるよう取り組みます。

(子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり)

- 学校、家庭、地域、企業、団体などのさまざまな主体が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、家庭や学校とは異なる対人関係の中で豊かな人間性を育んだり、困難に直面した際に支援を求めたりできるよう、「子どもの居場所」づくりを進めます。

(誰もが安心して学べる環境づくり)

- 特別な支援を必要とする子どもたち、外国につながる子どもたち、不登校の状況にある子どもたちなど、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばすことができるよう、誰もが安心して学べる環境を整えます。また、貧困の連鎖を防ぐ取組を進めるほか、児童虐待やヤングケアラーなど、支援を必要とする子どもたちの早期発見・対応などの対策を進めます。さらに、性的指向・性自認の多様性について、教職員等の正しい理解を促進し、きめ細かな対応につなげます。

(学校安全の推進)

- 子どもたちの命を守り、子どもたちが安全・安心に学べるよう、防災教育や通学時の安全対策、防犯対策、性犯罪・性暴力対策、事故防止対策など、家庭や地域と連携・協働した学校安全の取組の徹底を図ります。

## 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために

子どもたち一人ひとりが自他のかけがえのない価値を認識しながら、多様な人びとと協働し、さまざまな分野に積極的に挑戦し、自分の可能性を伸ばすことができるようにしていくためには、自己肯定感を高めることが重要です。そのためには、ありのままの自分が受け容れているという実感を持つことが必要です。また、自らの力の向上に向けて努力して達成感を得たり、人の役に立ったりすることや、自分と向き合ったり、互いに認め合ったりすることなどの経験を重ねることが大切です。

こうした自己肯定感は、保護者や友人、教職員、地域の人びとなど、他者との関わり合いをとおして育むことが大切です。また、子どもたちのこだわりやここを見てほしいという思いを受け止め、その子どもの努力や工夫を丁寧に見取ることが重要です。

あわせて、子どもを支える大人が、子どものいきいきとした成長に関わることを通じて、自らの自己肯定感を高めることができるような関係をめざすことが大切です。

(家庭教育の支援)

- 家庭において、子どもたちが保護者等からありのままの自分を受容され、他人に対する思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につけられるよう、社会全体で「教育の原点」である家庭教育や子どもの豊かな育ちを支えるとともに、地域のさまざまな主体と連携して、保護者等や子どもの学びを支えながら家庭教育の支援の充実を図ります。

(幼児期における取組)

- 幼児期の子どもたちが、安定した情緒の下で身近な環境に主体的に関わり、さまざまな活動を行う中で、心身の調和のとれた発達の基礎を身につけることができるよう、子どもたちとの信頼関係を十分に築き、よりよい教育環境をつくります。



(学校における取組)

- 学校では、リアルな体験を通じて学ぶことの重要性にも留意し、子どもたちが達成感を味わい、やる気や自信にもつながる、「できた」、「分かった」という実感が得られる授業や、自分や他者のよさに気づくことにつながる仲間との交流や多様な人びととの協働の機会、子どもたちが主体的に学校生活をよりよくする活動などの充実を図ります。また、つまずきや思うようにいかない状況などをしなやかに受け止め、対応する力を育みます。
- その際、学校が異なる立場や考え、価値観を持った人びとが集う場であるからこそ、お互いの考え方や思いの違いを尊重しながら理解を深め合う中で、一人ひとりのよさを生かしながら、より深い学びを生み出すことができるという視点を持って教育活動を進めます。

### 3 豊かな社会を創っていく力を育むために

人工知能（AI）などの先端技術が高度化し、社会のあり方そのものが劇的に変化する中、求められる資質・能力も変化しています。そのような社会で、変化を前向きに受け止め、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考えることや、多様な人びとと協働することなどを通じて、持続可能な未来を創っていく力を身につけていくことが大切です。

子どもたちには、「何を知っているか、何ができるか」だけではなく、「知っていることやできることをどのように使うか」や「どのように社会と関わり、よりよい人生を送るか」という視点を重視しながら、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、自己肯定感や規範意識、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を一体的・調和的に育むことが重要です。

(幼児教育の充実)

- 幼児期の子どもたちに、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人として生きていくための基礎を培うことができるよう、家庭や地域と連携して教育活動のさらなる充実を図るとともに、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、遊びをとおして総合的な指導を行います。

(学力等の資質・能力の育成)

- 資質・能力をバランスよく育成するため、個々の子どもの状態をより丁寧に把握し、一人ひとりに応じた学びや協働的な学びの充実を図ります。子どもたちが学力を確実に身につけることができるよう、子どもたちの学力や学習状況を把握・分析し、子どもや学校の実態に応じて補足的な学習や発展的な学習を取り入れるなど、さらなる授業改善や効果的な指導体制づくりの取組を進めます。あわせて、目標の達成に向けて粘り強く取り組む力や、自己の感情や行動をコントロールする力、他者と協働する力などのいわゆる非認知能力を育成するという視点を持って教育活動を進めます。

(自律した学習者の礎づくり)

- 自ら定める目標に向けて必要な学習内容や方法を決定し、学習状況等を振り返りながら、必要に応じて改善を行い、学び続けていく「自律した学習者」の育成をめざします。子どもたちが生涯にわたり、能動的に学ぶ姿勢を身につけることができるよう、学ぶ意義や目的についての理解を促すとともに、自分なりの学び方を工夫できる力を育むための教育を進めます。

(豊かな人間性の育成)

- 人権への理解を深め、自他の人権を守り、差別のない社会の実現に向けて実践行動ができるようにするとともに、自己肯定感や命を大切にする心、他者を思いやる心、公共心、規範意識を高め、よりよく生きようとする意欲と態度を身につけられるよう、人権教育や道徳教育、さまざまな体験活動を進めます。

(健やかな心身の育成)

- 子どもたちが生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための力を身につけることができるよう、家庭・地域と連携した健康教育・食育の充実を図るとともに、幼児期からの運動遊びや体育活動を推進します。

(主体的に社会の形成に参画する態度の育成)

- 将来自立した社会人となるための基盤をつくり、主体的に社会の形成に参画する態度を育み、よりよい社会の創り手の育成や本県の未来の創造に関わる意識の醸成につなげていくため、キャリア教育や主権者教育を進めます。

(グローバル教育の推進)

- 子どもたちがグローバルな視野や志を持ちながら、三重県にあって、他の地域にあって、世界にあって活躍できる力を身につけるため、国際的な交流活動を進めるとともに、三重の伝統や文化、産業についての理解を深め、愛着や誇りを育む郷土教育を地域と連携して進めます。

(読書・文化芸術活動の推進)

- 子どもの読書活動は、想像力を育み、感性を磨き、表現力等を高め、多くの知識を習得させるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築きます。子どもの読書習慣を形成できるように、学校図書館の整備充実や読書機会の確保、読書活動の普及啓発などの取組を進めます。また、文化は創造性を育み、表現力を高めるとともに、多様性を受け入れることのできる心豊かで平和な社会を形成する礎となるものです。文化芸術を通じて、子どもたちの豊かな心の育成を図るため、文化芸術に触れる機会や、郷土の文化等を学ぶ機会を充実させる取組を進めます。

(これからの部活動)

- 部活動は、スポーツや文化、科学など幅広い分野の活動に取り組むことができ、好ましい人間関係の構築、責任感、連帯感の育成に資するなど人間形成の機会でもあることから、持続可能な運営体制の構築に向けて、効率的・効果的な活動や、部活動の地域連携・地域移行に向けた段階的・計画的な環境整備など、部活動改革の取組を進め、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保につなげます。

#### 4 さらに充実した教育の提供をめざして

技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く状況が変化する中、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばすため、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、子どもたちの学びを支える環境を整えることが重要です。

(教職員の資質・能力の向上)

- 教職員が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、自律的に新しい知識や技能を学び続ける姿は、子どもたちにとって重要なロールモデルとなります。また、教職員が子どもたち一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支える伴走者としての役割を果たすことは、子どもたち一人ひとりが自分自身のよさや強みを生かして学びを深めることにつながります。このため、教職員が教職生活全体を通じて学び続けることができるよう、多様な学びの機会を提供します。

(幼児教育・保育の質向上に向けた職場づくり)

- 子どもの人権を尊重し、寛容性をもった質の高い幼児教育・保育の実現に向けて、幼稚園教諭や保育教諭、保育士等の専門性を高め、資質の向上を図るとともに、処遇改善や人材確保などに取り組み、働きやすい職場づくりを一層進めます。

(教職の魅力向上)

- 教職は、子どもたちの人生に影響を与え、成長を実感できる喜びを感じられる仕事です。教職員の長時間労働が課題となる中、教職員が子どもと向き合う時間や授業改善に取り組む時間を確保し、日々の生活を充実しつつ教職人生を豊かなものにするには、自らの自己肯定感や人間性、創造性を高め、よりよい教育活動につながります。そこで、教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、人材確保や教職員の業務負担の軽減などに取り組み、学校における働き方改革を進め、本県における教職の魅力の維持向上を図ります。

(「チームとしての学校」)

- 子どもたちが安全・安心に学ぶとともに、必要な資質・能力を身につけることができるよう、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、教職員と各分野に専門性を有する多様な人材がそれぞれの役割を担い、連携して子どもたちを支援する「チームとしての学校」の体制整備を一層進めます。

(ICTの活用)

- 全ての子どもたちの可能性を伸ばす一人ひとりに応じた学びと多様な人びとと協働した学びをより効果的に進めるため、ICTをこれまでの教育実践と適切に組み合わせ有効に活用するとともに、ICTを活用した校務の効率化の取組を進めます。また、ICTを使用することによる影響に留意しつつ、子どもたちがデジタルリテラシーを身につけ、自分で考え行動できる力を育みます。

(地域との連携・協働)

- 保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールや、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動、探究活動、キャリア教育・職業教育等を通じ、学校と地域との連携・協働を一層推進することにより、子どもたちの成長を支えるとともに、これからの地域社会や産業を担う人材の育成につなげます。

## 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして

人生 100 年時代をより豊かに生きるため、一人ひとりが生涯にわたって必要な学習を行い、個人の生活や地域・社会での活動に生かし、このことが生きがいとなって新たな学びへの意欲に結びつくような、学びと活動の持続的な好循環を実現していくことが重要です。また、そのような大人の姿を見て、子ども自身も自律した学習者としてのイメージや自己の将来のイメージを持ち学習意欲が高まることも期待されます。

イノベーション人材をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が懸念される中、リカレント教育やリスキリングの重要性が指摘されています。スキルを身につけることは自己実現にもつながると考えられ、人びとが学び続ける機会を提供することが大切です。

(社会・地域の課題やニーズに対応した学び、自己実現に向けた学び)

- デジタル化の進展や産業構造の変化が加速する中、社会の持続的な発展を支える観点から、半導体やデジタル分野等における専門人材の育成や、労働生産性の向上等に向けたリカレント教育やリスキリング等の取組を推進するとともに、その学びを地域・社会に生かし続けることができる環境づくりを進めます。
- 生涯学習や義務教育を受ける機会を実質的に保障する夜間中学での学びなど、あらゆる世代の誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる学習基盤の充実を図ります。

(高等教育機関との連携)

- 人口が減少していく中、地域活力の維持・発展につなげていくうえで、高等教育機関の役割はさらに重要性を増していくと考えられます。

地域が直面する広範な重要課題について認識を共有するとともに、県内高等教育機関の特色を生かした高度な専門的知識を有する人材の輩出や、担い手の育成・確保などにつなげていくため、産学官の連携を推進します。



#### 4 教育ビジョンを貫く視点

- 一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育を実現する観点から、「子どもたちに育みたい力」の育成に向けて施策を展開する上で、大切にしたい横断的な視点を明示します。

##### ▽ 子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします

子どもたちを権利を持つ主体として尊重し、年齢や発達の程度をふまえつつ、その意見を十分に考慮し、子どもにとって最もよいことは何かを考えながら、一人ひとりが主体的に自己を発揮して学びに向かうことができるよう、子どもたちが「どのように学ぶか」や、子どもたちを「どのように支援するか」という視点を大切に、多様な子どもの状況に応じた学びの実現を図ります。

##### ▽ 学年や校種を越えた連続性のある学びを実現します

子どもたちの資質・能力をバランスよく育むことをめざし、幼児教育から高等学校教育までを通じて、子どもたちの学習状況に応じて補充的・発展的な学習指導を行ったり、子どもたちが学習状況やキャリア形成を見通し振り返りながら学習活動を充実していけるよう働きかけたりして教育活動を進めるとともに、学年や校種を越えた子ども同士の学び合いの機会を充実するなど、連続性のある多様な学びの実現に向けて取り組みます。

##### ▽ 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を家庭・地域と共有しながら、学びの場を学校から広げ、社会のつながりの中で学ぶことで、子どもたちが自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことができるよう、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを行います。

##### ▽ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくります

学校における働き方の改善により、教職員が学ぶ時間を確保し自らの授業を磨くことなどを通じて、子どもたちによりよい教育を存分に行うことができるよう、教育に関わる全ての者の総力を結集し、学校・教職員が担う業務の適正化や学校における働き方改革の実効性の向上、持続可能な勤務環境の整備などの取組を進め、教職員が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子どもたちに向き合うことができる環境をつくります。



## 第2章 基本施策・施策

### 1 基本施策

- 前章で掲げた「子どもたちに育みたい力」の育成に向けて、次の6つの「基本施策」を推進します。

#### (1) 未来の礎となる力の育成

##### 【めざす姿】

子どもたち誰もが、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を育み、これからの時代を生きていくための基礎となる力を身につけています。

##### 【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「一人ひとりの自己肯定感<sup>19</sup>を涵養<sup>かん</sup>する教育の推進」、「確かな学力の育成」、「幼児教育の推進」、「人権教育の推進」、「道徳教育の推進」、「読書活動・文化芸術活動の推進」、「健康教育・食育の推進」、「体力の向上と運動部活動改革の推進」の各施策に取り組みます。

- 「一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進」にあたっては、子どもたちがありのままの自分が認められている実感を持てるようにするとともに、一人ひとりのウェルビーイングの向上を図るため、家庭教育支援や幼児教育の充実、互いに支え合う学校づくりの推進、子どもの状況に応じた学びを支える指導の充実を図ります。
- 「確かな学力の育成」にあたっては、子どもたちが知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、生涯にわたって能動的に学び続ける態度を身につけられるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。
- 「幼児教育の推進」にあたっては、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園等における教育・保育活動の充実を図るとともに、幼稚園等と小学校等との交流など、小学校教育への円滑な接続に向けた取組を推進します。

<sup>19</sup> 一般的には、「自己肯定感」は、「自尊感情」、「自己有用感」などと表現されることもあります。本ビジョンでは、ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえる感情を「自己肯定感」という用語で広くとらえています。



- 「人権教育の推進」にあたっては、子どもたちが人権に関する理解を深め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、「三重県人権教育基本方針」に基づき、家庭・地域と連携しながら、教育活動全体を通じて総合的・系統的に人権教育を進めます。
- 「道徳教育の推進」にあたっては、子どもたちが生命を大切にする心や他者を思いやる心、人間関係を築く力、公共心、規範意識を高め、個性を伸ばし、他者と共によりよく生きようとする意欲と態度を身につけられるよう、子どもたちの発達段階に応じ、「考え、議論する道徳」等を通じた道徳教育を推進します。
- 「読書活動・文化芸術活動の推進」にあたっては、子どもたちが歴史や文学、科学、芸術等への関心を高め、感性や情操を磨き、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけられるよう、社会全体で読書活動を推進するとともに、文化芸術に触れる機会の充実や文化部活動の環境整備を進めます。
- 「健康教育・食育の推進」にあたっては、子どもたちが生涯にわたって健康で充実した生活を送るために必要な知識と、自ら必要な情報を収集して判断し実践する能力を身につけられるよう、学校教育活動全体をとおして、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、健康教育・食育を推進します。
- 「体力の向上と運動部活動改革の推進」にあたっては、子どもたちの体力が向上するよう、運動機会の拡充や体育授業の充実を図ります。また、子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、中学校における休日の運動部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めます。

## (2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

### 【めざす姿】

子どもたちが、変化が激しく予測困難なこれからの社会において、変化をしなやかに前向きに受け止めて、失敗をおそれず挑戦する心や生涯をとおして学びに向かう姿勢、社会の一員としての自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

### 【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「キャリア教育<sup>20</sup>の推進」、「グローバル<sup>21</sup>教育の推進」、「新たな価値を創り出す力の育成」、「主体的に社会を形成する力の育成」の各施策に取り組みます。

- 「キャリア教育の推進」にあたっては、子どもたちが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身につけられるよう、学校教育活動全体をとおして、組織的・計画的なキャリア教育を推進するとともに、地域と連携した体験活動や校種を越えた学び、職業教育の充実を図ります。
- 「グローバル教育の推進」にあたっては、子どもたちがグローバルな視野と志を持ちながら、自ら定めた目標に向けて挑戦する意欲を高め、地域や世界で活躍できる力を身につけられるよう、海外との交流や各種コンテストへの参加の促進、多様な価値観・文化等に触れる機会の創出、英語教育・郷土教育の推進を図ります。
- 「新たな価値を創り出す力の育成」にあたっては、社会課題の解決や持続的な社会の発展に向け、子どもたちが主体的に学びに向かう姿勢や新たな価値を創り出す力を身につけられるよう、探究活動・STEAM教育<sup>22</sup>、先端技術や社会の変化等に対応した取組、専門的な知見を有する者等と連携した取組を進めます。
- 「主体的に社会を形成する力の育成」にあたっては、子どもたちが主体的に社会の形成に参画する態度を身につけられるよう、主権者教育や消費者教育を推進するとともに、地球規模の課題の解決に向けて考え行動する持続可能な社会の創り手を育む教育を進めます。

<sup>20</sup> 一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけることをとおして、社会の中で役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

<sup>21</sup> グローバル(global)とローカル(local)からの造語。国境を越えた地球規模の視野と、草の根の地域の視点で、さまざまな問題をとらえていこうとする考え方。

<sup>22</sup> 科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、リベラルアーツ・教養(Arts)、数学(Mathematics)等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

### (3) 特別支援教育の推進

#### 【めざす姿】

インクルーシブ教育システム<sup>23</sup>の理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに交流することで、理解し、尊重し合いながら生きていく態度を身につけています。

#### 【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進」、「特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進」の各施策に取り組みます。

- 「一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進」にあたっては、インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、持てる力や可能性を伸ばし、自立と社会参画に必要な力を身につけられるよう、一人ひとりのニーズに応じた学びの場において、早期からの一貫した指導・支援を進めます。
- 「特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進」にあたっては、特別支援学校の子どもたちが、自立と社会参画に必要な力を身につけられるよう、組織的・計画的なキャリア教育を推進します。また、地域の学校等との交流および共同学習を進めるとともに、施設の狭隘化<sup>あひ</sup><sup>24</sup>・老朽化対策など環境整備を行います。

<sup>23</sup> 障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。

<sup>24</sup> 面積などが狭くゆとりがないこと。

#### (4) いじめや暴力のない学びの場づくり

##### 【めざす姿】

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

##### 【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「いじめや暴力をなくす取組の推進」、「いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実」、「いじめに対する迅速・確実な対応の推進」、「いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実」の各施策に取り組みます。

- 「いじめや暴力をなくす取組の推進」にあたっては、子どもたちが主体的にいじめ防止に向けて行動できるよう、子どもたち自らがいじめについて考え話し合う取組や、道徳教育や人権教育などを通じたいじめをなくすための取組を進めます。また、いじめや暴力に向かわせないための未然防止の取組を社会総がかりで進めます。
- 「いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実」にあたっては、子どもたちが安全・安心に学校生活を送れるよう、積極的ないじめの認知やインターネット上のいじめ問題への対応を進めるとともに、学校内外において、専門人材を活用しつつ、いじめを訴えやすい環境づくりに取り組めます。
- 「いじめに対する迅速・確実な対応の推進」にあたっては、いじめの当事者や周りの者を含む全員が好ましい集団生活を取り戻し、いじめが早期に解消するよう、迅速な情報共有や組織的な対応を進めるとともに、いじめられた子どもへの支援やいじめた子どもへの指導、いじめが起きた集団への働きかけを行います。
- 「いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実」にあたっては、教職員が、いじめの積極的な認知や子どもたち一人ひとりの状況に応じた対応・支援を実践できるよう、学校の組織的な対応の強化、教職員を対象とする研修の充実、専門人材を活用した支援体制の充実に取り組めます。

## (5) 誰もが安心して学べる教育の推進

### 【めざす姿】

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

### 【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「不登校の状況にある児童生徒への支援」、「外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成」、「防災教育・防災対策の推進」、「子どもたちの安全・安心の確保」、「学びのセーフティネットの構築・学びの継続」の各施策に取り組みます。

- 「不登校の状況にある児童生徒への支援」にあたっては、不登校の状況にある児童生徒が社会性や自立心を身につけられるよう、安心して学べる「魅力ある学校づくり」の推進、多様な教育機会の確保、福祉機関・施設等と連携した取組や専門人材の活用など効果的な支援の充実を図ります。
- 「外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成」にあたっては、外国につながる児童生徒が、自己実現を果たし、社会の一員として自立するために必要な力を身につけられるよう、日本語指導・支援の充実、多文化共生の取組の推進、不就学の可能性がある外国人の子どもへの就学に向けた取組の推進を図ります。
- 「防災教育・防災対策の推進」にあたっては、子どもたちが、自分の命は自分で守るとともに、災害時に地域の一員として行動できる力を身につけられるよう、家庭・地域と連携した実践的な防災教育を推進します。また、災害時における学校教育の早期復旧を図るための体制整備や学校施設の防災・耐震対策を進めます。
- 「子どもたちの安全・安心の確保」にあたっては、子どもたちが、主体的に判断し行動できる力を身につけられるよう、学校安全計画に基づく組織的取組の推進、家庭・地域・関係機関等との連携・協働による学校安全の推進、交通安全など安全に関する教育を進めるとともに、非常時において学びを継続できるよう取り組みます。
- 「学びのセーフティネットの構築・学びの継続」にあたっては、家庭環境等に関わらず、子どもたちが意欲的に学べるようにするとともに、一人ひとりの状況に応じて学べる機会や環境を整えるため、多様な教育的ニーズや高等学校中途退学等への対応を進めるとともに、教育費負担を軽減する取組を推進します。

## (6) 学びを支える教育環境の整備

### 【めざす姿】

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

### 【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進」、「学校における働き方改革の推進」、「ICTを活用した教育の推進」、「地域とともにある学校づくり」、「学校の特色化・魅力化」、「学校施設の整備」、「家庭での学びの応援」、「社会教育の推進と地域の教育力の向上」、「文化財の保存・活用・継承」の各施策に取り組めます。

- 「教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進」にあたっては、教職員がコンプライアンス意識を高く持ち、子どもたちの主体的な学びを支援する力や多様な教育課題に対応できる専門的指導力を身につけられるよう、効果的な研修を実施します。また、教職の魅力発信と教職員の人材確保に向けた取組を進めます。
- 「学校における働き方改革の推進」にあたっては、教職員が効果的な教育活動を持続的に行えるよう、時間外在校等時間削減に向けた取組、学校・教職員が担う業務の適正化、専門人材・地域人材の活用、職場環境の改善を進めるための取組、教職員の健康管理・メンタルヘルス対策を推進します。
- 「ICT を活用した教育の推進」にあたっては、子どもたちが急速に進展するデジタル社会で活躍するための情報活用能力を身につけられるよう、学校におけるICTを活用した教育、情報モラル<sup>25</sup>教育など情報活用能力を育成する取組、教職員のICT活用指導力の向上を図る取組を進めます。
- 「地域とともにある学校づくり」にあたっては、地域全体で子どもたちの学びや育ちを支える体制を整えるため、保護者や地域住民等が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が連携・協働する取組を進めるとともに、地域と学校をつなぐコーディネーター機能の強化を図ります。

<sup>25</sup> 情報社会で適正に活動するために必要な考え方や態度。

- 「学校の特色化・魅力化」にあたっては、子どもたちが目標に向かって意欲的に学べるよう、学校段階間の円滑な接続を進めます。また、子どもたちが主体的に学び、豊かな人間性や社会性を身につける場となるよう、地域や学校の特性に応じて、高等学校の特色化・魅力化を推進します。
- 「学校施設の整備」にあたっては、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、校舎等の老朽化対策・耐震対策、空調の整備やトイレの改修など快適な学習環境づくり、バリアフリー化、自然環境を考慮した施設整備、豊かな学びを支える施設整備を進めます。
- 「家庭での学びの応援」にあたっては、家庭教育は全ての教育の原点であるとの認識のもと、子どもたちが豊かな情操や人を思いやる心を持ち、基本的な生活習慣等を身につけられるよう、保護者と子どもの学びを応援する取組を進めるとともに、さまざまな主体と連携して、子どもの豊かな育ちを支える取組の充実を図ります。
- 「社会教育の推進と地域の教育力の向上」にあたっては、県民の皆さんが生涯にわたり、それぞれのニーズに応じて学習することができるよう、社会教育関係団体や NPO、地域の方々のネットワークの構築・強化を図るとともに、社会教育施設等において、多様なニーズに対応した学習機会を提供します。
- 「文化財の保存・活用・継承」にあたっては、地域の宝である文化財が保存・活用・継承されるよう、文化財の調査と指定、修理・整備、保存・活用に取り組むとともに、子どもたちをはじめ多くの方々が文化財について学び、親しみ、その価値について理解を深める機会を確保します。

## 2 施策

○ 6つの「基本施策」を具体的に展開するため、32の「施策」により取組を進めます。

### 施策体系

基本施策	施策
1 未来の礎となる力の育成	(1)一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進
	(2)確かな学力の育成
	(3)幼児教育の推進
	(4)人権教育の推進
	(5)道徳教育の推進
	(6)読書活動・文化芸術活動の推進
	(7)健康教育・食育の推進
	(8)体力の向上と運動部活動改革の推進
2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成	(1)キャリア教育の推進
	(2)グローバル教育の推進
	(3)新たな価値を創り出す力の育成
	(4)主体的に社会を形成する力の育成
3 特別支援教育の推進	(1)一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
	(2)特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進
4 いじめや暴力のない学びの場づくり	(1)いじめや暴力をなくす取組の推進
	(2)いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
	(3)いじめに対する迅速・確実な対応の推進
	(4)いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実
5 誰もが安心して学べる教育の推進	(1)不登校の状況にある児童生徒への支援
	(2)外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成
	(3)防災教育・防災対策の推進
	(4)子どもたちの安全・安心の確保
	(5)学びのセーフティネットの構築・学びの継続
6 学びを支える教育環境の整備	(1)教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進
	(2)学校における働き方改革の推進
	(3)ICTを活用した教育の推進
	(4)地域とともにある学校づくり
	(5)学校の特色化・魅力化
	(6)学校施設の整備
	(7)家庭での学びの応援
	(8)社会教育の推進と地域の教育力の向上
	(9)文化財の保存・活用・継承



## 施策の見方

基本施策○ ○○○○

施策名	○○○○
-----	------

## めざす姿

※この施策を推進することにより、計画期間が終了する令和9(2027)年度末までに達成する姿を記載しています。

## 現状と課題

※この施策に関する現状や課題、背景等を記載しています。

## 主な取組内容

※この施策で実施する主な取組を記載しています。

## KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
※「めざす姿」の実現に向けた施策の達成状況を把握することができるKPIの項目を記載しています。	※現在(最新の実績)の数値を記載しています。	※令和9(2027)年度における目標値を記載しています。

## 基本施策1 未来の礎となる力の育成

<b>施策名</b>	(1)一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進
------------	--------------------------

<b>めざす姿</b>
-------------

子どもたちが、ありのままの自分が認められているという実感を持つとともに、学校ならではの子どもたち同士や教職員と子どもたちとの関わり合いなど多様な他者と交わる活動や多様な体験活動をとおして、自己肯定感や幸福感など一人ひとりのウェルビーイングが向上しています。

<b>現状と課題</b>
--------------

- ① PISA等の国際調査において、日本の子どもたちの学力が高い水準にあることが示される一方で、自己肯定感については諸外国と比べて低いという調査結果があります。また、将来の予測が困難な時代においては、自らが社会を創り出していくという視点がより重要となり、子どもたち一人ひとりが持続可能な社会の創り手となり、課題解決などを通じて、社会を維持・発展させていくことが求められます。
- ② こうした中、子どもたちが自他のかけがえのない価値を認識しながら、多様な人びとと協働し、さまざまな課題解決を主体的に担うことができる存在であるという認識を持って、自分の可能性を伸ばしていけるよう、自己肯定感の涵養を図ることが重要です。自己肯定感、自らの力の向上に向けて努力することで得られる達成感や他者からの評価等によるものと、自分の長所のみならず短所を含めた自分らしさや個性を受け止めることによるものの2つの側面からとらえることが大切です。
- ③ 経済先進諸国では、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをとらえるウェルビーイングの考え方が重視されてきており、自己肯定感や幸福感などがその要素として挙げられ、教育をとおしてウェルビーイングの向上を図っていくことが求められます。
- ④ 家庭生活や社会環境が変化する中、子育てを担う保護者の孤立感や不安感、負担感の増大が懸念されており、家庭教育の担い手である保護者を支えることができるよう、地域における家庭教育支援の充実を図るとともに、経済的困窮や虐待など、さまざまな課題を抱える家庭に対しては、より十分な支援を行うことができるよう、地域における支援体制の充実を図る必要があります。

⑤ 子どもたちの可能性を伸ばしていく上で、基礎的・基本的な知識・技能の習得が重要であることは言うまでもなく、思考力・判断力・表現力等や学びに向かう力等こそ、家庭の経済事情など、子どもを取り巻く環境を背景とした差が生まれやすい能力であるとの指摘もあることに留意する必要があります。「主体的・対話的で深い学び」を実現し、一人ひとりの状況に応じた学びの動機づけや、いわゆる非認知能力<sup>26</sup>を含む幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組が求められています。

⑥ 人間関係で多くの子どもたちが悩みを持ち、学習面の不安だけでなく、心理面や進路面での不安や悩みを抱えることも少なくありません。学校の教育活動を通じて、子どもたちが社会の中で自分らしく生きることができるよう支えていくことが求められます。

## 主な取組内容

### ① 家庭教育支援・幼児教育の充実

- 地域におけるさまざまな主体と連携し、保護者に対して、家庭教育に関する学習機会や必要な情報を提供することを通じて、子どもたちの豊かな成長や家庭教育を応援する取組を進めます。
- 経済的困窮や虐待など、支援を必要としながらも支援が届きにくいさまざまな問題を抱える家庭に対しては、市町の福祉担当部局等の関係機関と連携して支援を行います。
- 幼児期の子どもたちが、安定した情緒のもとで発達に必要な体験を重ね、生涯にわたる人格形成の基礎を築くことができるよう、教職員と幼児との間に十分な信頼関係を築き、幼児の主体的な活動を促しながら、よりよい教育環境をつくり出します。

### ② お互いを認め合い支え合う学校づくり

- 子どもたちが安心して自分の意見を述べ、なぜそう思ったのかを皆で考え、自分の考えを深めたり、自分に足りないことに気づいたりする授業をとおして、子どもたちが互いに認め合い・励まし合い・支え合える人間関係を創り上げることができるよう取り組みます。
- 子どもたち自身が学校生活や学級をよりよいものにしていけるよう、校則・ルールの見直しや児童会・生徒会活動、学校行事の運営において意見を述べたり、議論したりする機会を設けるなど、異年齢の子どもたちとも協力し合いながら、皆で話し合って実践する自発的・自治的な活動を尊重し、子どもたち自身による創意工夫を引き出す取組を進めます。

<sup>26</sup> 主に意欲・意志・情動・社会性に関わる3つの要素(①自分の目標をめざして粘り強く取り組む、②そのためにより方を調整し工夫する、③友人と同じ目標に向けて協力し合う。)からなります。

- 安全・安心な学校づくりに向けて、教職員の支援のもと、子どもたち自身がさまざまな考え方があることを受け入れ、理解し合える風土を創り出すことができるよう、学級・ホームルーム経営を通じて、相手の気持ちに寄り添ったり、感謝の気持ちを伝えたりする姿勢を子どもたちが身につけることができる取組を進めます。

### ③ 多様な子どもの状況に応じた学びを支える指導・支援の充実

- 学校においては、学級やホームルーム等が子どもたちの学習や生活の基盤であり、個が集団に埋没してしまう危険性があることをふまえ、学校生活のあらゆる場面で、子どもたちが「自分も一人の人間として大切にされている」と実感することにつながる指導を行うなど、一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図る教育活動を一層推進します。
- 子どもを取り巻く環境や子どもの状況を多面的かつ客観的にとらえ、一人ひとりに対する理解を深めた上で、育成をめざす資質・能力やキャリア形成の方向性等をふまえながら、自己選択や自己決定を促し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、一人ひとりに応じた学習指導を進めます。
- 子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感することにつながるよう、個々の学習状況や興味・関心に応じた個別最適な学習と、多様な他者と関わり合う中で異なる考え方に触れながら、課題を見だし解決策を考えるなどの協働的な学習を適切に組み合わせた授業づくりを推進します。
- 身近な地域や世界規模の課題を設定しその解決に向け深く考察し行動する探究活動や、多様な考え方を持つ仲間との学びや個々の教科の学びを基礎として教科横断的な学びを行うSTEAM教育、地域の産業や特色を題材にした地域課題解決型学習を推進するとともに、取組の前後に、資質・能力がどのように変化したかを把握し、取組の改善につなげます。
- 学級や学校の中で役割を分担し、協力して取り組む機会や、部活動など異年齢交流をとおしてリーダーシップを発揮する機会など、子どもたちが他者や集団、社会のために役立つことを実感できる取組を推進します。また、子どもたちが、さまざまな感性や考え方等があることを認め合い、影響を与え合う機会を生み出し、人と人との関わり合いの中で新たなアイデアが生まれ、新しい価値の創造につなげていくことをめざす取組を進めます。
- 達成感や成功体験、課題に立ち向かう姿勢などを身につけるさまざまな体験活動(自然体験活動や集団宿泊体験、社会体験活動、文化芸術活動等)は、自己肯定感などの向上に資するものであり、その機会の充実を図ります。
- 自己肯定感の涵養に関する取組の趣旨が実現されるよう、研修等を通じて教職員で共通理解を図りながら取り組むとともに、子どもたちや地域の状況に応じた学校の自主的・自立的な活動を進めます。

- 家庭の社会経済的背景に関わらず、全ての子どもたちが、質の高い教育を受け、夢や希望を持って挑戦したり、多様な体験や遊びの機会を得たりすることができるよう、地域未来塾など家庭や学校とは異なる居場所での学習支援等を地域と連携して進めます。また、家庭の経済状況等を背景として学習環境が整わない子どもたちの自己肯定感、学習意欲、進学・就労に対する意欲等を高めるため、子ども支援ネットワークの活動の支援を進めます。

#### ④ 教職員の指導力の向上

- 教職員が子どもたちに対する受容的・共感的な態度を身につけ、その実態や発達の個別性や多様性を尊重する姿勢を持ち、丁寧な観察を通じて一人ひとりや集団の状態と心理を理解して対応する力を身につけるなど、子どもたちの自己肯定感を涵養することにつながる研修内容の充実を図り、子どもたち一人ひとりと信頼関係を構築する能力を備えた教職員の育成を進めます。
- 人権教育や道徳教育、いじめを生まない学級づくりについて、教職員の指導力の向上を図る研修を実施するなど、子どもたちが、自分らしく生きていこうとする態度やよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことや、安心して学校生活を送ることに資する取組を進めます。
- 教職員が、子どもたちの人生に影響を与え、日々の成長に関わることを通じて、自己肯定感を高めることができるよう、学校の指導体制・運営体制の充実や学校における働き方改革の推進等により、学校を教職員にとっても幸せや生きがいを感じられる場所にすることをめざす取組を進めます。

#### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることができる子どもたちの割合 ※1	小学生 90.1% 中学生 87.9%	小学生 91.0% 中学生 90.0%
自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合 ※2	小学生 81.9% 中学生 80.9%	小学生 84.0% 中学生 82.0%

※1 「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

※2 「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

## 基本施策1 未来の礎となる力の育成

### 施策名 (2)確かな学力の育成

#### めざす姿

子どもたちが、主体的・対話的で深い学びを通じて、生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、生涯にわたって能動的に学び続ける態度を身につけています。

#### 現状と課題

- ① 子どもたちに生きる力を育むことをめざし、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、生涯にわたって能動的に学び続けられるよう主体的に学習に取り組む態度を養うため、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を実践する必要があります。さらに、個別最適な学びが「孤立した学び」に陥らないよう、互いの感性や考え方等に触れ刺激し合う、協働的な学びの重要性をあらためて認識する必要があります。
- ② 学習評価においては、「子どもたちにどういった力が身についたか」という学習の成果を的確にとらえ、教職員が指導の改善に生かすとともに、子どもたちが自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすることが重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性を持った形で改善を行う必要があります。
- ③ 子どもたちが、学習内容を確実に身につけることができるよう、指導方法や指導体制の工夫・改善など、個に応じた指導の充実を、コロナ禍において整備の進んだICT環境も活用しながら図っていく必要があります。
- ④ 近年の「全国学力・学習状況調査」における本県の状況は改善傾向にありますが、国語では文脈に即した漢字等を正しく使うことや、根拠を明確に示すなどして自分の考えを書くこと、算数・数学では図形・割合に、依然として課題がみられます。
- ⑤ 児童生徒質問紙調査では、学習時間や読書時間が経年で見ると減少傾向にあり、全国平均値よりも短い状況が続いています。学習習慣・読書習慣等の改善に向け、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいく必要があります。

## 主な取組内容

### ① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

- 子どもたちが、学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動、協働や対話を通じて考えを広げ深める活動、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、思いや考えをもとに新たな価値を創造したりする活動を計画的に取り入れた授業改善を推進します。
- 子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感することにつながるよう、個々の学習状況や興味・関心に応じた個別最適な学習と、多様な他者と関わり合う中で異なる考え方に触れながら、課題を見いだし解決策を考えるなどの協働的な学習を適切に組み合わせた授業づくりを推進します。(再掲)
- 市町等教育委員会が作成した「学力向上アクションプラン」に基づき、小中学校における授業改善や学習内容の理解・定着につなげる取組が一層進むよう、教育支援事務所と共に市町等教育委員会と連携し、市町や小中学校の求めに応じた研修への支援を進めます。
- 学習評価が、教職員の指導の改善、子どもの学習改善につながるものになるよう、教科担当者等を対象とした会議や研修で、学習評価の考え方を周知するとともに、実践事例を交流するなど学習評価を充実させる取組を推進します。また、指導と評価の改善が一体として進められるよう、教科の目標や指導事項をふまえた評価の観点を示した学習指導事例の普及・活用を図ります。

### ② 一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

- 小中学校において、「全国学力・学習状況調査」、「みえスタディ・チェック<sup>27</sup>」等の活用を通じて、子どもたち一人ひとりが何を学び、どのような力を習得したかなど、学習の定着状況を把握し、指導の改善や個に応じた指導を進めます。
- 小中学校において、子どもたちが、基礎的・基本的な知識・技能の習得も含め、学習内容を確実に身につけることができるよう、「みえスタディ・チェック」の活用を進めます。CBTシステム<sup>28</sup>を使用することで、設問ごとの定着状況に応じ、学習内容を遡った問題やさらに難しい問題を、実施後すぐに子どもたちの1人1台端末に提供するなど、ICTを効果的に活用して一人ひとりに応じた補充的な学習や発展的な学習を進めます。
- 学習内容の習熟の程度に応じた指導など、少人数指導の実践研究を進めるとともに、その成果をふまえた効果的な指導方法の工夫等を小中学校に水平展開するなど、少人数指導の質的向上を図ります。

<sup>27</sup> 学習指導要領をふまえ、本県が重点的に実施している学力向上策の一つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、子どもたち一人ひとりに応じた指導の充実等を促進する取組。

<sup>28</sup> Computer Based Testing の略称で、子どもたちが学習端末を用いて解答する調査方法。

- 高等学校では、継続的に一人ひとりの学力の状況を把握し、学習方法や指導方法を改善することで、高校生に求められる学力の確実な習得と学習意欲の喚起に取り組みます。また、ICTを効果的に活用した実践事例等を、各学校に共有するなど、授業の質的向上に向けた取組を進めます。

### ③ 学校・家庭・地域の連携

- 小中学生の学習習慣・読書習慣等の確立に向け、「全国学力・学習状況調査」における児童生徒質問紙調査や、「みえスタディ・チェック」の学習や生活等に関する質問から、学習習慣・読書習慣等の状況を継続的に把握するとともに、課題の改善に向け、子どもたちの1人1台端末からダウンロードできるチェックシート等の活用を促進するなど、引き続き、学校・家庭・地域が一体となった「みえの学力向上県民運動」の取組を進めます。

#### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び ※1	小学生 97.1 中学生 98.4	小学生 101.0 中学生 102.0
授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合 ※2	小学生 79.1% 中学生 81.6%	小学生 82.4% 中学生 87.4%

※1 「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層(ABCD層)におけるAB層の公立小中学生の割合(全国を100とした場合の本県の値)(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

※2 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)





## 基本施策1 未来の礎となる力の育成

### 施策名 (3)幼児教育の推進

#### めざす姿

子どもたちが、安定した情緒のもとで自己を十分に発揮し、遊びや生活の中での体験をとおして、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会と関わる意識、思考力の芽生え、生命を尊重する気持ち、数量・文字等への関心、言葉で伝え合う力、豊かな感性等を身につけています。

#### 現状と課題

- ① 幼児期は、生活や遊びの中で具体的な体験をとおして、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。学びの充実を図るにあたって、幼稚園・保育所・認定こども園(以下「幼稚園等」という。)といった施設類型や地域・家庭の環境に関わらず、全ての子どもたちに格差なく質の高い学びが保障されるよう、全ての幼稚園等における幼児教育・保育のより一層の質向上を図る必要があります。
- ② 幼稚園等と小学校・義務教育学校<sup>29</sup>(以下「小学校等」という。)は、その教育・保育の形態に大きな違いがあり、子どもたちが小学校等での学習や生活に戸惑うなど、さまざまな課題が指摘されています。幼児期の教育と小学校等以降の教育の理念は、連続性・一貫性をもって構成されるものであり、今後さらに、幼保小接続に関する取組の充実を図っていく必要があります。
- ③ 幼稚園等においては、子どもと共によりよい教育環境を創造するために、幼稚園教諭・保育教諭・保育士(以下「幼稚園教諭等」という。)の資質向上を図る必要があります。
- ④ 就学前の子どもたちの生活は、家庭を基盤として地域での触れ合いや体験を通じて広がっていきます。家庭や地域も一体となり、教育・保育活動の取組を進めるとともに、幼稚園等は地域の子育て支援の拠点としての機能の充実が求められています。

<sup>29</sup> 一人の校長のもと、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校。

## 主な取組内容

### ① 幼稚園等における教育・保育活動の充実

- 市町と連携を図りながら、三重県幼児教育センターを核に、全ての幼稚園等において、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で共通に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した教育・保育の充実、幼稚園等と小学校等との連携の充実を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。
- 幼稚園等において、子どもたちの健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成が図られるよう、幼児教育アドバイザー等の派遣を行うとともに、優れた事例の普及を図ります。

### ② 小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進

- 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した実践事例の普及や、幼稚園等と小学校等とが共同した接続カリキュラムの編成・実施等を推進します。
- 子どもたちが、小学校等での生活・学習に期待をする気持ちを高め、安心してスタートできるよう、幼稚園等と小学校等との体験的な交流を推進します。
- 幼稚園教諭等と小学校等の教員が、幼稚園等と小学校等における教育活動や指導方法等の違いについて理解を深め、指導に生かせるよう、相互に保育・授業を見学するなどの交流や合同研修等の取組を推進します。

### ③ 幼児教育・保育を担う人材の資質向上

- 幼稚園等の運営の改善や幼児教育・保育に係る諸課題の解決に向けた研修の実施を通じて、園(所)長の指導力の向上を図ります。
- 幼稚園教諭等が各施設における指導内容や指導方法に関する相互理解を深められるよう、園内研修や他の幼稚園等との合同研修を実施し、幼稚園教諭等の専門性の向上を図ります。

### ④ 家庭・地域との連携の推進

- 家庭・地域に対して、子どもたちの心身の成長における基本的な生活習慣等の重要性について周知を図ったり、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の活用を促したりすることなどを通じて、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣や読書習慣、運動習慣等の確立を図ります。

- 幼稚園等において、地域の方々と触れ合ったり、地域の施設等を活用したりするなど、多様な体験機会の充実を図ります。
- 幼稚園等が、保護者同士の交流の機会を提供したり、子育てに関する相談対応・情報提供を行ったりするなど、地域における幼児期の子育ての支援拠点としての役割を担えるよう、地域子育て支援センター<sup>30</sup>等の関係機関との連携を推進します。

KPI(重要業績評価指標)		
項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
幼保小接続に関する研修等を実施した市町の数 ※	23市町	29市町

※ 「幼保小接続に関する研修等を実施しましたか」という質問に対して、「実施済み」と回答した市町の数(三重県教育委員会調べ)

<sup>30</sup> 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とする施設。



## 基本施策1 未来の礎となる力の育成

施策名	(4)人権教育の推進
-----	------------

めざす姿
------

子どもたちが人権に関する理解を深め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけています。

現状と課題
-------

- ① 新型コロナウイルス感染症によって社会が甚大な影響を受ける中、学校が子どもたちの全人的な発達・成長を保障する役割や安心して過ごせる居場所としての役割を担っていることが再確認されたことをふまえて、多様な子どもたちが互いの人権を尊重する態度や自己実現に向けた意欲を身につけられるよう、自分や他者の価値を認め、共に安心して過ごせる環境をつくる必要があります。
- ② 社会にはさまざまな人権問題が存在しており、インターネット上で差別を助長する情報等が流布されています。このような状況の中で、近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」など、差別を解消するための法律や条例が相次いで定められています。また、人権教育の理念と共通する内容が学習指導要領に新たに記載されるなど、学校における人権教育の重要性や必要性が高まっています。
- ③ 子どもたちの人権感覚の育成については、家庭や地域社会の影響が大きいことから、保護者や地域住民等の中に人権尊重の意識が広まるよう、家庭・地域と協働し、人権教育を進める必要があります。
- ④ 教職員一人ひとりが子どもを権利の主体として尊重するとともに、人権問題に関する理解を深め、その解決に向けた使命感を持ち、確かな人権感覚や指導力を身につける必要があります。

## 主な取組内容

### ① 一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくり

- 教育的に不利な環境のもとにある子どもの支援をはじめ、障がいのある子どもへの合理的配慮<sup>31</sup>の提供、性的指向・性自認に係る子どもに対するきめ細かな対応など、子どもの最善の利益を考慮し、安心して学べる学校づくりを進めます。
- 子どもの意見や考えを尊重し、望ましい人間関係づくりに取り組み、一人ひとりの自尊感情<sup>32</sup>を高め、自分らしく生きていこうとする態度を育む教育活動を進めます。

### ② 人権尊重の行動力を育てる教育の充実

- 「三重県人権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じて総合的・系統的に人権教育を進めるため、学校における人権教育カリキュラムの活用や改善を進め、取組の質の向上を図ります。
- 子どもの権利や個別的な人権問題<sup>33</sup>に関する学習資料等の活用を図るとともに、必要な資料の作成に取り組み、子どもたちが自らを権利の主体であると実感できる学習や、人権問題の解決を自分の課題ととらえ、自他の人権を守るための行動力を身につけるための学習を進めます。

### ③ 家庭・地域との連携による人権教育の推進

- 人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むため、学校・家庭・地域が人権教育の内容等を共有・協議する人権教育推進協議会や子どもの育ちを支援する子ども支援ネットワークの活性化を図り、保護者やその関係者等に授業公開を行うなど、地域に開かれた教育活動を推進します。
- 子どもと保護者や地域住民が共に人権の視点に立った社会的活動等に取り組むとともに、子どもたちが自他の人権について意見を表明する機会を創出し、子どもたちをはじめ、家庭・地域に人権尊重の意識を広めます。

<sup>31</sup> 障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権および基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの。

<sup>32</sup> 「自尊感情」は、一般的に「自己肯定感」とほぼ同義とされていますが、「三重県人権教育基本方針」では「自尊感情」という語を用い、一人ひとりの自尊感情を高め、自己実現を可能にするため、自分に誇りを持ち、自分らしく生きようとする意欲や態度を育む教育活動を進めています。

<sup>33</sup> 主な人権問題としては、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性の人権に係る問題のほか、高齢者、患者（HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）、犯罪被害者、アイヌの人々、刑を終えた人・保護観察中の人等の人権に係る問題、性的指向・性自認、貧困等、ひきこもりに係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、北朝鮮当局による拉致問題等などがあります。

#### ④ 教職員の人権意識や指導力の向上

- 全ての教職員が子どもの権利や人権問題に関する理解を深め、一人ひとりの人権擁護や人権問題の解決につながる教育活動に必要な指導力を身につけられるよう、経験年数や役割に応じ、効果的な研修や情報提供等を行います。
- 学校における人権教育を組織的・計画的に推進するため、管理職や人権教育推進担当者を対象に、「三重県人権教育基本方針」に基づく取組や人権教育カリキュラムのマネジメント等に関する研修を実施し、リーダーシップの向上を図ります。

#### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合 ※	94.1%	100%

※ 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合(三重県教育委員会調べ)





## 基本施策1 未来の礎となる力の育成

### 施策名 (5)道徳教育の推進

#### めざす姿

子どもたちが、生命を大切にする心や他者を思いやる心、人間関係を築く力、公共心、規範意識を高め、個性を伸ばし、他者と共によりよく生きようとする意欲と態度を身につけています。

#### 現状と課題

- ① 答えが一つではない道徳的な課題を子どもたち一人ひとりが自分自身の問題としてとらえ、深め合う、「考え、議論する道徳」への質的転換を推進するため、道徳科を要とした各教育活動での道徳教育の改善および教職員の指導力の向上が求められています。
- ② 自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うという道徳教育の目標を達成するため、道徳教育推進教師を中心とし、指導に際して全教職員が協力し合う指導体制の充実を図る必要があります。

#### 主な取組内容

##### ① 「考え、議論する道徳」への質的転換

- 子どもたちが、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考えを深める中で自己を見つめ、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、「考え、議論する道徳」の具体化に向けた指導方法の工夫改善を推進します。
- 子どもたちが、答えが一つではない道徳的な問題について、考え、議論し、自らの道徳性を養うことができるよう、道徳教育アドバイザーの派遣等を通じて、教職員一人ひとりの指導力向上に関する取組を推進します。
- 小中学校等の教職員を対象とした授業公開を伴う研修会の実施や、指導資料等の活用促進を通じて、教職員一人ひとりの指導力の向上を図ります。
- 子どもたちの発達段階に応じて、他者と共によりよく生きようとする意識や生命を大切にする心を育むため、道徳科を要として、各教科等の授業のほか、異学年との交流、ボランティア活動、地域での体験的な学習等の取組を推進します。
- 子どもたちが、いじめをなくす行動につながる道徳性を身につけることができるよう、関係機関と連携しいじめ予防プログラムを確立し、小中学校への普及を推進します。

- 道徳性を養う道徳科授業の質の向上が図られるよう、小中学校における道徳教育推進教師を対象にした研修会の実施やアドバイザーの派遣、いじめ防止に資する「特別の教科 道徳」の教員用指導補助資料の作成・周知を行います。
- 家庭や地域と連携した道徳教育の充実に向けて、保護者等への道徳の授業公開や、地域の方々も参画できる体験活動をとらして道徳教育の意義について共通理解を図ります。
- 高等学校においては、生徒が社会の形成者としての自覚を持ち、自立した大人として行動できるよう、公民科の科目である「公共」および「倫理」ならびに特別活動<sup>34</sup>を道徳教育の中核的な指導の場面としつつ、教育活動全体を通じて主体的に考え、議論する活動の充実に取り組みます。

## ② 指導体制の充実

- 各学校が定める教育方針のもと、教育活動全体を通じた道徳教育が進められるよう、道徳教育推進教師を中心とした推進体制の充実に取り組みます。
- 校長や道徳教育推進教師等を対象とした研修を実施し、校長の明確な方針のもと、道徳教育の充実が図られ、学校全体で道徳教育が進められるよう取り組みます。

### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
道徳の授業で、「考え、議論」している子どもたちの割合 ※	小学生 82.1% 中学生 87.3%	小学生 87.0% 中学生 90.0%

※ 「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

<sup>34</sup> 教育課程(カリキュラム)における教科外活動・学科外活動の一領域。

## 基本施策1 未来の礎となる力の育成

### 施策名 (6)読書活動・文化芸術活動の推進

#### めざす姿

子どもたちが、読書活動や文化芸術の体験活動を通じて、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、感性や情操を磨き、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけています。

#### 現状と課題

- ① 「学校読書調査」における全国の不読者<sup>35</sup>の割合は、小学生から高校生へと年齢が上がるにつれて高くなる状況です。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け実施された学校休校に伴う学校図書館利用の制限等により、子どもたちの図書離れが懸念される状況となっています。こうした中で、全ての子どもたちが、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、学校・家庭・地域が中心となり、社会全体で読書活動を推進する体制を構築するとともに、公立図書館や学校図書館、幼稚園、保育所等において、子どもたちの発達段階に応じた読書環境の整備を進める必要があります。
- ② 「全国学力・学習状況調査」における授業時間以外に平日10分以上読書をする本県の小中学生の割合は、全国平均を下回る状況です。子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を育み、探究心や人生を豊かにする力を身につけていく上で大切であることから、子どもたちの読書習慣の形成を図るとともに、読書の機会を拡充することが必要です。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校や地域における子どもたちの文化芸術活動が制限されました。こうした中、オンラインを活用した取組など文化芸術活動の可能性が広がるとともに、リアルな体験による文化芸術活動の重要性が再認識されました。文化芸術活動を通じて、子どもたちに豊かな感性や情操を養い、生涯にわたって文化や芸術に親しみ、その継承や創造に寄与する態度や能力を育むことができるよう、美しいものや優れたもの、芸術的なもの、地域や我が国の伝統文化に触れる機会を充実させていく必要があります。

<sup>35</sup> 「学校読書調査」において、調査前月の1か月間に読んだ本（教科書、参考書、雑誌、漫画を除く。）が0冊の児童生徒。

- ④ 文化部活動については、生徒が文化、科学、芸術等の活動をとおして楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、良好な人間関係などを培う場として大きな役割を果たしています。「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められており、将来にわたり子どもたちが文化に継続して親しむことができるよう、持続可能な活動環境を整備し、中学校における休日の文化部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める必要があります。

## 主な取組内容

### ① 学校における読書活動の推進

- 子どもたちの読書環境を整備するため、学校図書館図書標準<sup>36</sup>の達成や学校図書館への新聞配備に向けた取組を進めるなど学校図書館の充実を図ります。また、いつ、どこにいても読書に親しむことができるよう、デジタル社会に対応した読書環境の整備を進めます。
- 司書・司書教諭や子どもたち、PTA、読書ボランティアといったさまざまな主体がチームとなって、学校図書館の課題を分析し、めざす姿を共有しながら快適な環境整備に取り組み、子どもたちが通いたくなるような交流とゆとりのある明るい空間を創出することで学校図書館の利活用を推進します。また、司書の資質向上を図るため、授業活用のための工夫や、子どもたちの自発的・主体的な学習活動を支援する学校図書館の活動などについて学ぶ研修を実施します。
- 子どもたちが主体的に読書に興味・関心を持てるよう、子どもたちが学校図書館の運営に主体的に関わる機会を確保したり、読みたい本についての意見を聞き取ったりすることなどを通じて、子どもたちの目線に立った読書活動を推進するとともに、学校図書館を活用した授業やビブリオバトル<sup>37</sup>等の多様な取組を進めます。

### ② 家庭における読書活動の推進

- 子どもたちの発達段階や多様な家庭状況に配慮し、学校や幼稚園、保育所、公立図書館、PTA、子育て支援団体、子ども食堂、読書ボランティア、企業、行政等のさまざまな機関と連携・協働して、家庭における読書活動を支援する体制を構築します。

<sup>36</sup> 平成5(1993)年度に策定された公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。

<sup>37</sup> 発表者が本を紹介し、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。

- 保護者や子育て支援関係者が集う講座やホームページにおいて、幼児期からの読書の重要性や、子どもたちの発達段階に応じた効果的な読書活動の取組である「家庭読書(家読(うちどく))」についての普及啓発等を通じ、家庭における読書活動を促進します。

### ③ 地域における読書活動の推進

- 各市町が策定した読書活動推進計画に基づき、さまざまな機関が読書活動に関する情報を相互にやり取りする体制の構築が図られるよう、図書や設備、運営方法等について情報提供や助言等を行い、社会全体における読書活動の活性化を図ります。
- 公立図書館や地域の書店が、子どもたちや子育て家族にとって立ち寄りやすく、心地よい場所となるよう、関係機関と連携を図りながら、取組事例の情報収集や提供を行い、地域における読書活動の推進を図ります。

### ④ 文化芸術に触れる機会の充実

- 子どもたちの豊かな感性や情操を育み、生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養うため、国事業を活用し、芸術家を派遣するなど、本物の文化芸術に触れる機会を提供するとともに、子どもたちが作品等を通じて表現・発表する機会の拡充に取り組みます。
- 学校文化活動において、地域の方々との交流を進めるなど、三重の伝統や文化についての理解を深め、愛着や誇りを育む機会の充実を図ります。
- 子どもたちが本県の自然や文化等について興味を持って学ぶことをとおして、ふるさと三重への愛着や誇りを育むことができるよう、三重県総合博物館(MieMu)等の社会教育施設の機能の充実を図ります。

### ⑤ 文化部活動の環境の整備

- 子どもたちが文化芸術に親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じた適切な支援により、各市町が抱える課題の解決を図り、中学校における休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を推進します。
- 文化部活動指導者の派遣を推進するなど、学校の文化部活動における専門的な指導の充実を図ります。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
授業時間以外に読書をする子どもたちの割合 ※1	小学生 57.2% 中学生 44.7%	小学生 60.0% 中学生 49.4%
高等学校の文化部活動で外部の専門家が実技指導等を実施した回数 ※2	2,893回 (R4)	3,325回

※1 「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

※2 県立高等学校の文化部活動において、学校部活動振興事業を活用し、外部の専門家による実技指導等を実施した回数(三重県教育委員会調べ)

## 基本施策1 未来の礎となる力の育成

施策名	(7)健康教育・食育の推進
-----	---------------

めざす姿
子どもたちが、生涯にわたり心身の健康の保持増進を図ることができるよう、学校教育活動全体をとおして、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、健康教育・食育に取り組み、健康で充実した生活を送るために必要な知識と、自ら必要な情報を収集して判断し実践する能力を身につけています。

現状と課題
<p>① 肥満・痩身、アレルギー疾患、新型コロナウイルス感染症を含む感染症、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化する子どもたちの現代的な健康課題への対応が求められています。加えて、社会における情報化の急速な進展により、健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になる中で子どもたちが情報等を正しく選択し、適切に行動できるようにすることが求められます。</p> <p>また、がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診の大切さなど、がんについて正しく理解するとともに、がん患者に対する正しい認識を持つよう、がん教育を一層推進する必要があります。</p> <p>② 本県の献血率は全国平均より低い状況が続いています。子どもたちが献血の意義や制度について学ぶことは、生命の大切さを考えるきっかけとなり、社会性を養うものであることから、献血制度について理解を深める取組を推進する必要があります。また、予期せぬ妊娠の防止や思春期における性感染症予防のため、子どもたちが発達段階に応じた性に関する正しい知識を適切に理解し、自らの人生や家族の大切さについて考え行動できる力を身につける必要があります。</p> <p>③ 超スマート社会の進展・グローバル化など社会環境の変化や少子化など家庭におけるライフスタイルの多様化等に伴い、子どもたちの食事・運動・睡眠等の基本的な生活習慣の確立が難しくなっています。また、生涯にわたり健康で豊かな生活を送るためには、歯と口の健康づくりが重要です。本県の子どもたちの一人あたりの平均むし歯数は減少傾向にあるものの、全国平均と比べ罹患率の高い状況が続いていることから、学校における歯科保健の取組の一層の充実を図る必要があります。</p> <p>④ 食育を推進する体制づくりが進んだ一方で、不規則な食事や朝食の欠食等が見られます。生涯にわたって健康で活力ある生活を送るためには、生活習慣・食生活の改善や生活習慣病の予防に取り組む必要があります。また、地域の自然や文化、農林水産業等に関する理解を深めたり、食への感謝の気持ちを育んだりするとともに、食文化の継承・発展等を通じて、持続可能な食を支えることができるよう、学校給食等を活用した食育の推進が求められます。</p>



## 主な取組内容

### ① 健康教育の充実

- 望ましい生活習慣の確立を図るとともに、複雑化・多様化する子どもたちの健康課題に適切に対応するため、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて、組織的・計画的な健康教育を推進します。
- 子どもたちが、がんについて正しく理解したり、自他の健康と命の大切さについて考えを深めたりできるよう、医療関係者やがん経験者などの外部講師と取り組むがん教育を推進します。また、指導者向け研修会を実施し、がん教育の意義や指導内容等を学ぶ機会の提供を図ります。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用と健康との関わりについて、薬物乱用防止教室等を関係機関と連携して開催するなど、子どもたちが早い時期から依存症等に対する理解を深めるとともに、正しい知識を身につける取組を進めます。
- 学校における献血セミナーを関係機関と連携して計画的に実施することなどを通じて、高校生が献血の意義や制度についての理解を深める取組を進めます。
- ライフプランニング<sup>38</sup>について、保健体育科や家庭科を中心とした各教科や特別活動などの指導や講演会の実施により、子どもたちが家庭を築くことや子育ての意義、妊娠・出産等について考え、理解を深められるよう取り組みます。また、各教科や特別活動など学校教育活動全体を通じた性に関する指導や、産婦人科医等の専門家による講習をとおして、子どもたちが自他の命の大切さや性に関する正しい知識を身につけ行動できるよう取組を進めます。
- むし歯や歯肉炎等を予防するため、子どもたちの歯と口の健康づくりを一層推進し、学校歯科医や関係機関と連携したフッ化物洗口の実施や正しい歯みがきの指導など、歯科保健を充実します。また、学校・行政・医療機関等が連携し、各地域における歯科保健活動の充実を促します。

### ② 学校保健を担う教職員の研修や学校等での体制づくりの充実

- 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、研修の実施等により、学校保健の中核的な役割を担う養護教諭をはじめとする教職員がアレルギー疾患や感染症に関する理解を深める取組を進めます。また、事故や感染を予防し、緊急時に適切に対応できるよう、学校保健委員会の効果的な活用を図り、地域の医療・保健機関や市町等教育委員会等と連携しながら、学校保健に関する体制づくりを進めます。

<sup>38</sup> 自分自身を見つめ、自分のリソース(資源)を見だし、自分の生き方を問い直し、将来を見通し自分の人生を考え続けること。

- さまざまな不安や悩み、ストレス等により心の健康に課題を持つ子どもたちへの対応にあたっては、専門家や関係機関等と連携し、学校等における相談体制の充実を図ります。

### ③ 食に関する指導・学校給食の充実

- 栄養教諭を中核として、家庭・地域と連携しながら学校教育活動全体を通じて食育を推進することで、栄養バランスのよい食事のとり方や望ましい生活習慣の確立、食品の大切さと品質・安全性について、子どもたちが正しい知識・情報に基づいて自ら判断し、実践していく能力を身につけることができるよう取り組みます。また、健全な食生活を送るには、持続可能な環境が不可欠であることをふまえ、食育の取組を進めていく中で、食を支える環境の持続に資する取組を推進します。
- 朝食メニューを自ら考え調理する活動をとおして、子どもたちが食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけることができるよう取り組みます。また、朝食摂取やバランスのとれた栄養摂取の重要性について保護者や地域へ啓発を図ります。
- 学校給食を「生きた教材」として活用して三重の地物を取り入れたり、食に関するさまざまな体験活動を行ったりする取組を通じて、地場産物・国産食材や食文化に対する子どもたちの理解を促進するとともに、生産等に関わる人びとに対する感謝の心の醸成を図ります。また、残食削減の活動をとおして、食品ロス削減の取組を進めます。
- 子どもたちが安全に学校給食を食べることができるよう、学校給食の安全と充実に向けた講習会の開催などにより、栄養教諭など給食関係者の資質の向上に取り組みます。また、「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」や「学校給食における異物混入・ヒヤリハット事例集」等の使用が着実に進むよう普及促進を図り、食中毒・異物混入の防止、食物アレルギーへの対応など、事故防止の徹底を図ります。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
むし歯予防に取り組んでいる小学校・特別支援学校(小学部)の割合 ※1	60.4%	100%
朝食を食べている子どもたちの割合 ※2	小学生 93.6% 中学生 91.5%	小学生 95.1% 中学生 93.1%

※1 年間を通じて、給食後の歯みがき指導またはフッ化物洗口を実施している公立小学校および県立特別支援学校(小学部)の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 「朝食を毎日食べていますか」という質問に対して、「している」、「どちらかといえば、している」と回答した公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

## 基本施策1 未来の礎となる力の育成

### 施策名 (8)体力の向上と運動部活動改革の推進

#### めざす姿

子どもたちが、楽しさを味わいながら体を動かし、運動が好きになり、積極的に運動やスポーツに親しむことを通じて体力が向上しています。また、運動部活動改革が進み、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会が確保され、中学校における休日の運動部活動の段階的な地域連携・地域移行が進んでいます。

#### 現状と課題

- ① 体の柔軟性や筋力、持久力等の基礎的な体力は、生涯にわたって健康を保持増進する上で重要な役割を果たします。また、運動やスポーツに親しむことで、意欲や気力が充実し、生活習慣により影響を与えます。幼児期を含め、子どもたちが日常生活の中で体を動かすことが少なくなっていることから、継続して遊びや運動に取り組む機会を確保することが必要です。
- ② 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、本県の子どもたちの体力が全国と同様に平成30(2018)年度をピークに低下していること、継続的に全国平均を下回っている種目があること、1週間の総運動時間が7時間以上の子どもたちの割合が減っていることなどの課題があります。また、コロナ禍においては、感染対策上の必要性から、集団的な活動や体験的な活動等の制限が行われました。新型コロナウイルス感染症の流行以来、体力の低下など、子どもたちの心身にも一定の影響が生じているとの指摘もあります。
- ③ 学校における運動部活動は、仲間と共に励まし合い、高め合いながら、責任感や連帯感、自主性など豊かな人間性や社会性が育まれる意義のある活動です。一方で、教職員の負担が大きいことや生徒の過度な練習等についての指摘もあり、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められます。  
また、少子化の進行による生徒数の減少や指導者不足などのため、従前と同様に学校単位での運動部活動の継続が困難な状況が生じており、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができるよう、専門性の高い地域人材を配置して教職員の負担を軽減するなど、持続可能な活動環境を整備する必要があります。その中でも特に中学校については、休日の運動部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めていくことが求められています。
- ④ 体育活動や運動部活動中における、熱中症などの事故防止を徹底する必要があります。

## 主な取組内容

### ① 子どもたちの体力向上に向けた運動機会の拡充

- 子どもたちの体を動かす遊びが一層充実するよう、幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会を開催するとともに、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を活用し、家庭と連携しながら幼児期から運動に親しむ習慣づくりに取り組みます。
- 各学校における体力向上の目標を設定するとともに、学校全体でなわとびやマラソン等に取り組む活動である「1学校1運動」など、体育・保健体育の授業以外の子どもたちの運動機会を拡充する取組を進めます。
- 子どもたちが日常的に運動に親しむことができるよう、体育館の開放など、学校体育施設等の有効活用を推進するとともに、適切な維持管理を行います。

### ② 教職員の指導力向上による体育授業の充実

- 子どもたちが楽しさや喜びを味わいながら体を動かし、運動が好きになり、自ら進んで運動する習慣を身につけるとともに、発達段階に応じて体力や技能を養うことができるよう、ICTも効果的に活用しつつ、体育・保健体育の授業を工夫・改善する取組を進めます。
- 体育・保健体育の授業の工夫・改善に取り組んでいくため、魅力ある授業づくりに向けた研修会を実施するなど、教職員の指導力向上を図ります。

### ③ 運動部活動改革の推進

- 各学校の取組状況について、「学校体育・部活動実態調査」等をとおして把握し、課題となっている点について、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」をふまえて改善します。また、中学校においては、各学校の適切な部活動運営に向けて、市町等教育委員会と連携し、毎年度その運営を検証しながら、運営方針を見直すなどの改善を図ります。
- 短時間で効率的・効果的な部活動指導を行えるよう、部活動顧問や部活動指導員等が具体的な技術指導等を学ぶ研修会を実施します。
- 部活動における子どもたちに対する専門的な指導を充実するとともに、教職員の負担軽減を図るため、部活動指導員等の配置を進めます。
- 子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じた適切な支援により、各市町が抱える課題の解決を図り、中学校における休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を推進します。

○ 中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行を進めるため、運営団体や実施主体となるスポーツ団体等への協力依頼や指導者養成のための研修の実施などにより、地域クラブ活動の指導者の不足や質の向上に対応する取組を進めます。

○ 部活動の実施にあたっては、子どもたちの心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等も含む。)を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する取組を進めます。

#### ④ 学校体育・運動部活動における事故防止

○ 熱中症を予防するため、各学校において、暑さ指数(WBGT)に応じた運動や行動の指針等を整備し、指針に基づいた状況判断や対応を進めます。また、学校関係者が熱中症の事故防止に必要な対応への理解を深めることができるよう取り組みます。

○ 事故防止に向け、子どもたち個々の運動能力や体力の実態・適性、興味・関心に応じて、適切な指導計画を立てることができるよう、教職員の指導力向上に取り組みます。

○ 公益財団法人日本中学校体育連盟や公益財団法人全国高等学校体育連盟等の学校体育関係団体と連携し、各種大会における事故防止に向けた運営の改善や注意事項の啓発・周知の徹底に取り組みます。

#### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合 ※1	小学生 37.8% 中学生 72.7%	小学生 45.3% 中学生 78.4%
運動部活動の地域連携・地域移行に取り組んでいる中学校の割合 ※2	51.0%	100%

※1 「学校の体育・保健体育の授業以外で、運動(体を動かす遊びを含む。)やスポーツを合計で1日おおよそどれくらいしていますか」という質問に対して、1週間の総運動時間が7時間以上と回答した公立小中学生の割合(スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」)

※2 運動部活動について、地域連携・休日の地域移行に取り組んでいる公立中学校の割合(三重県教育委員会調べ)



## 基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

施策名	(1)キャリア教育の推進
-----	--------------

めざす姿
------

子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、進路を決定する能力や態度、人間関係を築く力など、将来の社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身につけています。

現状と課題
-------

- ① AIやロボットの発達による特定の職種における雇用の減少など、社会構造や雇用環境が大きく、また急速に変化することが予測される中、子どもたちが社会貢献意識や自己実現に向けたキャリア意識を持って、主体的に進路を選択することができるよう、子どもたちの発達段階に応じて地域や関係機関等と連携を図りながら、学校の教育活動全体をととした、組織的かつ計画的なキャリア教育を推進する必要があります。
- ② 県立高等学校卒業者の就職状況は、近年、3月末時点で内定率99.5%以上と高い水準で推移している一方で、目的意識がなく、今後の見通しもないまま卒業していく者もいます。全ての子どもたちが社会的な課題を多面的・多角的にとらえ、将来を見通した上で進路を決定できるよう、支援を進める必要があります。
- ③ 少子化の進行や高等学校卒業後に大学等へ進学する者の割合の増加により、地域産業の担い手が不足する傾向にあります。また、コロナ禍により就業体験活動等の機会が減少し、進路を考える上での体験活動の重要性が再認識されたところです。これらのことから、将来の地域社会の担い手を育成できるよう、地域と連携した体験活動の充実を図る必要があります。
- ④ 子どもたちが、多様な選択肢の中から進路を決定する力や、人間関係を築く力を身につけられるよう、関係機関等の協力を得て、専門的な知識や技能の習得に向けた取組を進める必要があります。

主な取組内容
--------

① 学校の教育活動全体をととした組織的かつ計画的なキャリア教育の推進

- 社会的・職業的自立に向けて、育みたい資質・能力を明確化し、それぞれの発達段階に応じた目標を達成できるよう、各学校が策定するキャリア教育全体計画に基づき、体系的なキャリア教育を進めます。



- 子どもたちが、働くことや将来の自己実現に係る考え方の積み重ねと振り返りをおし  
て、自己のキャリア形成に生かしていくことができるよう、小中高等学校の12年間の活動  
を記録する「キャリア・パスポート<sup>39</sup>」を活用した学習を進めます。
- 全ての子どもたちが学校での学習と自分の将来との関係に意義を見いだして意欲を  
持って学び、可能性を最大限に発揮できるよう、各学校において社会で活躍している人  
を招へいするなど、子どもたちのキャリア発達を促す取組を推進します。また、教職員を  
対象として、県内外の先進的な事例等について学ぶことができる研修会を開催します。

## ② 全ての子どもたちの進路実現に向けた支援の充実

- 高等学校において、人との関わり方などの面で支援が必要な生徒や、人間関係を構築  
することに苦手意識のある生徒が、将来の社会生活や職業生活で他者と協力・協働でき  
るよう、各地域の就労支援機関等との連携を深め、具体的な就職支援に取り組みます。
- 高等学校において、働くことに不安を持つ生徒に対し、就労支援機関等と連携した進  
路相談やソーシャルスキルトレーニング<sup>40</sup>の機会を入学後の早い段階から充実させると  
ともに、働き方についての理解を深め、働くことへの自信を持つことができるよう、企業  
等における実習の機会の充実を図ります。
- 外国につながる子どもたちが将来を見通して主体的に進路を選択できるよう、日本で  
の働き方や上級学校への進学について理解を深める機会の充実を図ります。
- 特別支援学校に在籍する子どもたちが、自己選択・自己決定できる力を高め、地域で  
いきいきと暮らしていけるよう、一人ひとりの状況や発達段階に応じたキャリア教育を進  
めるとともに、地域生活への円滑な移行を支援します。
- 中学校では、小学校でのさまざまな教育活動により身につけてきた能力や態度を土台  
として、社会体験や職場体験などを通じ、社会と自己の関わりやこれからの生き方につ  
いて考え、将来の夢や職業を思い描くことで、卒業後の進路について、主体的な選択・決  
定ができるようキャリア教育の充実を図ります。
- 高等学校において、入学後の早い段階からのキャリア教育や、生徒一人ひとりの就職  
支援に加え、卒業生の職場定着が図られるよう、企業等の人事部門の担当や労働行政  
での業務等の就職に係る専門的な経験を持つ人材による恒常的な支援を進めます。
- 高等学校において、将来進学を希望する生徒が上級学校での学びを体験し、主体的  
な進路選択につながるよう、大学での講義や実習を体験する機会や、大学等の専門的  
な研究機関と連携した課題研究等の取組を進めます。

<sup>39</sup> 小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、子どもたちが学級活動および  
ホームルーム活動を中心として、各教科を通じ、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り  
返ったりしながら自己評価できるように蓄積された記録。

<sup>40</sup> 社会の中で他者と交わり、共に生活していくために必要な能力を身につけるための訓練。

### ③ 地域と連携した体験活動や校種を越えた学びの充実

- 小中学校において、子どもたちが、地域に根づく企業等で活躍する人から提案された課題について考えたり調査したりして、自ら解決方法を考えるとともに、いきいきと活動する大人の魅力を感じ取る学習を進め、その成果を普及します。また、高校生が地域の産業や職業を体感する場として、経済団体や労働行政機関、地元企業等と連携した説明会、職場見学や就業体験活動の機会の充実を図ります。
- 業種や職種、地域の魅力ある産業や企業の紹介、就業体験活動の受入れ情報等を閲覧できる職業に関するWebサイトを活用し、各高等学校における対面・体験型の活動の機会を充実させるとともに、生徒の将来の希望に沿った個別最適なインターンシップ<sup>41</sup>の機会を提供します。
- 高校生が日頃学んできたことや学問の楽しさを小中学生に伝える機会として、科学体験講座を開催したり、高校生による小中学校での出前講座を実施したりするなどして、小中学生が高等学校での学習を体験できる場の充実を図ります。

### ④ 職業教育の充実

- インターンシップやデュアルシステム<sup>42</sup>の内容を充実するなど、勤労観・職業観、コミュニケーション能力を高める取組や、労働者の権利・義務等の理解を深めるとともに、法令遵守の精神や倫理観を高める取組を推進します。
- 地域で活躍する経営者の講演や職業人による技術指導等をとおして、職業人としてのあり方や生き方を学ぶ機会を拡充するとともに、資格取得や競技会等へ挑戦する取組を推進します。
- 高等学校では、6次産業化<sup>43</sup>に係る学習や同じ分野を学ぶ生徒同士による活動等の学校・学科の枠を越えた取組や、産業界や高等教育機関との連携によるAIやデータ分析等の先端技術に係る学びを推進します。また、良質な農作物を安定的に生産する研究や高品質な工業製品の製造、科学的な根拠に基づいた商品開発など、実践的な学びを推進します。

<sup>41</sup> 事業所等において、生徒・学生を対象に実施する短期間の就業体験。

<sup>42</sup> 学校における教育と企業における実習等を組み合わせることにより、子どもたちを高い専門性を身につけた職業人に育てる実践的な教育・職業能力開発の仕組み。

<sup>43</sup> 農林水産物の生産(1次産業)だけでなく、加工(2次産業)や流通・販売(3次産業)を含めた一体的な取組を進めること。

KPI(重要業績評価指標)		
項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
目標を持って学習や活動に取り組んでいる 子どもたちの割合 ※1	小学生 90.2% 中学生 92.0% 高校生 71.0%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 85.1%
学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考 えることにつなげている高校生の割合 ※2	82.8%	100%

※1 「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした  
公立小中学生および県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 地域・社会、企業、大学等が実施する取組や活動、インターンシップ等への参加を通じて、将来の  
進路について考えることにつなげている県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)

## 基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

<b>施策名</b>	(2)グローバル教育の推進
------------	---------------

<b>めざす姿</b>
子どもたちが、グローバルな視野と志を持ちながら、自ら定めた目標に向けて挑戦しようとする意欲を高め、地域にあっても、世界にあっても活躍できる力を身につけています。

<b>現状と課題</b>
<p>① グローバル化が進展し、国際的な課題が地域にも複雑に影響を及ぼしています。世界を舞台に、国際的なルール形成をリードしたり、社会的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成を進めていく必要があるため、国際的な交流活動や地域と連携した取組を産学官で推進する必要があります。</p> <p>② 高校生が、日本や海外の言語や文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力を身につけるため、コロナ禍で減少した海外留学や国際的な交流活動を推進するとともに、外国語教育、国際理解教育等の充実を図る必要があります。</p> <p>③ 令和2(2020)年度から小学校において3・4年生で外国語活動、5・6年生で外国語科が実施されており、英語教育に係る教職員の指導力の向上や、小中高等学校の10年間を見通した系統的な英語教育の確立に取り組む必要があります。</p> <p>④ 少子高齢化、過疎化の進行に伴う人口減少により、地域の活力の低下が懸念されています。地域が持続的に発展していくためには、その地域への愛着・誇りを持ち、経済的に自立し、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成することが必要です。小中高等学校における探究的な活動、キャリア教育等を通じ、「包容力」や「多様性」といった県民が持つ特質や優位性を生かした、三重に根ざした教育活動を進める必要があります。</p>

<b>主な取組内容</b>
<p>① グローバル社会で活躍できる人材の育成</p> <p>○ 海外研修、各種コンテスト、探究的な活動の成果報告会への参加等をとおして、グローバルな視野を持ちながら、自ら定めた目標に向かって挑戦しようとする意欲の醸成に取り組めます。</p>

- 身近な地域や地球規模の課題をテーマとした学習やディスカッション、オンラインも含めた海外との交流等をとおして、グローバルな視野を広げるとともに、論理的・科学的思考力や探究心等を育みます。
- 高等学校においては、海外の高校生等との国際的な交流活動により、国境を越えた地球規模の視野と身近な地域の視点で、さまざまな問題を多面的・多角的にとらえながら、異文化への理解を深め、多様性を尊重する態度を育み、価値観の異なる多様な人びとと協働していく力を育成します。

## ② 多文化共生の考え方に基づく教育の推進

- 子どもたちが、互いの国・地域の食文化や伝統行事等を紹介し合ったり、地域に暮らす外国人や外国語指導助手(ALT)、国際交流員(CIR)等と交流したりする取組などを推進するとともに、NGO・NPO等のさまざまな機関と連携し、子どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を創出します。
- 高等学校においては、自ら考え判断し行動する力、他者と共に成長しながら新しい社会を創造する力、外国語で積極的にコミュニケーションを図る語学力を育むため、企業等との協働も取り入れながら、海外留学や海外インターンシップ、姉妹校提携による学校間交流、ホームステイをとおした国際交流等を推進するとともに、英語によるディスカッションやディベート等を行う機会の創出に取り組みます。
- 高等学校においては、国際交流や国際理解教育を推進するキーパーソンとなる教職員を対象とした研修を実施します。

## ③ 英語教育の推進

- 「英語教育実施状況調査」の結果等をふまえ、子どもたちが「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと(やり取り・発表)」、「書くこと」をバランスよく統合させた英語コミュニケーション力を高める授業改善を一層推進します。
- 英語での発信力の向上を図るため、1人1台端末を用いたパフォーマンステストの実施など、ICTを活用した取組を推進します。
- 小中高等学校の教員による校種を越えた授業見学や意見交換など、「三重県英語教育改善プラン」における小中高連携の取組を県内各地域に普及することで、小中高等学校の10年間を見通した系統的な英語教育を実現できるよう取り組みます。
- 全ての子どもたちが、英語に親しみ、発達段階に応じた英語力を身につけられるよう、英語教育に携わる教員の英語運用力・実践的指導力の向上を図る研修を実施します。

#### ④ 郷土教育の推進

- 子どもたちが、郷土三重への理解を深め、愛着や誇りを持って語ったり、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いや考えを深めたりすることができるよう、地域の豊かな文化や歴史、伝統行事などに関する郷土教育を推進します。
- 将来、社会に貢献しようとする「志」を育成するため、子どもたちが地域や社会の課題等について、学校の枠を越えて議論したり、高校生が同じ地域の小中学生と活動したりするなど、主体的に活動し、学び合う取組を推進します。
- 子どもたちが、将来地域で活躍する意欲と態度を身につけることができるよう、地域の産業に関する学習や地域で活躍する人びとから学ぶ取組など、地域と連携した郷土教育を推進します。

#### KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの数 ※1	中学生 898人 高校生 245人	中学生 1,600人 高校生 320人
地域や社会をよくするために何かしてみたいと考える子どもたちの割合 ※2	小学生 77.9% 中学生 68.8%	小学生 80.0% 中学生 70.0%

※1 国際的視野を広げ、多様な価値観を理解したり、論理的・科学的思考力、探究心を育んだりするために県が実施する取組に参加した公立中学生および県立高校生の数(三重県教育委員会調べ)

※2 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)



## 基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

### 施策名 (3)新たな価値を創り出す力の育成

#### めざす姿

複雑化・困難化する社会課題の解決や持続的な社会の発展に向け、子どもたちが生涯をとおして主体的に学びに向かう姿勢や、新たな発想、先端技術等により新たな価値を創り出す力を身につけています。

#### 現状と課題

- ① コロナ禍の学びを保障する手段としての遠隔・オンライン教育が注目されるとともに、対面指導や子ども同士による学び合い、地域社会での体験活動など、リアルな体験を通じて学ぶことの重要性が再認識されました。デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインか対立的にとらえるのではなく、どちらのよさも適切に組み合わせた教育活動を進める必要があります。
- ② 今後訪れる社会は、これまでの延長線上を大きく超えた劇的な変化が訪れることが予想されています。その中で、人間らしく豊かに生きていくためには、他者と共に社会活動等に参画していくコミュニケーション力や、答えが一つでない課題を解決する力が必要なことから、探究的な学びの充実に向けた取組を進める必要があります。
- ③ 人間ならではの考え方で実社会の課題等の解決をめざし、新たな価値を創造できる資質・能力を育成するため、大学や企業など、関係機関の協力を得て、スマート農業やAI、ロボティクス<sup>44</sup>、データサイエンス<sup>45</sup>など、先端技術を積極的に活用した取組を進める必要があります。
- ④ 子どもたち一人ひとりの興味や関心、発達や学習の課題等をふまえ、それぞれの個性に応じた学びを引き出し、一人ひとりの資質・能力を高めていくことが重要であり、各学校が行う進路指導や生徒指導、学習指導等についても、子どもたち一人ひとりの発達を支え、資質・能力を育成するという観点からその意義をとらえた指導を進める必要があります。

<sup>44</sup> 工学の一分野。制御工学を中心に、センサー技術・機械機構学などを総合して、ロボットの設計・製作および運転に関する研究を行う。ロボット工学。

<sup>45</sup> データの分析についての学問分野。主に大量のデータから、何らかの意味のある情報、法則、関連性などを導き出すこと、またはその処理の手法に関する学問。



## 主な取組内容

### ① 自律した学習者の礎づくり

- GIGAスクール構想<sup>46</sup>により、1人1台端末環境と通信ネットワーク環境が整備されたことを最大限に生かし、端末を日常的に活用するとともに、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、子どもたちの多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びの実現に向けた取組を進めます。
- 小中学校においては、各教科等におけるさまざまな学習活動をととして、人びとの生活を便利で豊かなものに行っているプログラミングの働きやよさについて気づきを促すとともに、ICT機器等を用いて問題を見いだして解決策を考える力や情報手段を適切に活用する力を育成します。
- 自ら定める目標に向けて必要な学習内容や方法を決定し、学習状況等を振り返りながら、必要に応じて改善を行い、学び続けていく「自律した学習者」の育成を推進します。子どもたちが生涯にわたり、能動的に学ぶ姿勢を身につけることができるよう、学ぶ意義や目的についての理解を促すとともに、自分なりの学び方を工夫できる力を育むための教育を進めます。
- 人生観の礎を築き、論理的に物事を考える土台となる力を養うため、読書や体験活動等を通じて、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、幅広い視野や知識を統合して考える力を育む教育を推進します。また、学校図書館を「読書センター」のみならず、生徒の自発的・主体的な探究活動を支援する「学習・情報センター」としての機能をより果たすための体制づくりや環境整備を推進します。

### ② 探究活動、STEAM教育等の推進

- 身近な地域や世界規模の課題を設定しその解決に向け深く考察し行動する探究活動や、多様な考え方を持つ仲間との学びや個々の教科の学びを基礎として教科横断的な学びを行うSTEAM教育、地域の産業や特色を題材にした地域課題解決型学習を推進するとともに、取組の前後に、資質・能力がどのように変化したかを把握し、取組の改善につなげます。(再掲)
- 高等学校においては、将来、国際舞台で活躍できる科学技術系人材を育成するため、企業や高等教育機関、研究機関等の知見も取り入れながら、スーパーサイエンスハイスクール指定校<sup>47</sup>等を中心に、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の個性と能力を一層伸ばしていく教育に取り組みます。

<sup>46</sup> 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、誰一人取り残されることなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する計画。

<sup>47</sup> 文部科学省からの指定を受け、先進的な理数系教育を実施する高等学校。

- 高等学校においては、各学校の探究的な学習の成果を集めた発表会「みえ探究フォーラム」や、探究的な学習の指導方法や評価方法等について実践研究に取り組む「探究コンソーシアム」を開催することで、本県における課題研究の質の向上を図ります。

### ③ 急激に進化する先端技術や社会の変化等に対応した取組の推進

- これからの社会において、次代を担う子どもたちがデジタル社会で活躍できるよう、学習における問題の発見・解決等に、1人1台端末などのICT機器を適切かつ効果的に活用する学びを小中高等学校等の発達段階に応じて推進します。
- 「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」を受け、デジタル社会に必要なAIやデータ分析等に関する知識・技術を習得するとともに、技術革新等により進化する社会・産業界等が求める力を身につける学びを推進します。
- 新しい技術の開発や時代の変化に対応したサービスを基軸として事業を展開する企業の経営者等を招へいし、考え方や具体的な取組等を学ぶ機会を創出するとともに、新たなビジネスの立ち上げや既存のビジネスを拡大できるよう、企画力やマネジメント力、発信力を備えた起業家マインドを醸成する取組を推進します。
- 生成AI<sup>48</sup>が急速に普及する中、そのリスク等に十分な対策を講じた上で、子どもたちの発達の段階や実態をふまえ、情報活用能力の一部として生成AIの仕組みの理解や生成AIを学びに生かす力を段階的に高めます。

### ④ 一人ひとりに最適で効果的な学び(公正な個別最適化学習)の推進

- 子どもたち一人ひとりの資質・能力を高めるため、ICTを効果的に活用した授業を実践するとともに、高い専門性を備えた人材を育成するため、国内外で活動している専門的な知見を有する有識者や高等教育機関等と連携した取組を実施します。
- 突出した意欲・能力を有する子どもたちの能力を大きく伸ばすため、大学・民間団体等と連携した学校外での学びの機会の提供や、国際科学技術コンテスト強化講座等の実施など、子どもたちが切磋琢磨し、能力を伸長する機会の充実を図ります。

<sup>48</sup> 学習データをもとに自動で文章や画像等を生成できる AI。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合 ※1	76.0%	84.8%
実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った高等学校の数 ※2	38校	56校

※1 「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 科学、技術、工学、リベラルアーツ・教養、数学等における見方・考え方を総合的・統合的に働かせて、問題を発見し、解決する教科横断的な学習活動を行った県立高等学校の数(三重県教育委員会調べ)

## 基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

<b>施策名</b>	<b>(4)主体的に社会を形成する力の育成</b>
------------	---------------------------

<b>めざす姿</b>
-------------

変化が激しく予測困難なこれからの社会において、子どもたちが変化をしなやかに前向きに受け止めて、社会の一員としての自覚と責任を持ち、主体的に社会の形成に参画する態度を身につけています。

<b>現状と課題</b>
--------------

- ① 我が国の若者は、社会の形成に主体的に参画する意識が低いことが指摘されています。選挙権年齢や成年年齢が18歳に引き下げられたことをふまえ、発達段階に応じて早い段階から、主権者の一人としての自覚を深め、主体的に社会を形成していこうとする態度を育みます。また、社会の持続的な発展を生み出す人材を育成するため、合意形成を経て、自らルールや仕組みを作ることができることを実感できるよう、学級活動やホームルーム活動、児童会・生徒会活動等において、自分たちの学校生活の向上に向けて話し合う活動等を充実させる必要があります。
- ② 高等学校では、成年年齢が18歳に引き下げられ、契約の重要性および消費者保護の仕組みを含む消費者教育に関する内容を、高等学校1・2年生のうちに学習することとなっています。消費者庁作成の教材「社会への扉」を活用した学習や、専門家による金融取引の基礎や消費者被害の未然防止に関する学習等にも取り組んでおり、生徒の実態に応じた消費者教育のさらなる充実が求められています。
- ③ SDGs<sup>49</sup>の目標実現や脱炭素化の取組が進められる中、持続可能な未来の社会を主体的に創造する力を育むことができるよう、デジタルやグリーン(脱炭素等)など、これからの社会における価値創造にとって重要な成長分野における人材育成につながる取組を進める必要があります。

<sup>49</sup> 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された2030アジェンダにおける2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標。

## 主な取組内容

### ① 主権者教育の推進

- 子どもたちの発達段階に応じた一貫性のある主権者教育を推進できるよう校種を越えて連携を深めます。小中学校においては、社会科を中心に、地域や社会にある課題や我が国の政治の働きについて関心を持ち、多角的に考えたり、話し合ったりする授業づくりを推進します。高等学校においては、「公共」の授業を中心に、現代の諸課題の解決に向けて自分の意見や考えを伝え合い、協働してよりよい社会を形成しようとする力を養います。
- 学校生活や社会をよりよくするためのルールや課題解決策を、自分たちで考え、話し合うことで、社会参画意識を高めるとともに、自分の力で現実の社会的な問題を解決できるという主権者としての感覚を育みます。
- 関係する諸機関や地域の人材を積極的に活用し、議会等と連携して地域の課題について話し合ったり、税務署等と連携して租税や財政について学んだりする取組や、選挙管理委員会等と連携した模擬選挙など、主権者としての意識を高める取組を推進します。

### ② 消費者教育の推進

- 消費生活に関する正しい知識の習得および倫理的消費(エシカル消費<sup>50</sup>)など、持続可能な消費行動についての理解の促進に向けた消費者教育を推進し、子どもたちが協働し、よりよい社会を形成しようとする力を育成します。
- 18歳から一人で有効な契約を締結することができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満までとなることから、金融に関する知識と判断力(金融リテラシー)を身につけるなど、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者を育成するとともに、消費者被害の防止・救済を図るため、消費者教育のさらなる充実に向けて取り組みます。

### ③ 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

- SDGsの実現に貢献するESD(Education for Sustainable Development)を推進します。現代社会における地球規模の諸課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動する力を育むとともに、新たな価値観や行動等の変容を生み出します。

<sup>50</sup> 消費者それぞれが、各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら、消費活動を行うこと。

- 脱炭素社会の実現に向けては、国民一人ひとりのライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが重要となっています。子どもたちが、地球環境問題を自分ごととしてとらえ、環境を守るための行動をとることができるよう、持続可能な社会の創り手を育む教育のさらなる推進を図ります。
- 小中学校において、持続可能な社会の創り手となることが期待される子どもたちに対して、学習指導要領に基づいて各教科、道徳科、総合的な学習の時間などを通じて、ESDを進めます。また、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるため、体験活動等とおして、地域の自然や歴史、文化、産業などの学びを深めます。
- 高等学校においては、地域や大学・企業等との連携も取り入れ、持続可能な社会の創り手を育むため、STEAM教育や教科横断的な課題解決型の学びを推進します。

#### KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合 ※	63.9%	82.1%

※ 「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)



### 基本施策3 特別支援教育の推進

<b>施策名</b>	(1)一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
------------	-------------------------

<b>めざす姿</b>
-------------

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりのニーズに応じた学びの場において、持てる力や可能性を伸ばし、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに交流し、理解・尊重し合いながら生きていく態度を身につけています。

<b>現状と課題</b>
--------------

- ① 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちの数は増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応え、子どもたちが自立と社会参画に必要な力を身につけられるよう、早期からの一貫した指導・支援を行うとともに、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場における指導・支援の充実を図る必要があります。
- ② 特別な支援を必要とする子どもたちが、進学等による環境の変化に左右されることなく安心して学ぶことができるよう、支援情報が切れ目なく引き継がれ、継続した支援を受けられることができる体制の整備が必要です。
- ③ 特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍していることから、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけ、専門性を高める必要があります。
- ④ 共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに理解を深め、尊重し合いながら生活していく態度を身につける必要があります。

<b>主な取組内容</b>
---------------

① 一人ひとりに応じた指導・支援の充実

- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といったそれぞれの学びの場において、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」に基づき、障がいの状態に応じたきめ細かな指導・支援を進めるとともに、一人ひとりに必要な合理的配慮を提供します。



- 特別な支援を必要とする子どもを含む全ての子どもたちが、通常の学級で安心して学習することができるよう、授業のユニバーサルデザイン化<sup>51</sup>を進めるとともに、共に学ぶことをとおして互いを理解し、支え合う関係を築くことができる学級づくりを進めます。
- 特別な支援を必要とする子どもたちが、小中学校・高等学校の通常の学級で学べるよう、通級による指導を担当する教員を対象として年間を通じた研修を実施するなど、専門性の向上に取り組みます。また、発達障がい支援について、高度な専門性を身につけるための研修を実施するなど、地域で中心となる教員を養成し、発達障がい支援の経験が少ない教員等への支援体制の充実を図ります。
- 特別支援学校のセンター的機能として、特別支援教育コーディネーター等が、小中学校・高等学校等への教育相談や研修会等を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に取り組みます。
- かがやき特別支援学校は、子ども心身発達医療センターと連携し、発達障がいに関するセンター的機能の中核となる学校として、より専門性の高い支援を行います。
- 高等学校では、特別な支援を必要とする生徒について中学校からの支援情報を確実に引き継ぐとともに、発達障がい支援員<sup>52</sup>などからの助言を受けながら、個別のニーズに応じた支援を行います。また、通級による指導を実施する高等学校の拡充に向けた取組を進めます。
- 特別な支援を必要とする子どもたちが、新しい時代に活躍できる技能や力を身につけることができるよう、障がいの状態や一人ひとりのニーズに応じて、点字プリンターや発話を文字変換するソフトなどICTの活用を図り、指導の効果を高めます。また、長期入院中の子どもたちに対して、在籍校等からオンラインによる授業配信を行うなど、教育機会の確保を図ります。

## ② 切れ目ない支援体制の充実

- 幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、「パーソナルファイル<sup>53</sup>」を活用して必要な支援情報を円滑かつ確実に引き継ぐことで、きめ細かな指導・支援を進めます。

<sup>51</sup> 教室環境の工夫、板書等のルールの明確化・共通化、視覚的な支援、生徒への質問や教職員からの説明の工夫等、誰にでもわかりやすく、安心して参加できる教育環境を意識した授業や指導方法のこと。

<sup>52</sup> 県内の高等学校における特別支援教育の推進のため、校内研修会の講師、実態把握および心理検査の実施と指導に関する助言、本人および保護者との面談、「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」の作成支援などを行う専門的な知識や経験を持った職員。

<sup>53</sup> 本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報(個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等)を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用します。

- 就学前から小学校等への支援情報の引継ぎについて、「CLM(Check List in Mie)と個別の指導計画<sup>54</sup>」等を有効に活用し、早期からの適切な支援を行うことができるよう取り組みます。
- 本人や保護者が就学先となる学びの場を適切に選択することができるよう、丁寧に情報を提供したり、相談に対応したりするなど、市町等教育委員会と連携した就学支援を行います。
- 小中学校等に勤務する看護師に対して、特別支援学校での医療的ケア<sup>55</sup>に関する取組や事例を検討する研修会への参加を働きかける取組などにより、医療的ケアを必要とする子どもたちの安全・安心を高めます。

KPI(重要業績評価指標)		
項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
特別支援教育に関する高い専門性を生かした指導・支援を行った高等学校の割合 ※1	82.5% (R4)	100%
通級による指導を担当する教職員に対する研修の受講者数 ※2	60人	180人

※1 特別な支援を必要とする生徒が在籍する県立高等学校のうち、発達障がい支援員または特別支援学校のコーディネーター等による相談・支援を複数回活用し、指導・支援を行った学校の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 通級による指導を担当する教職員等の専門性の向上を図るために、大学と連携して、年に12回以上の研修を受講した教職員の数(累計)(三重県教育委員会調べ)

<sup>54</sup> 三重県立子ども心身発達医療センターで開発された、子どもの育ちを見極め、適切な支援を行うためのツール。

<sup>55</sup> 学校や在宅等の日常生活に必要なたんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為のこと。



### 基本施策3 特別支援教育の推進

<b>施 策 名</b>	(2)特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進
--------------	-------------------------------

<b>め ざ す 姿</b>
特別支援学校に在籍する子どもたちが、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援により、自立と社会参画のために必要な力を身につけ、卒業後も地域の中で豊かに自分らしく生活しています。また、特別支援学校に在籍する子どもたちと地域の小中学校等に在籍する子どもたちが、交流および共同学習を通じて共に学ぶことにより、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

<b>現状と課題</b>
<p>① 特別支援学校において、障がいのある子どもたちが、卒業後も必要に応じて支援を求めたり、支援を受けたりしながら、自分でやりたいことを選択したり決定したりするなど、主体的に生活していけるよう、組織的・計画的なキャリア教育の推進が必要です。</p> <p>② 特別支援学校に在籍する日常的に医療的ケアを必要とする子どもたちが、保護者の付き添いがなくても安全・安心に学校で学び続けることができるよう、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアへの対応も含め、学校における医療的ケアに関する体制の整備を進める必要があります。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、特別支援学校と地域の小中学校等との交流および共同学習が制限されました。こうした中、子どもたちが、障がいの有無に関わらず、経験を深め、社会性や豊かな人間性を身につけるとともに、互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会として、近隣の学校や子どもたちの居住地の学校との交流および共同学習をさらに進める必要があります。</p> <p>④ 特別支援学校への通学に時間を要する子どもたちが、可能な限り居住地に近い特別支援学校で学べるようにすることが求められています。また、特別支援学校に在籍する子どもの数の増加による施設の狭隘化や、老朽化に対応する必要があります。</p>

<b>主な取組内容</b>
<p>① 計画的・組織的なキャリア教育の推進</p> <p>○ 特別支援学校において、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導を一層充実させるため、授業改善に向けた授業研究など、指導力の向上を図るとともに、子どもたちを支えるツールとしてICTを活用するなど、子どもたちの自立と社会参画につなげる取組を進めます。</p>

- 特別支援学校に在籍する子どもたちが、自己選択・自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、一人ひとりの状況や発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行を支援します。(再掲)
- 特別支援学校高等部では、自分に合った職場を見つけ働くための早期からの職場実習や農福連携<sup>56</sup>など職域の拡大に取り組みます。また、事業所に通勤・通所する従来の形態に加えて、ICTを活用した在宅就労など新しい働き方や技能に対応した就労先の開拓や就労支援に取り組むとともに、関係機関と連携した定着支援を進めます。
- 卒業後の支援の主体を学校から関係機関へ円滑に引き継ぐことができるよう、「個別の教育支援計画」の活用を図るなど、地域の障がい者就業・生活支援センター等と連携した取組を進めます。

## ② 安全・安心に健康な生活を送るための取組

- 特別支援学校において、ガイドラインに沿った医療的ケアを実施するとともに、医療的ケア担当者への研修を開催したり、看護師が福祉車両等に同乗する通学支援を行ったりすることにより、医療的ケアを必要とする子どもたちが安全に安心して学びを継続できるよう支援します。
- 国立病院機構三重病院および三重大学医学部附属病院に入院する子どもたちに、かがやき特別支援学校からオンラインにより授業を配信するなど、ICTを活用した指導・支援を行います。また、訪問教育は、学習場所や時間が限られることから、ICTの活用により、通学している子どもたちと学び合う機会をつくるなど、遠隔教育の推進に取り組みます。
- 特別支援学校に在籍する子どもたちが、卒業後もより豊かな生活を送ることができるよう、関係機関との連携を図り、地域の社会教育施設等の情報を提供するなど、生涯学習に関する意識を高める取組を進めます。また、ポッチャ等の障がい者スポーツを授業に取り入れるなど、生涯にわたりスポーツに親しむ習慣を身につけることができるよう取組みます。

## ③ 交流活動等を通じた特別支援教育の理解啓発

- 特別な支援を必要とする子どもたちが、地域社会で自分らしく生活していけるよう、地域の方々を招いた特別支援学校の見学会の実施や、特別支援学校に在籍する子どもたちの文化芸術活動・地域行事への参加などをとおして、周りの子どもたちや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発を図ります。

<sup>56</sup> 農林水産業に障がい者が就労することで、農林水産業分野と福祉分野の両方の課題を解決する取組。

- 障がいの有無に関わらず、互いに理解し尊重し合いながら生活していく態度を身につけることができるよう、地域の学校との交流および共同学習をオンライン等も活用しながら継続して進めるとともに、地域の小中学校に副次的な籍を置くことについて、市町等教育委員会と連携し、取組を進めます。

#### ④ 特別支援学校における学習環境づくり

- 特別な支援を必要とする子どもたちが安全に通学できるよう、スクールバスの配備と更新を計画的に進め、在籍する子どもの数の増加や車両の老朽化への対応に取り組めます。
- 盲学校および聾学校について、校舎の老朽化対応と、聾学校の津波浸水に係る安全対策のため、校舎を令和8(2026)年度中に使用開始できるよう、津市城山の県立施設跡地へ新築移転します。また、盲学校、聾学校、城山特別支援学校の寄宿舎を令和6(2024)年度に統合します。
- 松阪あゆみ特別支援学校の校舎を増築し、在籍する子どもの数の増加への対応を進めるとともに、令和9(2027)年度から知的障がい部門に加えて、肢体不自由部門を設置します。玉城わかば学園でも、令和9(2027)年度から知的障がい部門に加えて肢体不自由部門を設置し、通学時間を短縮します。また、西日野にじ学園など、在籍する子どもの数が増加している学校については、既存施設の有効活用を図るなど、狭隘化への対応を進めます。

#### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率 ※1	100% (R4)	100%
特別支援学校における交流および共同学習の実施回数 ※2	756回 (R4)	1,100回

※1 一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率(就労継続支援A型事業所を除く。)(三重県教育委員会調べ)

※2 県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数(三重県教育委員会調べ)



#### 基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

施策名	(1)いじめや暴力をなくす取組の推進
-----	--------------------

めざす姿	道徳教育や人権教育の充実、専門人材の積極的な活用によって、子どもたちが主体的にいじめの防止に向けて行動しています。また、心豊かで安全・安心な社会を創るため、社会総がかりでいじめや暴力行為の未然防止の取組が一層進んでいます。
------	---

現状と課題	<p>① いじめは、いじめを受けた子どもの心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。このため、平成25(2013)年施行の「いじめ防止対策推進法」や、平成30(2018)年施行の「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめをなくすための取組により注力することが必要です。</p> <p>② 全ての子どもたちが、自らの存在を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で安心した学校生活を送るためには、子どもたち自身がいじめの防止や解決に向けて自らできることを主体的に考え行動する力を育むことが必要です。</p> <p>③ いじめ防止のためには、道徳教育や人権教育の充実や教職員が行ういじめ防止のための授業の実施に加え、専門人材も積極的に活用して、子どもたちの心に響く取組を進めていくことが大切です。さまざまな立場の専門人材を活用して、子どもたちがいじめについて正しく認識し、行動の変化につなげることができるよう、教育活動全体をとおした取組を進めることが必要です。</p> <p>④ いじめは学校だけの問題ではなく、子どもたちに関わる全ての大人の問題でもあります。子どもたちに関わる全ての大人が、学校内外のいじめ防止に取り組み、その取組などを県民の皆さんに積極的に情報発信するなど、社会総がかりでいじめ防止に取り組むことが必要です。</p> <p>⑤ 暴力行為など、子どもたちの行動の背景にはストレスや悩みなど心の問題や、複雑な課題を抱える家庭がある場合があり、心理や福祉等の専門人材を活用し、それぞれの抱える背景や課題に寄り添って指導や支援を行っていく必要があります。また、学校だけでは解決困難な事案が増加しており、児童相談所や警察等の関係機関と連携して対応することが必要です。</p>
-------	---



## 主な取組内容

### ① 子どもたちが主体となった取組の推進

- 児童会活動や生徒会活動、学級活動やホームルーム活動などで子どもたちが「いじめとは何か」、「いじめをなくすために一人ひとりができることは何か」などについて、具体的に考え、話し合うなど、子どもたちの主体的な活動を推進することで、いじめの傍観者や同調者にならず、いじめ防止に向けて行動できる力を育みます。
- 安全・安心な学校づくりに向けて、教職員の支援のもと、子どもたち自身がさまざまな考え方があることを受け入れ、理解し合える風土を創り出すことができるよう、学級・ホームルーム経営を通じて、相手の気持ちに寄り添ったり、感謝の気持ちを伝えたりする姿勢を子どもたちが身につけることができる取組を進めます。(再掲)

### ② 学校教育活動全体を通じた取組の推進

- 子どもたちがいじめに関する理解を深め、いじめを自分事として考え議論し、いじめをなくす心情や判断力等を身につけることができるよう、道徳教育や人権教育などをはじめとした学校教育活動全体を通じて、いじめをなくすための取組を推進します。
- 子どもたちが、いじめをなくす行動につながる道徳性を身につけることができるよう、関係機関と連携しいじめ予防プログラムを確立し、小中学校への普及を推進します。(再掲)
- 道徳性を養う道徳科授業の質の向上が図られるよう、小中学校における道徳教育推進教師を対象にした研修会の実施やアドバイザーの派遣、いじめ防止に資する「特別の教科 道徳」の教員用指導補助資料の作成・周知を行います。(再掲)
- インターネットは広く社会全体につながり、実社会と同じように法律で規制されていることを子どもたちにしっかりと理解させ、子どもたちがインターネット上におけるいじめなどの被害者や加害者とならないよう、事例をふまえて開発した教材を活用して、情報モラル教育を進めます。

### ③ 専門人材の活用

- 弁護士が行ういじめ予防授業など、専門人材を積極的に活用しいじめ防止に係る取組を進め、子どもたちが「いじめは人権侵害であること」や「いじめが刑事罰の対象となり得ること」、「周囲の子どもたちの行動がいじめの防止に大きな役割を果たすこと」などについて学び、いじめを許さない心と態度を育成します。

#### ④ 社会総がかりでの取組の推進

- 子どもたちが安心して過ごすことができる環境をつくるため、県内の事業者・団体等をいじめ防止応援サポーターとして登録し、サポーターとの連携のもと、各地域でいじめ防止等の取組を推進します。
- 「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでのいじめ防止等の取組として、いじめ防止強化月間(4月と11月)にピンクシャツ運動<sup>57</sup>を実施するなどの取組を推進します。また、令和4(2022)年度開設の「STOP!いじめ」ポータルサイト<sup>58</sup>等を通じて、学校やいじめ防止応援サポーターの取組、本県にゆかりのある著名人のいじめ防止応援メッセージ等を県民の皆さんに発信するなどして、いじめ防止に向けた気運を醸成し、社会総がかりでいじめ防止の取組を推進します。
- 三重弁護士会や三重県臨床心理士会、警察など、いじめ防止等に関係する機関や団体と連携して、本県の現状をふまえたいじめ防止等の対策を適切に実施するため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめ防止等に関する情報の交換および研究に取り組みます。

#### ⑤ 暴力行為への対応

- 警察官経験者や教員経験者等からなる生徒指導特別指導員を各学校に派遣し、暴力行為の未然防止や暴力等により心身に被害を受けた子どもへの支援等に取り組みます。
- 子どもたちが怒りをコントロールして暴力行為に及ぶことがないよう、県立学校の生徒指導担当教員等を対象としたアンガーマネジメント<sup>59</sup>に係る研修を行い、各学校での取組につなげます。また、取組事例を市町等教育委員会にも共有します。
- 学校警察連絡協議会等を通じて警察との情報共有や連携強化に取り組みます。また、児童相談所との連絡を密にし、暴力行為の背景にある環境の課題に寄り添って対応を進めます。

<sup>57</sup> 平成19(2007)年にカナダで誕生した「いじめ反対運動」。ピンク色のシャツを着たり、ピンク色の小物を身につけたりすることで、「いじめ反対」の意思を行動で示します。

<sup>58</sup> インターネットの入口または玄関口に相当するWebサイト。

<sup>59</sup> 自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合 ※1	88.5%	100%
小中高等学校における暴力行為の発生件数 ※2	7.6 件 (R4)	6.0件

※1 「いじめについて見聞きしたとき、いじめをなくそうと自分にできることを考え行動しますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 公立小中学校および県立高等学校における児童生徒 1,000 人あたりの暴力行為(対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊)の発生件数(三重県教育委員会調べ)

#### 基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

施策名	(2)いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
-----	--------------------------

めざす姿
------

教職員が子どもたちのささいな変化を見逃さず、子どもたちとの信頼関係を築き、いつでも学校にいじめを訴えやすい環境が整うことにより、いじめを早期発見し、積極的な認知と早期対応が進み、子どもたちが安全・安心に学校生活を送っています。

現状と課題
-------

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものとの認識に立ち、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの正確かつ積極的な認知と、早期発見・早期対応が必要です。
- ② インターネット上で行われるいじめの認知件数は増加傾向にあるとともに、匿名性の高さを利用した投稿や、一定時間の経過により自動的に投稿が消去されるサイトの利用など、教職員や保護者等が発見しにくいいじめが増えています。
- ③ 教職員や保護者など、子どもたちにとって身近な大人が、子どものいじめのサインに気づける仕組みや、子どもがいじめを受けていることや周囲にいじめがあることをいつでも学校に伝えられる仕組みが必要です。
- ④ いじめの早期発見のためには、学級担任や部活動顧問など子どもたちに関わるさまざまな立場の教職員が、日常の観察や面談等を通じて子どものいじめのサインを受け止め、学校内で共有することや、家庭と連携し、学校だけでは把握できないサインを共有することが必要です。
- ⑤ いじめの問題は多様化・複雑化し、子どもたちの中には、誰にも相談できずに一人で悩みを抱え込んでいる者もいます。学校はスクールカウンセラー<sup>60</sup>やスクールソーシャルワーカー<sup>61</sup>などの専門人材を積極的に活用して、子どもたちが安心して相談できる体制を整える必要があります。

<sup>60</sup> 子どもたちの心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。精神科医のほか、公認心理師、臨床心理士、学校心理士等があり、子どもたちへのカウンセリングや教職員および保護者に対する助言・援助を行います。

<sup>61</sup> 教育機関を活動の場とする福祉事業(ソーシャルワーク)従事者。主に、子どもの立場から、問題解決ができる環境づくりを推進します。

## 主な取組内容

### ① SOSを見逃さない積極的ないじめの認知の推進

- 「いじめ防止対策推進法」が示すいじめの定義を教職員に周知徹底することにより、いじめの正確かつ積極的な認知を進めます。
- 日頃から子どもたちとの信頼関係を構築し、積極的な声掛けや面談等を通じて、子どもたちの表情や言動など、ささいな変化を見逃すことなく、いじめを早期に発見して対応します。

### ② インターネット上のいじめの問題への対応

- インターネット上の誹謗中傷や人権侵害等を早期発見し、インターネット上のいじめから子どもたちを守るために、ネットパトロール<sup>62</sup>の取組を実施します。
- インターネット上の問題は、教職員や保護者等が事態を把握することが難しいことから、不安や悩みを抱えた子どもたちが相談できるよう、日頃から相談窓口を周知したり、教職員や保護者など身近な大人に相談することの大切さを伝えたりすることを通じて、子どもたちがインターネット上のいじめを一人で抱え込むことがないよう取り組みます。

### ③ 子どもたちがいじめを訴えやすい環境づくりの推進

- 各学校で、学期に1回以上のいじめアンケートを実施するとともに、実施方法の工夫と改善に取り組むことにより、子どもたちがいじめを訴えやすい環境を整えます。
- 子どもたちが1人1台端末等を活用して、自らがいじめを受けていることや周囲にいじめがあることを、オンライン上で学校に報告できるようにするなど、子どもたちがいじめを訴えやすい仕組みづくりを進めます。
- 学級やホームルーム、部活動の悩みや不安は、学級担任や部活動顧問などその運営に直接関わる教職員には、相談しにくい場合もあることから、それ以外の教職員や教育相談担当者にも相談できる体制を整えます。
- 「いじめ早期発見のための気づきリスト」を全ての保護者に配付して、いじめ早期発見のための視点を共有し、子どもたちのサインをいち早く把握できるよう取り組みます。

### ④ 専門人材を活用したいじめを訴えやすい環境づくり

- 子どもたちがさまざまな立場の人に安心して相談できるよう、各学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、悩みを抱えた子どもたちを心理や福祉の専門家につなげるなど、「チーム学校」としての相談体制を整備します。

<sup>62</sup> インターネット上にあるWebサイトを巡回し、犯罪などの有害な情報を見つけ出すこと。

- いじめの問題などに悩む子どもたちや保護者を支援するため、専門的な相談ができる「いじめ電話相談」や、子どもたちが気軽に相談できる「子どもSNS相談みえ」など、学校外での相談を引き続き実施します。

KPI(重要業績評価指標)		
項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもたちの割合 ※	小学生 95.9% 中学生 97.7% 高校生 92.3%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%

※ 「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)



#### 基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

施策名	(3)いじめに対する迅速・確実な対応の推進
-----	-----------------------

めざす姿
------

学校がいじめを発見または情報を得た場合は、いじめを迅速かつ正確に認知し、専門人材も含めて組織的に対応することで、いじめの当事者や周りの者を含む全員が好ましい集団生活を取り戻し、いじめが早期に解消しています。

現状と課題
-------

- ① いじめやいじめの疑いがある行為を確認した場合は、教職員が一人で問題を抱え込み、「いじめではない」と判断するのではなく、管理職に情報を共有した後、学校いじめ防止委員会を開催して、いじめの認知や今後の対応を協議するなど、組織的に迅速な対応を図ることが必要です。また、いじめの初期対応の遅れから、問題が複雑化・困難化する事案も発生していることから、特に対応が難しくなることが想定される事案については、初期段階から教育委員会への連絡・相談や関係機関と連携した対応が必要です。
- ② 学校がいじめを発見したり、情報を得たりした場合は、いじめられた子どもを徹底して守り通すという姿勢を示すとともに、教育的配慮のもと、いじめた子どもには毅然とした態度で指導することが必要です。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、子どもの人格の成長に主眼を置いた指導を進める必要があります。
- ③ 学校が認知したいじめの解消の判断については、「いじめの防止等のための基本的な方針」をふまえ、いじめられた子どもや保護者の気持ちや考え方に寄り添いながら、組織的に対応し、判断することが必要です。その上で、いじめの解消率を高めていくことが必要です。
- ④ いじめられた子どもやいじめた子どもには、その態様に応じて専門人材を活用することによっていじめの問題の解消に向けて支援することが必要です。



## 主な取組内容

### ① 組織的かつ迅速な対応の推進

- 学校がいじめを発見したり、情報を得たりした場合、原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報を共有し、学校いじめ防止委員会を開催するなど、当面の対応を決定して直ちに取り組みます。
- いじめ問題の対応には、専門人材などによる多角的な視点から対応策を検討することが大切であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材の力を活用しながら解決に向けて取り組みます。
- 学校、市町等教育委員会、県教育委員会が迅速・確実な対応を行うことができるよう、いじめの内容や発生日、認知日、その後の学校における対応状況などをデジタル化して共有する取組を推進します。また、その情報を蓄積して学校や市町等教育委員会と共有することで、いじめ問題の対応をより効果的に進めるとともに、的確な組織的対応につなげます。
- いじめの重大事態<sup>63</sup>については、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「不登校重大事態に係る調査の指針」等に基づき、適切に対応します。また、いじめられた子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たります。

### ② いじめられた子どもやその保護者への支援

- いじめられた子どもを支援する際は、「あなたが悪いのではない」ということをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意するとともに、いじめられた子どもに寄り添い、安全・安心を感じられるよう支援します。
- いじめられた子どもには、その態様に応じスクールカウンセラーによる心のケアを行うとともに、スクールソーシャルワーカーがいじめられた子どもやいじめた子どもを取り巻く環境を検証し、いじめの問題の解決に向けて支援します。
- 学校がいじめの事実を確認した際は、家庭訪問等を行うなどして、いじめられた子どもの保護者に迅速に事実関係を伝えるとともに、教職員が見守りを行うなどして、いじめられた子どもを徹底して守り抜く姿勢を示します。
- いじめの解消の判断は、いじめに係る行為が止んでいること(3カ月を目安)と、心身に苦痛を感じていないことを、いじめられた子どもと保護者に確認してから行います。

<sup>63</sup> いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定される「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態および「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態。

### ③ いじめた子どもへの指導やその保護者への助言

- いじめた子どもに指導を行う際は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめた子どもが抱える問題や背景にも目を向け、安全・安心、健全な人格の発達に配慮しながら適切な支援を行います。
- いじめた子どもの保護者には、いじめの事実を確認後、迅速に連絡し、理解を得た上で、学校と保護者が連携しながら、いじめの解消に向けた対応を行います。

### ④ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめが起きた集団に属する子どもたちには、いじめを自分事としてとらえさせることが必要であることから、いじめの行為をその場で止めることができなくても、いじめがあることを教職員などの身近な大人に伝えることや、いじめの行為に対して同調する言動は、いじめに加担することにつながることを、子どもたちに理解させます。

#### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
いじめの認知件数に対して解消したものの割合 ※1	92.1% (R4)	100%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った学校の割合 ※2	小学校 97.4% 中学校 96.0% 高等学校 95.5% (R4)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%

※1 当該年度のいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件を満たすものの割合(三重県教育委員会調べ)

※2 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組について、「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った」と回答した公立小中学校および県立学校の割合(三重県教育委員会調べ)



#### 基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

### 施策名 (4)いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実

#### めざす姿

教職員が、研修によりいじめへの対応力が向上し、専門人材などからの支援を受けることによって、子どもたちのささいな変化を見逃すことなく適切に受け止め、いじめの積極的な認知や子どもたち一人ひとりの状況に応じた対応や支援を実践しています。

#### 現状と課題

- ① 教職員は、子どもの発するSOSのサインを見逃すことなく的確にとらえ、情報共有のもと、組織的にいじめを認知し、「いじめの防止等のための基本的な方針」や「三重県いじめ防止基本方針」等をふまえ、組織的な対応を強化することが必要です。
- ② いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題であり、さらにどの子どもも被害者にも、加害者にもなり得る問題であるとの認識に立ち、職員会議や研修会等を通じて、いじめの防止や早期発見、いじめの発生時への迅速な対応などを徹底することが必要です。
- ③ いじめの問題は、ますます多様化・複雑化し、学校だけで問題を解決することが困難となるケースが少なくありません。専門人材を活用して、教職員がいじめの対応に係る相談や指導・助言を受けることができるよう、教職員のサポート体制を構築することが必要です。

#### 主な取組内容

##### ① いじめに対する組織的な対応の強化

- いじめ問題への対応は、校内いじめ防止委員会が中心となって、学校組織で取り組みます。また、校内いじめ防止委員会の機能を強化し、継続させていくため、構成人数は適切か、子どもの心理や健康状況を共有できる構成となっているか、臨機応変に開催できる状況になっているか、対応方針を決定して実行できているかなど、運用や組織体制について点検し、改善が必要な場合は見直しを行います。
- いじめの初期段階から学校全体で組織的に対応を進めるため、県立学校の校務にいじめ対策担当を位置づけます。いじめ対策担当は、学校におけるいじめ対応の中核となり、いじめに関する情報の集約や校長・関係教職員への情報共有、校内いじめ防止委員会における具体的な対応についての検討などを行います。

## ② 教職員を対象とする研修の充実

- 教職員のいじめへの対応力を高めるため、具体的なケースに基づいて、子どもたちのささいな変化に気づく力の育成、いじめの構造やいじめの当事者となっている子どもへの対応とその留意点、いじめを生まない学級づくりなどについて学ぶ研修を実施します。

## ③ 専門人材を活用した支援体制の充実

- 教職員がいじめ問題に関わる子どもたちと向き合い、いじめに関わった子どもたちを適切に支援することができるよう、心理や福祉、法律などの専門人材の積極的な活用を推進します。
- いじめを的確に認知し、適切に対応を進めるため、いじめ対策に知見を有するいじめ対策アドバイザーを高等学校に派遣します。いじめ対策アドバイザーは、学校で発生しているいじめや、認知に至っていない事案について、基本的な考え方や効果的な対応に向けた指摘や助言を行います。

### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
いじめの問題について、教職員間で共通理解を図ったり、校内研修会を実施したりした学校の割合 ※	100% (R4)	100%

※ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組について、「職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った」または「いじめの問題に関する校内研修会を実施した」と回答した公立小中学校および県立学校の割合(三重県教育委員会調べ)

## 基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

<b>施策名</b>	(1)不登校の状況にある児童生徒への支援
------------	----------------------

<b>めざす姿</b>
不登校の状況にある児童生徒の意思が尊重され、個々の状況に応じた支援が適切に進み、誰もが安心して学べる環境が整えられることによって、子どもたち一人ひとりが社会性や自立心を身につけています。

<b>現状と課題</b>
<p>① 全ての子どもたちが豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、安心感や充実感を得られる「魅力ある学校づくり」を進める必要があります。</p> <p>② 不登校児童生徒は年々増加しており、学校に対する保護者や子どもたちの意識の変化の影響のほか、コロナ禍による生活環境の変化で生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活においてさまざまな制限がある中、登校する意欲が湧きにくい状況があったことなど、不登校の要因・背景は複雑化・多様化しています。不登校児童生徒が学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場を確保する必要があります。</p> <p>③ 不登校はどの子どもにも起こり得るものという認識のもと、休養の必要性を考慮しながら、不登校児童生徒の意思を尊重し、個々の状況に応じた適切な支援を推進するとともに、保護者が適切な情報や支援を得られるようにする必要があります。</p> <p>④ 学校内外の専門機関等で相談や指導等を受けていない不登校児童生徒が一定数いることから、不登校児童生徒の社会的自立をめざして支援する教育支援センター<sup>64</sup>等の機能強化に引き続き取り組む必要があります。また、不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容に基づく支援を行えるよう、教職員の資質向上を図る必要があります。</p>

<b>主な取組内容</b>
<p>① 魅力ある学校づくりの推進</p> <p>○ 日々の授業や学校行事において、子どもたちの自主的・自律的な活動をととして「絆づくり」「居場所づくり」を推進するとともに、いじめや暴力行為、体罰等を許さない学校づくりに取り組むことで、子どもたちにとって安心して学べる「魅力ある学校づくり」を進めます。</p>

<sup>64</sup> 不登校児童生徒等の社会的自立をめざし、在籍校と連携しつつ、個別カウンセリングや集団での指導、教科指導等を行う施設。

- 学校の教育相談体制の充実に取り組み、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境を整えます。また、日頃の子どもの観察や教育相談等により、子どもたちの授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等を把握し、関係者が共通理解を持って教育活動を進めます。
- 学校生活や友人関係などでつまずいたり、思うようにいかなかったりする状況に直面した場合、しなやかに受け止めて、乗り越えていけるよう、物事の見方や考え方には多様なとらえ方があることや、ポジティブな感情を持つこと、周りには支え応援してくれる人たちがいることに気づくことなどができるよう、ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れたレジリエンス教育<sup>65</sup>に取り組みます。
- 子どもたちの進学や転校等にあたって、必要な支援情報が適切に進学先等に引き継がれるよう、情報共有を行うなど途切れのない支援を行い、子どもたちが安心して学べる学校づくりに取り組みます。

## ② 多様な教育機会の確保

- 不登校児童生徒の多様な教育機会を確保するため、「学びの多様化学校<sup>66</sup>」の設置に向けて取り組みます。また、教室とは別の居場所として学習支援等を行う校内教育支援センターの整備を推進するとともに、オンラインを活用した学習支援や相談等の環境整備に取り組みます。
- 不登校児童生徒の学校外での学びについては、教育支援センターやフリースクール等において社会的自立に向けた取組や自己肯定感を高める活動等を安心して行うことができるよう、子どもの意思を尊重しながら、個々の子どもや家庭の状況に応じた支援を進めます。
- 高等学校段階の子どもたちを対象とした県立教育支援センターでの多様な学びや活動の充実を図り、子どもたちの社会的自立を支援します。

## ③ 不登校児童生徒への効果的な支援の充実

- 不登校児童生徒を支援する教育支援センターやフリースクール、福祉機関・施設等と学校による情報共有を進め、連携した支援に取り組みます。

<sup>65</sup> 子どもたちが、学校生活や友人関係などで、つまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、立ち直り、回復する力を育む教育。

<sup>66</sup> 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらず、特別の教育課程を編成することができるとする特例措置によって文部科学大臣から指定された学校。

- 教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援を充実させるとともに、欠席日数や遅刻・早退の数に加え、学習の状況や友人関係、健康状態等により潜在的に支援が必要な子どもたちを早期から把握するスクリーニングの手法を活用し、個々の子どもや家庭の状況に応じて、福祉や医療等の関係機関と連携した支援を推進します。
- 不登校児童生徒や保護者への支援を専門的に行う教育支援センターが、地域における不登校支援の中核となるよう、不登校支援アドバイザーやスクールソーシャルワーカーを活用して、通所している子どもたちの支援に加え、通所できない子どもたちに対しても訪問(アウトリーチ)型支援を進めるなど、引き続き機能強化に取り組みます。
- さまざまな事情を抱える不登校児童生徒を支援するため、オンライン会議サービスやメタバース<sup>67</sup>によるICTを活用した交流を進めるなど、オンラインの居場所づくりを推進します。
- 保護者を対象とした交流会や地区別の相談会を実施し、保護者同士が交流する機会や専門機関への相談ができる機会を提供することで、適切な支援につなげます。

#### ④ 教職員の対応力の向上

- スクールカウンセラー等が講師となり、個々の子どもに応じた支援の方法等に関して、事例をもとにした研修会等を実施し、教職員のカウンセリングマインドの向上を図ります。
- 地域の教育支援センターの指導員の資質向上を図るため、事例検討会等の各種研修会を支援します。

<sup>67</sup> ユーザー間でコミュニケーションを取ることができる仮想的なデジタル空間。



KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
学校内外で専門的な相談・指導を受けた不登校の子どもたちの割合 ※1	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9% (R4)	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%
不登校を含む長期欠席者が40人を超える小中学校における「校内教育支援センター」の設置数 ※2	18校	53校

※1 学校内のスクールカウンセラーや学校外の教育支援センター等による専門的な相談・指導を受けた公立小中学校および県立高等学校の不登校児童生徒の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 不登校を含む長期欠席者の数が1クラス規模(40人)を超える公立小中学校における校内教育支援センターの設置数(累計)(三重県教育委員会調べ)

## 基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

<b>施策名</b>	(2)外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成
<b>めざす姿</b>	外国につながる児童生徒 <sup>68</sup> (以下「外国人児童生徒」という。)が、日本語力や学力など、地域社会で生きていくための基礎を培うことにより、将来の可能性を広げ、自己実現を果たし、社会の一員として自立するために必要な力を身につけています。
<b>現状と課題</b>	<p>① 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重し、年齢または国籍等に関わりなく、能力に応じた教育機会を確保することが規定されました。本県では、外国人の子どもの就学の促進に取り組んでいるものの、不就学の外国人の子どもも若干名みられます。</p> <p>② 本県では、日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する公立小中学校の割合が全国的に見て高く、今後、外国人児童生徒の数はさらに増加することが見込まれます。また、外国人児童生徒の国籍や使用言語の多様化が進んでいます。こうした状況は、子どもたちが学校生活の中で多様な文化や価値観等を共有し、多文化共生について理解を深めることができる魅力ある教育環境につながっています。</p> <p>③ 日本での学校生活や日本語習得、教科学習に困難を抱える外国人児童生徒や、進路決定ができないまま学校を卒業したり、中途退学したりする外国人児童生徒もいます。こうしたことから、一人ひとりの文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことなどから生じる不安や悩みに寄り添って対応するとともに、学びの継続や希望する進路の実現に向けた支援を推進する必要があります。また、日本語でのコミュニケーションが難しい保護者に対し、学校生活や進路等に係る情報を正確に伝えることが必要です。</p> <p>④ 本県では、就学前段階や義務教育段階において、日常生活に必要な日本語力や日本語で学ぶ力の習得のための支援に先進的に取り組んできました。一方で、外国人の居住地域が広がっており、受入体制や日本語指導についての課題は、地域により違いがみられます。こうしたこともふまえ、県内全域で同様の支援が受けられるよう、受入体制・支援体制をより一層充実させる必要があります。</p> <p>⑤ 日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する県内の公立小中学校の割合は約50%であり、一人ひとりの実態に応じた日本語指導や支援を行うため、教職員の専門性を高める必要があります。</p>

<sup>68</sup> 外国につながる児童生徒には、日本国籍であっても複数の言語や文化につながる児童生徒を含みます。

## 主な取組内容

### ① 就学の促進

- 外国人の子どもの学ぶ機会を保障するため、多言語対応のパンフレットを用いて日本の学校制度の周知を図るなど、就学に向けた取組を実施します。
- 外国人児童生徒が将来の職業・生活などに夢や希望を持って学習を続けられるよう、進学や就職等の進路選択を支援するとともに、在日期間が短いことで、日本語運用能力やコミュニケーション能力が十分でない外国人生徒に対し、特別枠による入学者選抜を実施します。また、高等学校では、進学や就職に関するセミナーの実施や、奨学金・社会保障制度等の情報提供などを通じて、進路指導・キャリア教育の充実を図ります。

### ② 日本語指導・支援の充実

- 外国人の子どもの受入体制の充実を図るため、市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導の取組を支援するとともに、外国人の子どものが安心して母国語で相談できる教育相談体制を整えます。
- 小中学校では、外国人児童生徒が日本語で行う授業に参加し、さまざまな人たちとの関わりをとおして学習に取り組むことができるよう、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム(JSLカリキュラム<sup>69</sup>)を活用した授業や、日本語能力に応じた特別の教育課程による日本語指導等の取組について、効果的な実践事例を普及し、一人ひとりの状況に応じた指導につなげます。
- 小中学校では、外国人児童生徒が生活するための言語だけでなく、学習する上で必要な言語を習得し、安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員の派遣や日本語教育のオンライン授業の実施などを通じて、個々の日本語習得状況に応じた学習支援を行います。
- 外国人児童生徒が在籍する県立学校では、日本語学習のための選択科目の開設や、個々の日本語習得状況に応じた取り出し授業などの実施を進めるとともに、母語による学習支援・進路相談を行う外国人生徒支援専門員や、日本語学習等に係る支援を行う日本語指導アドバイザー等を活用し、きめ細かな指導・支援の取組を推進します。
- 外国人児童生徒が県内全域で質の高い日本語教育カリキュラムを受けることができるよう、オンラインを活用した日本語指導を進めます。
- 子どもたちが、学校生活の中で多様な文化や価値観を共有し、多文化共生について理解を深めることができるよう、外国人児童生徒の出身国の文化や生活習慣等について学ぶ取組を推進します。

<sup>69</sup> JSLは、Japanese as a Second Languageの略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

○ 外国人の子どもの就学を促進するため、プレスクールの取組が市町において進められるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及を図ります。

○ 外国人児童生徒の保護者が学校からの連絡を正確に把握できるよう、多言語<sup>70</sup>に対応した連絡・案内文書例の作成や、連絡文書等の翻訳支援を行います。

### ③ 教職員を対象とする研修の充実

○ 教職員を対象としたJSLカリキュラムや日本語指導等に関する研修の実施を通じ、教職員同士の連携を強化するとともに、日本語指導等の指導力向上を図ります。

### KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
日本語指導が必要な子どもたちに対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合 ※	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 68.8%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%

※ 日本語を用いた授業を受けられるようになることをめざし、児童生徒の日本語習得の状況に応じた教育を計画的に行っている公立小中学校および県立高等学校の割合(三重県教育委員会調べ)

<sup>70</sup> ポルトガル語・タガログ語・スペイン語・中国語・ビザイヤ語・英語の6言語に対応(令和6(2024)年3月時点)。



## 基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

### 施策名 (3)防災教育・防災対策の推進

#### めざす姿

防災教育を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害などの自然災害に対して、自分の命は自分で守るとともに、災害時には地域の一員として行動できる力を身につけています。また、平時から学校と家庭・地域が連携して防災対策に取り組むとともに、災害時に学校教育を速やかに復旧するための体制が整備されています。

#### 現状と課題

- ① 南海トラフ地震や津波、年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害から子どもたちが自分の命を守る力を身につけるため、学校における防災教育を効果的に推進するとともに、学校と家庭・地域が協働して、災害時に子どもたちが発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を育成する必要があります。また、コロナ禍で制限された避難訓練や関係機関との協議など、安全な学びの環境の確保に向けた取組の充実を図っていくことが求められています。
- ② 教職員の防災教育の指導力を高めるとともに、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図ることが必要です。また、学校教育を速やかに復旧するための体制を整えることが必要です。

#### 主な取組内容

##### ① 実践的な防災教育の推進

- 子どもたちが自分の命は自分で守る力を身につけられるよう、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツ<sup>71</sup>を組み合わせた防災学習の充実を図るとともに、防災タウンウォッチング・防災マップづくり等の体験型学習や実践的な防災訓練の実施など、学校における防災教育を推進します。
- 子どもたちの安全を確保し、子どもたちが地域の支援者として自ら行動できるよう、防災ノートや防災教育用デジタルコンテンツを活用し、家庭における防災学習の取組を進めるとともに、地域の方々と合同で防災学習や避難訓練を実施するなど、学校と家庭・地域が連携した防災教育を推進します。

<sup>71</sup> デジタル化された静止画や動画、音声、文字などの情報やデータの総称。

- 子どもたちが、東日本大震災の被災地で現地の方々と交流したり、避難所運営や災害ボランティア活動を模擬体験したりする機会を通じて、災害時に自らできることを考え、実践する力を身につける取組を進めます。

## ② 災害が生じた際の適切な学校再開

- 各学校に配置する学校防災リーダー等を対象とする研修等において、1人1台端末を活用した防災教育の指導方法や、実践的・効果的なマニュアルの作成方法、防災訓練の実施方法について普及したり、避難所運営体験を取り入れたりすることなどを通じて、教職員の防災意識と指導力の向上を図ります。
- 災害時における学校教育の早期復旧を図るため、学校の早期再開、子どもたちの心のケアなど、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員の育成を推進し、災害時における学校の体制の強化を図ります。
- 災害時における学校安全の確保や学校再開の支援、避難所の円滑な開設・運営のため、市町教育委員会等と連携した支援体制、情報収集・提供体制の整備など、教育環境の確保に向けた取組を進めます。

## ③ 学校施設の防災・耐震対策の推進

- 県立学校では、校舎の老朽化対策等と併せて、非構造部材の耐震対策に取り組みます。
- 小中学校等においても老朽化対策や非構造部材の耐震対策が推進されるよう、市町等教育委員会への情報提供や助言を行います。
- 学校の備蓄物資、防災資機材等の管理を適切に行い、大規模災害の発生に備えます。

### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合 ※	88.9%	100%

※ 家庭や自主防災組織、自治会等と連携した防災訓練などの取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合(三重県教育委員会調べ)

## 基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

<b>施策名</b>	(4)子どもたちの安全・安心の確保
------------	-------------------

<b>めざす姿</b>
学校・地域・関係機関の連携・協働のもと、子どもたちの安全・安心を確保する取組が進んでおり、安全教育の推進により、子どもたちが主体的に判断し、行動できる力を身につけています。

<b>現状と課題</b>
<p>① 子どもたちの安全・安心を確保するため、これまでも学校でさまざまな計画やマニュアルが整備されてきましたが、より実効的な取組に結びつける必要があります。また、関係者の学校安全の取組内容や意識の差を埋めるとともに、学校安全計画に基づく組織的・計画的な取組を推進する必要があります。</p> <p>② 通学路等で、自転車乗車中をはじめとする子どもたちが関わる交通事故や、不審者による声掛け、つきまとい等の事案が後を絶たない状況が続いています。子どもたちが将来にわたって事故や事件の当事者とならないよう、地域社会全体で子どもたちを守る取組を進めるとともに、子どもたちが自ら危険を予測し、回避する力を身につけるための安全教育を充実させる必要があります。</p> <p>③ 生涯にわたる心の健康維持の観点から学校において自殺予防教育を充実するとともに、子どもたちが、インターネットを通じて有害情報等に触れたり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりすることのないよう、子どもたちを守る取組を進め、豊かな育ちを支える必要があります。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症対策の経験を生かし、災害時や感染症等の発生などの非常時においても、子どもたちが安全・安心に学びを継続できるよう、取組を進める必要があります。</p>

<b>主な取組内容</b>
<p>① 組織的取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 事故・災害等発生時において、学校全体としての活動や校内組織の適切な役割分担に基づく対応ができるよう、学校安全を学校経営に明確に位置づけ、学校安全計画に基づき組織的・計画的に取り組めます。</li><li>○ 学校を取り巻く環境の変化をふまえ、危機管理マニュアルが常に実効的なものとなるよう、点検・見直しを進めます。</li></ul>



- 学校安全計画の内容や取組の実効性を高めるため、学校安全の中核を担う教職員の位置づけを明確化するとともに、効果的な研修を実施します。

## ② 家庭・地域・関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- 子どもたちが安心して登下校できるよう、市町で実施する「通学路交通安全プログラム」に基づく合同点検の結果を道路管理者や警察と共有し、通学路の安全確保の取組を進めます。
- 地域社会全体で子どもたちの安全を守るため、スクールガード・リーダー<sup>72</sup>の育成を進めます。また、スクールガード・リーダーが地域の核として、学校安全ボランティア(スクールガード)への指導・助言を行うことなどを通じて、学校と地域が連携した安全体制の充実に取り組みます。
- 子どもたちに被害が生じた事案等の発生情報を保護者や地域の方々と迅速に共有するため、学校と警察など、関係機関との情報共有体制を強化するとともに、警察のWebサイトに掲載されている交通安全や不審者等の最新の情報を活用したタイムリーな情報発信活動を推進します。
- 熱中症を予防するため、各学校において、暑さ指数(WBGT)に応じた運動や行動の指針等を整備し、指針に基づいた状況判断や対応を進めます。また、学校関係者が熱中症の事故防止に必要な対応への理解を深めることができるよう取り組みます。(再掲)
- 事故防止に向け、子どもたち個々の運動能力や体力の実態・適性、興味・関心に応じて、適切な指導計画を立てることができるよう、教職員の指導力向上に取り組みます。(再掲)
- 校舎の老朽化対策等と併せて非構造部材の耐震対策を進めるとともに、施設・設備の点検や防犯対策など安全管理に取り組みます。また、熱中症対策の観点から、体育施設等の空調設備の整備について検討を行い、必要な取組を進めます。

## ③ 安全に関する教育の推進

- 子どもたちが事故の当事者とならないようにするとともに、事故の当事者となった場合には適切に対応できるよう、交通安全に関わる団体と連携し、発達段階に応じた交通安全教育を進めます。また、自転車乗車中の事故の被害を低減できるよう、ヘルメット着用を推奨する取組を進めるとともに、将来にわたって交通安全に対する意識を高めるため、子どもたちや保護者を対象に、「三重県交通安全条例」および「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」の周知に取り組みます。

<sup>72</sup> 自治体等によって委嘱された警察官OBや防犯の専門家等のことで、学校の防犯体制およびスクールガードの活動に対して専門的な指導・助言等を行う者。

- 子どもたちが安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるとともに、主体的に行動する態度や危険を予測し回避する能力を身につけることができるよう、「地域安全マップ」の作成、高校生による小学生への交通安全教室や防犯教室の開催など、参加・体験・実践型の取組を進めます。
- 生涯にわたる心の健康維持のための「SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育」や、子どもたちが性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命(いのち)の安全教育」を推進します。
- 子どもたちが、スマートフォン等からインターネットを通じて有害情報に接したり、SNS上での個人情報漏えいや性犯罪被害等に巻き込まれたりすることのないよう、インターネットの適正利用に係る教育を推進します。
- 交通安全教育・防犯教育に関わる教職員の指導力の向上を図るため、交通安全教室講習会・防犯教室講習会を実施します。

#### ④ 非常時等における学びの継続

- 災害時や感染症等の発生などの非常時において、やむを得ず学校に登校できない子どもたちの学習活動を継続できるよう、ICTを効果的に活用します。

#### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
通学路の安全対策が実施された箇所の割合 ※1	97.0% (R4)	100%
子どもが加害者となった交通事故の件数 ※2	小中学生 49件 高校生 140件 (R4)	小中学生 0件 高校生 0件

※1 「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全点検により把握した、学校および教育委員会が安全対策を行うべき箇所のうち、対策済みの箇所の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 公立小中学生および県立高校生が当事者となった交通事故のうち、加害事故の件数(県立高校生は自損の件数を含む。)(三重県教育委員会調べ)



## 基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施策名	(5)学びのセーフティネットの構築・学びの継続
-----	-------------------------

めざす姿
子どもたち一人ひとりに応じたさまざまな支援が適切に行われることにより、家庭環境等に関わらず、子どもたちが意欲的に学んでいます。また、さまざまな事情により学びを必要とする人が、それぞれの状況に応じて学ぶことができる機会や環境が整っています。

現状と課題
<p>① 我が国の子どもの貧困率は11.5%（令和3(2021)年）で、依然として高い状態にあり、家庭の経済状況や環境等によって、子どもたちの進学機会や学力等にも差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖につながるものが危惧されています。</p> <p>② 本県の高等学校（全日制）における中途退学率は0.56%（令和4(2022)年度）であり、全国平均（0.8%）を下回っているものの、一定数の生徒がさまざまな事情により中途退学している状況です。</p> <p>③ 子どもたちの抱える困難が複雑化・多様化する中、学校が居場所・セーフティネット<sup>73</sup>としての福祉的な役割を担い、子どもたちの身体的・精神的な健康を支えることができるよう、支援体制を整備する必要があります。</p> <p>④ 義務教育未修了者、高等学校に進学しなかった人、高等学校中途退学者などのさまざまな事情により学びを必要とする人たちが、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばすことができるよう、多様な学びの場で教育を受ける機会を確保・支援していく必要があります。</p> <p>⑤ 県内児童相談所における令和4(2022)年度の児童虐待相談対応件数は2,408件で、過去最多となっています。児童虐待は子どもたちの命にまで危険を及ぼすことから、未然防止および早期発見・早期対応の取組をより充実させることが必要です。</p> <p>⑥ ヤングケアラーは、家庭内のことで問題が表面化しにくく、支援者を含めた周囲の大人が発見しづらい状況にあることから、子どもの豊かな育ちのためには、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげる必要があります。</p> <p>⑦ 里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちに対する理解を深めるとともに、関係機関との連携強化を図っていく必要があります。</p>

<sup>73</sup> 一般的には、あらかじめ予測される危機に備え、被害を最小化するために設けられる制度や仕組みのことで、子どもたちの学びにおいては、経済的・時間的・地理的な制約等に関わらず、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできる環境を整えること。

- ⑧ 家庭の経済状況に関わらず、誰もが希望する質の高い教育を受けることができるよう、教育費の負担軽減を図る必要があります。

## 主な取組内容

### ① 関係機関と連携した多様な教育的ニーズへの対応

- 全ての子どもたちが自らの居場所を得て、成長・活躍できるよう、地域の子どもが集うプラットフォーム(場)としての学校の特性を生かしつつ、子どもたちの育成支援を推進します。
- 家庭の社会経済的背景に関わらず、全ての子どもたちが、質の高い教育を受け、夢や希望を持って挑戦したり、多様な体験や遊びの機会を得たりすることができるよう、地域未来塾など家庭や学校とは異なる居場所での学習支援等を地域と連携して進めます。また、家庭の経済状況等を背景として学習環境が整わない子どもたちの自己肯定感、学習意欲、進学・就労に対する意欲等を高めるため、子ども支援ネットワークの活動の支援を進めます。(再掲)
- 放課後児童クラブ等の運営を支援するなど、子どもたちが安心して多様な体験や遊びができる機会の確保を図ります。
- 不登校や中途退学の経験者、特別な支援を必要とする子どもたち等の学びのセーフティネットとしての役割を果たしている高等学校定時制課程・通信制課程において、個々の生徒の状況に応じた学習活動や日々の生徒指導、教育相談、将来を見通した進路指導等について、関係機関や地域社会等と連携しながら、多様な教育的ニーズにきめ細かく対応した教育活動を行います。
- さまざまな理由により義務教育を十分に受けられなかった人に対して学び直す機会を確保するため、みえ夢学園高等学校を設置場所とする県立夜間中学について、令和7(2025)年4月の開校に向けた検討を進めます。また、関係機関等と連携しながら生徒の受入れを進めます。
- 子どもたちを虐待から守るため、要保護児童対策地域協議会<sup>74</sup>を中心に、関係機関が緊密に連携・協力して子どもたちの安全確認や情報共有を徹底するなど、児童虐待の防止に取り組みます。また、保護者への啓発、学校における「児童虐待気づきリスト」等の活用による子どものSOSの把握等を通じて、子どもたちの安全・安心の確保に取り組みます。

<sup>74</sup> 要保護児童への適切な対応を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行うため、「児童福祉法」に基づき設置された協議会。市町の児童福祉主管課や児童相談所等の関係機関、関係団体および児童の福祉に関する職務に従事する者等により構成されます。

- ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげられるよう、「ヤングケアラー支援ハンドブック<sup>75</sup>」を活用しながら関係機関・団体等と連携して、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を届けるための体制整備に取り組みます。
- 里親家庭や児童養護施設で暮らす子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教職員等に対して理解促進や里親制度の周知を図ります。また、社会的養護が必要な子どもたちに対して、関係機関との連携による必要な支援を行います。
- さまざまな課題を抱える子どもに対する「チーム学校」による教育相談体制の充実の観点から、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、多様な人材が指導に携わることができる体制を整えます。また、子どもたちの課題を把握し、地域資源や専門機関を活用した適切な支援につなげるなど、子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対する早期発見・早期対応のための取組を推進します。

## ② 高等学校中途退学等への対応

- 中学校では、高等学校の教育内容や特色を周知するとともに、高等学校では、定期的にガイダンスや個別面談等を実施するなどして、生徒が自らの興味・関心や適性に基づき、将来に対する目的意識を持つことができる取組を進めます。
- 学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しができるよう、転入学や編入学制度を適切に活用した進路選択を支援するとともに、地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携し、「働き出す力」を引き出す取組を進めます。
- 高校中退者等が、他者や社会とつながろうとするきっかけを得るとともに、自身の興味・関心の幅を広げたり、強みに気づいたりすることができるよう、オンライン会議サービスやメタバースによるICTを活用した交流を進めるなど、オンラインの居場所づくりを推進します。

## ③ 教育費負担を軽減する取組の推進

- 教育費の負担軽減を図るため、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費について、高校生等奨学給付金を支給します。また、学習意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒に対し、高等学校等修学奨学金を無利子で貸与することにより、修学を支援します。

<sup>75</sup> 令和5(2023)年10月に三重県が作成したハンドブック。ヤングケアラーと思われる子どもに気づくポイントやヤングケアラー支援の留意点、関係機関との連携のポイント等が掲載されています。

KPI(重要業績評価指標)

項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
子どもの居場所数 ※1	232	408
中途退学した高校生の割合 ※2	0.40% (R4)	0.32%

※1 子ども食堂や学習支援の場など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数  
(三重県子ども・福祉部、三重県教育委員会調べ)

※2 県立高等学校(全日制・定時制・通信制)に入学した生徒のうち、「学業不振」、「学校生活・学業不  
適応」、「経済的理由」を理由として中途退学した生徒の割合(三重県教育委員会調べ)

## 基本施策6 学びを支える教育環境の整備

施策名	(1)教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進
-----	------------------------------

めざす姿
教職員が、コンプライアンス意識を高く持ち、子どもたちの主体的な学びを支援する力や多様な教育課題に対応できる専門的指導力を身につけ、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、子どもたちに持続可能で豊かな未来を創っていく力を育む教育を実践しています。また、時代の変化に応じた資質・能力を身につけた教職員を安定的に確保しています。

現状と課題
<p>① 教職員は、これからの社会を担う子どもたち一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支える伴走者として、教職に必要な素養、学習指導、生徒指導、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応等の資質・能力の向上に向け、教職生涯を通じ学び続ける必要があります。</p> <p>② 教職員は、いじめへの対応、不登校児童生徒や特別な支援を必要とする子どもたち、外国人児童生徒への支援など、子どもたちを取り巻く課題の多様化、社会の変化に対応できる高い専門性と組織的に対応できる力を身につける必要があります。</p> <p>③ 経験豊かな教職員の退職と若手教職員の増加に伴い、学校における年齢構成が大きく変化していることから、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、若手教職員を育成する必要があります。</p> <p>④ 近年、教員採用選考試験における受験者の減少と教員不足の深刻化が懸念されており、教員採用選考試験をとおした高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の採用に加え、育児休業等の代替職員の確実な確保が喫緊の課題となっています。質の高い人材確保に向けて、教職を志す人が高い意欲を持ち続けられるよう、教職の魅力発信や現場を体験できる取組を進める必要があります。</p> <p>⑤ コロナ禍において学校のICT環境が急速に整ったことにより、研修のオンライン化を進めてきました。引き続き、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保しつつ研修に参加できるように、多様な形態で実施するなど、研修に参加しやすい環境の整備をさらに進める必要があります。</p> <p>⑥ 会議、面談、研修等のあらゆる機会をとおして教職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んできましたが、依然として不祥事が発生しています。公教育への信頼を確保するため、県教育委員会と市町等教育委員会が連携し、不祥事の根絶に向け取組を推進する必要があります。</p>



## 主な取組内容

### ① 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた研修の効果的な実施

- 「校長及び教員の資質の向上に関する指標」に基づき、経験や職種に応じた研修を実施することにより、教職員が、コンプライアンス等の教職に必要な素養、学習指導や生徒指導等のさまざまな教育課題に対応できる専門的指導力の向上に取り組みます。
- 教職員が研修履歴を活用して自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が対話をとおした適切な指導・助言を行うことができるよう、多様な専門性に対応した研修を実施し、教職員が主体的に資質・能力の向上を図ることができるよう取り組みます。
- 学習指導要領をふまえた学習者中心の授業づくりに向けた専門的な知識・技能の向上を図る研修を実施し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。
- いじめや不登校、特別な支援を必要とする子どもたち等への支援のあり方や組織的な対応、授業におけるICTの効果的な利活用等について学ぶ研修を実施し、教職員が時代の変化に応じた高い資質・能力を身につけられるよう取り組みます。
- 経験に応じたマネジメント力の向上を図る研修を実施し、教職員の学校マネジメントについての理解を深め、対話と気づきによる継続的な改善活動につなげます。
- 授業研究や学校におけるOJT(On-the-Job Training)を推進する研修を実施し、校内研修を組織的かつ計画的に推進する教職員の育成に取り組みます。
- 若手教職員を対象とする研修を実施し、経験の浅い教職員の実践力を磨き、教職に必要な基礎・基盤を培います。

### ② 研修に参加しやすい環境の整備

- 市町等教育委員会や教育研究所との連携による研修を地域で開催するなど、教職員が参加しやすい環境を整えます。
- Web会議システムを活用した研修やオンデマンド型研修を効果的に実施し、教職員が自らの課題に応じて、どこでも研修を受けられる環境の整備を進めます。

### ③ 教職の魅力発信と教職員の人材確保に向けた取組

- 教職を志す人材を着実に確保していくため、高校生や大学1・2年生などの早い段階から教職ガイダンスを実施するとともに、オンラインによる説明会も活用しながら、学生だけでなく社会人も含めたさまざまな立場の人を対象に、子どもたちの人生に影響を与えて成長を実感できる喜びを感じられるなど、教職の魅力を発信する取組を実施します。

- 教員養成を担う大学と連携し、定期的な意見交換等により教員確保に向けた課題を共有するとともに、教員を志す学生が、現職教員と共に研修を受講するなど、教職の魅力ややりがいを感じることができる機会を確保します。
- 教育アシスタントなど学校現場における体験を重視した活動を実施し、教員の養成段階における学びと採用段階で求められる資質・能力をより効果的に結びつける取組を推進します。
- 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を確保して複雑化・多様化する教育課題に対応するため、教員採用選考試験の実施方法や応募要件等の点検・見直しを行い、継続して改善に取り組みます。また、教員の採用選考時期が民間企業等と比べて遅く、優れた人材を確保する上での課題となっているため、教員採用選考試験の早期化に取り組みます。
- 教職を志す人の採用の機会を増やすとともに、これまでより早期に任用を確定できるよう、教員採用選考試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考を進めます。
- 退職教員や教員免許状を有していながら教職に就いていない人に向けた情報発信など、人材の掘り起こしを進め、教員不足の解消につなげます。

#### ④ 教職員育成支援のための人事評価制度の適切な実施

- 教職員の主体的な教育実践や自己啓発を促し、能力・意欲の向上を図るとともに、組織の目標を共有しつつ教職員の協力・協働が進むよう、人事評価制度の適切な運用をとって教職員の育成につなげます。

#### ⑤ 不祥事の根絶とコンプライアンスの推進

- 不祥事の未然防止やコンプライアンスについての年次別研修や校内研修等を実施することにより、教職員のコンプライアンス意識を高めます。
- 県立学校においては、各学校に設置する「学校信頼向上委員会」で検討した取組を、「信頼される学校であるための行動計画」に位置づけ、不祥事の根絶に向けて取り組みます。小中学校においても、市町等教育委員会と連携して不祥事根絶に向けた取組を進めます。
- わいせつ行為やセクシュアルハラスメント、体罰に係るアンケート等を定期的に実施し、調査結果を用いて各学校で子どもたちへの関わり方を見直す機会を設け、わいせつ行為や体罰等の未然防止に取り組みます。

- 教職員一人ひとりが常に自己の使命と職責の重大さを認識し、コンプライアンスを自分事としてとらえることにより、教育に対する県民の皆さんの信頼の確保に努めるよう、各種会議や管理職による面談など、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正と服務規律を徹底します。
- 不祥事根絶やコンプライアンス意識の確立に向けた取組については、定期的に実施状況を確認し、実効性があるものとなるよう検証・見直しを行います。

### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合 ※1	52.5%	62.0%
リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合 ※2	小学校 44.6% 中学校 47.7% 県立学校 36.3% (R4)	小学校 50.0% 中学校 53.0% 県立学校 42.0%
コンプライアンスの徹底に取り組んだ所属・公立学校の割合 ※3	100% (R4)	100%

※1 「研修とその後の教育実践により自らのライフステージに応じた資質・能力を高めることができましたか」という質問に対して、「できた」と回答した教職員の割合(三重県教育委員会調べ)

※2 「研修の成果や自身の経験を反映させ、課題の改善に向け組織的に取り組むことができましたか」という質問に対して、最も肯定的な選択肢である「取り組んでいる」と回答した公立小中学校および県立学校の割合(三重県教育委員会調べ)

※3 組織マネジメントシート(教育委員会事務局)、学校マネジメントシートまたは行動計画(県立学校)、学校経営の改革方針等(小中学校等)において掲げたコンプライアンスに係る目標について、年度末時点で「達成済み」となった所属・公立学校の割合(三重県教育委員会調べ)

## 基本施策6 学びを支える教育環境の整備

### 施策名 (2)学校における働き方改革の推進

#### めざす姿

教職員が子どもたちのための質の高い授業づくりや子どもたちと向き合う時間を確保し、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行っています。

#### 現状と課題

① 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、特別な支援を必要とする子どもたちや不登校児童生徒、日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加など、学校の抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の業務が長時間に及ぶ実態は深刻であり、直ちに解消されなければならない喫緊の課題となっています。

令和元(2019)年12月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づき、教育委員会規則等において、令和2(2020)年4月から、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合を除き、教職員の時間外在校等時間の上限を月 45 時間、年 360 時間とすることを決めました。

上限時間の遵守に向け、学校および教職員が担う業務の明確化・適正化を進めるとともに、調査・会議・研修等の見直し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の専門人材の拡充、全ての学校へのスクール・サポート・スタッフの配置などの環境整備を進めてきました。

こうした取組により、時間外在校等時間の上限を超える教職員数については減少しているものの、教職員の長時間労働が解消されるまでには至っていない状況であることから、全ての教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、各学校の実情をふまえた時間外在校等時間の削減に向けた課題を解消するための取組を実施するなど、学校における働き方改革をより一層進める必要があります。

② 学校および教職員が担う業務は、学習指導や生徒指導、進路指導、学校運營業務など多岐にわたる中、教職員が業務に集中できるよう、教職員が担う業務の明確化・適正化をより一層進める必要があります。

③ 学校の抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員だけでは対応が難しい状況となっており、教職員と各分野に専門性を有する多様な人材がそれぞれの役割を担い、連携して子どもたちを支援する「チームとしての学校」の体制整備を進めるとともに、引き続き、専門人材や地域人材の充実を図る必要があります。部活動については、部活動指導員等の活用や地域スポーツ団体との連携など、専門的な指導の充実を図り教職員の負担を軽減しながら、子どもたちにとって望ましい活動となるよう取組を進める必要があります。

- ④ 教職員の働き方については、多様な勤務形態を選択できるようになっている一方、男性の育児休業取得率は低い水準となっています。教職員同士が互いを認め合い、さまざまなハラスメントがなく協力し合える組織風土を醸成するとともに、育児や介護などライフステージの変化、障がいの有無などそれぞれの状況に応じ、全ての教職員がいきいきと働き続けられる職場環境づくりを一層進める必要があります。
- ⑤ 教職員の多忙化と業務の困難化が進み、心身のストレスの高まりをもたらしています。近年、精神神経系疾患により休職となった教職員の割合は全国平均を下回っているものの、毎年一定数の教職員がメンタルヘルスの不調により休職する状態が続いていることから、引き続き、支援体制を充実させていく必要があります。

## 主な取組内容

### ① 時間外在校等時間削減に向けた取組

- 時間外在校等時間の上限の遵守に向けて、タイムカード等の活用により日々の勤務時間を客観的に把握するとともに、時間外在校等時間が月45時間を超えた場合には必要な措置を講ずるなど、安全・健康に配慮した時間外労働を含む教職員の勤務時間管理の徹底を図ります。
- 労働基準法第36条に基づく労使協定の対象となる職員の時間外勤務については、労使協定の範囲内であっても安全・健康に労働できるよう配慮します。
- 全ての公立学校が統一して取り組む「定時退校日の設定」、「部活動休養日の設定」、「会議時間の短縮」に加え、「学校閉校日の設定」については、効率的な業務遂行や労働環境の改善のみならず、子どもたちや保護者、地域の方々に「学校における働き方改革」の理解・協力を得る機会として進めていきます。
- 全国の学校における働き方改革の事例を共有するなどして、校務支援システムやデジタル採点システムの導入、留守番電話の設置などの取組を市町が進められるよう取り組みます。
- 調査・会議・研修等の見直しや、オンライン会議や掲示板・メールによる打合せの削減、各種調査のWebアンケート化など、ICTを活用した業務の効率化の取組を進めます。
- 各学校の実情をふまえ時間外在校等時間削減に向けた課題を解消するための取組や目標を定めるとともに、校長がリーダーシップを発揮して学校における働き方改革を推進できるよう取り組みます。また、取組については、PDCAサイクルを活用して、改善を図ります。

## ② 学校・教職員が担う業務の適正化

- 学校および教職員が担う業務の明確化・適正化を通じて、教職員が本来業務に集中できる勤務環境を整備し、在校等時間の削減を図ります。
- PTA等と連携し、教職員がその専門性を必要とする業務により注力できるよう、行事等の教育活動における役割を分担したり、保護者や地域に対し学校における働き方改革への理解・協力を得たりする取組を進めます。

## ③ 専門人材や地域人材の活用

- 学校や子どもたちの実情をふまえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門人材の配置に取り組むとともに、教職員の業務負担軽減のためのスクール・サポート・スタッフ等の地域人材を配置します。また、保護者や地域人材の知識・技能を活用した学校支援活動などの取組や、教職員だけでは対応が難しい複雑化・多様化した学校の課題に県や市町と学校が一体となって対応する学校支援体制づくりを進めます。
- 部活動については、部活動指導員等の配置や、地域スポーツ団体と連携した中学校における休日の部活動の地域移行などの取組を通じて、教職員の負担軽減を図り、持続可能な部活動となるよう取組を進めます。

## ④ 職場環境や組織風土づくりの改善を一層推進するための取組

- セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメントのない職場づくりに取り組むとともに、「子育て支援アクションプラン<sup>76</sup>」に基づく次世代育成支援の取組を進めます。特に、子育て期にある男性職員の育児参画を促進するための休暇制度等の周知徹底、管理職による休暇取得の働きかけ、休暇を取得する教職員を支援する職場の環境づくり等を進めます。
- 障がいのある教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、管理職をはじめ、教職員が障がい者に対する理解を深めるとともに、個性と能力を発揮できるよう、障がい者一人ひとりが置かれている状況をふまえ、働き方や業務内容、サポート体制を工夫し、障がいのある方にとって働きやすい職場環境づくりに取り組みます。
- 教職員の満足度を定期的に調査・分析することにより、職場環境や組織風土の状況を把握し、改善につなげます。

<sup>76</sup> 「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定した第4期三重県教育委員会特定事業主行動計画。

## ⑤ 教職員の健康管理

- 教職員の安全と健康の増進に向け、安全衛生委員会等を通じて安全衛生管理体制の充実を図り、職場巡視、安全衛生研修、定期健康診断、事後指導および感染症対策等による疾病予防対策を進めます。また、過重労働に該当する教職員の健康状態や疲労度を把握するとともに、校長や産業医による面接を実施し、教職員の心身の健康障がい防止のための対策を行います。

## ⑥ 教職員のメンタルヘルス対策

- 管理職を含む教職員を対象としてメンタルヘルス対策に関する各種研修を行うとともに、全ての公立学校でストレスチェックを実施し、その結果を活用して教職員自らが積極的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 心身の不調が認められる教職員への専門医・心理の専門家・保健師等による相談を実施し、早期発見・早期対応によりメンタルヘルス不調の予防と回復を支援します。
- 精神神経系疾患により休暇および休職中の教職員の円滑な職場復帰と再発防止のため、職場復帰訓練や心理の専門家等による支援を実施します。

### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
総勤務時間に関する教職員の満足度 ※	2.39	2.73

※ 「教職員満足度調査」(公立小中学校および県立学校対象)における「総勤務時間」の項目の満足度(5点満点)(三重県教育委員会調べ)

## 基本施策6 学びを支える教育環境の整備

### 施策名 (3)ICTを活用した教育の推進

#### めざす姿

学校のICT環境が十分に整備され、さまざまなデジタルツールの活用をとおして、子どもたち一人ひとりに最適で効果的な学びが行われることで、子どもたちが急速に進展するデジタル社会で活躍するための情報活用能力を身につけています。

#### 現状と課題

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、学校におけるICT環境が急速に整えられ、1人1台端末などICTを用いた新たな教育が始まっています。授業での活用に加え、家庭学習や連絡手段などとしても活用が進むとともに、デジタル教科書の導入・拡大が予定されるなど、教育においてICTの果たす役割はますます大きくなっていくと考えられます。今後も、社会全体におけるICTの高度化の進展と、それに伴うEdTech<sup>77</sup>の更なる進展が予測されることから、引き続き、これらの変化に対応しながら、学校におけるICTの効果的な活用を進めるとともに、個別最適な学びの実現や、困難を抱える子どもの早期発見等につながるよう、教育データを効果的に利活用することが求められます。
- ② 変化が激しく、将来の予測が難しい社会において、子どもたちが情報を主体的にとらえながら、何が重要かを主体的に考えることが求められており、令和7(2025)年度から大学入学共通テストの出題教科に「情報Ⅰ」が導入されることが決定されました。ICTを効果的に活用して、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用していく必要があります。
- ③ 学校における1人1台端末の活用が進むとともに、家庭では子どもたちがインターネットに触れる機会が増加しています。インターネットには、匿名性、拡散性などの特徴があるため、子どもたちがインターネットを通じた犯罪やトラブルに巻き込まれたり、有害情報等に触れたりする危険が増しています。こうしたことから、子どもたちの発達段階に応じた情報モラル教育を進める必要があります。
- ④ 子どもたち一人ひとりに情報活用能力を育むとともに、ICTを活用して学ぶ場面を効果的に授業に取り入れるため、教職員一人ひとりのICT活用指導力の向上を図る必要があります。
- ⑤ 学校の業務等において、校務支援システムの導入や、会議のオンライン化・ペーパーレス化、Webアンケートの活用、デジタル採点システム等の個別システムの導入など、さまざまな場面でデジタル化が進みました。引き続き、校務の効率化の取組を進め、教職員の業務の負担軽減や業務の効率化を図る必要があります。

<sup>77</sup> 教育におけるAI、ビッグデータ等のさまざまな新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。



- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、各学校でオンライン授業等が行われ、ICTを活用した学びが身近なものとなり、日々の授業や家庭学習、さまざまな事情で通学できない子どもたちの学習にもICTが活用されています。一方で、不登校児童生徒や日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加など学校の抱える課題が複雑化・多様化する中、急速に進展するICTを十分に活用して、課題の解決を図る必要があります。
- ⑦ 学校の無線環境や情報機器などのICT環境は一定整備されましたが、それらを維持・更新するとともに、デジタル技術の進展に応じたものとなるよう、取組を進める必要があります。
- ⑧ 近年、対話型生成AIが急速に普及するとともに、画像や映像、音声などの生成AIも目覚ましい進歩を遂げています。今後、生成AIの技術はさらに急速に進展し、複数の生成AIの組合せ、従来のアプリやWebサービスへの組み込みや、新たなサービスの出現など、さまざまな形で人びとの生活に浸透していくことが考えられることから、生成AIの利用がもたらす効果と生じ得るリスクをふまえて対応していく必要があります。

## 主な取組内容

### ① ICTを活用した教育の推進

- 学校におけるICTの活用をさらに進めるため、ICTを教育活動で用いる意識の一層の浸透を図るとともに、ICTの利活用に関する支援体制の充実を図ります。また、学校におけるICTの基本的な活用水準を向上し、さらに発展的な方法を工夫改善するという好循環を作り出すことができるよう、活用されているアプリやサービスの情報・使用例、先進的な取組などの横展開に取り組みます。加えて、学習履歴など教育データを学校現場で効果的に利活用できるようにするための取組を進めます。
- 教育活動や校務において、ICTの活用の効果を最大限に発揮するため、ICTの活用を進めることで生じ得るリスクに配慮しつつ、ICTを活用した試行的な取組を積極的に行い、新たなアイデアの創出やさまざまな課題の解消を図るとともに、ICTの高度化の進展により顕在化する新たな課題への対応を進めます。
- 高等学校においては、ICTを活用し、学校の枠を越えた遠隔合同学習を進めます。また、生徒の興味・関心が高まるよう、文理横断的・探究的な学習にICTを活用します。

### ② 情報活用能力の育成

- さまざまな学習活動において1人1台端末など情報機器の活用を進めることにより、子どもたちが情報機器の基本的な操作や活用方法を習得できるよう取り組むとともに、インターネット等から必要な情報を収集し、その適否を判断し、適切に創造・発信する力の育成を図ります。

○ 各教科等におけるさまざまな学習活動をとおして、人びとの生活を便利で豊かなもの  
にしているプログラミングの働きやよさについて気づきを促すとともに、情報機器等を用  
いて問題を見いだして解決策を考える力や情報手段を適切に活用する力を育成しま  
す。特に、高等学校の教科「情報」では、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術  
を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための力を育成します。

○ 子どもたちが、ネットいじめなどの人間関係上のトラブルやインターネット上での誹  
謗中傷・ネット炎上などの当事者となったり、有害情報に触れたりすることなどがな  
いよう、情報セキュリティを含む情報モラル教育を一層推進するとともに、SNSを  
はじめとしたインターネットの適切な利用およびフィルタリングの普及促進のため  
の広報啓発活動や非行防止教室等の取組を推進します。

### ③ 教職員の指導力向上

○ 教職員を対象としたICTの活用技術・情報リテラシー<sup>78</sup>等に関する研修の実施やICT  
専門人材の活用、自治体・学校・教職員間におけるICT教育手法の蓄積・共有など  
を通じて、教職員のICT活用指導力の向上を図ります。

### ④ ICTを活用した校務の効率化の推進

○ クラウド環境の活用や、新たなアプリ・Webサービスの導入、システム間の連携強  
化などを通じて、校務の効率化を進めます。

### ⑤ ICTを活用した諸課題の解決

○ 感染症の拡大や災害の発生などの緊急事態における学びや、病気療養などさま  
ざまな事情で登校できない子どもたちの学びの保障のため、ICTの活用を積極的  
に進めます。

○ 外国人児童生徒が県内全域で質の高い日本語教育カリキュラムを受けられる  
よう、オンラインを活用した日本語指導を進めます。(再掲)

○ さまざまな事情を抱える不登校児童生徒や高校中退者等を支援するため、オン  
ライン会議サービスやメタバースによるICTを活用した交流を進めるなど、オン  
ラインの居場所づくりを推進します。

○ 児童生徒数が少ない学校においては、ICTを活用して小規模単独ではなし得な  
い特色・魅力ある教育の実現に向けた取組を進めます。

<sup>78</sup> メディアやインターネットサイト等から得られる大量の情報から自身に必要なものを収集し、それを適切に評価、管理等を行って、活用するための能力。

## ⑥ ICT環境の整備の推進

- 学校のICT環境の維持・更新を行うとともに、ICTが絶えず進歩する中、教育におけるICTの活用を推進するため、ヘルプデスク等の支援体制も含め、ICT環境の整備・充実を進めます。

## ⑦ 生成AIの利活用

- 教育活動や校務の改善、教育の諸課題の解決を図るため、生成AIに関する技術の進展やアプリ・サービスの普及の状況をふまえながら、生成AIの利活用を進めます。
- 生成AIが急速に普及する中、そのリスク等に十分な対策を講じた上で、子どもたちの発達の段階や実態をふまえ、情報活用能力の一部として生成AIの仕組みの理解や生成AIを学びに生かす力を段階的に高めます。(再掲)

### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う子どもたちの割合 ※1	小学生 68.4% 中学生 61.4%	小学生 72.5% 中学生 65.5%
1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合 ※2	83.6%	100%

※1 「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うか」という質問に対して、最も肯定的な選択肢である「役に立つと思う」と回答した公立小中学校の児童生徒の割合(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

※2 子どもたちがICTを活用して、互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように指導する能力に関する問いに対して、肯定的に回答した教職員の割合(文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」)

## 基本施策6 学びを支える教育環境の整備

### 施策名 (4)地域とともにある学校づくり

#### めざす姿

保護者や地域の方々が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が進むとともに、地域の特色や資源を生かした教育が行われることにより、地域全体で子どもたちの学びと育ちを支える体制が整っています。

#### 現状と課題

- ① 子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、学校・家庭・地域が連携・協働して育てていくことが求められています。学校運営に保護者や地域の方々が参画することを通じて、育みたい子ども像・めざすべき教育のビジョンを共有し、地域ならではの特色を生かした「地域とともにある学校づくり」を支えるコミュニティ・スクールの導入が進みつつある中、今後も、地域と学校の間を円滑に調整する地域学校協働活動推進員等の配置を進め、コミュニティ・スクールのさらなる導入と拡大、内容の充実を図る必要があります。
- ② 高等学校では、保護者や地域住民等の学校関係者が、学校の運営方針や取組等の状況について評価を行う学校関係者評価制度を用いて、地域と連携した特色ある学校づくりに取り組んでいます。学校関係者による学校運営方針や年間計画への意見・提言等を通じて、学校運営の改善や地域との連携を進める必要があります。
- ③ 学校において、保護者や地域の方々と連携・協働して教育活動や学校運営の質的向上を図るとともに、地域全体で子どもたちの豊かな成長を支える活動や、共に地域を創生する活動を進める必要があります。

#### 主な取組内容

##### ① 「地域とともにある学校づくり」の推進

- 各市町の担当者を対象とした優良事例等の共有を行う研修会を開催するとともに、地域とともにある学校づくりサポーターを学校等に講師として派遣したり、期待される効果や先進事例を紹介したりすることにより、小中学校におけるコミュニティ・スクールのさらなる導入と拡大、内容の充実を図ります。
- 地域の方々の知識や経験、技能を活用した教育活動を行うとともに、効果的な実践事例を普及することにより、地域と学校が連携・協働して行う取組のさらなる推進を図ります。

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、小中学校については、地域学校協働活動を進める市町等に対して支援を行います。また、地域学校協働活動推進員等の配置を進め、学校と地域住民等との連携協力体制を整備します。
- 県立学校では、保護者や地域住民等の参画による学校運営の改善や地域との連携を進めるとともに、地域と協働した学習を推進します。
- 高等学校では、小中学生向けの体験講座や、地域の方々を対象とした開放講座など授業での学びを生かした高校生による講座、地域で活躍する経営者等による出前授業、地元企業での体験的な学習活動等を推進します。

## ② 地域と学校をつなぐコーディネート機能の強化

- 市町が配置する地域学校協働活動推進員等の資質向上に向け、交流会や研修を実施します。
- 地域学校協働活動推進員等にさらなる学びの場を提供し、フォローアップすることで、各地域における地域学校協働活動をより一層推進します。

### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
地域と連携した教育活動に取り組んでいる 小中学校の割合 ※	小学校 81.2% 中学校 64.2%	小学校 100% 中学校 100%

※ 地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合(三重県教育委員会調べ)

## 基本施策6 学びを支える教育環境の整備

### 施策名 (5)学校の特色化・魅力化

#### めざす姿

小学校から高等学校まで校種を越えた連携が進み、子どもたちが各学校で目標に向かって意欲的に学んでいます。また、それぞれの地域や学科の特性に応じた高等学校の特色化・魅力化が進み、子どもたちが自らの興味・関心に応じて主体的に学び、豊かな人間性や社会性を身につける場となっています。

#### 現状と課題

- ① 学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標の実現をめざす観点から、9年間を見通した教育課程の編成や指導体制の構築が求められています。また、小学校での教科担任制の導入や、小学校と中学校や中学校と高等学校など学校段階間の連携の強化を含め、小学校から高等学校まで一貫性・連続性のある指導を確立していく必要があります。
- ② 高等学校等への進学率が約99%に達し、入学動機や進路希望、学習経験、言語環境など、さまざまな背景を持つ生徒が在籍していることから、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが求められています。生徒の学習意欲を喚起し、可能性や能力を最大限に引き出すため、高等学校の特色化・魅力化を推進する必要があります。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学習機会と学力の保障だけでなく、他の子どもたちとの直接の関わりや体験活動を通じて多様な価値観に触れ、人間性・社会性が育まれるという、学校の機能の重要性が再認識されました。少子化に伴う人口減少が課題となる中、県内大学や企業、地域の方々・職業人等との連携を一層推進し、協働的な学びや学習活動の機会を確保していく必要があります。
- ④ 少子化に伴い、小中学校では従来の学校規模の維持が難しくなるなどの状況が生じています。また、今後の中学校卒業生数の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを実現していくためには、現行の高等学校の配置を継続していくことは難しい状況です。このため、学校の枠を越えた交流など、多様な学びの機会を確保するとともに、各地域の学校のあり方について検討を進める必要があります。

## 主な取組内容

### ① 学校段階間の円滑な接続の推進

- 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した実践事例の普及や、幼稚園等と小学校等とが共同した接続カリキュラムの編成・実施等を推進します。(再掲)
- 小中学校教職員の交流推進や小中学校両方の免許を有する教員の適切な配置の推進、教科担任制を含めた情報提供等を行うことにより、義務教育9年間を見通した教育を推進します。また、校種を越えた教育方法の研究や各教科の接続等について、市町と連携しながら取り組みます。
- 中学校では、高等学校の教育内容や特色を周知するとともに、高等学校では、定期的にガイダンスや個別面談等を実施するなどして、生徒が自らの興味・関心や適性に基づき、将来に対する目的意識を持つことができる取組を進めます。(再掲)
- 中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等をふまえた検討を進めます。
- 大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習、高校生と大学生・専門学校生が学び合う場の確保など、高等学校と高等教育機関の連携を進め、円滑な接続につなげます。
- 子どもたちが、働くことや将来の自己実現に係る考え方の積み重ねと振り返りをおして、自己のキャリア形成に生かしていくことができるよう、小中高等学校の12年間の活動を記録する「キャリア・パスポート」を活用した学習を進めます。(再掲)
- 特別な支援を必要とする子どもたちが、安心して学ぶことができるよう、幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、「パーソナルファイル」を活用するなど、必要な支援情報を円滑かつ確実に引き継ぎ、きめ細かな指導・支援を進めます。

### ② 高等学校の特色化・魅力化

- 高等学校においては、学校に期待される社会的役割やめざすべき学校像であるスクール・ミッションをふまえ、育成をめざす生徒の資質・能力、教育課程の編成・実施と入学者受入れに関する方針をスクール・ポリシーとして策定・公表し、特色・魅力ある教育の実現に取り組みます。また、新しい時代のニーズに応じた学科・コースの新設・改編や、教育内容・方法の工夫・改善等を推進します。

- 生徒の約6割が在籍する普通科・普通科系専門学科<sup>79</sup>では、探究的な学び・STEAM教育等の教科横断的な学び・実践的な学びを推進します。また、学際的な学びに重点的に取り組む学科や、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等の設置について、学校や地域の実態をふまえながら検討を進めます。
- 職業系専門学科<sup>80</sup>では、専門分野の知識・技術の習得や高度な資格の取得に取り組むとともに、高等教育機関や産業界等と連携して、企業での実習や専門家による指導、商品開発など、実践的な職業教育を推進します。
- 総合学科では、生徒が主体的に学習に取り組むことができるよう、「産業社会と人間」や多様な科目を開設するなど、生徒の能力・適性等に対応した柔軟な教育活動を展開します。
- 定時制・通信制課程では、さまざまな入学動機や学習経験等の背景を持つ多様な生徒が在籍していることをふまえ、ICTを効果的に活用するなどきめ細かな指導を行います。また、松阪高等学校通信制課程においてサテライト教室の設置に向けた研究を進めるなど、遠隔地に居住する生徒が面接指導(スクーリング)を受けやすい環境づくりに向けて取り組みます。
- 生徒が興味・関心に応じて幅広く科目選択できるよう、ICTを活用して他の高等学校で開設している科目を履修する仕組みなど、教育の質の向上につながる取組について検討します。
- 「地域課題解決型キャリア教育モデル」<sup>81</sup>を活用し、地域課題解決型キャリア教育を、地域の産業界や行政と連携しながら推進します。

### ③ 地域の実情に応じた学校規模と配置の推進

- 小中学校の適正規模・適正配置をめざし学習環境の改善に取り組む市町等教育委員会に対して、本県および他県における取組状況等の情報提供を行います。
- 少子化が進む中においても、これからの時代に求められる学びを実現していくため、県立高等学校の学びと配置のあり方について、各地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議しながら、地域の実情に応じて検討します。

<sup>79</sup> 専門学科のうち、職業に関する学科以外の学科(理数科、体育科、英語コミュニケーション科、国際科学科、国際文理科、応用デザイン科)のこと。

<sup>80</sup> 専門学科のうち職業に関する学科(農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉に関する学科)のこと。

<sup>81</sup> 地域の特色や産業を題材として生徒が主体的に取り組んだ学習の成果をふまえ、学習内容やその進め方、学習により培われる生徒の資質・能力、学校と地域の関わり方等について、他校において推進できるよう、三重県教育委員会が示した地域課題解決型キャリア教育のプログラム。



- 木本高等学校と紀南高等学校を統合し、校舎制として設置する紀南地域新高等学校（令和7(2025)年4月開校予定)においては、それぞれの学校が取り組んできた地域と連携したきめ細かな学びを継承しつつ、両校舎が連携した多様な教育活動の実現に取り組めます。

**KPI(重要業績評価指標)**

項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
授業で主体的に学習に取り組んでいる高校生の割合 ※	81.8%	86.5%

※ 「授業では、話し合う活動などをおして、自分で考え、自分から取り組んでいると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)

## 基本施策6 学びを支える教育環境の整備

### 施策名 (6)学校施設の整備

#### めざす姿

老朽化や生活様式の変化への対応が進み、安全で快適となった学校施設では、ユニバーサルデザインや自然環境に配慮する考え方も取り入れられ、子どもたち一人ひとりが安心して学校生活を送っています。

#### 現状と課題

- ① 学校施設は、子どもたちが学習など学校生活で多くの時間を過ごす施設ですが、県立学校は建築から長期間経過している校舎が多いことから、安全・安心を確保しつつ、快適で豊かな学びを実現するため、建物や設備の老朽化対策・耐震対策を計画的に進める必要があるとともに、近年の夏季の気温上昇による熱中症対策としても対応が必要な空調整備やトイレの洋式化など設備面での機能強化や、新しい時代の多様な学びにも柔軟に対応できる学校施設づくりを進める必要があります。
- ② バリアフリーやユニバーサルデザイン<sup>82</sup>など、子どもたちや利用する人びとに優しい学校施設づくりを進めていく必要があります。また、学校施設は、地震や台風などの災害時には地域の避難所としての役割も果たす施設であり、安全・安心や快適性を有し、多様な人びとの利用に配慮した誰もが利用しやすい施設であることは、地域の防災機能強化にもつながります。
- ③ 脱炭素社会の実現をめざした取組が求められる中、学校施設においても、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、温かみの感じられる学習の場づくりにも配慮し、県産材等を利用した整備を進める必要があります。

#### 主な取組内容

##### ① 老朽化対策・耐震化対策の推進

- 県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や給排水設備・電気設備の更新を「三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、計画的に進めます。また、校舎の老朽化対策等と併せて非構造部材の耐震対策を進めるとともに、施設・設備の点検や防犯対策など安全管理に取り組みます。

小中学校等においても、老朽化対策や非構造部材の耐震対策が推進されるよう、市町等教育委員会への情報提供や助言を行います。(一部再掲)

<sup>82</sup> 「全ての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や年齢、性別等に関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすること。

## ② 快適な学習環境づくりの推進

- 県立学校の空調設備について、これまで全ての普通教室に整備しましたが、設置後15年以上経過しているものが約4割となっていることから、計画的な更新に取り組みます。また、特別教室については使用頻度の観点から、体育施設等については熱中症対策等の観点から検討を行い、必要な取組を進めます。

さらに、トイレの改修については、生活様式の変化や衛生環境の改善の視点、利用する子どもたちの意見などをふまえ、洋式化や乾式清掃の床への転換等の機能面の向上について、「三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、屋外等のトイレも含め、計画的に進めます。

## ③ バリアフリー化の推進

- 各学校の状況に応じ、スロープ等の段差解消、多機能トイレ、エレベーター等のバリアフリー改修を引き続き進めます。

また、学校施設の整備・改修の際には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)の趣旨やユニバーサルデザインの考え方もふまえ、子どもたちの多様性に配慮した利用しやすい施設となるよう取り組んでいきます。

小中学校等においても、バリアフリー法令に基づき定められた文部科学省の整備目標をふまえ、市町等教育委員会への情報提供や助言を行い、バリアフリー化を進めます。

## ④ 自然環境を考慮した施設整備・改修の実施

- 温室効果ガスの排出量を削減するため、県立学校の施設設備においては「三重県地球温暖化対策総合計画」に基づき、LED照明への更新を進め、省エネルギー化を推進するとともに、太陽光発電設備の設置が可能と考えられる場所の調査を行うなど、太陽光発電の導入に向けて取り組みます。

また、建築物の木造化・木質化は、脱炭素化に資するとともに、温かみや心地よさが感じられる空間の創出が期待されることから、「みえ木材利用方針」に基づき学校施設の整備・改修を行います。

## ⑤ 豊かな学びを支える施設整備・改修の実施

- 県立学校の整備・改修の際には、新しい時代の多様な学びの充実に向け、間仕切等の変更が可能となるよう配慮するなど、学習内容や学習形態の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改修に着手した建物数 ※	41棟	78棟

※ 「三重県立学校施設長寿命化実施計画」において計画している長寿命化改修に着手した建物の数  
(累計)(三重県教育委員会調べ)



## 基本施策6 学びを支える教育環境の整備

### 施策名 (7)家庭での学びの応援

#### めざす姿

家庭の自主性や家族の多様性が尊重されており、社会全体で家庭を応援する気運醸成が進んでいます。また、子どもたちが豊かな情操や人を思いやる心を持つとともに、基本的な生活習慣、学習習慣等を身につけています。

#### 現状と課題

- ① 家庭教育は全ての教育の原点であり、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナー等を身につけるとともに、自己肯定感を高める上で重要な役割を担っています。
- ② 地域のつながりの希薄化や少子化の進行など子育て家庭をめぐる環境が変化するとともに、家族の多様化や共働き家庭の増加等により、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会や子育て中の保護者同士がつながる機会が減少しています。このため、子育てや家庭での教育に不安や悩みを持つ保護者の増加と保護者の孤立化が懸念されます。
- ③ 子どもの健やかな成長のために必要となる「早寝・早起き・朝ごはん」などの家庭での基本的な生活習慣に乱れがみられる子どもがいます。
- ④ 男性の育児休業等に関する制度の整備が進み、全国での取得率も上昇傾向にあるものの、依然として女性と比べ家事・育児に関わる時間や育児休業の取得率は低い状況であることから、男性の育児参画の大切さや、内容の充実について、社会全体で意識を高めていく必要があります。

#### 主な取組内容

##### ① 保護者と子どもの学びの応援

- 家庭教育に関心を持つきっかけや、子育てや家庭での教育のヒント・気づきにつながるよう、リーフレット等を作成したり、県ホームページ「みっふる広場」に本県で家庭教育に関わる方々のコラムを掲載したりするなど、保護者の不安の解消や学びにつなげます。
- 幼稚園等が、保護者同士の交流の機会を提供したり、子育てに関する相談対応・情報提供を行ったりするなど、地域における幼児期の子育ての支援拠点としての役割を担えるよう、地域子育て支援センター等の関係機関との連携を推進します。(再掲)

- 小中学生の学習習慣・読書習慣等の確立に向け、「全国学力・学習状況調査」における児童生徒質問紙調査や、「みえスタディ・チェック」の学習や生活等に関する質問から、学習習慣・読書習慣等の状況を継続的に把握するとともに、課題の改善に向け、子どもたちの1人1台端末からダウンロードできるチェックシート等の活用を促進するなど、引き続き、学校・家庭・地域が一体となった「みえの学力向上県民運動」の取組を進めます。(再掲)
- 保護者や子育て支援関係者が集う講座やホームページにおいて、幼児期からの読書の重要性や、子どもたちの発達段階に応じた効果的な読書活動の取組である「家庭読書(家読(うちどく))」についての普及啓発等を通じ、家庭における読書活動を促進します。(再掲)

## ② さまざまな主体で子どもの豊かな育ちを支える取組の充実

- 「こども基本法」および「三重県子ども条例」の趣旨をふまえ、企業や子育て支援団体と連携して、子どもの権利が守られ、豊かに育つことができる地域社会づくりを進めます。
- 子育てに優しい地域社会づくりに向け、趣旨に賛同する企業や団体で構成される「みえ次世代育成応援ネットワーク」等と連携して、さまざまな体験機会を提供するなど、子どもの育ち、子育て家庭を支援します。
- 子育てには男性の育児参画が大切という考え方が職場や地域の中で広まるよう、普及・啓発や情報発信、ネットワークづくりといった取組を進めるほか、イクボスの推進など、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について、企業等に働きかけます。

## ③ 家庭教育を応援する体制づくり

- 家庭・学校・地域の連携を推進することにより、地域全体で子どもを育てる社会づくりにつなげるため、地域の実情に応じて家庭を支える人材の養成のための講座を開催するなど、家庭のニーズをふまえながら人材の養成を進めます。
- 妊娠期から学齢期の子を持つ親同士が、子育てに関するさまざまなテーマについて話し合い、悩みや思いを語り合う中で気づきを得たり、学んだりできる「みえの親スマイルワーク」等の参加型プログラムが市町の子育て支援センター等で広く展開されるよう、ワークショップの進行役(ファシリテーター)の養成を三重県PTA連合会・PTA安全互助会や市町と連携し進めます。
- 市町の子育て支援センターの職員や幼稚園教諭、保育士等に求められる保護者対応や家庭の支援に関する専門性を高めるため、子育て支援員研修(地域子育て支援コース)を実施し、教職員等の資質向上を図ります。

- 放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修(放課後児童コース)を実施し、学校や地域のさまざまな社会資源等と連携して、子どもの育成支援や家庭の子育て支援に取り組む人材の養成や資質向上を図ります。

KPI(重要業績評価指標)		
項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
家庭での学びを提供するホームページ「みっふる広場」に掲載したコラム数 ※1	76 (R4)	210
家庭教育を応援する人材の養成数 (「みえの親スマイルワーク」の進行役) ※2	21人 (R4)	145人

※1 家庭での学びを提供するホームページ「みっふる広場」に掲載した、子育ての参考となるコラム数  
(累計)(三重県子ども・福祉部調べ)

※2 みえの親スマイルワーク養成講座に参加した市町の子育て支援センター職員やPTA会員等の数  
(累計)(三重県子ども・福祉部調べ)





## 基本施策6 学びを支える教育環境の整備

### 施策名 (8)社会教育の推進と地域の教育力の向上

#### めざす姿

県民の皆さんが生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、社会教育関係団体やNPO、地域の方々といったさまざまな主体のネットワークの強化などを通じて、地域の中で子どもたちを健やかに育む環境が整備されるとともに、地域社会の変化や技術の進歩に対応した多様な学習機会が提供されています。

#### 現状と課題

- ① 地域社会では、子どもたちの健やかな成長に向けて、体験活動や学習活動の機会が提供されています。地域の教育力を子どもたちの成長により一層生かしていくためには、PTAやNPO、高等教育機関、放課後子ども教室の関係者など、さまざまな主体との連携を進め、地域社会における教育の充実、拡大を図ることが求められています。
- ② 新たな社会の到来による地域社会の変化に伴って、今後の公民館や公立図書館といった社会教育施設では、地域学習や多世代交流、学校と地域の連携、防災教育などに関して地域づくりの拠点としての役割を担うとともに、全ての人びとが生涯を通じて、それぞれのニーズに応じて学習することができる環境の実現に向けて、ICTを効果的に活用しながら地域の課題や多様な学習ニーズに対応していく必要があります。
- ③ 多様な地域課題や学習ニーズに対応するため、地域の社会教育の企画・立案や運営、専門的・技術的な助言と指導を行い、地域住民の自発的な学習活動を支援することができるリーダー的な人材を育成していく必要があります。

#### 主な取組内容

##### ① さまざまな主体との連携・協働

- 地域社会における教育の充実を図るため、PTAやNPO、高等教育機関、放課後子ども教室の関係者など、さまざまな主体との情報交換・情報共有をとおして、相互のつながりを形成するネットワークを構築します。
- 地域において、「放課後子ども教室」等の設置・運営について支援するとともに、従事する職員に対する研修の機会を確保することなどとおして、子どもたちが安全・安心に放課後を過ごせる居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、学ぶ機会や多様な体験・活動が充実するよう、ネットワークの構築を図ります。また、地域と学校の協働を進め、より一層学校施設の活用が行われるよう取り組みます。

- 公民館やコミュニティセンター等に対し、大学等の高等教育機関が持つ専門的知識や技能、リスキリング<sup>83</sup>に資するプログラムを活用した出前講座を紹介するなど、リカレント教育<sup>84</sup>の拡充に向けた取組を進めます。

## ② 地域の課題や多様な学習ニーズへの対応

- 公民館等の社会教育施設が、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供できるよう、さまざまな主体と連携して、市町の公民館等関係者を対象とする講習を実施し、地域課題の解決やICTを活用した取組事例の紹介をとおして、地域における取組の活性化を図ります。
- 鈴鹿青少年センターにおいて、青少年をはじめとした、幼児から高齢者までの幅広い世代が、集い、にぎわい、つながるような空間を創出し、自然に親しみ、学び、楽しみながら心身の健康維持や学習活動等を行うことができるプログラムを提供することで、青少年の健全育成の取組を推進します。
- 熊野少年自然の家において、学校、スポーツ少年団等の社会教育関係団体、地域の自治会等住民団体など、さまざまな主体と連携し、優れた自然環境の中で集団生活指導を行うことにより、心身ともに健全な青少年の育成を図ります。
- 三重県総合博物館(MieMu)や三重県立美術館、斎宮歴史博物館、三重県総合文化センター等において、子どもたちを対象とした参加体験型の学習プログラムや出前授業等を実施します。

## ③ 社会教育関係者の資質の向上

- 社会教育主事、社会教育委員、社会教育施設の関係者の研修・交流の場を設けるとともに、社会教育士制度や市町における先進的な社会教育活動の事例を紹介し、地域の枠を越えた学習と相互の連携を進めます。
- 地域学校協働活動を推進する役割を担うコーディネーターの養成講座を実施するとともに、養成されたコーディネーターの資質向上に向けた交流会やフォローアップ研修を実施することで、各地域における地域学校協働活動をより一層推進します。

<sup>83</sup> 新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適應するために、必要なスキルを獲得すること。

<sup>84</sup> 学校教育からいったん離れた後も、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。

KPI(重要業績評価指標)		
項 目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
公民館等の社会教育活動として、ICTを活用した取組を行っている市町の数 ※	10 市町 (R4)	29 市町

※ 公民館等での社会教育活動において、オンラインを活用した取組・講座等を行っている市町の数  
(三重県教育委員会調べ)



## 基本施策6 学びを支える教育環境の整備

### 施策名 (9)文化財の保存・活用・継承

#### めざす姿

子どもたちをはじめとする多くの方々が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・活用・継承されています。

#### 現状と課題

- ① 本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」など、特色ある歴史や風土に育まれた多くの有形・無形の文化財が残されています。今後、新たに価値が認められた文化財は、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていく必要があります。
- ② 文化財を適切に保存し、次世代へ引き継いでいくことが必要ですが、少子高齢化、過疎化の進行等により、文化財の維持管理や伝統的な民俗行事の継承が困難になっています。また、自然環境の変化による貴重な動植物の絶滅等が危惧されており、保存に向けた対応が求められています。
- ③ 文化財を保存し継承していくためには、広く文化財への理解を深めるとともに、地域社会総がかりで文化財を保存・活用する環境を整え、魅力ある地域づくりに向けた取組を進めることが求められています。

#### 主な取組内容

##### ① 文化財の調査と指定

- 文化財を将来にわたって保存・継承するため、本県にとって特に重要な文化財については、三重県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、指定を行います。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを積極的に行います。

##### ② 文化財の修理・整備と継承

- 国・県指定等文化財で、修復や再生、継承のための取組が必要なものについては、所有者や市町と調整の上、保存のための支援を行うとともに、その活用のための情報発信を積極的に実施します。

- 民俗文化財の継承については、市町や保持団体と密に情報共有を行い、それぞれの実情に応じた対応を行います。
- 貴重な動植物等を保護するため、関係機関と連携して現状把握調査を実施し、保護のための方針を定めます。

### ③ 文化財の保存・活用の推進

- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、世界遺産の追加登録の実現に向けて、関連する文化財に新たな価値づけを行い、複数市町にまたがる構成文化財を一体として保護するとともに、末永く守り伝えられるよう関係する地元の気運を高める取組を進めていきます。
- 子どもたちが郷土を愛し、文化財を受け継ぐ人へと育つよう、市町と連携し、文化財体験イベントや、県内で催される祭りを体感するプログラムなど、子どもたちが文化財の価値を理解したり、魅力に触れたりする機会を創出します。
- 国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」をはじめとする県内の魅力ある文化財について、パネル展やSNS等による啓発・情報発信に取り組むとともに、三重県埋蔵文化財センターにおいて、公開講座や展示会開催等の取組を進め、県民の皆さんが文化財への理解を深められる機会を提供します。
- 県内の文化財について、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、地域社会総がかりでの文化財保護への取組方針を示し、市町に対する支援を行うとともに、防災および災害発生時には、「三重県文化資産防災ネットワーク要綱」に基づき、県内の文化財を災害から守るための取組を行います。
- 国・県指定等文化財をはじめとした文化財の保存・活用が地域社会総がかりで計画的に進められるよう、市町による文化財保存活用地域計画<sup>85</sup>の作成を積極的に支援します。

#### KPI(重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
三重県内の国・県指定等文化財数 ※	1,223件 (R4)	1,287件

※ 国の指定・選定・選択・登録文化財、県の指定・選択文化財の数(累計)(三重県教育委員会調べ)

<sup>85</sup> 市町が策定する文化財の保存・活用に関する目標や具体的な取組内容を定めた計画。

## 第3章 教育ビジョンの実現に向けて

### 1 教育ビジョンの進行管理

- 本ビジョンの進行管理にあたっては、毎年度、KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価を、県議会をはじめ三重県教育改革推進会議等の関係会議に報告するとともに、県のWebサイトで公表します。また、会議等での意見をふまえて取組の改善を行い、次年度以降の施策展開に生かすなど、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに基づく進行管理を行います。

### 2 多様な担い手との連携・協働

- 子どもたちにこれからの時代に求められる力を育てていくとともに、ますます複雑化・多様化する教育を取り巻く課題を乗り越えていくためには、学校や行政のみならず、全ての県民が教育の当事者としての自覚を持ち、社会総がかりで本県の教育の推進に取り組んでいくことが大切です。
- 保護者、地域の方々、市町等に対しては、「三重県教育ビジョン」の共有と教育活動への積極的な参画・連携を期待しています。学校や行政の役割、家庭や地域・企業等に期待される役割は次のとおりです。

#### ▽「学校」の役割

学校は、教職員が高い志と使命感を持って子どもたちと向き合うことや家庭・地域と連携することを通じ、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、「自立する力」、「共生する力」、「創造する力」を育みます。また、学校は、学習機会と学力の保障や全人的な発達・成長の保障、身体的・精神的な健康を保障する役割を担っていくとともに、教育活動に関する情報を積極的に公開したり、教職員の資質向上を図ったりすることで、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めます。

#### ▽「家庭」の役割

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤として、安心して生活できる環境を整え、深い愛情を持って子どもを温かく育みます。また、家庭は、教育の第一義的責任者として、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ります。あわせて、学校との連携を深め、家庭での教育を通じて、学力・体力の向上、道徳教育等の教育効果を相乗的に高め合います。



### ▽ 「地域・企業」の役割

地域・企業は、インターンシップや職場体験活動、社会貢献活動、文化芸術・スポーツ活動などのリアルな体験・交流活動や、子どもたち一人ひとりのさまざまな教育的ニーズをふまえた取組等を通じて、多様な学びの機会の提供や支援を行います。また、地域の学校運営への参画や、企業の障がい者雇用による能力発揮の場の提供、地域・企業による子育てや家庭教育への応援・支援など、さまざまな視点から教育施策に協力・貢献します。

### ▽ 「行政」の役割

県教育委員会および県は、時代の変化等に伴い新たに生じる課題や状況に的確に対応するとともに、よりよい教育施策の実施に向けて取り組みます。また、子どもたち一人ひとりの状況に応じたよりよい教育環境を整備・実現するとともに、ニーズや課題を把握・分析した上で、計画やシステムを整備し、必要な助言等を行います。あわせて、社会総がかりで教育を進めるために必要な働きかけや支援等を行います。

### ▽ 県と市町の役割分担

市町等教育委員会および市町は、義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、その成果について住民への説明責任を確実に果たします。

県教育委員会および県は、全県的な教育水準の維持向上に主体的役割を果たします。また、教育施策を進めるにあたり、市町等教育委員会、市町との意見や情報の交換を密にし、その主体性を尊重しながら一層の支援を図ります。



議案第61号

三重県立学校施設長寿命化計画（改定案）及び第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画（案）について

三重県立学校施設長寿命化計画（改定案）及び第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画（案）について、別紙のとおり提案する。

令和6年3月22日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

三重県立学校施設長寿命化計画（改定案）及び第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第19号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



別冊 1

# 三重県立学校施設長寿命化計画

<改定案>

令和2年3月  
令和6年3月改定  
三重県教育委員会

## 目 次

<b>1 学校施設の長寿命化計画策定の背景・目的等</b>	<b>..... 1</b>
(1)計画策定の背景	..... 1
(2)計画の目的	..... 1
(3)計画の位置付け	..... 2
(4)計画期間	..... 2
(5)対象施設	..... 2
<b>2 学校施設のめざす姿</b>	<b>..... 3</b>
<b>3 学校施設の実態</b>	<b>..... 5</b>
(1)学校施設の設置状況	..... 5
(2)学校施設の老朽化の状況	..... 8
(3)施設関連経費の状況	..... 9
(4)今後の維持・更新経費(従来型と長寿命化型の比較)	..... 9
<b>4 学校施設整備の基本的な方針等</b>	<b>..... 11</b>
(1)学校施設の規模や配置の適正化	..... 11
(2)改修等の基本的な方針	..... 12
<b>5 基本的な方針等をふまえた施設整備の水準等</b>	<b>..... 16</b>
<b>6 長寿命化の実施計画</b>	<b>..... 17</b>
(1)実施計画の策定	..... 17
(2)改修等の優先順位付け	..... 17
<b>7 長寿命化計画の継続的運用方針</b>	<b>..... 17</b>

# 1 学校施設の長寿命化計画策定の背景・目的等

## (1) 計画策定の背景

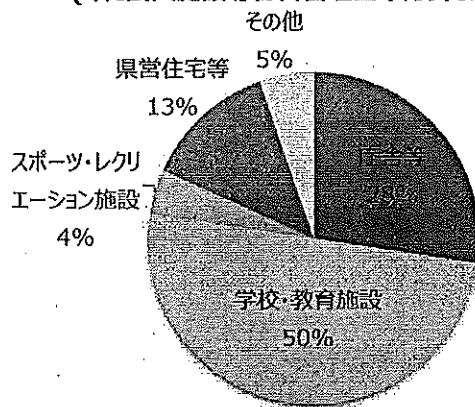
三重県では、学校施設として 75 校（高等学校 57 校、特別支援学校 18 校）、延べ面積にして約 93 万㎡の建物を保有しており、これは三重県が保有する施設の約 5 割にあたります。

学校施設は、その多くが昭和 40～50 年代を中心に建設されており、これらのうち、築 40 年を超える建物が約 5 割を占めるなど、老朽化が進んでおり、今後、維持管理や改築に多額の費用がかかることが見込まれます。

一方で、近年の教育に対するニーズは、AI 技術の進展など社会経済情勢の変化に伴う学習内容の変更、グローバル化の進展に伴う外国人生徒の増加や障がいのある児童生徒や特別な支援の必要な児童生徒への対応など、時代と共に変化しており、それらの視点を取り入れた施設整備を行っていく必要があります。

さらに、地球温暖化による夏季の気温上昇に対応するための空調整備や、生活様式の変化に伴うトイレの洋式化など、安全・快適な学習環境の確保、節電、節水型の設備機器への更新による省エネルギー対策、災害時の地域の避難所としての機能充実などが求められています。

公共施設の延べ床面積グラフ  
(みえ公共施設等総合管理基本方針より抜粋)



## (2) 計画の目的

このように、学校に求められる機能が複雑化・多様化する中、老朽化対策は劣化した建物や設備について単に建築時の状態に戻すだけでなく、機能や性能を現在の学校に求められている水準まで引き上げていくことも重要です。

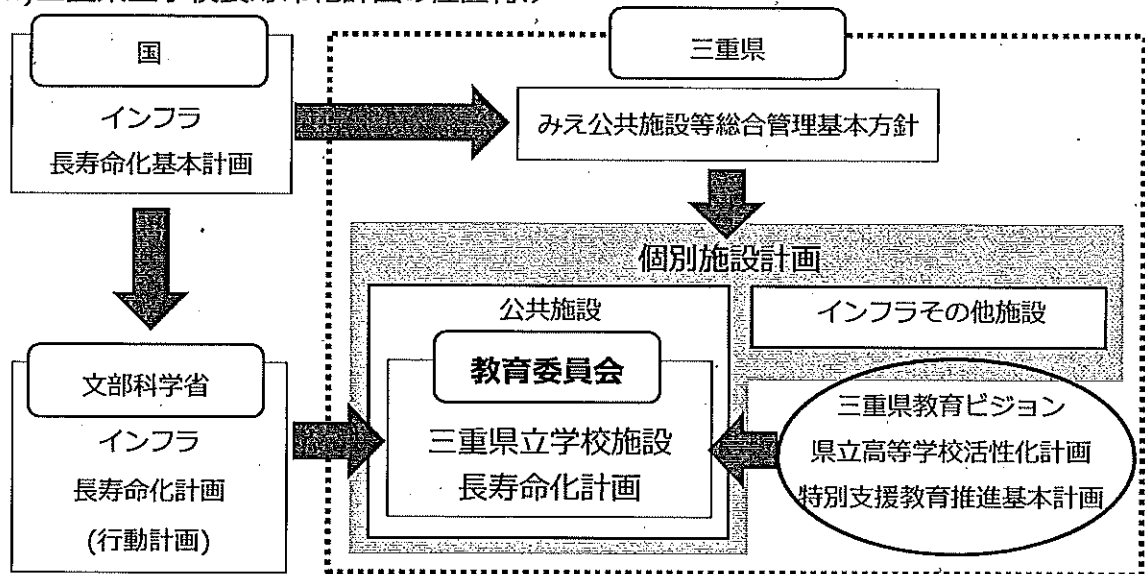
求められる老朽化対策を実施していくためには多額の費用を要することから、計画的に学校施設の改修や更新を図っていく必要があります。

そのため、本計画において学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、中長期的な施設整備の方針を示し、計画的に老朽化対策を進めることを目的として策定します。

### (3) 計画の位置付け

三重県では、平成 25 年 11 月に策定された国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、県の公共施設の総合的・計画的な管理方針として、平成 27 年 3 月に「みえ公共施設等総合管理基本方針」を策定しました。本計画は、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく、県立学校施設の個別施設計画として策定します。なお、本計画は文部科学省が平成 27 年 3 月に策定した「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」、「三重県教育ビジョン」等、関係する計画に掲げられた施策と整合を図ったものとしていきます。

(図 1) 三重県立学校施設長寿命化計画の位置付け



### (4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 2(2020)年度から「みえ公共施設等総合管理基本方針」の終期である令和 16(2034)年度までの 15 年間とし、学校施設を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、具体的な計画内容を示す実施計画は、4 年毎に作成していきます。

なお、本計画は、「三重県教育ビジョン」等の本計画と関連の深い計画の改訂や社会情勢等の変化により必要が生じた場合は見直しを行うこととします。

### (5) 対象施設

三重県教育委員会が所管する高等学校、特別支援学校、中学校<sup>\*</sup>を対象とします。

<sup>\*</sup>令和 7 年度から夜間中学が設置される予定



## 2 学校施設のめざす姿

三重県の教育のめざす姿とその実現に向けた施策の方向性を示す中長期計画である「三重県教育ビジョン」（令和2年3月策定）では、基本施策「安全で安心な学びの場づくり」における、施策「学校施設の充実」のなかで、以下のとおりめざす姿や主な取組内容を示しています。

### ■めざす姿

老朽化や耐震への対応が進むとともに、生活様式の変化にも対応した、安全で快適な学校施設で子どもたちが安心して学校生活を送っています。

### ■主な取組内容

#### □老朽化対策の推進

県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や給排水設備や電気設備の更新を計画的に進めます。

#### □快適な学習環境づくりの推進

県立学校において、猛暑に備えるため、空調設備の整備・更新を進めます。また、トイレについては、生活様式の変化に対応するため、老朽化対策とあわせて大便器の洋式化や乾式清掃の床への転換など、機能面の向上を計画的に進めます。

#### □バリアフリー化の推進

県立学校で学ぶ子どもたちの実情に応じたバリアフリー改修を引き続き進めるとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備を行います。

#### □自然環境を考慮した施設整備・改修の実施

LED照明への更新を進めるなど、県立学校の省エネルギー化を推進するとともに、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づく整備を行います。

#### □学習内容の変化に配慮した施設整備・改修の実施

県立学校の整備・改修の際には、情報関連設備等の増設を想定するとともに、学習形態にあわせて間仕切等の変更が可能となるよう配慮し、学習内容や学習形態の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

## ◇三重県教育ビジョン（案）（令和6年3月策定）

## ■めざす姿

老朽化や生活様式の変化への対応が進み、安全で快適となった学校施設では、ユニバーサルデザインや自然環境に配慮する考え方も取り入れられ、子どもたち一人ひとりが安心して学校生活を送っています。

## ■主な取組内容

## □老朽化対策・耐震化対策の推進

県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や給排水設備・電気設備の更新を「三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、計画的に進めます。また、校舎の老朽化対策等と併せて非構造部材の耐震対策を進めるとともに、施設・設備の点検や防犯対策など安全管理に取り組みます。

## □快適な学習環境づくりの推進

県立学校の空調設備について、これまで全ての普通教室に整備しましたが、設置後15年以上経過しているものが約4割となっていることから、計画的な更新に取り組みます。また、特別教室については使用頻度の観点から、体育施設等については熱中症対策等の観点から検討を行い、必要な取組を進めます。

さらに、トイレの改修については、生活様式の変化や衛生環境の改善の視点、利用する子どもたちの意見などをふまえ、洋式化や乾式清掃の床への転換等の機能面の向上について、「三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、屋外等のトイレも含め、計画的に進めます。

## □バリアフリー化の推進

各学校の状況に応じ、スロープ等の段差解消、多機能トイレ、エレベーター等のバリアフリー改修を引き続き進めます。

また、学校施設の整備・改修の際には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）の趣旨やユニバーサルデザインの考え方もふまえ、子どもたちの多様性に配慮した利用しやすい施設となるよう取り組んでいきます。

## □自然環境を考慮した施設整備・改修の実施

温室効果ガスの排出量を削減するため、県立学校の施設設備においては「三重県地球温暖化対策総合計画」に基づき、LED照明への更新を進め、省エネルギー化を推進するとともに、太陽光発電設備の設置が可能と考えられる場所の調査を行うなど、太陽光発電の導入に向けて取り組みます。

また、建築物の木造化・木質化は、脱炭素化に資するとともに、温かみや心地よさが感じられる空間の創出が期待されることから、「みえ木材利用方針」に基づき学校施設の整備・改修を行います。

## □豊かな学びを支える施設整備・改修の実施

県立学校の整備・改修の際には、新しい時代の多様な学びの充実に向け、間仕切等の変更が可能となるよう配慮するなど、学習内容や学習形態の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

### 3 学校施設の実態

#### (1) 学校施設の設置状況

##### ① 学校数、面積等

三重県には、高等学校 57 校、特別支援学校 18 校の合計 75 校の県立学校施設があります。

高等学校全体の延べ面積は約 82 万㎡、特別支援学校全体の延べ面積は約 11 万㎡で、県立学校施設全体で約 93 万㎡となります。

表：県立高等学校施設一覧(令和元年 5 月 1 日時点)

	学校名	所在地	棟数	保有面積	生徒数	学級数
1	桑名高等学校	桑名市大字東方1795	25(10)	15,876	1,198	33
2	桑名西高等学校	桑名市大字志知字東山2839	21(6)	13,303	871	22
3	桑名北高等学校	桑名市大字下深谷部字山王2527	15(6)	13,113	632	18
4	桑名工業高等学校	桑名市芳ヶ崎1330-1	31(9)	14,677	475	14
5	いなべ総合学園高等学校	いなべ市員弁町御園632	18(4)	20,052	955	30
6	川越高等学校	三重郡川越町大字豊田2302-1	16(6)	12,958	953	24
7	四日市高等学校	四日市市富田4丁目1-43	25(9)	15,853	1,035	26
8	四日市南高等学校	四日市市大字日永字岡山4917	20(7)	11,339	957	24
9	四日市西高等学校	四日市市桜町6100	16(5)	13,993	833	21
10	朝明高等学校	四日市市中野町2216	17(7)	12,810	645	17
11	四日市四郷高等学校	四日市市八王子町字高花1654	13(6)	12,938	658	17
12	四日市農芸高等学校	四日市市河原田町2847	34(9)	17,765	713	18
13	四日市工業高等学校	四日市市日永東3丁目4-63	30(15)	22,897	1,153	34
14	四日市中央工業高等学校	四日市市菅原町678	28(16)	18,994	714	18
15	四日市商業高等学校	四日市市尾平町永代寺2745	22(8)	15,642	794	20
16	菟野高等学校	三重郡菟野町大字福村870	25(7)	11,584	462	14
17	神戸高等学校	鈴鹿市神戸4丁目1-80	32(7)	16,281	956	24
18	白子高等学校	鈴鹿市白子4丁目17-1	20(8)	13,583	743	19
19	石薬師高等学校	鈴鹿市石薬師町字寺東452	24(6)	13,339	429	13
20	稻生高等学校	鈴鹿市稻生町8232-1	14(7)	13,912	653	17
21	飯野高等学校	鈴鹿市三日市町字東新田場1695	19(9)	11,127	588	24
22	亀山高等学校	亀山市本町1-10-1	24(9)	15,961	711	20
23	津高等学校	津市新町3丁目1-1	23(9)	15,664	1,036	26
24	津西高等学校	津市河辺町2210-2	23(7)	14,302	956	26
25	津東高等学校	津市一身田上津部田1470	21(6)	13,741	945	26
26	津工業高等学校	津市半田534	28(11)	17,435	718	18
27	津商業高等学校	津市波見町699番地	27(8)	13,942	837	21
28	久居高等学校	津市戸木町3569-1	16(8)	13,894	705	21
29	久居農林高等学校	津市久居東鷹跡町105	54(14)	23,989	699	27
30	白山高等学校	津市白山町南家城678	19(6)	9,154	315	9
31	松阪高等学校	松阪市垣鼻町1664	29(9)	16,456	955	24
32	松阪工業高等学校	松阪市殿町1417	27(14)	20,893	753	22
33	松阪商業高等学校	松阪市豊原町1600	21(9)	12,901	593	16
34	飯南高等学校	松阪市飯南町粥見5480-1	24(10)	9,568	234	9
35	相可高等学校	多気郡多気町相可50	50(13)	18,958	658	17
36	昴学園高等学校	多気郡大台町茂原48	19(7)	15,912	191	9
37	宇治山田高等学校	伊勢市浦口3丁目13-1	29(7)	12,300	718	18
38	伊勢高等学校	伊勢市神田久志本町1703-1	23(8)	13,727	917	23

39	伊勢工業高等学校	伊勢市神久2丁目7-18	30(10)	17,116	514	13
40	宇治山田商業高等学校	伊勢市黒瀬町札ノ木1193	23(9)	13,536	598	15
41	明野高等学校	伊勢市小俣町明野1481	48(12)	18,724	525	14
42	南伊勢高等学校・南勢校舎	度会郡南伊勢町船越2926-1	11(4)	6,332	31	3
43	南伊勢高等学校・度会校舎	度会郡度会町大野木2831	21(5)	9,889	170	6
44	鳥羽高等学校	鳥羽市安楽島町1459	20(6)	13,556	193	7
45	志摩高等学校	志摩市磯部町恵利原1308	20(7)	11,020	323	9
46	水産高等学校	志摩市志摩町和具2578	28(13)	15,360	237	10
47	上野高等学校	伊賀市上野丸の内107	26(10)	14,624	884	25
48	あけぼの学園高等学校	伊賀市川東412	12(6)	9,134	231	9
49	伊賀白鳳高等学校	伊賀市緑ヶ丘西町2270-1	62(15)	25,716	810	21
50	名張高等学校	名張市東町2067-2	29(12)	15,397	635	19
51	名張青峰高等学校	名張市百合が丘東6番町1	13(6)	12,811	862	23
52	尾鷲高等学校	尾鷲市古戸野町3-12	38(12)	18,431	551	21
53	木本高等学校	熊野市木本町1101-4	21(7)	16,274	594	18
54	紀南高等学校	南牟婁郡御浜町阿田和1960	16(7)	9,843	236	8
55	北星高等学校	四日市市大字茂福字横座668-1	11(6)	7,950	564	27
56	みえ夢学園高等学校 ※	津市柳山津興1239	11(5)	9,905	455	21
57	伊勢まなび高等学校	伊勢市神田久志本町1560	13(5)	8,305	141	15
計			1,375(479)	823,506	36,912	1,063

※棟数欄の括弧内の数字は、延べ面積が200㎡以上の建物で、一体的に工事すべき「かたまり」をひとつの棟とした場合の棟数です。

200㎡未満の小規模な建物は含みません。

※通信制（北星高等学校、松阪高等学校）の生徒数は含みません。

※みえ夢学園高等学校敷地内において、令和7年度から夜間中学が設置される予定です。

表：県立特別支援学校施設一覧(令和元年5月1日時点)

	学校名	所在地	棟数	保有面積	生徒数	学級数
1	盲学校 ※	津市高茶屋4丁目39-1	16(7)	7,298	27	18
2	聾学校	津市大字藤方2304-2	21(6)	8,191	81	31
3	くわな特別支援学校	桑名市大字東方字尾弓田1073	14(4)	7,142	147	32
4	城山特別支援学校	津市城山1丁目5-29	9(5)	7,461	86	33
5	杉の子特別支援学校	鈴鹿市加佐登3丁目2-2	10(3)	3,822	88	29
6	杉の子特別支援学校石薬師分校	鈴鹿市石薬師町字寺東452	4(2)	1,123	90	13
7	かがやき特別支援学校	津市大里窪田町357	11(4)	5,612	46	23
8,9	かがやき特別支援学校草の実、あすなる分校	津市大里窪田町450-5	1(1)	4,187	57	21
10	稲葉特別支援学校	津市稲葉町字上野4101	13(7)	7,667	190	35
11	特別支援学校西日野にじ学園	四日市市西日野町4070-35	12(5)	7,918	272	53
12	度会特別支援学校	度会郡度会町大野木1825	20(5)	6,492	50	23
13	特別支援学校玉城わかば学園	度会郡玉城町宮古726-17	13(8)	7,931	126	27
14	特別支援学校北勢きらら学園	四日市市下海老町字高松161	15(7)	8,795	103	41
15	特別支援学校伊賀つばさ学園	名張市美旗町南西原229-2	9(8)	7,589	141	34
16	特別支援学校東紀州くろしお学園	熊野市金山町2496	4(2)	2,729	24	12
17	特別支援学校東紀州くろしお学園おわせ分校	尾鷲市光ヶ丘28-61	10(3)	5,110	26	11
18	松阪あゆみ特別支援学校	松阪市久保町1846-195	2(1)	5,997	157	34
計			184(78)	105,064	1,711	470

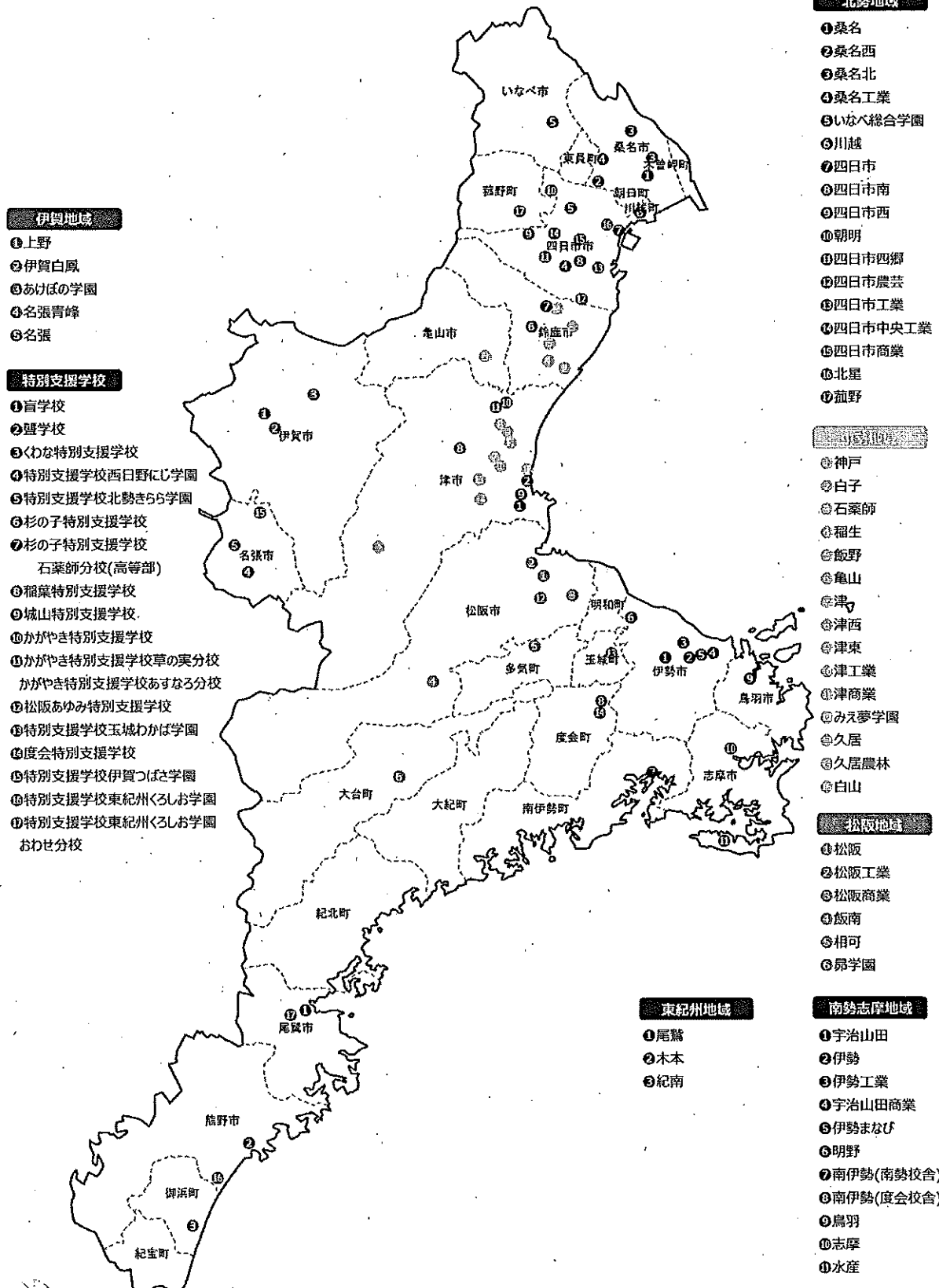
※棟数欄の括弧内の数字は、延べ面積が200㎡以上の建物で、一体的に工事すべき「かたまり」をひとつの棟とした場合の棟数です。

200㎡未満の小規模な建物は含みません。

※盲学校及び聾学校は、令和8年度に集約し、津市城山一丁目地内に新築及び移転予定です。

## ②施設の配置状況

県立学校の配置状況は図のとおりです。



### 伊賀地域

- ①上野
- ②伊賀白鳳
- ③あけぼの学園
- ④名張青峰
- ⑤名張

### 特別支援学校

- ①盲学校
- ②聾学校
- ③くわな特別支援学校
- ④特別支援学校西日野にし学園
- ⑤特別支援学校北勢きらら学園
- ⑥杉の子特別支援学校
- ⑦杉の子特別支援学校  
石薬師分校(高等部)
- ⑧稲葉特別支援学校
- ⑨城山特別支援学校
- ⑩かがやき特別支援学校
- ⑪かがやき特別支援学校草の実分校  
かがやき特別支援学校あすなろ分校
- ⑫松阪あゆみ特別支援学校
- ⑬特別支援学校玉城わかば学園
- ⑭度会特別支援学校
- ⑮特別支援学校伊賀つばさ学園
- ⑯特別支援学校東紀州くろしお学園
- ⑰特別支援学校東紀州くろしお学園  
おわせ分校

### 北勢地域

- ①桑名
- ②桑名西
- ③桑名北
- ④桑名工業
- ⑤いなべ総合学園
- ⑥川越
- ⑦四日市
- ⑧四日市南
- ⑨四日市西
- ⑩朝明
- ⑪四日市四郷
- ⑫四日市農芸
- ⑬四日市工業
- ⑭四日市中央工業
- ⑮四日市商業
- ⑯北星
- ⑰菟野

### 津島地域

- ①神戸
- ②白子
- ③石薬師
- ④福生
- ⑤飯野
- ⑥亀山
- ⑦津
- ⑧津西
- ⑨津東
- ⑩津工業
- ⑪津商業
- ⑫みえ夢学園
- ⑬久居
- ⑭久居農林
- ⑮白山

### 松阪地域

- ①松阪
- ②松阪工業
- ③松阪商業
- ④飯南
- ⑤相可
- ⑥鼻学園

### 東紀州地域

- ①尾鷲
- ②木本
- ③紀南

### 南勢志摩地域

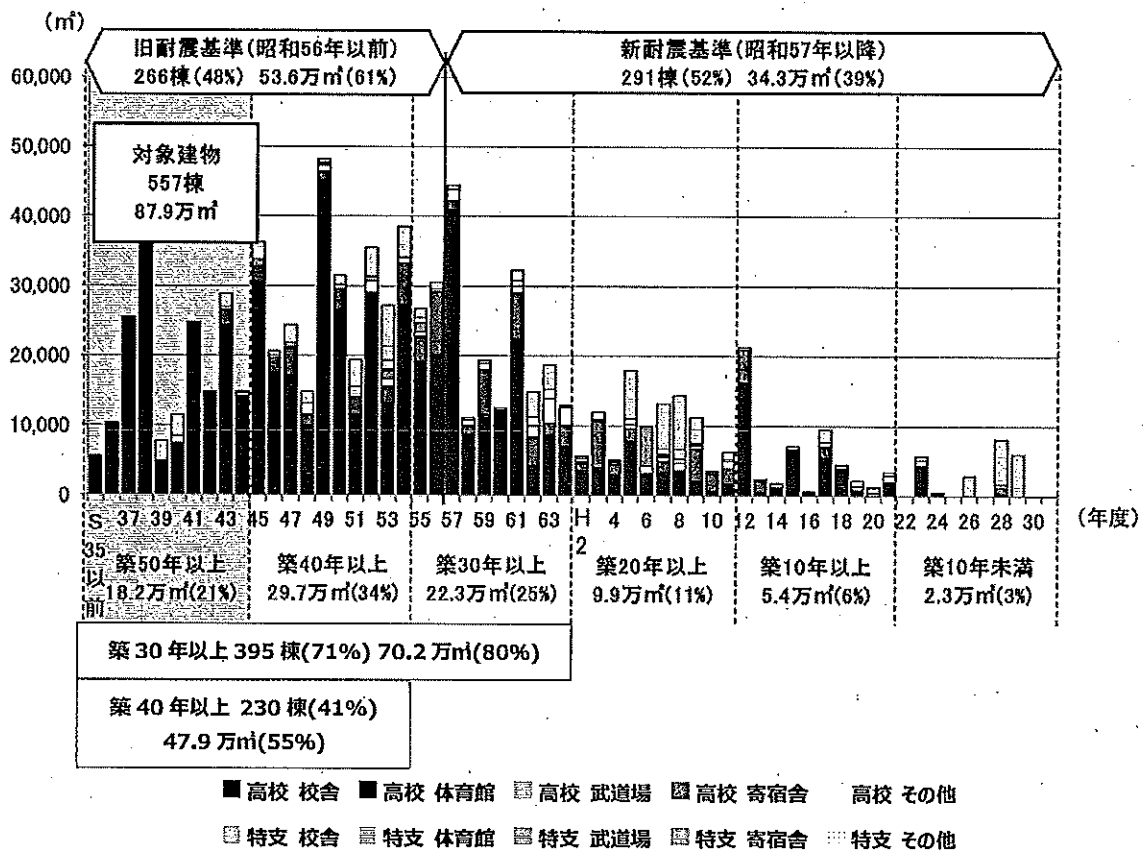
- ①宇治山田
- ②伊勢
- ③伊勢工業
- ④宇治山田商業
- ⑤伊勢まなび
- ⑥明野
- ⑦南伊勢(南勢校舎)
- ⑧南伊勢(度会校舎)
- ⑨鳥羽
- ⑩志摩
- ⑪水産

## (2) 学校施設の老朽化の状況

現在（令和元年度時点）保有している学校施設を、延べ面積が 200 ㎡以上の建物で建築年代別にみると、築 30 年以上経過した建物は 395 棟（71%）70.2 万㎡（80%）、築 40 年以上経過した建物は 230 棟（41%）47.9 万㎡（55%）となっています。

また、旧耐震基準の建物（昭和 56 年以前に建築）は 266 棟（48%）53.6 万㎡（61%）、新耐震基準の建物は 291 棟（52%）34.3 万㎡（39%）となっています。

### 築年別整備状況



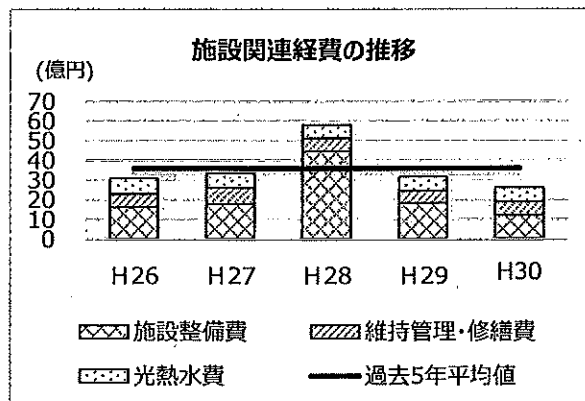
三重県では、耐震性の不足している建物の耐震化を最優先に取組を進め、平成 9 年度以降、耐震改修を実施する建物については、耐震改修に併せて、劣化状況に応じ、内部仕上げや電気設備、給排水設備、屋上防水、外壁改修等の老朽化対策を実施してきました。

しかし、耐震改修を実施した建物もすでに 20 年以上経過しているものもあり、また、旧耐震基準の建物で耐震性のある建物や新耐震基準の建物で築 30 年以上経過しているものの中には、老朽化対策が実施されていない建物が多くあります。こうした状況の中、平成 29、30 年度に実施した劣化状況調査においては全体的に劣化の進行が認められました。

また、トイレの洋式化など設備面でも住環境とのギャップが大きくなっており、設備面においても改修や更新が必要になっている状況です。

### (3)施設関連経費の状況

過去5年間の県立学校施設関連経費の平均は、施設整備費は22億円/年、維持管理・修繕費は7億円/年、光熱水費は7億円/年、全体で概ね36億円/年となっていますが、年々減少傾向にあり、施設関連経費についてより効果的な執行が求められます。



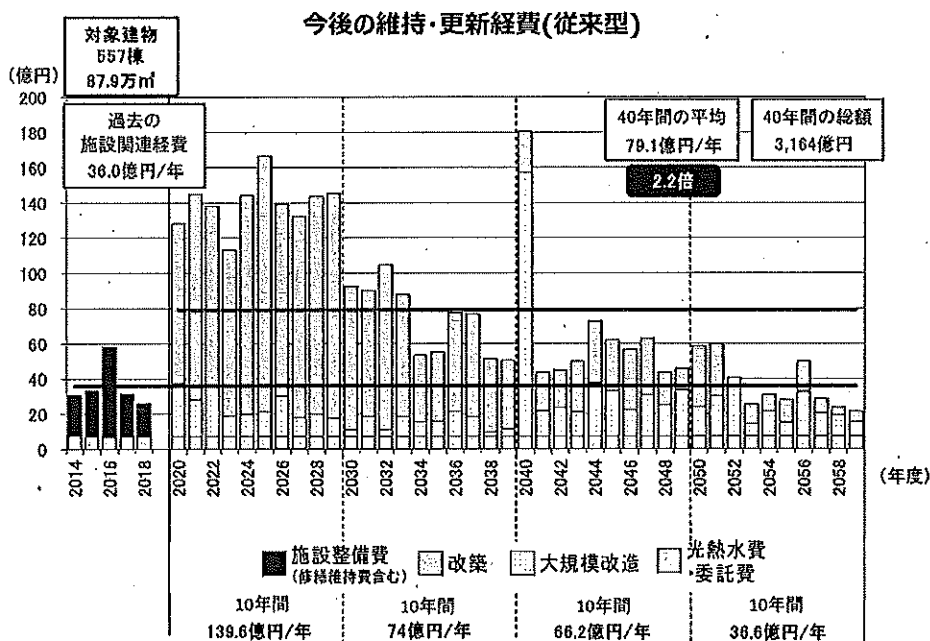
### (4)今後の維持・更新経費(従来型と長寿命化型の比較)

#### ①従来型の改築中心の整備を行った場合の経費

県立学校施設について、これまでどおり建替えを中心として施設を更新していく場合の建設及び維持管理にかかる経費を試算したところ、次のグラフのとおり、今後40年間で約3,164億円、年平均約79.1億円が必要になるとの結果が算出されました。

これは、三重県の過去5年間の学校施設関連経費の年平均施設関連経費(約36億円/年)の2.2倍に相当します。

また、令和2～11年度の10年間は年平均139.6億円が必要となっています。



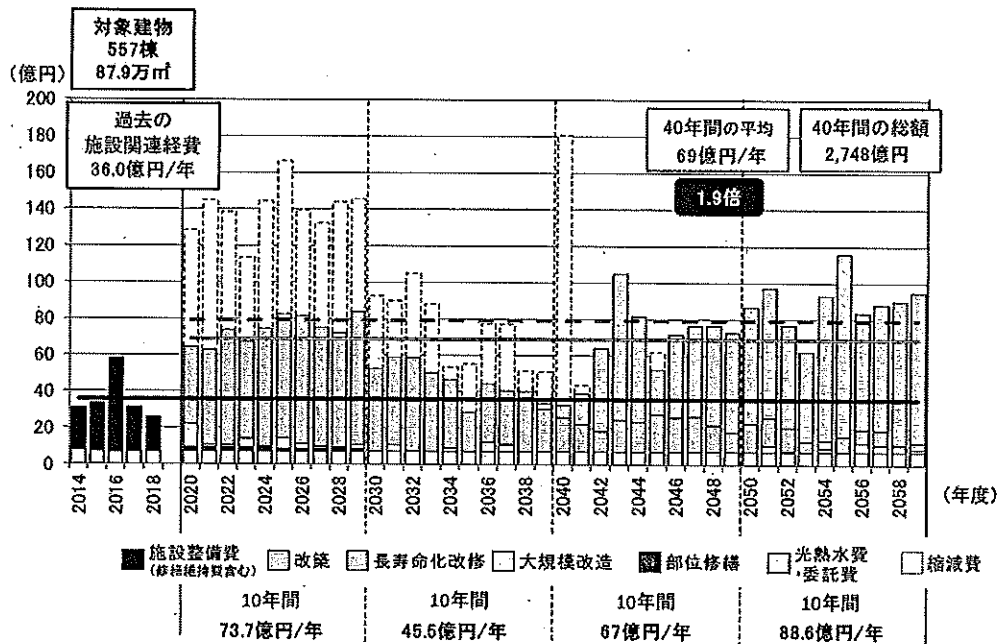
#### ※試算条件

- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(文部科学省) 付属エクセルソフトを活用して機械的に試算
- 現在の建物を対象として、築50年後に改築を行うものと設定
- 改築は2年に工事費を均等配分
- 改築の実施予定年数より古い建物は、今後10年以内に実施すると仮定し、当該経費の10分の1の金額を10年間計上
- 解体や、仮設校舎が必要な場合は、その費用が別途必要

## ②長寿命化型の整備を行った場合の経費

建設後、建物が劣化する前に予防保全を施し、80年程度使用していく場合の工事及び維持管理にかかる経費についても同様に試算したところ、次のグラフのとおり、今後40年間で約2,748億円、年平均約69億円が必要になり、これまでどおり建替えを中心として施設を更新していく場合と比較すると、今後40年間で約416億円、年平均で約10.1億円圧縮できるとの結果が算出されました。

今後の維持・更新経費(長寿命型)



### ※試算条件

- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」(文部科学省) 付属エクセルソフトを活用して機械的に試算
- 現在の建物を対象として、築50年後に長寿命化改修、築80年後に改築を行うものと設定
- 長寿命化改修は3年に、改築は2年に工事費を均等配分
- 長寿命化改修の実施予定年数より古い建物は、今後10年以内に実施すると仮定し、当該経費の10分の1の金額を10年間計上
- 早急に対応する必要がある部位、広範囲に劣化している部位は、それぞれ、今後5年以内、10年以内に改修を実施すると設定し、概ね良好な部位は今後10年以内に長寿命化改修を実施する建物から部位修繕相当額を差し引く
- 仮設校舎が必要な場合は、その費用が別途必要

この試算からは、これまでの改築中心から、既存施設の有効活用を図っていく長寿命化改修への転換を図った場合、経費の圧縮や予算の平準化を図ることができるものの、これまでの平均予算を上回る多額の費用を要することがわかりました。



## 4 学校施設整備の基本的な方針等

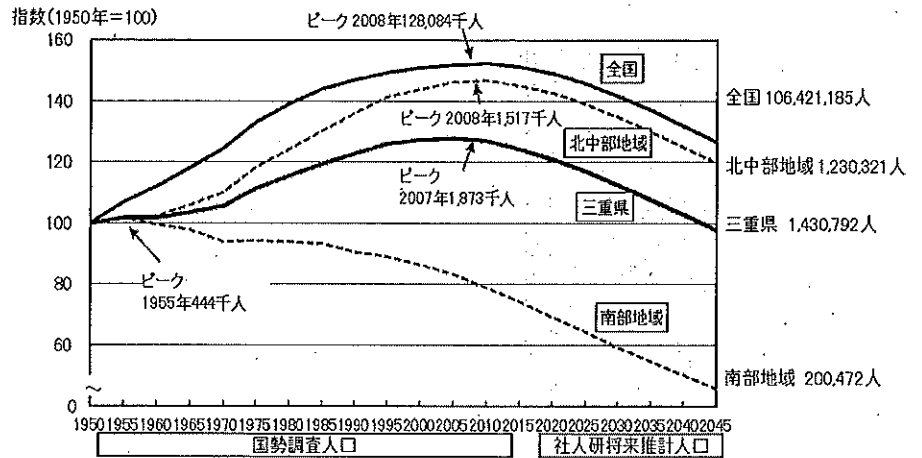
### (1) 学校施設の規模や配置の適正化

三重県の人口の推移及び将来推計は、平成 19(2007)年にピーク(約 187 万人)を迎え、その後は減少し、令和 27(2045)年には三重県人口の推計値は約 143 万人となることが見込まれています。

北中部地域は、全国と同様、平成 20(2008)年にピークを迎え、その後減少し、南部地域は、昭和 30(1955)年にピークを迎え、その後減少が続いています。

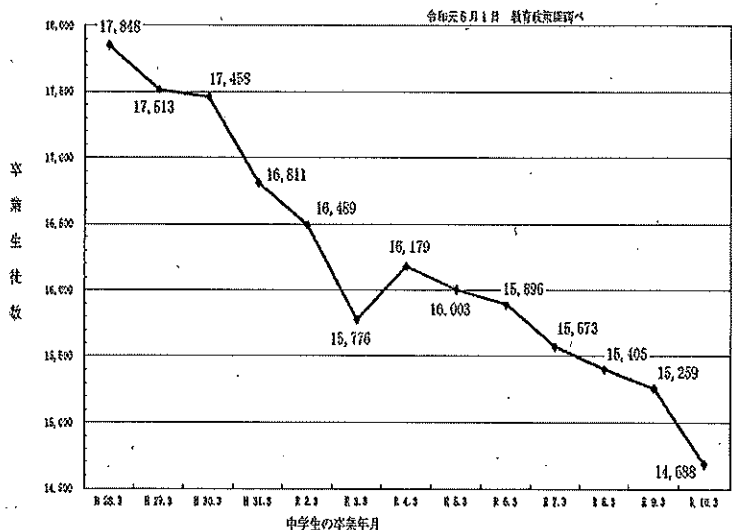
また、中学校卒業生数は、平成 28 年 3 月から令和 3 年 3 月までに約 2,100 人減少することが見込まれており、その後も減少傾向が見込まれていることから、県立高等学校において大幅な学級数の減少が予想されます。

一方、特別支援学校においては、児童生徒数の増加傾向が続いている地域があることから、教室数の不足、施設の狭隘化等への対応が求められています。



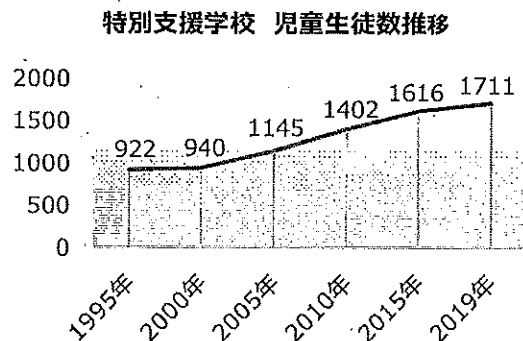
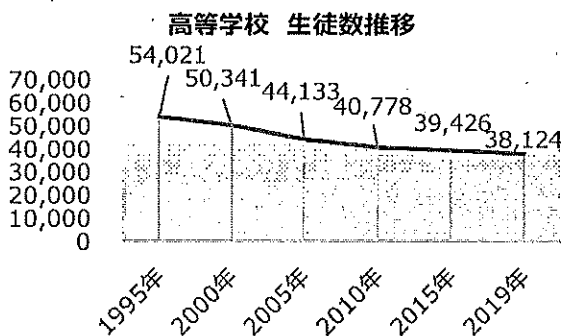
※ピーク人口は全国及び三重県は総務省「人口推計」、北中部地域は三重県統計課「人口・世帯の動き」、南部地域は「国勢調査」による。

全国及び三重県の人口推移及び将来推計



三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

(三重県教育委員会調べ)



こうした状況の中、学校施設の規模や配置の適正化については、「県立高等学校活性化計画」及び「三重県特別支援教育推進基本計画」との整合を図っていきます。

## (2) 改修等の基本的な方針

### ①改修の手法

学校施設の老朽化対策は、これまでの改築中心から、既存施設の有効活用を図る長寿命化改修を中心に進めることとします。

ただし、長寿命化改修に転換を図っても、財政的な制約は依然として課題となり、また、長寿命化改修は経費の低減や廃棄物の削減にメリットがある一方、工事期間が長期に渡ることから、学校運営に与える影響も大きく、仮設校舎が必要になる場合もあります。

こうしたことから、長寿命化改修を基本としつつも、建物の状態を調査して改修対象の部位（屋根・屋上、外壁、内装等）を精査するとともに、建物の使用状況等をふまえ単純な経費比較だけでなく、トータル的なメリットデメリットを整理して、長寿命化改修、減築、建替、集約化、用途変更などあらゆる方法を組み合わせて、より効果的な改修や更新となるよう取り組みます。

### ②長寿命化改修の対象

長寿命化改修を行う学校施設は、延べ面積が 200 m<sup>2</sup>以上の建物とします。なお、改修の対象は、主たる建物に、増築した棟、渡り廊下、昇降口棟、EV 棟などが付随している場合は、それらを含め一体的に工事すべき「かたまり」として捉えてひとつの棟として扱います。

これらの「かたまり」を一棟として整理して対象をカウントすると、改修の対象は全体で 557 棟（87 万 9 千 m<sup>2</sup>）になります。

### ③目標耐用年数の設定

施設の長寿命化を図るためには、いつまで施設を活用するかを検討した上で、定期的に維持管理を行い、使用できる状態を継続させる必要があります。

学校建物の法定耐用年数は、鉄筋コンクリート造は 47 年と税法上定められていますが、物理的な耐用年数は、適切な維持管理がなされれば、70～80 年<sup>※1</sup>程度可能とされており、望ましい目標使用年数としては、普通品質のコンクリートの場合 50～80 年<sup>※2</sup>とされています。（参考資料 P14）

また、現存の学校施設にも、昭和 30 年代半ばに建築され、耐震補強と内部改修工事を実施し、既に 55 年以上経過しながらも今後の使用にも十分耐えられる状態のものも認められます。

このことから、物理的耐用年数と実績等を考慮し、長寿命化改修における鉄筋コンクリート造の目標耐用年数を 80 年とします。

※1 学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き：文部科学省

※2 建築物の耐久計画に関する考え方：日本建築学会

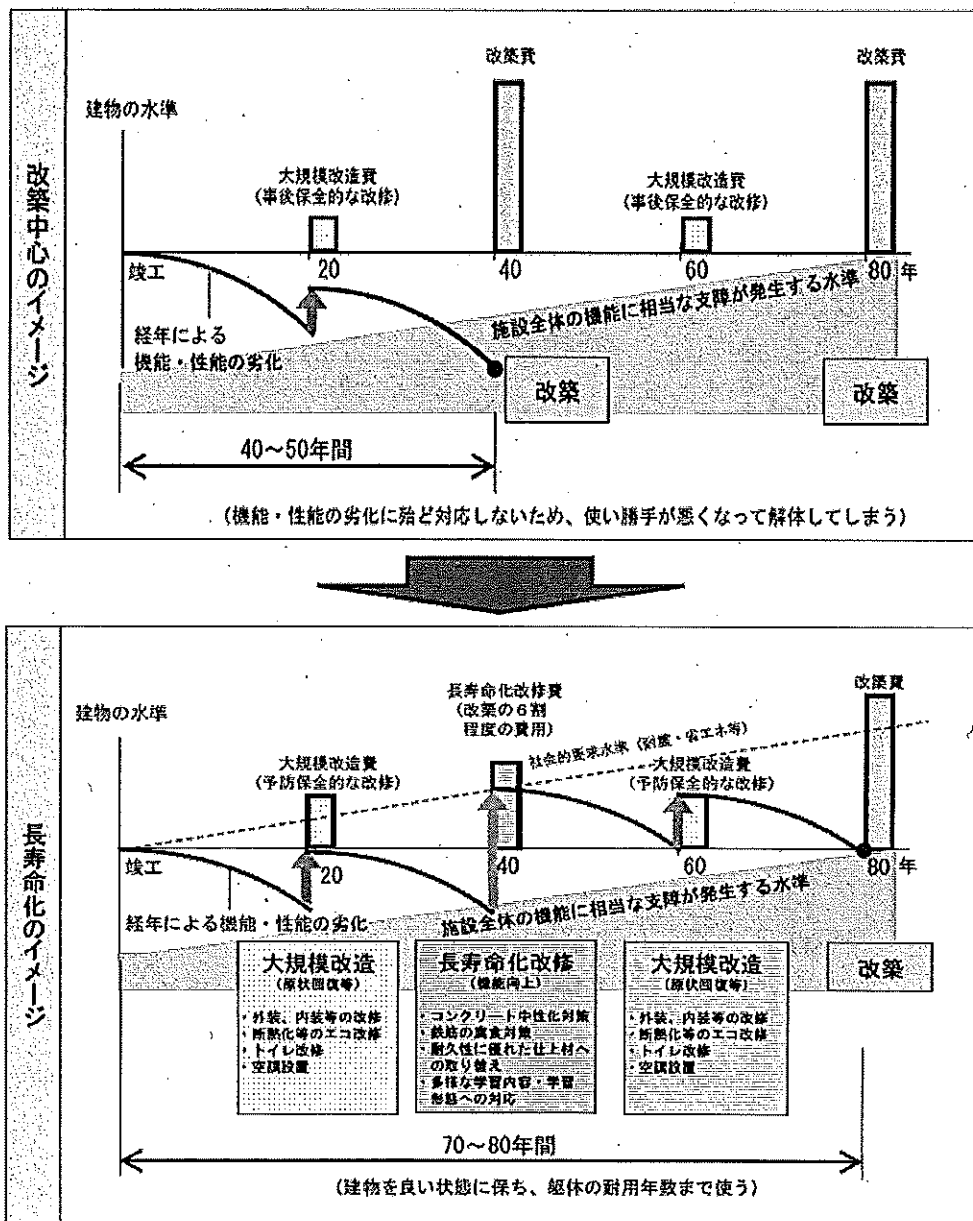
#### ④改修サイクルの設定

鉄筋コンクリート造の施設を 80 年以上使用するためには、定期的な点検、調査を実施することにより、各部位や設備の劣化状況を把握し、他の部位の予防保全とあわせて実施するなど効率的に維持管理を行う必要があります。そこで、「長寿命化改修」と「大規模改造」のサイクルを設定し、計画的に実施します。

「長寿命化改修」は、目標耐用年数の中間期である建築後 40 年経過した段階で、構造躯体の強度やコンクリートの中酸化の度合い等を調査し、長寿命化改修が可能か検証します。

その上で、劣化した部分の更新を図るとともに、性能の向上を図ります。

図：改修サイクル（改築中心から長寿命化への転換のイメージ）



(出典：「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」文部科学省)

一方、大規模改造や部位、部材ごとの改修は、施設の計画的な整備を検討するにあたり、部位・部材ごとに計画更新周期の目安を設けている「平成 31 年版 建築物のライフサイクルコスト」(編集、発行：一般財団法人建築保全センター)を参考に検討します。

(参考 建築物の部位・部材の計画更新周期)

区分	種別	名称	計画更新周期(年)※	保全方式
屋根	露出防水	アスファルト露出防水 改質アスファルトシート防水	40 (20)	予防保全
		シート防水、塗膜防水	25 (20)	予防保全
	葺き屋根	折版、長尺金属板	40 (30)	予防保全
外部	壁	複層仕上塗材	40 (15)	予防保全
外部建具	アルミ製	アルミ製一般窓	40 (40)	予防保全
内部	床	ビニル床タイル、ビニル床シート	60 (30)	事後保全
		体育館フローリング張り	50 (30)	事後保全
	壁	ボード張りEP	40 (20)	事後保全
		ビニル幅木、木製幅木	40 (30)	事後保全
		EP 塗り	20 (20)	事後保全
	天井	せつこうボード張り	40 (30)	事後保全
	雑	便所スクリーン	40	事後保全
		化粧洗面カウンター	40 (30)	事後保全
電力	電線類	電線、ケーブル	40 (30)	事後保全
	電線保護物類	電線管 (屋内露出)	65	事後保全
		電線管 (屋外露出)	30	事後保全
	照明器具	蛍光灯 32W×2	25 (20)	事後保全
		LED 灯	30	事後保全
	分電盤	分電盤、制御盤	30 (25)	事後保全
通信・情報	拡声	スピーカー 天井埋込形	25 (20)	事後保全
	自動火災報知	火報受信機、感知器	25 (20)	予防保全
空調	空気調和機	マルチパッケージ形空調機	20 (15)	予防保全
換気	換気機器送風機	消音ボックス付送風機	30 (20)	予防保全
給排水衛生	給水給湯配管類	ビニル管 30A	25 (20)	予防保全
	給水給湯タンク類	鋼板製貯湯タンク	20 (20)	予防保全
	衛生陶器類	洋風便器、和風便器、 小便器、洗面器	40 (30)	事後保全
	水栓	水栓類	40 (15)	事後保全
消火	屋内消火栓	屋内消火栓	40 (30)	予防保全
	消火配管類	塩ビライニング鋼管	30 (30)	予防保全
昇降機	エレベーター	一般エレベーター	30 (30)	予防保全

出典：「平成 31 年版 建築物のライフサイクルコスト」(編集、発行：一般財団法人建築保全センター)

※計画更新周期(年)の括弧内の数値は、「平成 17 年版 建築物のライフサイクルコスト」の値を記載しています。

平成 31 年版と平成 17 年版では、計画更新周期(年)が大きく見直されましたが、これまで平成 17 年版の計画更新周期を念頭にしており、すでにその計画更新周期を迎えている部位も多くあります。このことから、平成 17 年版もふまえて検討していく必要があるため、参考に記載しています。

### ⑤改修の進め方

生徒数の減少はさらに進行することが見込まれることから、学校規模の変更に伴う校舎の減築なども想定しながら、長寿命化改修を進める必要があります。

また、学校施設に求められている、災害時の避難所としての機能を発揮できるよう防災機能の強化、昇降機設置や校内の段差解消、多機能トイレの整備などのバリアフリー化、太陽光発電設備の設置、照明設備のLED化、節水型便器への更新などの省エネルギー化、木質化による温もりのある環境づくりなどについても、可能な限り取り組んでいくこととします。

### ⑥トイレの改修

学校施設の設備は、これまで必要な改修を実施してきましたが、基本的にはその建物の建築を行った時点の設備水準に依っており、築40年を超える建物が約5割を占める状況のなか、住環境とのギャップが大きくなっています。

特にトイレについては、住宅はもとより、商業施設や、オフィス、駅舎などのトイレの洋式化の状況に比べ、県立学校のトイレは和式便器の割合が高く、より一層の洋式化が必要となっています。また、和式便器のまわりや、床面が濡れた状態で放置される湿式清掃の床は、雑菌が発生しやすく衛生面からも改善が求められます。

学校施設は、児童生徒にとって学習の場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場でもあり、児童生徒がより快適に過ごすことができるよう、早急に改善することが必要です。

このことから、県立学校のトイレについては、大便器の洋式化や乾式清掃の床への転換など、機能面の向上を早期に図る必要がある部位として位置付け、建物の改修と並行して計画的に進めます。

#### (参考 各種耐用年数の考え方)

法定耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数 参考：昭和40年大蔵省令第15号 校舎・体育館等 SRC、RC：47年、S：34年、W：22年 平成14年3月25日文科省告示第53号の処分制限期間も同様			
物理的耐用年数	躯体や構成材が物理的あるいは化学的原因により劣化し、要求される性能を下回る年数 参考：「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会編・発行）			
		代表値	範囲	下限値
	高品質の場合	100年	80～120年	80年
	普通品質の場合	60年	50～80年	50年
経済的耐用年数	継続使用するための改修費その他の費用が、改築費用を上回る場合			
機能的耐用年数	使用目的が当初用途から変更したり、技術革新や社会的要求が向上して陳腐化する年数			

## 5 基本的な方針等をふまえた施設整備の水準等

長寿命化改修等を実施する際、改修の具体的な内容は、個々の建物の老朽化の状況や使用状況を把握した上で決定しますが、建物の部位ごとに統一的な整備水準を定めます。

部位ごとの主な整備水準

部位	整備水準
屋上	屋上防水を更新、主要な部分は耐久性、省エネ性の高い防水材で更新
外装	外壁：浮き、クラック補修の上、高耐久・高弾性の塗料で全面塗装、 窓枠周り等の隙間を埋める目地材（シーリング、コーキング）の更新、 必要に応じてガラス周りの隙間を埋める目地材（シーリング、コーキング）の更新 種：塗り替え、必要に応じて更新
内装	床：ビニル床タイル（Pタイル）を長尺ビニル床シートに張り替え、塗床は塗り替え 幅木：木製幅木は塗り替え、ビニル幅木は更新 壁：塗装を塗り替え、必要に応じて石膏ボードの張り替え 天井：木下地を軽量鉄骨下地に変更の上、化粧石膏ボードに張り替え 間仕切：教室-廊下間の木間仕切を鋼製間仕切（スチールパーテーション）に更新 ガラス：廊下に面するガラスを強化ガラスに更新、または飛散防止フィルム張り 防火設備：防火戸塗り替え、くくり戸がない等既存不適格 <sup>*</sup> は防火設備の更新 階段：手すり設置、ノンスリップ更新
電気設備	照明を LED 照明器具に更新、絶縁抵抗が低下している場合は電気配線を更新、 受変電設備や分電盤等は必要に応じて改修・更新
空調設備	更新（設置後 20～25 年経過を目途）
給排水設備	給排水管、衛生器具の更新、24 時間換気設備がない等既存不適格 <sup>*</sup> は改修、 受水槽や消火設備等は必要に応じて改修・更新
トイレ	床：長尺ビニル床シートによる乾式化、バリアフリー化 壁：既存タイル撤去後、耐水性・耐候性のある化粧板等で更新 天井：木下地を軽量鉄骨下地に変更の上、化粧石膏ボードに張り替え 便器：小便器は節水型に更新、大便器は洋式便器（節水型）に更新 ブース：耐水性・耐候性のある化粧板等で更新 手洗設備：洗面器は更新、水栓は自動水栓に更新 電気設備：照明は人感センサー付き LED 照明器具に更新、各ブースにコンセント設置 給排水設備：必要に応じて、縦配管、土間配管等を更新
エレベーター	更新（設置後 25 年経過を目途に検討）

※既存不適格（きそんふてきかく）は、建築・完成時の法令等の基準で合法的に建てられた建築物で、その後、法令の改正などにより、現行法に対して不適格な部分が生じた建築物のことをいいます。現況のまま使い続けることは可能ですが、大規模修繕や建て替え時にはその時点の建築基準法に従うことを求められます。

## 6 長寿命化の実施計画

### (1)実施計画の策定

本計画に基づいて、令和元年度中に具体的な長寿命化改修方策を記載した実施計画を策定し、実施計画に基づいて、令和2年度から改修に着手します。

なお、実施計画については、状況の変化に柔軟に対応できるよう4年ごとに策定し、その計画期間中にあっても、劣化の進行状況や工事の進捗状況等、必要に応じて見直しを実施していきます。

### (2)改修等の優先順位付け

建物の長寿命化を進めていくためには、コンクリート等の構造躯体の劣化を抑えることが最も重要であることから、構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える屋上や外壁などの老朽化対策を優先して実施することが必要です。

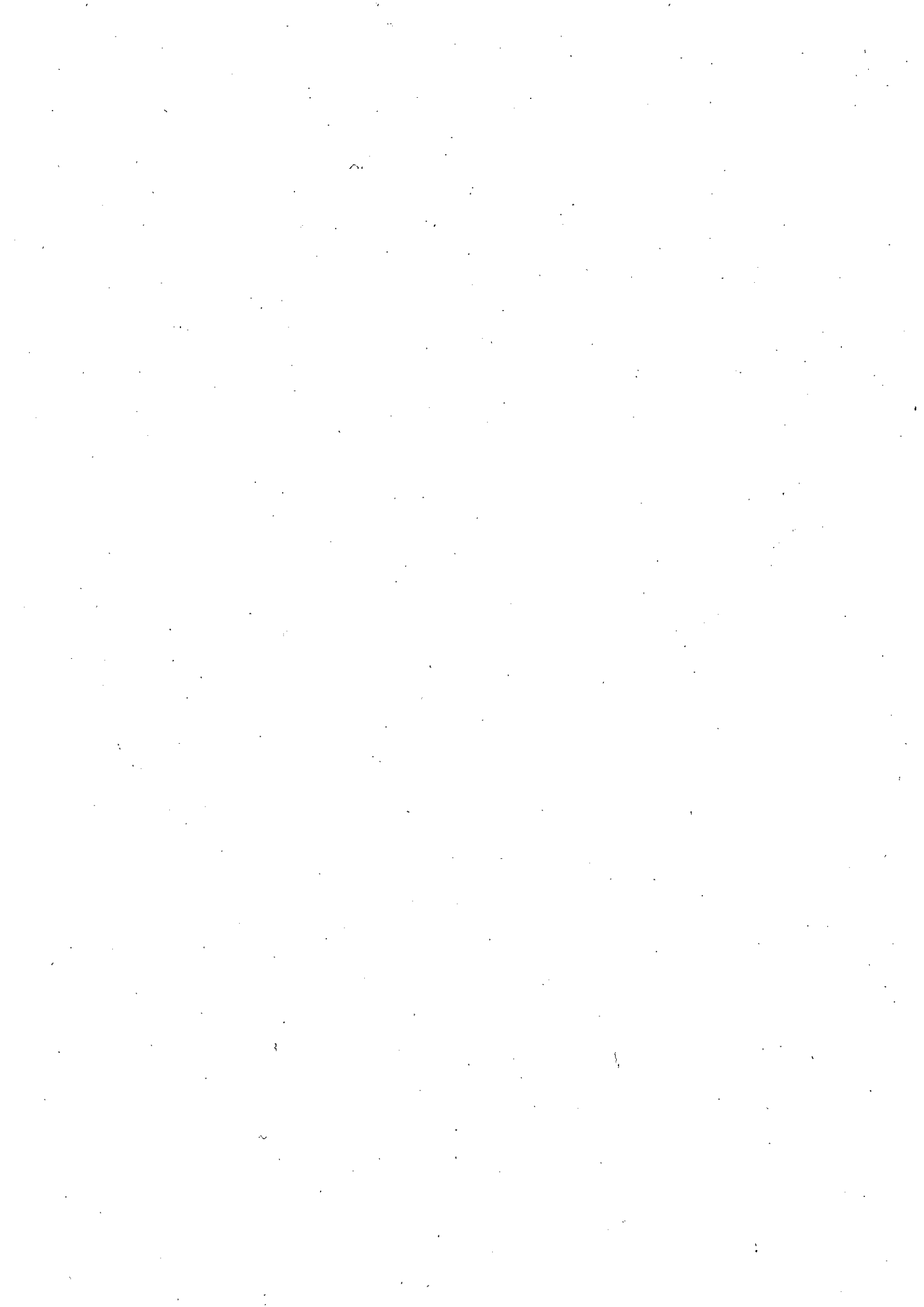
そのため、劣化状況調査の結果について、全体的な劣化状況とともに劣化している部位に着目して早期改修の必要性を考慮することを基本としながら、築年数、建物や設備の耐用年数、定期点検の結果、これまでの改修の実施状況等のデータの確認や現地確認を行ったうえで、改修を実施する建物の優先順位を判断し、建物の予防的保全と機能向上(回復)を同時に図る長寿命化改修を計画的に進めます。

トイレ改修については、その対象を学校のトイレの洋式化率で一律に判断するのではなく、現在の生徒数をもとに洋便器の不足の実態を考慮したうえで、洋便器の不足の度合いが高い学校を優先して実施することを基本とします。また、改修に際しては生徒の利用頻度の高いトイレを優先して改修できるよう取組を進めます。

## 7 長寿命化計画の継続的運用方針

効率的かつ効果的な施設整備を進めていくためには、①施設の点検・評価によって現状を的確に把握した上で、それをふまえた計画を策定(Plan)、②計画に基づき、適切な改修や日常的な維持管理等を実施し(Do)、③整備による効果の検証を継続的に行うとともに、より効果的な整備手法など改善すべき点について課題を整理し(Check)、④次期計画に反映していく(Action)、というPDCAサイクル(メンテナンスサイクル)を確立することが重要です。

このため、計画策定後においても、定期的な劣化状況調査や点検を実施することにより、学校施設の老朽化等の実態把握・評価を継続的に行い、把握した情報や評価結果に基づき、より効果的な整備となるよう計画の見直しを検討していきます。





別冊 2

# 三重県立学校施設長寿命化実施計画（案）

第Ⅱ期：令和6年度～令和9年度

三重県教育委員会

令和6年3月

## 目次

1 実施計画の概要	1
2 第I期実施計画の実績及び課題等	2
3 改修等の概要	
3-1 長寿命化改修	5
(1) 改修の内容	
(2) 標準的な工期	
(3) 仮設校舎の取扱い	
3-2 長寿命化改修（トイレ改修）	6
(1) 改修の内容	
(2) 標準的な工期	
(3) 仮設トイレの取扱い	
3-3 減築	7
3-4 建物の集約化	7
3-5 建物の用途変更	7
4 実施箇所の選定	
4-1 長寿命化改修	8
(1) 背景（現状）	
(2) 選定方針	
(3) 実施予定の校舎	
4-2 長寿命化改修（トイレ改修）	9
(1) 背景（現状）	
(2) 選定方針	
(3) 実施予定校	
4-3 建物の集約化	11
(1) 背景（目的）	
(2) 実施予定校	
4-4 建物の用途変更	11
(1) 背景（目的）	
(2) 実施予定校	

**【参考資料】**

(資料1) 優先的な改修が必要な部位の劣化状況	12
(資料2) 洋式便器の設置状況	14
(資料3) 長寿命化改修実施対象建物一覧	15

## 1 実施計画の概要

「三重県立学校施設長寿命化計画」（令和2年3月策定）に基づき策定した「三重県立学校施設長寿命化実施計画」（第Ⅰ期：令和2（2020）～令和5（2023）年度）の期間が満了することから、新たに今後4か年の実施計画（第Ⅱ期：令和6（2024）～令和9（2027）年度）を策定し、引き続き、県立学校の長寿命化改修を実施することとする。

ただし、計画期間中であっても、建物の老朽化の進行状況や、工事の進捗状況等により必要が生じた場合は随時見直しを行う。

長寿命化改修においては、老朽化対策に加えて機能向上改修も併せて行うことが求められるが、現時点ですでに、築40年以上経過している建物が約5割あり、また、今後10年以内には、全施設の約8割が築40年に達する状況においては、限られた財源の中、まずは老朽化対策を優先して実施し、より多くの建物の劣化の進行を抑える必要がある。

そのため、今計画期間中は、第Ⅰ期計画期間に引き続き、屋上防水や外壁など、その部位の劣化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部分の老朽化対策を重点的に実施することとする。加えて、空調設備等、不具合が発生すると学校運営に支障をきたす恐れがある設備の老朽化対策についても、予防保全として重点的に実施することとする。

また、特に住環境とのギャップが著しいトイレについても、重点的に洋式化を図っていく必要があることから、第Ⅰ期計画期間に引き続き、並行してトイレの改修を進めることとする。

建物の集約化や用途変更による整備についても、順次進めていくこととする。

## 2 第 I 期実施計画の実績及び課題等

### (1) 実績

第 I 期実施計画（令和2（2020）～令和5（2023）年度）における長寿命化改修については、屋上防水や外壁など、その部位の劣化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部分の老朽化対策を重点的に実施した。改修効果を最大限にするため、使用頻度のもっとも高い普通教室を含む建物と、老朽化により雨漏被害等が深刻になっている建物を優先的に実施した。

のべ41棟の校舎の工事を計画したが、学校運営に支障をきたすような緊急性の高い工事の必要性の判明、他の同棟工事との工事時期の調整、必要な工事内容が想定と大きく相違等の理由により、一部について実施校舎や内容の見直し・変更を行い、同数の工事を実施した。

#### <長寿命化改修>

**計画** 41 棟

R2	R3	R4	R5
桑名 <sup>#1</sup> 飯野 <sup>#1</sup> 津東(管理特別教室棟・特別教室棟・普通教室棟) 津商業(渡り廊下) 伊勢まなび(体育館) 伊賀白鳳(第1実習棟) 伊賀白鳳(第3実習棟) (尾鷲(プール))	桑名 <sup>#2</sup> 飯野 <sup>#2</sup> 桑名西(体育館) 桑名工業(管理教室棟) 桑名工業(特別教室棟) 川越(体育館) 白子(文化棟) 松阪(教室棟) 伊勢(普通教室棟・特別教室棟) 伊賀白鳳(第2実習棟) 伊賀白鳳(第4実習棟) 尾鷲(普通教室棟・特別教室棟) 杉の子(管理教室棟) (四日市南(プール(解体)))	桑名 <sup>#3</sup> 飯野 <sup>#3</sup> 四日市南(教室棟) 四日市南(管理特別教室棟) 四日市商業(普通教室棟) 亀山(教室棟) 亀山(特別教室棟) 津(教室棟) 松阪(教室棟) 伊勢(特別教室棟) 上野(普通教室棟) 尾鷲(普通教室棟・特別教室棟)	桑名 <sup>#4</sup> 四日市(管理棟・教室棟) 四日市(図書館棟) 四日市中央工業(管理教室棟) 四日市中央工業(屋内プール棟) 神戸(普通教室棟) 石薬師(特別教室棟) 津工業(普通教室棟) 相可(普通教室棟・特別教室棟)
7棟	13棟	12棟	9棟



**実績** 41 棟

R2	R3	R4	R5
桑名(普通特別教室棟) <sup>#1</sup> 飯野(管理普通教室棟) <sup>#1</sup> 津東(管理特別教室棟・特別教室棟・普通教室棟) 津商業(渡り廊下) 伊勢まなび(体育館) 伊賀白鳳(第1実習棟) 伊賀白鳳(第3実習棟) 四日市中央工業(管理教室棟) 白子(文化棟) (尾鷲(プール))	桑名(普通特別教室棟) <sup>#2</sup> 飯野(東1F・階段・渡り廊下) <sup>#2</sup> 桑名西(体育館) 桑名工業(管理教室棟) 桑名工業(特別教室棟) 川越(体育館) 松阪(教室棟1) 伊勢(普通教室棟・特別教室棟) 伊賀白鳳(第2実習棟) 伊賀白鳳(第4実習棟) 尾鷲(普通教室棟・特別教室棟1) 杉の子(管理教室棟) (四日市南(プール(解体)))	桑名(普通特別教室棟) <sup>#3</sup> 四日市南(教室棟) 四日市南(管理特別教室棟(渡り廊下)) 四日市商業(普通教室棟) 石薬師(特別教室棟) 亀山(教室棟) 亀山(昇降口) 津(教室棟) 伊勢(特別教室棟) 上野(普通教室棟1) 尾鷲(普通教室棟・特別教室棟2)	桑名(普通特別教室棟) <sup>#4</sup> 四日市(図書館棟) 四日市中央工業(屋内プール棟) 津工業(普通教室棟) 相可(普通教室棟・特別教室棟) 桑名西(エレベーター) 名張(受変電設備、空調) 伊賀白鳳(受変電設備) 伊賀つばさ(空調)
9棟	12棟	11棟	9棟

※相可高校については、令和5年度着手、R6年度完成予定。

トイレ改修については、令和2年度から設計に着手し、令和6年度までの5年間で全県立学校における使用頻度のもっとも高い普通教室棟（HR教室のある建物）のトイレの便器の洋式化、床の乾式化が行えるよう取組を進めた。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、一部計画を前倒し、令和5年度までに47校で工事を実施、衛生環境は大きく改善した。また、多機能トイレについては、令和4年度までにすべての県立学校における設置が完了した。

設計の際、学校生活で多くの時間を過ごす子どもたちの声を反映させた事例もあった。引き続き、利用する子どもたちの意見などもふまえて取組を進めていく。

<トイレ改修>

**計画** 41校

R2	R3	R4	R5
桑名 飯野	桑名工業 四日市四郷 四日市農芸 稲生 久居 松阪 松阪商業 伊勢 尾鷲 みえ夢学園	桑名北 四日市 四日市南 四日市商業 亀山 津 津東 津商業 宇治山田 明野 上野	桑名西 四日市中 四日市工業 中央工業 神戸 白子 津西 津工業 久居農林 相可 宇治山田商業 川越 四日市工業 北星 いなべ総合学園 松阪工業 名張 四日市西 飯南 紀南
2校	10校	11校	18校



**実績** 47校

R2	R3	R4	R5
飯野	桑名 桑名工業(屋外トイレ含) 久居 四日市農芸 稲生 四日市四郷 松阪 松阪商業 伊勢 尾鷲 みえ夢学園 桑名北 四日市 川越 津東 津商業 明野	四日市南 四日市商業 亀山 津 宇治山田 上野 四日市工業 桑名西 津西 久居農林 宇治山田商業	いなべ総合学園 四日市西 菟野 四日市中 中央工業 神戸 白子 津工業 松阪工業 飯南 相可* 伊勢工業 名張 伊賀白鳳 木本 鳥羽 志摩 紀南 北星
1校	17校	11校	18校

※相可高校については、令和5年度着手、R6年度完成予定。

## (2) 課題等

第Ⅰ期実施計画期間中に把握した課題や、同計画策定時からの環境の変化としては、次のようなものが挙げられる。第Ⅱ期実施計画においては、これらにも留意して取り組む必要がある。

全般	<ul style="list-style-type: none"><li>●「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」等に鑑み、令和5年度から、学校施設における三重県発注工事において、月2回土日完全週休2日制での工事発注を実施することとなったため、工事期間が以前に比べ長期化しつつある。</li><li>●令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため県立学校の臨時休業期間が設定されたことに伴い、夏季休業が短縮されたが、学校における工事期間は夏季休業期間が中心であることから、工期や工事内容の変更を行った。今後も、同様の事態が生じる可能性がある。</li><li>●令和2年度にバリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）が改正され、学校施設においてもバリアフリー化の一層の推進が求められている。</li><li>●工事内容の詳細検討の際、検討や調整に想定を超える時間が必要であることが判明したり、想定を超える改修が必要であることが判明し、計画どおり進められないことがある。</li><li>●令和2年11月、盲学校及び聾学校を移転整備すること、また、令和4年10月、県立の夜間中学を設置することを公表。</li></ul>
長寿命化改修	<ul style="list-style-type: none"><li>●築40年以上経過し、現に雨漏被害等が深刻になっている建物が複数ある一方で、年に着手できる改修工事の数は限られるため、改修時期が遅延する。</li><li>●定期点検等により、老朽化が進んでいる電気・給排水設備等が判明している。</li><li>●令和3年3月に「三重県地球温暖化対策総合計画」が策定されるなど、脱炭素社会の実現をめざした取組が一層求められており、学校施設においても、温室効果ガスの排出量を削減するため、照明設備のLED化や太陽光発電設備の整備が必要となっている。</li><li>●令和2年度に全ての県立学校の普通教室への空調設備の設置が完了するとともに、県立学校の空調設備の経費を公費で負担することとなったが、気候変動により夏季の気温が上昇しつつある中、熱中症対策としても空調設備の計画的な更新等が必要となっている。</li></ul>
トイレ改修	<ul style="list-style-type: none"><li>●普通教室が複数棟に分かれている学校では、洋式化改修がされていない棟がある。</li><li>●学校や棟・設置場所により、使用頻度や劣化状況等にばらつきがある。</li></ul>

### 3 改修等の概要

#### 3-1 長寿命化改修

##### (1) 改修の内容

長寿命化改修は、劣化した部位を単に建築時の状態に戻すだけでなく、機能や性能を現在の学校に求められている水準まで引き上げて改修するもので、以下の視点に基づき必要な部位の改修を実施する。

##### ① 耐久性の向上

- ・屋上防水、外壁、内部仕上の更新  
(浮き・クラック補修の実施、コンクリート中性化・鉄筋の腐食対策の実施)
- ・電気・給排水設備、配線、配管の更新等  
(露出配管により維持管理、設備更新の容易性を確保)

##### ② 機能・性能の向上

- ・省エネルギー化・脱炭素化の推進  
(屋上防水の断熱性能向上、照明設備のLED化、節水型便器への更新、太陽光発電設備の導入に向けての調査等)
- ・バリアフリー化の推進  
(階段手摺の設置、エレベーターの設置等)
- ・快適性の向上  
(トイレ改修(便器の洋式化、床の乾式化、温水洗浄便座設置等)、  
24時間換気設備の設置、空調設備の更新等)

##### (2) 標準的な工期

改修工事中は、騒音の発生や教室等の使用制限が少なからず発生するため、夏季休業期間を中心とした工事実施を基本とし、部位や階層ごとに2～3期(約2～3年)に分けて実施するなど、学校と協力して、教育活動への影響が最小限となるように努める。

##### ① 外部改修

台風シーズン終了後、もしくは夏季休業期間を中心に、屋上防水改修や外壁改修を実施する。屋上防水改修で全面に外部足場の設置を必要とする場合は、原則として外壁改修も併せて行うものとする。(工期：約3～5か月)

##### ② 内部改修

夏季休業期間を中心に、階層ごとに工事を実施する。なお、夏季休業期間とその前後の数日間は、当該階の教室は使用不可となる可能性があるため、一時的に他の階のレイアウトの変更をするなどして、授業を実施する。

(工期：約2～3か月/階層)



また、改修時にトイレ改修もあわせて実施する場合は、夏季休業期間に解体に着手し、配管が連続する縦系統の男女各1系統ずつを実施する。工事期間中は使用不可となるため、別棟のトイレを活用し対応する。（工期：約4～5か月）

### （3）仮設校舎の取扱い

仮設校舎は、原則建設しない。改修規模にもよるが、仮設校舎の建設には改修経費の3～4割にあたる経費が余分に必要となることから、原則、仮設校舎の建設は行わず、仮設校舎建設にかかる経費を他の長寿命化改修に要する経費に充て、より多くの建物の改修を図る。

やむを得ず仮設校舎を建設する場合においても、必要最小限のものを複数年設置するなど仮設校舎に必要な経費を圧縮する。

#### 【仮設校舎を設置する事例】

- ・レイアウト変更などをして、工事中の教室の確保が困難と判断される場合
- ・改修面積が大きく、夏季休業期間に工事が終わらないなど、学校運営に大きく支障をきたす場合

## 3-2 長寿命化改修（トイレ改修）

### （1）改修の内容

トイレ改修は、住環境とのギャップが大きく、また、衛生面、省エネルギーなどの観点から重点的に取り組んでいく必要があるため、老朽化対策の改修と並行して進めることとする。使用頻度のもっとも高い普通教室を含む建物のトイレ（男女各縦1系統）については、令和6年度までに全校で整備完了を予定しており、令和7年度以降においては、使用頻度やこれまでの改修履歴等を考慮したうえで、普通教室が複数棟に分かれている学校等の改修を、以下の視点に基づき実施する。

#### ①耐久性の向上

- ・給水管、排水管の更新

（露出配管や設備用面台の設置等により維持管理、更新の容易性を確保）

- ・床、壁材、トイレブースの更新

（トイレ用ビニル床シートや化粧板等の採用により防汚性、耐薬品性、清掃の容易性を確保）

#### ②機能・性能の向上

- ・衛生性の向上

（全洋式便器化、床の乾式化による菌の発生抑制、自動洗浄による非接触化、汚れが付着しにくい素材への更新）

- ・快適性の向上

(便器の洋式化、床の乾式化、温水洗浄便座、暖房便座等の設置)

・省エネルギー化の推進

(節水型便器等への更新、トイレ用擬音装置の設置、照明設備のLED化)

## (2) 標準的な工期

改修工事中は、騒音の発生やトイレの使用制限が発生するため、長期休業期間(特に既設トイレ等の解体作業)を中心とした工事実施を基本とし、系統ごとに分けて実施するなど、学校と協力して、教育活動への影響が最小限となるように努める。

(工期：約4～5ヶ月)

## (3) 仮設トイレの取扱い

仮設トイレは、原則設置しない。仮設トイレは屋外にしか設置できず、トイレまでの距離が別棟のトイレまでの距離と大きく変わらないため効果が得られにくいことや、夏季休業期間を中心とした工事実施を基本とするため影響期間が短いことから、別棟のトイレを活用し対応する。

### 3-3 減築

建築時と比較して学級数が大幅に減少したこと等により、空き教室など未利用施設の割合が高い学校については、空き教室等の有効活用について十分に検討した後、必要に応じて減築を実施し、維持管理の負担軽減を図る。

### 3-4 建物の集約化

学校の再編や整備、または老朽化等による建物の更新にあたっては、学校施設の適正な規模や配置を考慮の上、建物の集約化を図ることで、更新費用や維持管理経費の削減に努める。

### 3-5 建物の用途変更

建物を新築するのではなく、既存建物の用途を変更し、新たな用途で建物や設備等を使用することにより、経費削減を図る。

## 4 実施箇所の選定

### 4-1 長寿命化改修

#### (1) 背景 (現状)

旧耐震基準で建築された建物(昭和56年以前に建築)のうち、耐震診断により耐震性が不足しているとされた建物は平成9年度から平成24年度にかけて耐震改修を実施しており、その際、構造躯体の補強に併せて、内部仕上げや電気設備、給排水設備の改修を実施するとともに、劣化状況に応じて屋上防水、外壁改修等についても大規模改修を実施している。

一方、耐震診断により耐震性を有するとされた建物や、新耐震基準で建築された建物(昭和57年以降に建築)は、大規模な改修を行っていない。

本計画策定のための基礎調査として、平成29年度から平成30年度にかけて屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備の部位ごとの劣化状況調査を全県立学校で実施し、建物ごとの劣化状況を評価したところ、築年数、大規模改修の実施の有無からは劣化の状況を一概に判断することはできなかった。

#### (2) 選定方針

今計画期間中の長寿命化改修については、改修効果を最大限にするため、使用頻度のもっとも高い普通教室を含む建物の改修を優先的に実施する。

また、屋上防水や外壁など、その部位の劣化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部位の長寿命化改修を優先的に実施するほか、内部仕上や電気、給排水設備などの部位については、その劣化の進行状況等に応じて、あわせて長寿命化改修を行うかどうかを随時、判断することとする。加えて、設備の劣化が激しい場合における耐用年数等をふまえた設備のみの更新や計画的なエレベーターの設置・空調設備の更新等を実施する。

なお、改修を実施することとした建物を保有している学校において、他に長寿命化改修の実施の検討を要する建物がある場合は、同時に施工することが望ましいかを判断し、長寿命化改修の工期内において、できる限り長寿命化改修を実施するものとする。

#### (3) 実施予定の校舎

第Ⅱ期に着手する予定の建物を次のとおりとする。

改修に着手する建物は、築年数と屋上防水、外壁等の優先的な改修が必要な部位の劣化に着目して作成したリスト(資料1)から抽出した使用頻度の高い普通教室を含む建物と、老朽化により雨漏被害等が深刻になっている建物について、あらためて現地調査を行い、優先順位を判断した。

エレベーターの設置については、学校の状況に応じて、未設置校の中から選定し実施する。

空調設備については、普通教室等における空調設備の使用状況や劣化状況等を考慮して設置から20年経過したものを更新する。なお、特別教室等への新規設置については、各室の使用頻度等に応じ、別途整備を推進・検討していく。

<長寿命化改修>

R6	R7	R8	R9
朝明 (屋体2) 四日市農芸 (校舎3) 神戸 (校舎1) 松阪 (校舎1) 松阪工業 (校舎2) 宇治山田 (校舎1) 宇治山田商業 (校舎4)	桑名北 (校舎2) 四日市 (校舎2) 四日市南 (校舎3) 四日市南 (校舎4) 朝明 (校舎1) 白山 (屋体1) 松阪工業 (校舎5) 宇治山田 (校舎2) #1 明野 (校舎2) 尾鷲 (校舎3) くわな (屋体1)	桑名北 (校舎1) 四日市中央工業 (校舎5) 四日市四郷 (屋体2) 亀山 (校舎1) 津 (校舎3) 久居 (校舎2) 宇治山田 (校舎2) #2 名張青峰 (校舎1) 名張青峰 (屋体1) 木本 (校舎3)	四日市商業 (校舎1) 菟野 (校舎3) 菟野 (校舎2) 石薬師 (屋体2) 神戸 (校舎3) 水産 (校舎2) 伊賀白鳳 (校舎1) 伊賀白鳳 (屋体1) 西日野にじ学園 (校舎1)
7棟	11棟	10棟	9棟

※<sup>1</sup>網掛の建物はトイレ改修もあわせて実施する。

※<sup>2</sup> #は工事が複数年にわたることが想定される場合の工事期を示す。

※<sup>3</sup> 具体的な建物名称等は(資料3)参照。

<エレベーター設置工事>

R6	R7	R8	R9
—	— (設計のみ実施)	1校	1校
※エレベーター未設置校は高等学校25校			

<空調設備の更新工事>

R6	R7	R8	R9
北勢きらら学園 伊賀つばさ学園	伊勢 神戸 杉の子 <sup>#1</sup>	桑名 津東 宇治山田 あけぼの学園 杉の子 <sup>#2</sup>	桑名西 久居 松阪商業 志摩 上野 かがやき <sup>#1</sup>
2校	3校	5校	6校

※#は工事が複数年にわたることが想定される場合の工事期を示す。

## 4-2 長寿命化改修 (トイレ改修)

### (1) 背景 (現状)

学校施設のトイレは、建物の建設時期の生徒数や整備水準に基づき整備が行われ

ているため、元々は和式便器が大半であるなど、改修が必要となっていた。また、建物建設後は、耐震改修に併せて行ったトイレの大規模改修など、生徒の状況をふまえた学校要望に応じて洋式トイレや乾式清掃の床への改修を行ってきたため、各学校のトイレの整備状況にはばらつきがある状態となっている。

## (2) 選定方針

トイレ改修は、屋上防水や外壁などの老朽化対策の改修とあわせて行うが、迅速に進捗を図る必要があったことから、第Ⅰ期計画の時点で、老朽化対策の改修と並行して着手し、令和6年度までに全校において、使用頻度のもっとも高い普通教室を含む建物のトイレ（男女各縦1系統）の整備が完了するよう計画している。令和7年度以降は、使用頻度やこれまでの改修履歴等を考慮したうえで、普通教室が複数棟に分かれている学校等の改修に着手する。

長寿命化改修として、トイレの改修を優先的に実施する学校は、便器の洋式化率で一律に判断するのではなく、改修履歴や劣化状況、現在の生徒数をもとに洋式便器の不足の実態を考慮したうえで、洋式便器の充足の度合いが低い学校から改修に着手できるよう取組を進めている。また、改修に際しては、現在、性の多様性に係る対応として、多機能トイレの使用が可能となっているが、学校の意見をふまえながら、「みんなのトイレ」※の設置についても検討する。

なお、建物の面積上、長寿命化改修の対象でない屋外トイレについても、並行して改修を進めていく。

※「みんなのトイレ」…性別を気にせず使える男女共用の個室トイレで、個室内には、手洗い、鏡、フィッティングボードなどを設置する。

## (3) 実施予定校

第Ⅱ期に着手する予定のトイレを次のとおりとする。

実施予定校は、現在の生徒数をもとに洋便器の不足状況（資料2）を調査し、使用頻度の高い普通教室を含む建物のトイレの改修履歴を確認のうえ、使用状況や老朽化の状況について、あらためて現地調査を行い、優先順位を判断した。

R6		R7		R8		R9	
朝明	白山	川越	亀山	桑名			
昴学園	南伊勢・度会	四日市	津	菟野			
名張青峰	あけぼの学園	四日市南	上野	松阪商業			
水産	伊勢まなび	津商業	西日野にじ学園	名張			
くわな	伊賀つばさ学園	津東					
西日野にじ学園	玉城わかば学園	四日市農芸※					
稲葉※	城山						
東紀州くろしお学園・おわせ							
15校		6校		4校		4校	

※網掛は長寿命化改修にあわせてトイレ改修を行う予定の学校を示す。

※R6の稲葉特別支援学校とR7の四日市農芸高等学校については、屋外トイレ改修。

### 4-3 建物の集約化

#### (1) 背景 (目的)

盲学校および聾学校の校舎は、築50年以上が経過しており、老朽化が進んでいる。あわせて、聾学校は津波浸水想定区域内に立地しており、安全対策が必要な状況にある。移転し、集約することで、これらの課題を解消するとともに、維持管理経費や更新費用等の削減を図る。

#### (2) 実施予定校

盲学校及び聾学校（令和8年度に集約し、津市城山一丁目地内に新築及び移転予定）

注）現時点での実施予定校であるため、今後、当計画期間中に、新たな実施予定校が生じた場合は、別途、整理するものとする。

### 4-4 建物の用途変更

#### (1) 背景 (目的)

県立の夜間中学の開設に際し、新たな学校施設を設けるのではなく、既存の学校施設を有効活用することとし、一部を改修の上、転用する。

#### (2) 実施予定校

みえ夢学園高等学校（敷地内に令和7年度から夜間中学が設置される予定）

注）現時点での実施予定校であるため、今後、当計画期間中に、新たな実施予定校が生じた場合は、別途、整理するものとする。

## 【参考資料】

### (資料1) 優先的な改修が必要な部位の劣化状況

築年数が40年以上経過しており、劣化度調査の部位別判定において、

- ・屋根・屋上、外壁、内部仕上 : すべて C or D判定
- ・屋根・屋上、外壁 : すべて C or D判定 (内部仕上はA or B)
- ・屋根・屋上 : C or D判定 (外壁はA or B)
- ・外壁 : C or D判定 (屋根・屋上は A or B)

※A : 概ね良好、B : 部分的に劣化、C : 広範囲に劣化、D : 早急に対応要

の条件に該当する建物を、以下のとおり整理する。(順不同)

部位別劣化状況による抽出(築40年以上の建物) ※基準 : 2019年			
(屋根・屋上、外壁、内部)	(屋根・屋上、外壁)	(屋根・屋上)	(外壁)
桑名(校舎1)、飯野(校舎1)、松阪(校舎3)、伊勢(校舎1)、伊勢(校舎2)、杉の子特支(校舎1)	桑名工業(校舎1)、相可(校舎1)、伊賀白鳳(校舎3)	四日市南(校舎2)、石桑師(校舎2)、亀山(校舎2)、亀山(校舎3)、尾鷲(校舎2)	桑名西(体育館)、四日市南(校舎1)、四日市中央工業(校舎1)、津(校舎2)、津東(校舎1)、上野(校舎2)、伊勢まなび(体育館)
桑名北(校舎2)、四日市中央工業(校舎5)、四日市商業(校舎1)、神戸(校舎3)、宇治山田商業(校舎4)	桑名北(校舎1)、四日市農芸(校舎3)、津(校舎3)、明野(校舎2)、伊賀白鳳(武道場)	四日市(校舎2)、四日市南(校舎3)、朝明(体育館)、菟野(校舎3)、神戸(校舎1)、石桑師(体育館)、亀山(校舎1)、松阪工業(校舎2)、水産(校舎2)、伊賀白鳳(校舎1)、尾鷲(校舎3)、木本(校舎3)、西日野にじ(校舎1)	朝明(校舎1)、宇治山田(校舎1)、宇治山田(校舎2)、くわな特支(体育館)
朝明(武道場)、四日市中央工業(校舎3)、津工業(校舎1)、飯南(寄宿舍)、上野(寄宿舍)、尾鷲(校舎4)、豊学校(校舎2)、度会特支(寄宿舍)	久居農林(校舎3)、鳥羽(校舎1)、志摩(校舎1)、紀南(校舎2)、盲学校(校舎1)、盲学校(寄宿舍)	桑名(校舎2)、桑名西(校舎1)、桑名工業(校舎3)、四日市農芸(校舎1)、四日市農芸(校舎2)、四日市中央工業(校舎4)、飯野(校舎2)、亀山(校舎4)、津西(武道場)、津工業(校舎5)、伊勢(部活1)、宇治山田商業(校舎1)、明野(校舎1)、明野(校舎4)、水産(校舎4)、水産(寄宿舍1)、上野(校舎3)、名張(校舎4)、尾鷲(校舎6)、木本(校舎1)、木本(校舎2)、木本(校舎4)、豊学校(校舎3)、かがやき特支(校舎1)、くわな特支(校舎1)、度会特支(校舎1)	桑名(校舎4)、桑名(校舎5)、桑名北(武道場)、四日市西(校舎1)、四日市西(校舎2)、四日市中央工業(WL場)、四日市商業(校舎2)、神戸(校舎2)、神戸(武道場)、白子(校舎3)、久居農林(寄宿舍)、伊勢(武道場)、志摩(校舎2)、志摩(校舎3)、名張(校舎3)、尾鷲(武道場)、尾鷲(武道場光ヶ丘)
19棟	14棟	44棟	28棟

※<sup>1</sup>第Ⅰ～Ⅱ期は、屋根・屋上、外壁の改修を中心とする10～20棟/年に着手することを想定。

※<sup>2</sup>使用頻度のもっとも高い普通教室を含む建物を優先的実施を検討。

※<sup>3</sup>網掛の建物は屋根・屋上の判定がD判定のものを示し優先的実施を検討。

※<sup>4</sup>実線で囲んだ建物は第Ⅰ期実施計画にて改修済、点線で囲んだ建物は第Ⅱ期実施計画にて改修予定。

※<sup>5</sup>すでに雨漏りが発生している建物など実際の劣化状況も確認のうえ検討。

※<sup>6</sup>屋根・屋上または外壁の判定がCまたはD判定として抽出された建物は、内部仕上げの評価がCまたはD判定のものを含むため、内部仕上げの劣化状況も確認のうえ検討。

※<sup>7</sup>改修が必要な建物を保有している学校において、ほかに劣化している部位がある建物がある場合は、同時に部分改修を実施すべきかどうかを検討。

※<sup>8</sup>具体的な建物名称等は(資料3)参照。

(参考)

築年数が30～40年経過の建物で、劣化度調査の部位別判定において、同様の条件に該当する建物を、以下のとおり整理する。(順不同)

部位別劣化状況による抽出(築30～40年の建物) ※基準：2019年			
(屋根・屋上、外壁、内部)	(屋根・屋上、外壁)	(屋根・屋上)	(外壁)
四日市工業(部室)、久居(武道場)、尾鷲(校舎7)	桑名北(体育館)、津(部室)、久居(体育館)、相可(校舎3)、相可(体育館)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">川越(体育館)、伊賀白鳳(校舎4)、伊賀白鳳(校舎5)、伊賀白鳳(校舎6)</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">四日市南(校舎4)、白山(体育館)、松阪工業(校舎5)、名張青峰(校舎1)、名張青峰(体育館)</div> <p>川越(校舎2)、川越(武道場)、四日市(校舎4)、四日市四郷(武道場ほか)、四日市中央工業(校舎6)、四日市商業(校舎3)、石薬師(トレーニング場)、飯野(校舎5)、亀山(校舎5)、津(体育館)、相可(校舎4)、伊勢工業(武道場ほか)、宇治山田商業(トレーニング場)、明野(トレーニング場)、明野(部室)、南伊勢度会(武道場)、南伊勢度会(トレーニング場)、あけぼの(校舎3)、名張(校舎5)、名張(武道場)、名張青峰(校舎5)、名張青峰(武道場)、城山特支(寄宿舎)</p>	桑名北(部室)、桑名工業(校舎5)、神戸(部室)、稲生(校舎2)、稲生(武道場)、亀山(体育館)、上野(校舎4)、名張(校舎6)、紀南(寄宿舎)、度会特支(校舎3)
3棟	5棟	30棟	10棟

※<sup>1</sup>網掛の建物は屋根・屋上防水の判定がD判定のものを示す。

※<sup>2</sup>実線で囲んだ建物は第Ⅰ期実施計画にて改修済、点線で囲んだ建物は第Ⅱ期実施計画にて改修予定。

※<sup>3</sup>具体的な建物名称等は(資料3)参照。



(資料2) 洋式便器の設置状況 (R5.3.31現在)

学校名	洋式便器・和式便器の区分(便器毎)					生徒数	旧文科基準を参照した必要数(b)	洋式便器の充足率(a/b)	
	洋式便器数(a)	(内訳)		和式便器	合計(洋式比率)				
	男性用	女性用	兼用						
四日市南	38	13	23	2	32	70 (54.3%)	947	34.1	111.4%
みえ夢学園	19	4	7	8	25	44 (43.2%)	472	16.7	114.0%
四日市農芸	22	8	13	1	36	58 (37.9%)	634	27.5	80.0%
久居	34	11	21	2	38	72 (47.2%)	622	22.3	152.6%
桑名北	31	10	20	1	38	69 (44.9%)	578	21.3	145.3%
四日市商業	51	8	38	5	68	119 (42.9%)	712	34.3	148.9%
伊勢	34	13	18	3	38	72 (47.2%)	832	29.5	115.4%
津東	33	11	20	2	43	76 (43.4%)	865	30.5	108.1%
川越	37	14	22	1	33	70 (52.9%)	912	32.8	112.8%
松阪商業	36	10	22	4	55	91 (39.6%)	458	19.5	184.9%
桑名	46	12	24	10	50	96 (47.9%)	1,056	39.4	116.7%
宇治山田	31	11	20	0	37	68 (45.6%)	632	23.1	134.5%
津商業	33	6	27	0	64	97 (34.0%)	756	33.3	99.0%
上野	41	11	24	6	71	112 (36.6%)	865	29.5	139.1%
四日市四郷	35	11	23	1	32	67 (52.2%)	562	20.7	168.9%
福生	31	11	19	1	45	76 (40.8%)	552	17.2	180.3%
四日市工業	35	14	16	5	30	65 (53.8%)	1,013	22.6	155.2%
明野	34	9	24	1	33	67 (50.7%)	463	20.2	168.0%
松阪	69	23	40	6	27	96 (71.9%)	877	31.6	218.3%
四日市	55	15	32	8	44	99 (55.6%)	958	33.5	164.1%
桑名工業	17	8	5	4	25	42 (40.5%)	465	9.8	174.4%
桑名西	36	13	21	2	40	76 (47.4%)	829	31.1	115.9%
宇治山田商業	31	7	19	5	39	70 (44.3%)	512	19.0	162.9%
津西	68	24	44	0	29	97 (70.1%)	956	32.7	208.1%
久居農林	32	13	16	3	71	103 (31.1%)	689	24.9	128.3%
白子	26	11	14	1	51	77 (33.8%)	656	25.4	102.3%
津	44	11	27	6	29	73 (60.3%)	953	32.0	137.5%
神戸	32	13	19	0	66	98 (32.7%)	912	34.3	93.4%
亀山	50	13	31	6	50	100 (50.0%)	632	22.9	218.3%
飯野	37	9	26	2	19	56 (66.1%)	578	23.5	157.5%
尾鷲	41	12	26	3	33	74 (55.4%)	480	16.4	249.8%
北星	19	8	10	1	24	43 (44.2%)	527	18.1	105.0%
四日市中央工業	15	8	5	2	36	51 (29.4%)	590	12.2	122.7%
いなべ総合学園	37	12	23	2	31	68 (54.4%)	869	33.4	110.7%
松阪工業	20	9	9	2	52	72 (27.8%)	663	17.7	112.9%
津工業	16	11	4	1	29	45 (35.6%)	702	14.9	107.5%
名張	27	11	12	4	67	94 (28.7%)	607	23.0	117.4%
四日市西	37	7	22	8	43	80 (46.3%)	776	27.8	133.3%
紀南	10	4	4	2	30	40 (25.0%)	196	7.0	143.3%
伊賀白鳳	34	13	13	8	88	123 (27.6%)	725	23.6	144.1%
あけぼの学園	12	4	6	2	40	52 (23.1%)	221	8.4	142.7%
木本	28	12	16	0	91	119 (23.5%)	487	17.5	159.9%
名張青峰	42	9	32	1	11	53 (79.2%)	736	27.1	155.2%
朝明	28	12	15	1	40	68 (41.2%)	488	16.3	172.1%
菟野	23	9	13	1	53	76 (30.3%)	433	15.9	144.7%
飯南	11	4	5	2	43	54 (20.4%)	228	7.2	153.4%
相可	36	9	23	4	68	104 (34.6%)	560	20.1	179.6%
伊勢工業	20	9	10	1	25	45 (44.4%)	472	10.8	185.4%
白山	15	6	8	1	24	39 (38.5%)	238	7.0	215.8%
志摩	22	10	10	2	53	75 (29.3%)	166	6.0	367.3%
石業師	36	17	17	2	35	71 (50.7%)	338	10.1	356.8%
鳥羽	15	6	8	1	52	67 (22.4%)	143	4.8	309.9%
南伊勢・度会校舎	14	7	6	1	52	66 (21.2%)	102	2.8	498.2%
伊勢まなび	14	5	9	0	24	38 (36.8%)	134	4.5	310.4%
水産	22	12	9	1	57	79 (27.8%)	196	5.2	427.2%
泉学園	37	14	18	5	60	97 (38.1%)	167	4.7	780.6%
南伊勢・南勢校舎	9	3	5	1	21	30 (30.0%)	23	0.7	1343.3%
小計(A)	1,758	590	1,013	155	2,441	4,199 (41.9%)	33,213	1,158.0	151.8%
石業師分校	6	2	4	0	0	6 (100.0%)	97	3.4	176.7%
杉の子	15	6	7	2	0	15 (100.0%)	99	3.5	432.9%
西日野にじ学園	56	19	32	5	9	65 (86.2%)	289	10.1	553.6%
松阪あゆみ	33	13	19	1	0	33 (100.0%)	189	6.6	498.9%
健学校	18	6	8	4	22	40 (45.0%)	72	2.5	714.3%
あすなろ分校	10	4	6	0	0	10 (100.0%)	45	1.6	634.9%
福業	47	18	28	1	12	59 (79.7%)	193	6.8	695.8%
伊賀つばき学園	35	13	17	5	12	47 (74.5%)	135	4.7	740.7%
北勢きらら学園	28	10	14	3	0	28 (100.0%)	110	3.9	727.3%
玉城わかば学園	35	10	20	5	20	55 (63.6%)	134	4.7	746.3%
くわな	53	17	27	9	14	67 (79.1%)	175	6.1	865.3%
くろしおおわせ分校	11	4	4	3	2	13 (84.6%)	29	1.0	1083.7%
かがやき	22	8	11	3	27	49 (44.9%)	20	0.7	3142.9%
城山	46	12	22	12	4	50 (92.0%)	62	2.2	2119.8%
京紀州くろしお学園	16	5	8	3	0	16 (100.0%)	35	1.2	1306.1%
度会	39	14	18	7	0	39 (100.0%)	55	1.9	2026.0%
草の葉分校	11	2	3	6	0	11 (100.0%)	22	0.8	1428.6%
盲学校	25	12	13	0	15	40 (62.5%)	24	0.8	2976.2%
小計(B)	506	175	261	69	137	643 (78.7%)	1,785	62.5	809.9%
合計(A+B)	2,264	765	1,274	224	2,578	4,842 (46.8%)	34,998	1,220.5	185.5%

(資料3) 長寿命化改修実施対象建物一覽

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)
1	桑名	校舎1	2	普通特別教室棟	RC	3	3,435
2	桑名	校舎2	10②、13、14、37	管理棟	RC	3	2,963
3	桑名	校舎3	8	在宅看護実習棟	W	1	232
4	桑名	校舎4	3、4	特別教室棟、普通教室棟	RC	3	2,801
5	桑名	校舎5	5	普通特別教室棟	RC	3	1,866
6	桑名	校舎6	32	特別教室棟	RC	3	770
7	桑名	校舎7	41	立体駐車駐輪場	S	2	453
8	桑名	屋体1	30	体育館	S	2	1,584
9	桑名	屋体2	33	武道場	RC	1	818
10	桑名	部活1	39	部室	S	3	488
11	桑名西	校舎1	2	管理棟	RC	2	821
12	桑名西	校舎2	3、11、14、15	普通教室棟	RC	4	4,035
13	桑名西	校舎3	9、10	普通教室棟	RC	4	5,203
14	桑名西	屋体1	8	武道場	S	1	465
15	桑名西	屋体2	13	体育館	S	2	1,565
16	桑名西	屋体3	21	トレーニング場	S	1	250
17	桑名北	校舎1	10②③、11	管理普通教室棟	RC	4	5,604
18	桑名北	校舎2	20②	特別教室棟	RC	4	4,774
19	桑名北	屋体1	3	武道場	S	1	465
20	桑名北	屋体2	7	体育館	S	2	1,568
21	桑名北	屋体3	9	トレーニング場	S	1	250
22	桑名北	部活1	8	部室	S	2	257
23	桑名工業	校舎1	1、9①②、15	管理教室棟	RC	3	3,337
24	桑名工業	校舎2	3	特別教室棟	RC	3	554
25	桑名工業	校舎3	20①②	実習教室棟	RC	2	1,840
26	桑名工業	校舎4	22	特別教室棟	RC	2	820
27	桑名工業	校舎5	26、31	実習教室棟	RC	3	3,173
28	桑名工業	校舎6	30、32	実習教室棟	RC	4	2,284
29	桑名工業	屋体1	27	体育館	RC	2	1,377
30	桑名工業	屋体2	37	武道場	W	1	345
31	桑名工業	屋体3	39	トレーニング場	W	1	250
32	いなべ総合	校舎1	38、40、42	特別教室管理棟	RC	3	9,576
33	いなべ総合	校舎2	36、39	普通教室棟	RC	2	4,518
34	いなべ総合	校舎3	37	図書館棟	RC	4	2,065
35	いなべ総合	屋体1	41、43	体育館、武道場	RC	2	3,351
36	川越	校舎1	1、2	管理教室棟	RC	4	3,136
37	川越	校舎2	3、4①②	特別教室棟	RC	4	4,464
38	川越	校舎3	5	普通教室棟	RC	4	2,181
39	川越	校舎4	12	文化棟	RC	2	198
40	川越	屋体1	60②③④	体育館武道場	RC	2	2,484
41	川越	部活1	11	部室	RC	2	272
42	四日市	校舎1	20②③	教室棟、特別教室棟	RC	3	4,207
43	四日市	校舎2	10②③	管理棟、教室棟	RC	3	5,070
44	四日市	校舎3	26	特別教室棟	RC	3	1,546
45	四日市	校舎4	29①②	教室棟	RC	2	556
46	四日市	校舎5	37	図書館棟	RC	2	1,206
47	四日市	屋体1	27	武道場	S	1	465
48	四日市	屋体2	30	体育館	S	2	1,700
49	四日市	屋体3	38	トレーニング場	W	1	260
50	四日市	部活1	39	部室	S	2	249
51	四日市南	校舎1	20②	教室棟	RC	3	2,872
52	四日市南	校舎2	1	管理特別教室棟	RC	3	2,439
53	四日市南	校舎3	30②	特別教室棟	RC	4	1,825
54	四日市南	校舎4	16	教室棟	RC	4	1,183
55	四日市南	屋体1	21	体育館	RC	2	1,704

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)
56	四日市南	屋体2	24	武道場	W	1	344
57	四日市南	部活1	19	部室	RC	2	339
58	四日市西	校舎1	1①②	管理棟、HR棟	RC	4	5,283
59	四日市西	校舎2	7①②、8、10	特別教室棟	RC	4	5,822
60	四日市西	屋体1	2	武道場	S	1	465
61	四日市西	屋体2	9	体育館	S	2	1,567
62	四日市西	屋体3	15	トレーニング場	S	1	250
63	朝明	校舎1	3、4、8	管理普通教室棟	RC	4	5,002
64	朝明	校舎2	5、12	特別教室棟	RC	4	4,753
65	朝明	屋体1	2	武道場	S	1	465
66	朝明	屋体2	11	体育館	S	2	1,567
67	朝明	屋体3	14	トレーニング場	S	1	250
68	朝明	屋体4	19	レスリング場	S	1	207
69	朝明	部活1	10	部室	S	2	249
70	四日市四郷	校舎1	1①②	管理普通教室棟、普通教室棟	RC	4	4,942
71	四日市四郷	校舎2	2①②	特別教室棟	RC	4	5,020
72	四日市四郷	屋体1	3、8①②	武道場、レスリング場	S	1	685
73	四日市四郷	屋体2	7	体育館	RC	2	1,611
74	四日市四郷	屋体3	11	トレーニング場	S	1	230
75	四日市四郷	部活1	9	部室	S	2	294
76	四日市農芸	校舎1	44①②③	管理教室棟	RC	3	3,112
77	四日市農芸	校舎2	49、74	環境造園科棟、実習教室棟	RC	3	1,518
78	四日市農芸	校舎3	54①②	理科農業棟、農業特別実習棟	RC	4	3,780
79	四日市農芸	校舎4	69	食品製造農業科棟	RC	3	1,627
80	四日市農芸	校舎5	71	家庭科棟	RC	3	1,674
81	四日市農芸	屋体1	46	体育館	S	2	1,811
82	四日市農芸	屋体2	70	武道場	S	1	345
83	四日市農芸	屋体3	76	トレーニング場	S	1	250
84	四日市農芸	部活1	73	部室	RC	2	249
85	四日市工業	校舎1	30	管理棟	RC	4	7,807
86	四日市工業	校舎2	36	建築科棟	RC	3	1,479
87	四日市工業	校舎3	35	電気電子科棟	RC	3	1,693
88	四日市工業	校舎4	37	物質工学科棟(科学技術棟)	RC	3	1,567
89	四日市工業	校舎5	33①②	自動車科棟	RC	2	1,175
90	四日市工業	校舎6	34	自動車科棟	RC	1	364
91	四日市工業	校舎7	38	物質工学科棟(セラミック棟)	RC	3	2,024
92	四日市工業	校舎8	31	機械科棟	RC	3	2,232
93	四日市工業	校舎9	32	機械科棟	RC	1	663
94	四日市工業	校舎10	52	家庭科棟	RC	2	486
95	四日市工業	屋体1	39	体育館	S	1	1,419
96	四日市工業	屋体2	40	武道場	S	1	465
97	四日市工業	屋体3	50	トレーニング場	S	1	250
98	四日市工業	部活1	49	部室	S	2	331
99	四日市工業	部活2	61	部室	RC	2	221
100	四日市中央工業	校舎1	1①②	管理教室棟	RC	3	3,983
101	四日市中央工業	校舎2	11①②	電気土木棟	RC	2	1,412
102	四日市中央工業	校舎3	6①②	化学工学棟	RC	1	1,155
103	四日市中央工業	校舎4	3	図書館視聴覚棟	RC	2	428
104	四日市中央工業	校舎5	21	管理教室棟	RC	2	882
105	四日市中央工業	校舎6	24	土木実習棟	RC	3	1,634
106	四日市中央工業	校舎7	27	機械実習棟	RC	3	1,807
107	四日市中央工業	校舎8	28	購買室棟	RC	2	184
108	四日市中央工業	校舎9	31	機械科西実習棟	RC	2	1,514
109	四日市中央工業	校舎10	33	設備システム実習棟	RC	3	2,130
110	四日市中央工業	屋体1	19	ウェイトリフティング場	S	1	200
111	四日市中央工業	屋体2	15	体育館	S	2	1,377

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)
112	四日市中央工業	屋体3	26	トレーニング場	S	1	250
113	四日市中央工業	屋体4	34	屋内プール棟	S	1	971
114	四日市中央工業	屋体5	35	武道場	S	1	345
115	四日市中央工業	部活1	32	部室	RC	2	204
116	四日市商業	校舎1	10②③、2、3①②、18	普通教室棟	RC	3	8,340
117	四日市商業	校舎2	16①②	特別教室棟	RC	3	2,589
118	四日市商業	校舎3	22	普通教室・実践室棟	RC	2	720
119	四日市商業	屋体1	25	第1体育館	RC	1	1,702
120	四日市商業	屋体2	29	トレーニング場	S	1	250
121	四日市商業	屋体3	31	武道場	W	1	465
122	四日市商業	屋体4	32	第2体育館(至誠館)	S	1	958
123	四日市商業	部活1	27	部室	RC	2	294
124	菟野	校舎1	8	特別教室棟	RC	3	1,455
125	菟野	校舎2	2①②	普通教室棟	RC	3	1,049
126	菟野	校舎3	1①②	管理普通教室棟	RC	3	2,198
127	菟野	校舎4	19①②③、21、22	特別普通教室棟	RC	4	4,089
128	菟野	屋体1	23	体育館	S	1	1,302
129	菟野	屋体2	26①②	トレーニング場	RC	2	540
130	菟野	屋体3	30	武道場	W	1	344
131	神戸	校舎1	2①②	普通教室棟	RC	3	3,366
132	神戸	校舎2	10②③④⑤⑥、8、9、10	管理特別教室棟	RC	4	6,672
133	神戸	校舎3	19①②、20	第3棟	RC	3	2,803
134	神戸	屋体1	3	体育館	S	2	1,891
135	神戸	屋体2	23	武道場	S	1	465
136	神戸	屋体3	29	トレーニング場	S	1	250
137	神戸	部活1	33	部室	RC	2	339
138	白子	校舎1	1、2	普通教室棟	RC	3	2,665
139	白子	校舎2	3、32	普通教室棟・特別教室棟	RC	3	1,917
140	白子	校舎3	23、24、25	特別教室棟	RC	4	4,355
141	白子	校舎4	27	管理棟	RC	3	1,247
142	白子	校舎5	34	文化棟	RC	2	396
143	白子	屋体1	26	武道場	S	1	465
144	白子	屋体2	35	体育館	RC	2	1,650
145	白子	部活1	37	部室	RC	2	336
146	石薬師	校舎1	1①②、6	管理普通教室棟	RC	4	4,878
147	石薬師	校舎2	2①②③、9	特別教室棟	RC	4	5,028
148	石薬師	屋体1	5	武道場	S	1	465
149	石薬師	屋体2	7	体育館	S	2	1,566
150	石薬師	屋体3	18	トレーニング場	S	1	250
151	石薬師	屋体4	21	ウエイトリフティング場	S	1	241
152	稲生	校舎1	1①②	管理棟	RC	4	4,348
153	稲生	校舎2	2①②	特別教室棟	RC	4	5,358
154	稲生	屋体1	3	武道場	S	1	465
155	稲生	屋体2	7	体育館(第一)	RC	2	1,611
156	稲生	屋体3	8	トレーニング場	S	1	250
157	稲生	屋体4	11	体育館(第二)	RC	2	1,288
158	稲生	部活1	9	部室	S	2	294
159	飯野	校舎1	1、2	管理普通教室棟	RC	3	3,060
160	飯野	校舎2	5	特別教室棟	RC	3	1,268
161	飯野	校舎3	11、12	普通特別教室棟	RC	4	2,388
162	飯野	校舎4	9	実習棟	RC	3	1,040
163	飯野	校舎5	13	応用デザイン棟	RC	3	806
164	飯野	校舎6	19	多文化共生棟	W	2	555
165	飯野	屋体1	7	体育館(第一)	S	2	946
166	飯野	屋体2	10、17	体育館(第二)	S	1	649
167	飯野	部活1	18	部室	RC	2	204

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)
168	亀山	校舎1	5①②	教室棟	RC	3	1,983
169	亀山	校舎2	3①②	教室棟	RC	4	2,742
170	亀山	校舎3	28①②、29、35	特別教室棟	RC	4	4,193
171	亀山	校舎4	36①②、37、38	管理棟	RC	4	3,510
172	亀山	校舎5	40	教室棟	RC	1	626
173	亀山	屋体1	42	体育館	S	1	1,544
174	亀山	屋体2	47	ウエイトリフティング場	S	1	242
175	亀山	屋体3	48	武道場	S	1	345
176	亀山	部活1	46	部室	RC	2	328
177	津	校舎1	1	管理棟	RC	3	1,576
178	津	校舎2	2、20	教室棟	RC	3	2,966
179	津	校舎3	3①②、19	教室棟	RC	3	3,145
180	津	校舎4	5、18	特別教室棟	RC	3	2,347
181	津	校舎5	33	特別教室棟	RC	4	1,735
182	津	屋体1	26	武道場	S	1	465
183	津	屋体2	27	体育館	RC	1	1,647
184	津	屋体3	34	トレーニング場	W	1	259
185	津	部活1	24	部室	RC	2	519
186	津西	校舎1	1、2	普通教室棟	RC	3	2,357
187	津西	校舎2	5、6、16	特別教室棟	RC	3	4,669
188	津西	校舎3	9	管理棟	RC	3	1,994
189	津西	校舎4	10	普通教室棟	RC	3	2,124
190	津西	屋体1	7	武道場	S	1	465
191	津西	屋体2	12	体育館	S	2	1,569
192	津西	屋体3	25	トレーニング場	W	1	250
193	津東	校舎1	1①②③④、5、7	管理特別教室棟、特別教室棟、普通教室棟	RC	4	7,979
194	津東	校舎2	8	特別教室棟	RC	2	1,256
195	津東	校舎3	15	特別教室棟	RC	3	1,080
196	津東	屋体1	11①②	武道場	S	1	493
197	津東	屋体2	22、23	体育館	RC	2	2,214
198	津東	部活1	18	部室	RC	2	339
199	津工業	校舎1	25①②	実習棟	RC	2	1,056
200	津工業	校舎2	26①②	電気科棟、実習棟	RC	2	1,399
201	津工業	校舎3	27①②③	実習棟	RC	3	2,277
202	津工業	校舎4	28	実習棟	RC	2	1,079
203	津工業	校舎5	29	実習棟	RC	2	835
204	津工業	校舎6	33①②	普通教室棟	RC	4	4,413
205	津工業	校舎7	37	管理棟	RC	2	1,153
206	津工業	校舎8	38	実習棟	RC	1	296
207	津工業	校舎9	43	実習棟	RC	3	1,188
208	津工業	屋体1	31	体育館	S	2	1,912
209	津工業	屋体2	39①②	武道場	RC	2	1,161
210	津商業	校舎1	15	商業科教室棟	RC	3	2,460
211	津商業	校舎2	19①②	特別教室棟	RC	4	2,340
212	津商業	校舎3	25	普通教室棟	RC	3	1,524
213	津商業	校舎4	30①②、31	管理特別教室棟	RC	3	2,522
214	津商業	校舎5	40、41	普通教室棟	RC	4	1,857
215	津商業	屋体1	17	武道場	S	1	344
216	津商業	屋体2	28	体育館	S	2	1,587
217	津商業	屋体3	37	トレーニング場	S	1	315
218	久居	校舎1	1①②	管理普通教室棟	RC	4	5,060
219	久居	校舎2	2①②③	特別教室棟	RC	4	4,839
220	久居	校舎3	13	会議室	RC	1	200
221	久居	屋体1	3	武道場	S	1	465
222	久居	屋体2	7	体育館	RC	2	1,611
223	久居	屋体3	11	レスリング場	S	1	839

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)
224	久居	部活1	9	部室	S	2	267
225	久居	部活2	10	部室	S	2	236
226	久居農林	校舎1	70①②	家庭科特別教室棟	RC	3	2,701
227	久居農林	校舎2	75①②③	普通教室棟	RC	4	2,500
228	久居農林	校舎3	77	農業機械科実習棟	S	1	350
229	久居農林	校舎4	79①②③	管理普通特別教室棟	RC	3	3,585
230	久居農林	校舎5	88	林業科実験実習棟	RC	3	1,854
231	久居農林	校舎6	89①②	農業機械科実験実習棟	RC	3	1,659
232	久居農林	校舎7	92	農業園芸科実験実習棟	RC	3	1,349
233	久居農林	校舎8	94	農業園芸科実習棟	RC	2	722
234	久居農林	校舎9	97	畜産科実験実習棟	RC	2	655
235	久居農林	校舎10	110	農業土木棟	RC	2	877
236	久居農林	屋体1	98①②	体育館、武道場	RC	2	2,012
237	久居農林	屋体2	90	ボクシング場	S	1	306
238	久居農林	寄宿舎1	68	宿泊実習棟	RC	2	401
239	久居農林	寄宿舎2	101	寄宿舎	RC	1	249
240	白山	校舎1	2	商業棟	RC	3	1,485
241	白山	校舎2	1①②、3	管理棟	RC	3	3,152
242	白山	校舎3	21①②	家政棟	RC	3	2,069
243	白山	屋体1	26	体育館	S	1	1,320
244	白山	屋体2	31	武道場	S	1	345
245	白山	屋体3	32	トレーニング場	S	1	250
246	松阪	校舎1	2①②	教室棟	RC	3	2,972
247	松阪	校舎2	7、28	特別教室棟	RC	4	2,668
248	松阪	校舎3	3①②、21、22	教室棟	RC	3	2,458
249	松阪	校舎4	4、23	特別教室棟	RC	4	2,103
250	松阪	校舎5	34①②、35	管理棟	RC	3	2,577
251	松阪	校舎6	40	特別教室棟	S	1	232
252	松阪	屋体1	27	体育館	S	2	1,980
253	松阪	屋体2	36	武道場	S	1	465
254	松阪	屋体3	38①②	トレーニング場	RC	2	630
255	松阪工業	校舎1	4	工業化学実習棟	RC	2	1,323
256	松阪工業	校舎2	44	機械科実習棟2	RC	2	1,185
257	松阪工業	校舎3	45	機械科実習棟1	RC	3	1,782
258	松阪工業	校舎4	48	建築デザイン科工業化学科実習棟	RC	3	1,782
259	松阪工業	校舎5	50①②	普通教室棟	RC	4	4,979
260	松阪工業	校舎6	52	管理棟	RC	3	2,050
261	松阪工業	校舎7	56	電気工学科実習棟	RC	3	1,335
262	松阪工業	校舎8	57	自動車科実習棟	RC	3	1,942
263	松阪工業	校舎9	62	自動車科実習棟	S	1	397
264	松阪工業	屋体1	43	体育館	S	2	1,615
265	松阪工業	屋体2	54	トレーニング場	S	1	250
266	松阪工業	屋体3	60	武道場	S	2	689
267	松阪工業	部活1	64	部室	S	2	288
268	松阪工業	寄宿舎1	59	寄宿舎	RC	2	428
269	松阪商業	校舎1	1①②③	普通教室及び管理棟	RC	4	4,644
270	松阪商業	校舎2	5、6、7	特別教室棟	RC	3	2,699
271	松阪商業	校舎3	16	特別教室棟	RC	3	1,215
272	松阪商業	校舎4	18、20	普通特別教室棟	RC	3	1,144
273	松阪商業	屋体1	15	武道場	S	1	345
274	松阪商業	屋体2	19	体育館	RC	2	1,654
275	松阪商業	屋体3	23	トレーニング場	S	1	250
276	松阪商業	部活1	13	部室	RC	2	216
277	松阪商業	部活2	22	部室	S	2	324
278	飯南	校舎1	1	管理棟	RC	2	580
279	飯南	校舎2	3	特別教室棟	RC	2	909

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)
280	飯南	校舎3	4	特別教室棟	RC	2	998
281	飯南	校舎4	25	用務員室	RC	1	229
282	飯南	校舎5	26	普通教室棟	RC	3	1,111
283	飯南	校舎6	28①②	特別教室棟	RC	3	1,537
284	飯南	校舎7	40	実習棟	RC	2	1,393
285	飯南	屋体1	20	武道場	S	1	346
286	飯南	屋体2	35	体育館	RC	1	1,376
287	飯南	寄宿舎1	23	寄宿舎	S	1	432
288	相可	校舎1	6①②、7	普通教室棟、特別教室棟	RC	4	2,744
289	相可	校舎2	57、58、60、61	普通教室棟、特別教室棟	RC	4	3,949
290	相可	校舎3	68	農業土木科棟	RC	3	1,570
291	相可	校舎4	69	農業棟	RC	3	1,353
292	相可	校舎5	70	総合農場棟	S	1	312
293	相可	校舎6	71	総合農場棟	S	1	405
294	相可	校舎7	85	管理棟	RC	4	2,150
295	相可	校舎8	93	調理実習棟	RC	2	1,406
296	相可	屋体1	74	体育館	RC	2	1,377
297	相可	屋体2	83	トレーニング場	S	1	250
298	相可	屋体3	87	武道場	S	1	345
299	相可	部活1	84	雨天練習棟	S	1	363
300	相可	部活2	86	文化部練習場	RC	2	396
301	昴	校舎1	20①②	普通教室棟、特別教室棟	RC	4	3,784
302	昴	校舎2	26	管理・農業土木科棟	RC	2	1,522
303	昴	校舎3	31	特別実習棟	RC	2	2,203
304	昴	屋体1	16	武道場	S	2	747
305	昴	屋体2	35	体育館	RC	2	1,504
306	昴	部活1	34	部室	RC	2	204
307	昴	寄宿舎1	27、32	寄宿舎	RC	4	5,725
308	宇治山田	校舎1	2①②	教室棟	RC	3	3,346
309	宇治山田	校舎2	1①②、10、11	管理特別教室棟	RC	4	4,108
310	宇治山田	校舎3	3、25	教室棟	RC	3	1,049
311	宇治山田	校舎4	31	プラチナホール	RC	1	328
312	宇治山田	屋体1	28	体育館	RC	2	1,761
313	宇治山田	屋体2	29	武道場	W	1	414
314	宇治山田	部活1	27	部室	RC	2	339
315	伊勢	校舎1	3①②	普通教室棟、特別教室棟	RC	3	2,223
316	伊勢	校舎2	5①②、13①②	特別教室棟	RC	4	3,682
317	伊勢	校舎3	17	管理棟	RC	3	1,319
318	伊勢	校舎4	28、29、30	普通教室棟	RC	3	3,004
319	伊勢	屋体1	12	武道場	RC	3	708
320	伊勢	屋体2	19	体育館	RC	2	1,651
321	伊勢	屋体3	27	トレーニング場	W	1	250
322	伊勢	部活1	16①②	部室	RC	2	490
323	伊勢工業	校舎1	1	管理特別教室棟	RC	3	2,171
324	伊勢工業	校舎2	5①②	建築棟	RC	2	1,840
325	伊勢工業	校舎3	18①②③	総合実習棟	RC	2	2,495
326	伊勢工業	校舎4	25①②	機械科棟	RC	3	2,534
327	伊勢工業	校舎5	30①②	工業化学棟	RC	2	1,595
328	伊勢工業	校舎6	36①②	家庭科棟、機械棟	RC	2	918
329	伊勢工業	校舎7	38	普通教室棟	RC	3	2,202
330	伊勢工業	屋体1	23	体育館	S	2	1,394
331	伊勢工業	屋体2	34	武道場・トレーニング場	RC	2	786
332	伊勢工業	部活1	24	部室	S	2	271
333	宇治山田商業	校舎1	1	管理教室棟	RC	3	3,319
334	宇治山田商業	校舎2	5	特別教室棟	RC	3	2,681
335	宇治山田商業	校舎3	13①②	特別教室棟	RC	2	1,067

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)
336	宇治山田商業	校舎4	16①②③	特別教室棟	RC	3	2,767
337	宇治山田商業	校舎5	22	国際科棟	RC	3	743
338	宇治山田商業	屋体1	21	トレーニング場	S	1	250
339	宇治山田商業	屋体2	25	体育館	S	1	1,376
340	宇治山田商業	屋体3	26	武道場	S	1	346
341	宇治山田商業	部活1	23	部室	RC	2	204
342	明野	校舎1	1	教室棟	RC	3	2,510
343	明野	校舎2	4, 7, 9, 10	管理棟、特別教室棟	RC	3	4,616
344	明野	校舎3	8	保育実習施設	RC	1	449
345	明野	校舎4	48	特別教室棟	RC	1	679
346	明野	校舎5	87①②	農業化学棟	RC	2	1,201
347	明野	校舎6	91	経済科棟	RC	3	1,922
348	明野	校舎7	92	農業科棟	S	2	681
349	明野	校舎8	93	福祉科棟	S	1	449
350	明野	屋体1	63	体育館	S	1	1,350
351	明野	屋体2	89	トレーニング場	S	1	250
352	明野	屋体3	94	武道場	S	1	345
353	明野	部活1	86①②	部室	S	1	257
354	南伊勢・南勢	校舎1	9①②③	校舎	RC	4	4,169
355	南伊勢・南勢	校舎2	13	校舎	RC	2	436
356	南伊勢・南勢	屋体1	14	武道場	S	1	345
357	南伊勢・南勢	屋体2	22	体育館	RC	2	1,089
358	南伊勢・度会	校舎1	16, 17①②, 18①②	管理棟、普通教室棟	RC	3	4,032
359	南伊勢・度会	校舎2	23①②, 24	特別教室棟	RC	4	3,829
360	南伊勢・度会	屋体1	25	体育館	S	2	981
361	南伊勢・度会	屋体2	28	武道場	S	1	345
362	南伊勢・度会	屋体3	30	トレーニング場	S	1	250
363	鳥羽	校舎1	2②	特別教室棟	RC	3	1,015
364	鳥羽	校舎2	19, 24	普通特別教室棟、特別教室棟	RC	4	5,524
365	鳥羽	校舎3	29, 34	管理特別教室棟	RC	3	3,817
366	鳥羽	屋体1	27	体育館	S	2	1,574
367	鳥羽	屋体2	33	トレーニング場	S	1	225
368	鳥羽	屋体3	36	武道場・フェンシング場	RC	2	724
369	志摩	校舎1	22①	理科棟	RC	1	957
370	志摩	校舎2	29①②	教室棟	RC	3	2,770
371	志摩	校舎3	30①②③	管理特別教室棟、特別教室棟	RC	4	4,845
372	志摩	屋体1	31	体育館	S	1	1,306
373	志摩	屋体2	56	トレーニング場	S	1	250
374	志摩	屋体3	59	武道場	W	1	200
375	志摩	部活1	57	部室	RC	2	249
376	水産	校舎1	1	普通教室棟	RC	3	1,520
377	水産	校舎2	5①②, 34	特別教室棟、普通教室棟	RC	4	1,599
378	水産	校舎3	36	特別教室棟	RC	4	2,072
379	水産	校舎4	37①②, 38, 39	特別教室棟	RC	4	2,824
380	水産	校舎5	44	機関科棟	RC	2	504
381	水産	校舎6	45	海洋科棟	RC	2	892
382	水産	校舎7	40	水産実習棟	RC	2	1,003
383	水産	校舎8	29	製造実習室	RC	2	1,091
384	水産	校舎9	49	機関実習棟	S	1	400
385	水産	屋体1	42	武道場	S	1	345
386	水産	屋体2	48	体育館	RC	2	1,442
387	水産	部活1	43	部室	S	2	247
388	水産	寄宿舎1	32	寄宿舎	RC	2	636
389	上野	校舎1	8	図書館	RC	2	660
390	上野	校舎2	2①②	普通教室棟	RC	3	2,648
391	上野	校舎3	3	定時制管理棟	RC	2	507



番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)
392	上野	校舎4	72	特別教室棟	RC	3	1,504
393	上野	校舎5	75	普通教室棟	RC	3	1,090
394	上野	校舎6	76	特別教室棟	RC	2	2,539
395	上野	校舎7	83①②	管理棟	RC	3	1,450
396	上野	屋体1	81	武道場	S	1	345
397	上野	屋体2	84	体育館	RC	2	1,642
398	上野	寄宿舎1	71	寄宿舎	RC	2	608
399	あけぼの	校舎1	15①②	普通教室棟	RC	3	2,283
400	あけぼの	校舎2	18①②	特別教室棟	RC	3	2,306
401	あけぼの	校舎3	20	管理棟	RC	3	1,913
402	あけぼの	校舎4	25	総合学科実習棟	RC	2	671
403	あけぼの	屋体1	19	武道場	S	1	345
404	あけぼの	屋体2	24	体育館	RC	2	1,377
405	伊賀白鳳	校舎1	2①②③	普通教室棟	RC	3	3,120
406	伊賀白鳳	校舎2	1①②③、3	管理特別教室棟	RC	3	2,137
407	伊賀白鳳	校舎3	31	第3実習棟	RC	3	1,946
408	伊賀白鳳	校舎4	34①②	第1実習棟	RC	3	2,759
409	伊賀白鳳	校舎5	37	第2実習棟	RC	3	1,931
410	伊賀白鳳	校舎6	38①②	第4実習棟	RC	3	1,357
411	伊賀白鳳	校舎7	39	特別棟	RC	3	1,169
412	伊賀白鳳	校舎8	73	生物工学実習棟	S	1	189
413	伊賀白鳳	校舎9	76	食品化学科棟	RC	3	1,612
414	伊賀白鳳	校舎10	43	家庭科棟	RC	2	481
415	伊賀白鳳	校舎11	45	第5実習棟	RC	3	906
416	伊賀白鳳	校舎12	50	第6実習棟	RC	3	2,034
417	伊賀白鳳	屋体1	28	武道場	S	1	345
418	伊賀白鳳	屋体2	40①②	体育館	RC	2	1,464
419	伊賀白鳳	屋体3	46	トレーニング場	S	1	250
420	名張	校舎1	1	管理教室棟	RC	3	1,924
421	名張	校舎2	2①⑤	普通教室棟	RC	3	1,269
422	名張	校舎3	3	特別教室棟	RC	3	1,436
423	名張	校舎4	50①②	理科商業実習棟	RC	3	2,388
424	名張	校舎5	2②③④、60	家庭科棟	RC	3	2,031
425	名張	校舎6	51	管理特別普通棟	RC	3	1,620
426	名張	校舎7	58	総合学科実習棟	RC	1	699
427	名張	校舎8	61	多目的教室棟	S	1	265
428	名張	屋体1	47	体育館	S	2	2,307
429	名張	屋体2	53	武道場	S	1	345
430	名張	屋体3	59	トレーニング場	W	1	250
431	名張	部活1	56	部室	RC	2	249
432	名張青峰	校舎1	1	管理・特別教室棟	RC	2	2,816
433	名張青峰	校舎2	2	普通教室棟	RC	3	1,561
434	名張青峰	校舎3	5	普通教室棟	RC	3	1,561
435	名張青峰	校舎4	6	特別教室棟	RC	3	2,520
436	名張青峰	校舎5	8①②	実習棟	RC	3	1,198
437	名張青峰	屋体1	4①②③	体育館、武道場、トレーニング場	RC	2	2,775
438	尾鷲	校舎1	2①②	普通教室棟、特別教室棟	RC	3	2,141
439	尾鷲	校舎6	45	機械室棟(光ヶ丘校舎)	RC	2	464
440	尾鷲	校舎2	3①②	普通教室棟、特別教室棟	RC	3	2,213
441	尾鷲	校舎3	19①②③	管理棟	RC	4	3,281
442	尾鷲	校舎4	27	管理普通棟	RC	2	402
443	尾鷲	校舎7	56	新実習棟(光ヶ丘校舎)	RC	4	2,232
444	尾鷲	校舎8	59	機械・家庭科棟(光ヶ丘校舎)	RC	3	1,945
445	尾鷲	校舎5	61	特別棟	RC	2	1,989
446	尾鷲	屋体1	22	武道場	S	1	345
447	尾鷲	屋体3	55	武道場(光ヶ丘校舎)	S	1	345

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)
448	尾鷲	屋体2	30①②	体育館	S	2	1,540
449	尾鷲	部活1	63	部室	S	2	225
450	木本	校舎1	1①②	管理棟	RC	4	3,947
451	木本	校舎2	29①②、30①②	特別教室棟	RC	4	3,857
452	木本	校舎3	31①②③	特別教室棟	RC	3	2,871
453	木本	校舎4	42	総合学科棟	RC	3	1,796
454	木本	屋体1	25	トレーニング場	S	2	310
455	木本	屋体2	33	体育館	S	2	2,072
456	木本	寄宿舎1	32①②	寄宿舎	RC	2	1,111
457	紀南	校舎1	1①②③	管理教室棟	RC	3	2,867
458	紀南	校舎2	2、3	特別教室棟	RC	3	2,081
459	紀南	校舎3	15	管理教室棟	RC	2	809
460	紀南	屋体1	6	武道場	S	1	346
461	紀南	屋体2	18	卓球場	S	1	295
462	紀南	屋体3	19	体育館	RC	2	1,750
463	紀南	寄宿舎1	17	寄宿舎	RC	3	1,207
464	北星	校舎1	1	管理教室棟	RC	3	2,900
465	北星	校舎2	3	給食室	S	1	216
466	北星	校舎3	2①②	教室棟	RC	2	729
467	北星	校舎4	13	管理教室棟	RC	3	2,099
468	北星	屋体1	12	体育館	RC	3	1,696
469	北星	部活1	10	部室	RC	2	204
470	みえ夢	校舎1	1	管理及び普通教室棟	RC	3	2,853
471	みえ夢	校舎2	11	管理及び普通教室棟	RC	2	1,301
472	みえ夢	校舎3	20	研修棟	RC	3	1,379
473	みえ夢	校舎4	16	実習棟	RC	3	2,525
474	みえ夢	屋体1	17、18、19	体育館	RC	3	1,683
475	伊勢まなび	校舎1	28、29	管理普通教室棟	RC	3	3,269
476	伊勢まなび	校舎2	30	食堂棟	RC	1	557
477	伊勢まなび	校舎3	35	特別教室棟	RC	3	1,602
478	伊勢まなび	校舎4	44	実習特別棟	RC	3	1,573
479	伊勢まなび	屋体1	34	体育館	S	2	1,134
480	盲学校	校舎1	1	管理教室棟	RC	3	3,025
481	盲学校	校舎2	12①②、14	特別教室棟	S	2	1,353
482	盲学校	校舎3	17	専攻科棟	RC	2	357
483	盲学校	屋体1	2	体育館	S	1	446
484	盲学校	寄宿舎1	8	寄宿舎	RC	2	459
485	盲学校	寄宿舎2	9	寄宿舎	S	1	364
486	盲学校	寄宿舎3	7	寄宿舎	RC	2	1,074
487	聾学校	校舎1	21①②、40	普通教室棟、管理棟	RC	3	2,472
488	聾学校	校舎2	23	木工諸室棟	S	1	725
489	聾学校	校舎3	26①②③、27、28、41	教室棟	RC	3	2,614
490	聾学校	校舎4	29	食堂棟	RC	2	488
491	聾学校	屋体1	32	体育館	RC	2	749
492	聾学校	寄宿舎1	33	寄宿舎	RC	2	731
493	城山	校舎1	33	管理特別教室棟	RC	2	1,435
494	城山	校舎2	34①②	特別教室棟、体育館	RC	2	1,678
495	城山	校舎3	35、37	普通・特別教室棟	RC	2	3,192
496	城山	校舎4	36	特別教室棟	RC	1	315
497	城山	寄宿舎1	30	寄宿舎	RC	1	770
498	杉の子	校舎1	1	管理教室棟	RC	1	1,743
499	杉の子	校舎2	10①②	高等部棟、体育館	RC	3	1,747
500	杉の子	校舎3	11	教室棟	RC	1	172
501	杉の子(石薬師)	校舎3	杉2	作業実習棟	W	2	886
502	杉の子(石薬師)	校舎4	杉1①②	給食棟	S	1	230
503	かがやき	校舎1	1	校舎	RC	2	2,080

番号	学校名	建物名	棟番号	主要建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)
504	かがやき	校舎2	8	校舎	RC	2	1,071
505	かがやき	校舎3	12	校舎	RC	3	1,724
506	かがやき	屋体1	3①②	体育館	S	1	614
507	草の実、あすなろ	校舎1	1	管理普通特別教室棟	RC	3	4,187
508	稲葉	校舎1	1	管理・中学部棟	RC	2	2,079
509	稲葉	校舎2	4①②	小学部棟	RC	2	1,511
510	稲葉	校舎3	18	高等部棟	RC	2	865
511	稲葉	校舎4	20①②	特別教室棟	RC	2	807
512	稲葉	校舎5	21	特別教室棟	S	1	300
513	稲葉	屋体1	5	体育館	RC	1	567
514	稲葉	校舎6	17	高等部棟	RC	2	1,247
515	伊賀つばさ	校舎1	2	管理棟	RC	2	1,640
516	伊賀つばさ	校舎2	5	特別教室棟	RC	2	1,999
517	伊賀つばさ	校舎3	6	小学部棟	RC	1	879
518	伊賀つばさ	校舎4	1	中学部棟	RC	1	661
519	伊賀つばさ	校舎5	4	高等部棟	RC	1	814
520	伊賀つばさ	校舎6	3	食堂棟	RC	1	437
521	伊賀つばさ	屋体1	7	体育館	RC	1	849
522	伊賀つばさ	屋体2	8	プール棟	RC	1	258
523	玉城わかば	校舎1	1	管理棟	RC	1	900
524	玉城わかば	校舎2	3	教室棟	RC	2	1,805
525	玉城わかば	校舎3	4	教室棟	RC	1	577
526	玉城わかば	校舎4	5	特別教室棟	RC	2	1,443
527	玉城わかば	校舎5	6	給食室	RC	1	437
528	玉城わかば	校舎6	10	教室棟	RC	2	836
529	玉城わかば	校舎7	12	作業学習棟	S	1	249
530	玉城わかば	屋体1	2	体育館	RC	1	846
531	西日野にじ	校舎1	1①②	校舎	RC	2	3,084
532	西日野にじ	校舎2	5①②③④	校舎	RC	2	2,232
533	西日野にじ	校舎3	12	プレイルーム	S	1	264
534	西日野にじ	校舎4	15	特別教室棟	RC	3	1,564
535	西日野にじ	屋体1	2	体育館	RC	1	608
536	北勢き55	校舎1	1, 8, 9	管理棟	RC	2	1,950
537	北勢き55	校舎2	3①②	小学部棟	W	1	997
538	北勢き55	校舎3	4①②	中学部棟	W	1	766
539	北勢き55	校舎4	5①②	高等部棟	W	1	818
540	北勢き55	校舎5	7	職業教育棟	RC	2	2,265
541	北勢き55	校舎6	2①②	給食棟	W	1	674
542	北勢き55	屋体1	6①②	体育館・屋内プール棟	W	1	1,301
543	くわな	校舎1	1①②③	管理・特別普通教室棟	RC	4	3,883
544	くわな	校舎2	11	作業棟	S	1	199
545	くわな	校舎3	12	普通特別教室棟	RC	3	1,998
546	くわな	屋体1	3	体育館	S	2	752
547	度会	校舎1	5①②、7	管理・普通教室棟	RC	1	1,319
548	度会	校舎2	6①②	特別教室棟	RC	2	2,171
549	度会	校舎3	13, 16	特別教室棟、普通教室棟	RC	1	631
550	度会	屋体1	18	体育館	RC	1	726
551	度会	寄宿舎1	2, 3, 15, 17①②	寄宿舎、給食室	RC	1	1,381
552	くろしお	校舎1	1, 2	普通特別教室棟、管理特別教室棟	RC	1	2,231
553	くろしお	屋体1	3	屋内運動場	W	1	498
554	くろしおおわせ	校舎1	くろ35①②③④⑤	管理教室棟	RC	3	2,975
555	くろしおおわせ	校舎2	くろ34①②	セミナーハウス	S	1	270
556	くろしおおわせ	屋体1	くろ38	体育館	RC	2	1,743
557	松阪あゆみ	校舎1		管理普通特別教室棟	RC	3	5,991



議案第62号

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校設置基本方針（案）について

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校設置基本方針（案）について、別紙のとおり提案する。

令和6年3月22日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校設置基本方針（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第19号並びに三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



三重県立夜間中学

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校設置基本方針（案）

令和6年3月

三重県教育委員会

## 【目次】

I	全国における公立夜間中学の設置状況について	
1	公立夜間中学設置の経緯	P1
2	公立夜間中学の一例	P1
3	全国の設置状況	P2
4	全国の公立夜間中学の状況	P3
II	三重県における取組状況について	
1	三重県における県立夜間中学設置に向けた検討状況	P8
2	設置場所について	P8
3	みえ夜間学級体験教室「まなみえ」	P9
III	三重県立夜間中学の設置に係る基本構想（めざす姿）	P13
IV	三重県立夜間中学のめざす姿の実現に向けた学校設置の枠組み	
IV-1	芽生える	
1	学びの機会の確保	P14
2	不登校等さまざまな事情をもつ人の学びの場づくり	P15
3	誰もが通いやすい学習環境の実現	P15
4	ICTの活用	P15
5	多文化共生のための環境づくり	P15
6	身体的・経済的不安への対応	P16
7	教育相談体制の充実	P16



#### IV-2 伸びる

- 1 一人ひとりのニーズに応じた学習計画 . . . . . P17
- 2 実生活に役立つ魅力ある授業づくり . . . . . P17
- 3 キャリア教育の充実 . . . . . P18
- 4 学校行事や体験活動等の充実 . . . . . P18
- 5 健康・レジリエンス教育の充実 . . . . . P18

#### IV-3 広がる

- 1 人とのつながり . . . . . P19
- 2 地域・社会とのつながり . . . . . P19
- 3 未来とのつながり . . . . . P19

#### IV-4 円滑な学校運営のために

- 1 教職員の働きやすさの確保 . . . . . P20
- 2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 . . . . . P20
- 3 関係機関等との連携 . . . . . P20
- 4 県内の教職員へ理念の普及 . . . . . P20
- 5 県民への広報・周知 . . . . . P20

- 資料編 . . . . . P21

# I 全国における公立夜間中学の設置状況について

## 1 公立夜間中学設置の経緯

- ・夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に生まれた中学校に付設された学級。
- ・近年、夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を超過した者だけでなく、不登校などさまざまな事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国で義務教育を修了していない外国籍の者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。
- ・こうした状況の中、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（「教育機会確保法」）では、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられた。
- ・さらに、平成30年6月、第3期教育振興基本計画が閣議決定され、政府は、全ての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学が設置されるよう教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとした。
- ・令和5年6月、第4期教育振興基本計画においても、全ての都道府県、指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとされた。

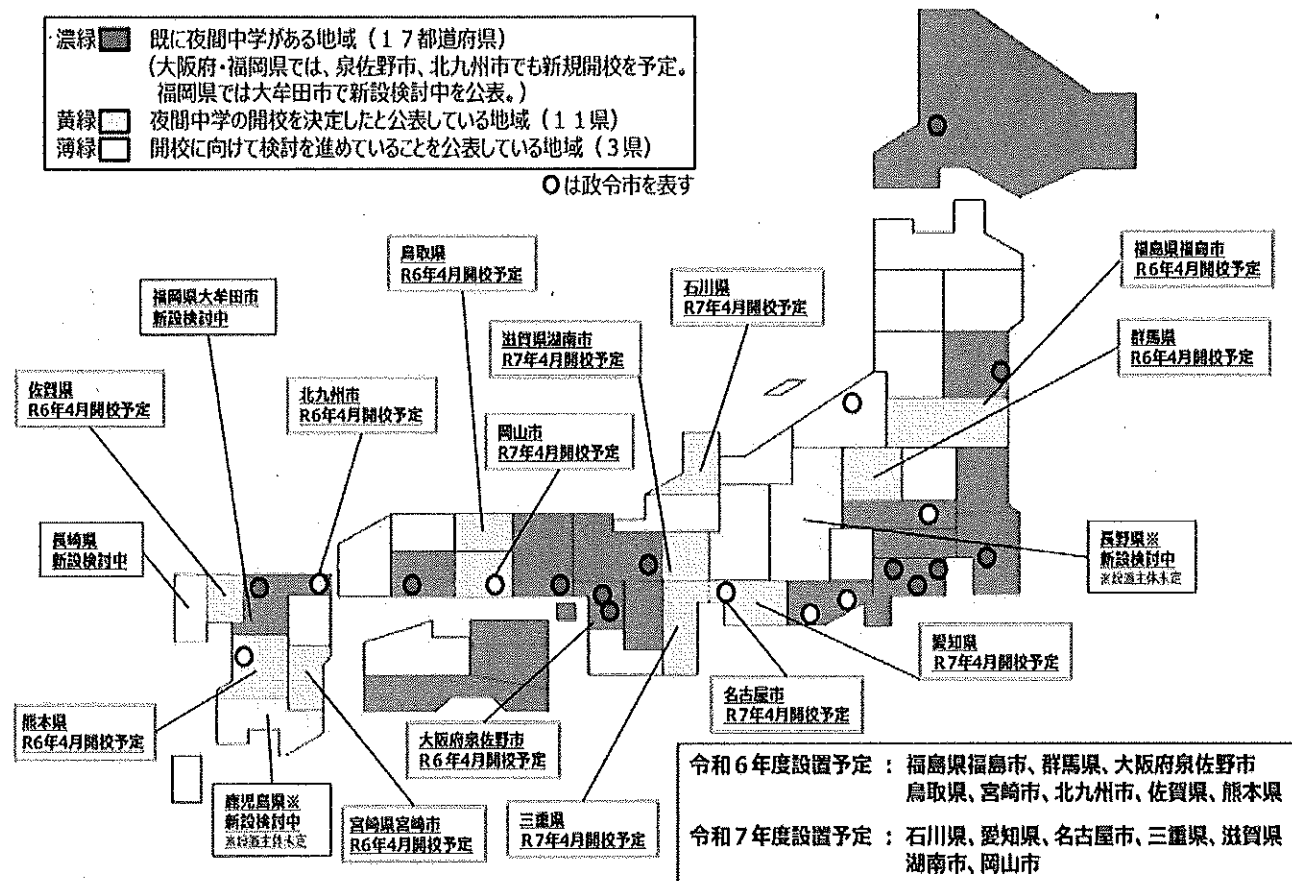
## 2 公立夜間中学の一例

項目	内容
授業日	○昼間の中学校と同じく平日週5日 ○夏季休業、冬季休業等も昼間の中学校と同じ時期
教員	○教員免許を持った公立中学校教諭
学ぶ教科	○昼間の中学校と同じく9教科
卒業認定	○公立夜間中学の課程を修了すれば、中学校卒業資格が得られる
授業の時間	○教育課程の特例（※）を活用し、1コマ40分の4時間授業 ○始業時刻は17:30頃、終業時刻は21:00頃
入学対象者	○以下のすべてを満たす人 ・義務教育の年齢（満15歳）を超えた人 ・中学校を卒業していない人、または、卒業していても不登校等の理由により、学び直しを希望する人

※学齢経過者を夜間中学において教育する場合には、特別の教育課程の編成が認められている（授業時数の減が可能）。

### 3 全国の設置状況

- ・現在、公立夜間中学は、17都道府県に44校設置（令和5年4月時点）
- ・うち、県立夜間中学は、3県に3校設置（静岡県、徳島県、高知県）



【夜間中学の設置・検討状況（文部科学省HP掲載）より】

## 4 全国の公立夜間中学の状況

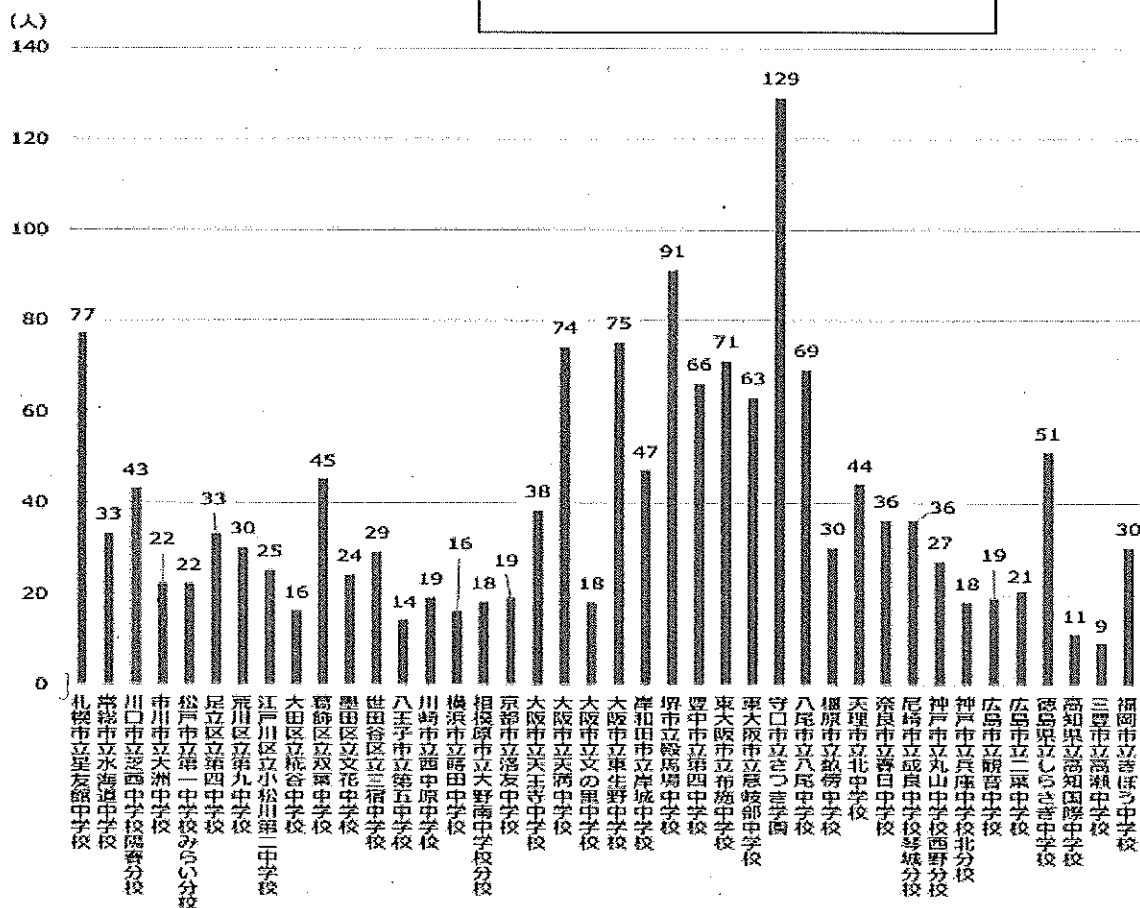
【令和4年度夜間中学等に関する実態調査（令和4年5月1日現在）文部科学省より】

回答：夜間中学40校

### (1) 学校規模・体制

#### ア 学校別生徒数

1校当たりの平均 39.0人



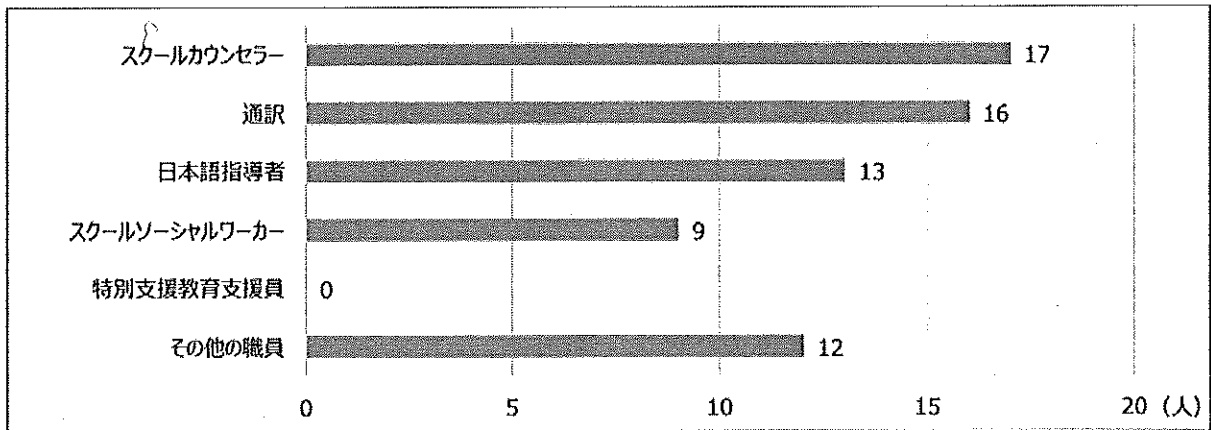
#### イ 教職員数

(人)

	校長	教頭・副校長	教諭	養護教諭	非常勤講師	事務職員
専任	2	36	290	31	143	14
兼任	38	6	11	3	36	24
専任職員平均	0.05	0.90	7.25	0.78	3.58	0.35

校長 or 教頭 1名、教諭 8名、養護教諭 1名、非常勤講師 4名、事務職員 1名

ウ その他の職員数

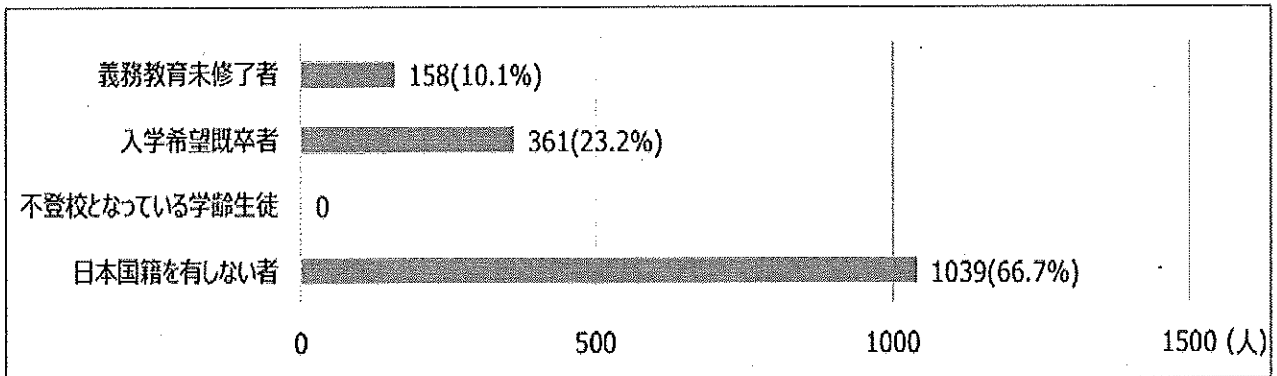


「その他」の主な内容

- ・ 教員業務支援員
- ・ ALT

(2) 生徒の実態

ア 生徒数 ★夜間中学に通う全生徒数 1,558人



イ 年齢別生徒数

( ) 内は割合 (%)

	学齢期	16~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	合計
男	0	194	125	71	62	49	24	48	573
	(0.0)	(12.5)	(8.0)	(4.6)	(4.0)	(3.1)	(1.5)	(3.1)	(36.8)
女	0	123	145	128	168	137	107	177	985
	(0.0)	(7.9)	(9.3)	(8.2)	(10.8)	(8.8)	(6.9)	(11.4)	(63.2)
合計	0	317	270	199	230	186	131	225	1558
	(0.0)	(20.3)	(17.3)	(12.8)	(14.8)	(11.9)	(8.4)	(14.4)	(100.0)

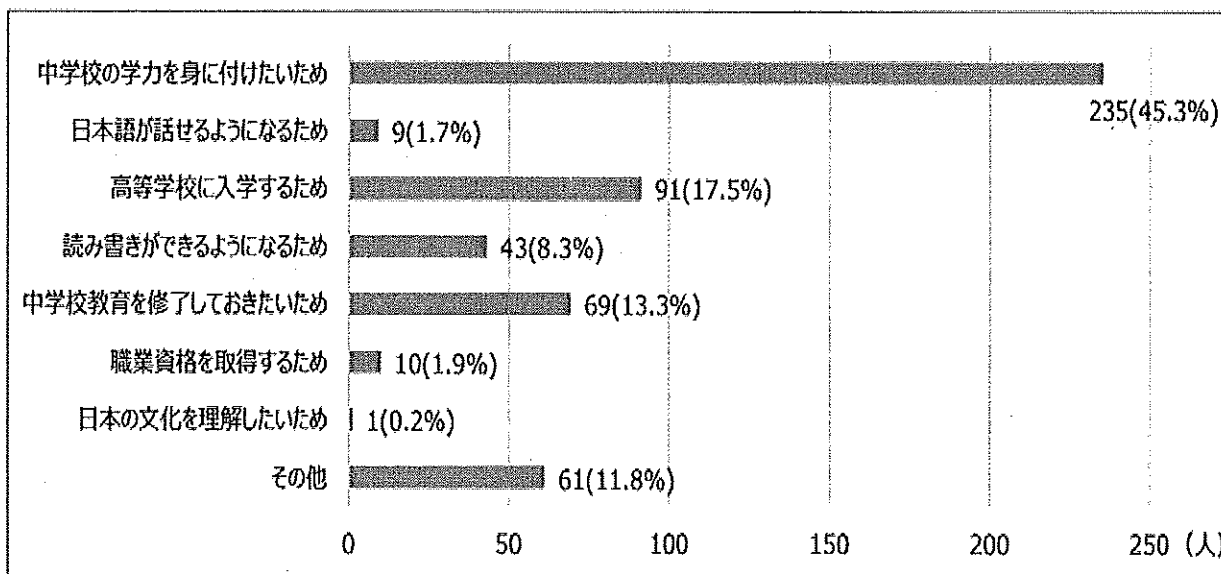
ウ 入学理由

( ) 内は割合 (%)

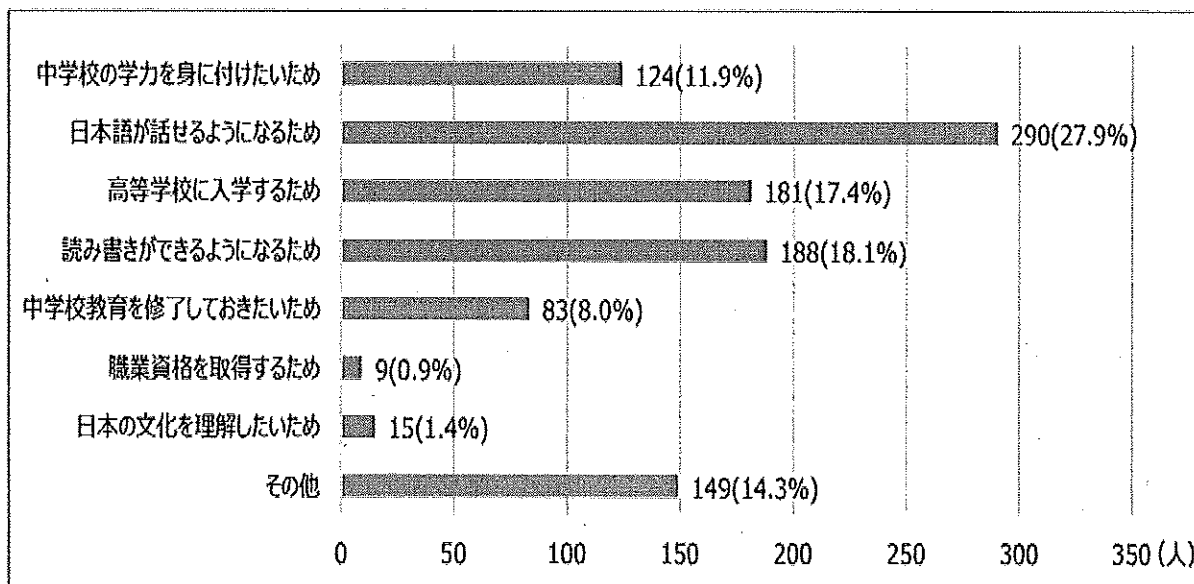
中学校程度の 学力の習得	日本語会話 能力の習得	高等学校 入学	読み書きの 習得	中学校 教育の他了	職業資格の 取得	日本の文化 理解	その他 <small>(入学理由不明含む)</small>	合計
359	299	272	231	152	19	16	210	1,558
(23.0)	(19.2)	(17.5)	(14.8)	(9.8)	(1.2)	(1.0)	(13.5)	(100.0)

(内訳)

【日本国籍を有する生徒】 519人



【日本国籍を有しない生徒】 1,039人



エ 令和3年度に夜間中学を卒業した生徒数

( )内は割合(%)

	日本国籍を有する者	日本国籍を有しない者	合計
高等学校進学	32 (12.1)	97 (36.7)	129 (48.9)
専修学校進学	0 0.0	0 0.0	0 0.0
就職	3 (1.1)	19 (7.2)	22 (8.3)
その他 ※不明含む	47 (17.8)	66 (25.0)	113 (42.8)
合計	82 (31.1)	182 (68.9)	264 (100.0)

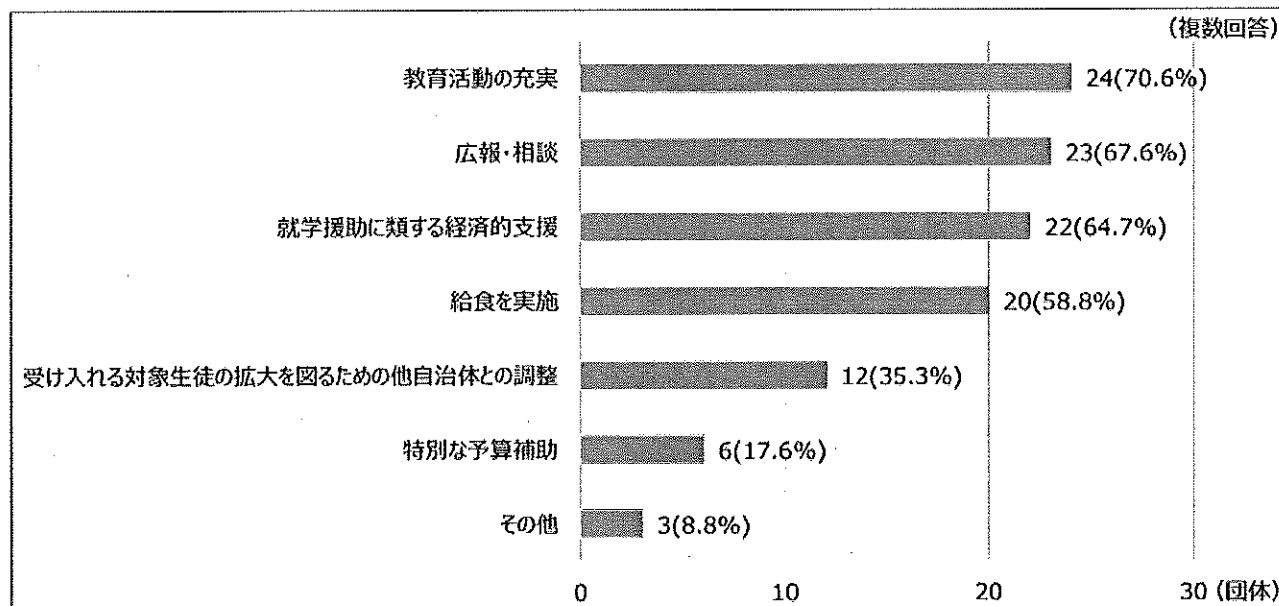
卒業生の57%が  
高等学校進学または就職

「その他」の主な理由  
は家事手伝い

(3) 支援の状況

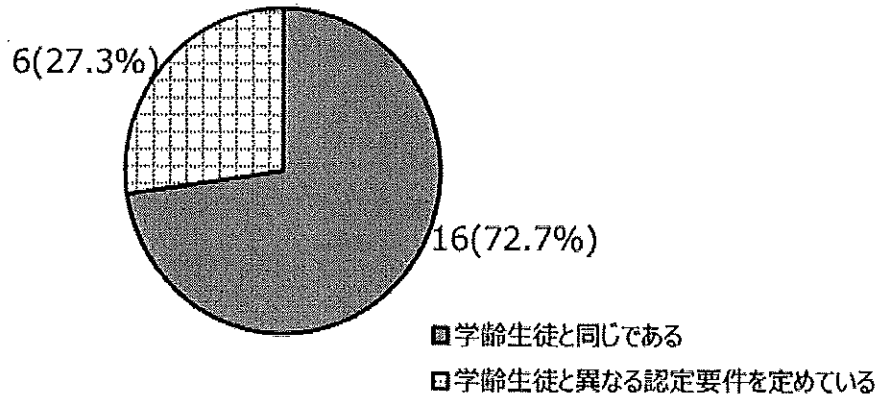
回答があった夜間中学34校

ア 支援の内容

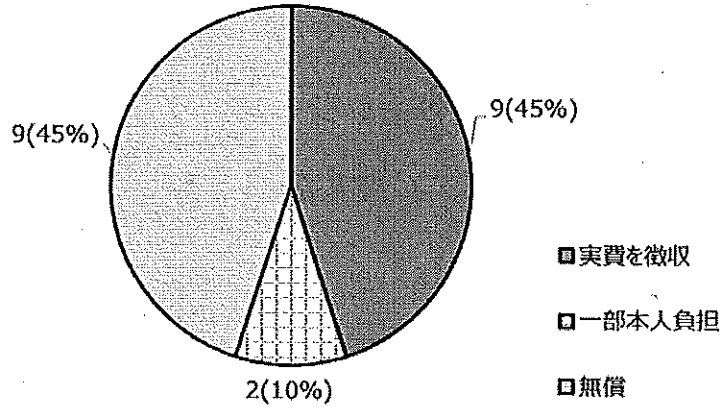


「その他」の主な内容  
・設置検討自治体への支援

イ 経済的支援の状況 ★就学援助に類する経済的支援を行なっている22団体



ウ 給食実施の状況 ★給食を実施している20団体



★全国状況のまとめ★

- 学校は小規模校が多く、教職員の規模は、15名程度である。
- 在籍者の約7割は、外国籍生徒である。
- 在籍者の年齢層は、どの年代も一定程度在籍している。
- 入学希望理由は、日本国籍と外国籍で異なる。
- 卒業生の約6割は、高校進学や就職をしている。
- 生徒への支援として、相談や経済的な支援を行っているところが多い。



## Ⅱ 三重県における取組状況について

### 1 三重県における県立夜間中学設置に向けた検討状況

・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（「教育機会確保法」）の成立後、三重県における夜間中学等の就学機会確保の在り方について、検討を進めてきました。具体的には、令和元年度・令和2年度に県内ニーズ調査の実施、令和2年度に有識者を交えた「夜間中学等の就学機会確保の在り方に関する検討委員会」の開催、令和3年度からみえ夜間学級体験教室「まなみえ」の開催、令和4年度に夜間中学入学希望調査の実施、「三重県における公立夜間中学設置等に係るワーキングチーム」の開催に取り組みました。

#### 【国勢調査】（令和2年度）

- ・ 県内の未就学者 1, 845人（15歳以上人口比0.12%）
- ・ 最終学歴が小学校 14, 805人（15歳以上人口比1.0%）

#### 【県内ニーズ調査】（令和2年度）

- ・ 「夜間中学での義務教育」の学び直しを希望 53件  
内訳：12市町（桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、菰野町、御浜町）
- ・ 「一部の分野・教科」の学び直しを希望 32件

#### 【夜間中学入学希望調査】（令和4年度）

- ・ 入学希望者 108名  
内訳：9市町（四日市市（49名）、鈴鹿市（17名）、津市（16名）、桑名市、亀山市、松阪市、伊勢市、伊賀市、菰野町）

#### 【夜間中学体験教室「まなみえ」】（令和3年度～5年度）

- ・ 累計申込者数 37名

・ 夜間中学への入学を希望する生徒が広域的に存在し、かつ、特定の人数の偏りが見られないこと、県内全域からの入学者の受入れを円滑に行うことができること、市町が単独で設置運営することが難しいことなどから、令和4年10月、県立夜間中学を令和7年4月の開校をめざして設置する方針を表明しました。

### 2 設置場所について

設置場所	住所
三重県立みえ夢学園高等学校（研修棟）	津市柳山津興1239

- ・ 県立みえ夢学園高等学校は、定時制課程・総合学科。夜間部に152名在籍（R5.5現在）
- ・ 津駅（近鉄・JR）からバス14分と徒歩1分、阿漕駅（JR）から徒歩13分。
- ・ 研修棟は、定時制夜間部生徒が使用する教室棟から独立している。食堂あり。

### 3 みえ夜間学級体験教室「まなみえ」

#### (1) 経緯

令和元年度・令和2年度のニーズ調査において、学び直しに対するニーズが一定程度認められたことから、対象者等の夜間中学への理解を深めることと、詳細なニーズを把握することを目的として、一定期間の実証的検証を行うこととしました。

#### (2) 開催期間・内容

##### ○令和3年度（全20回）

期間：10月5日（火）から12月14日（火）（毎週火・木）全20回  
18時～20時まで（45分授業×2限）

内容：中学校1年生の国語と数学が中心（小学校の復習も随時行う）

##### ○令和4年度（全50回+校外学習1回）

期間：1学期：4月25日（月）から7月7日（木）（毎週月・火・木）全30回  
2学期：9月上旬～10月中旬（毎週月・火・木）全20回  
18時～20時30分頃まで（40分授業×3限）

内容：中学校1年生の国、社、数、理、英と実技教科が中心（小学校の復習も随時行う）

##### ○令和5年度（全48回+校外学習2回）

期間：前期：5月12日（金）から10月13日（金）（毎週金・隔週水）全24回  
後期：10月18日（水）から2月21日（水）（毎週金・隔週水）全24回  
18時～20時30分頃まで（45分授業×3限）

内容：中学校1年生の国、社、数、理、英と実技教科が中心（小学校の復習も随時行う）  
教科により、講座をⅠ（新規で学習する方対象）とⅡ（継続して学習する方対象）に分けて実施

#### (3) 会場

津会場：三重県総合教育センター

四日市会場：三重県立北星高等学校

#### (4) 受講状況

##### ア 申込状況

(人)

	申込者数	年代	外国につながる方	オンライン
R3	14	10～50代	7	0
R4	21	10～50代	11	1
R5	16	10～40代	8	3

イ 居住地別

(人)

市町別		R3	(外国につながる方) (オンライン)	R4	(外国につながる方) (オンライン)	R5	(外国につながる方) (オンライン)
四日市会場	1 いなべ市	1	(1) (0)				
	2 四日市市	4	(3) (0)	5	(3) (0)	4	(3) (1)
	3 鈴鹿市			3	(3) (0)	2	(2) (0)
	4 菟野町	2	(0) (0)	2	(0) (0)	1	(0) (0)
	5 県外			1	(1) (0)	1	(1) (0)
	計	7	(4) (0)	11	(7) (0)	8	(6) (1)
津会場	1 津市	3	(1) (0)	7	(3) (0)	4	(0) (1)
	2 松阪市	1	(0) (0)	2	(1) (0)	3	(2) (0)
	3 亀山市	2	(1) (0)	1	(0) (1)	1	(0) (1)
	4 名張市	1	(1) (0)				
	計	7	(3) (0)	10	(4) (1)	8	(2) (2)
合計		14	(7) (0)	21	(11) (1)	16	(8) (3)

ウ 年代別 (R5)

(人)

	四日市	津	計
10代	2	4	6
20代	4	3	7
30代	2	0	2
40代	0	1	1
合計	8	8	16

エ 通学方法別 (R5)

(人)

	四日市	津	計
公共交通機関	5	2	7
自家用車	2	4	6
オンライン	1	2	3
計	8	8	16

(5) 令和5年度申込者に対するアンケートより (R5. 7月実施) 【回答13人】

○参加理由 (自由記述)

- ・学び直しをしたい 5人  
(家庭の事情や不登校により、十分に学ぶことができなかった。  
進学したが、勉強がわからない等)
- ・学校というものがどんなものか知りたかった 1人
- ・学びたい 2人
- ・高校に進学したい 3人
- ・人とコミュニケーションをとりたい 2人
- ・日本語と日本の歴史や文化について学びたい 3人

○満足度

- ・満足 12人
- ・まあまあ満足 1人
- ・あまり満足していない 0人
- ・満足していない 0人

○感想 (自由記述)

- ・親身に同じ目線で話してくれる方ばかりで、最初の日でここで学びたいと思いました。感謝しかありません。
- ・もう一度、勉強を教わる機会を与えてもらえて嬉しいです。
- ・深い学びが得られている。勉強そのものよりも、さまざまな国からきた仲間との交流で学ぶことのほうが多いです。言葉が通じないからこそ、わかり合えることもあると教えてもらっています。
- ・授業はわかりやすく、先生は親切に教えてくれます。でもときどき聞きづらいです。
- ・校外学習や交流の機会が増えてきた。体育の授業やスポーツ大会もしたい。
- ・今は、学校へ楽しく通っています。まなみえのおかげです。ありがとうございます。
- ・わからないときは、ゆっくり教えてほしいです。

### ★R5体験教室「まなみえ」の特徴★

- 参加者の約8割が10～20歳代である。
- 参加者の約半数が外国につながりがある。
- 参加者の約2割が通信制の高校へ在籍しながら参加している。
- 参加者の約2割がオンラインで参加している。  
(理由：子育て。直接コミュニケーションをとるのが苦手。)
- 参加者の学びへの意欲が高く、満足度も高い。

### ★体験教室「まなみえ」からみえてきたこと★

- 継続して実施してきたことで、どのようなニーズがあるかを把握できた。
- 個々の生徒の状況や多様なニーズにどのように対応していくか、どのようにコース設定をするか、質の高い学びをどのように保障していくかを考えていく必要がある。
  - ・今年度より、2講座制にしたが、日本語指導が必要であったり、特別な支援が必要であったり、習熟度の差がある。
  - ・途中参加されなくなった理由として、もっと速いスピードで学びたいという方がいる。
  - ・個で学びたいという方、集団で学びたいという方がいる。
  - ・中心的に学びたい教科がある方がいる。
  - ・仕事や学校の都合で、毎日通うことができない方がいる。
  - ・オンラインであれば参加できる方がいる。
- 参加者の卒室後の見通しについて、相談体制等どのような支援ができるのか考える必要がある。
- 連絡、相談体制を整えるなど、保護者の関係構築を図る必要がある。
- 自宅から会場までの距離によって、通うための交通費等の金銭面の負担が大きく、支援の在り方について考える必要がある。
- 広報活動を充実させ、夜間中学や体験教室への理解と、必要としている方への周知を図る必要がある。
- 現在参加されている方の学びの継続をどう確保するかについて考える必要がある。

### Ⅲ 三重県立夜間中学の設置に係る基本構想（めざす姿）

## 一人ひとりの願い（〇〇たい）が 芽生える 伸びる 広がる 学校

- ・年齢や国籍、学びの経験を越えて、学ぶ楽しさを実感し、自分の願いや夢へのチャレンジが芽生える学校
- ・安心して学ぶことができる環境の中で、多様な学びや体験を通して、願いや夢をかなえる力が伸びる学校
- ・語り合い、認め合い、学び合いながら、さまざまなつながりを通じて、卒業後のイメージが広がる学校

#### めざす生徒の姿

自らの願い（〇〇たい）を見つけ、実現をめざし、学び続ける生徒

一人ひとりのちがいを認め合いながら、共に学び、自他のよさを大切にしている生徒

人との  
つながり

地域・社会と  
のつながり

未来との  
つながり

一人ひとりの  
ニーズに応じ  
た学習計画

実生活に役  
立つ魅力あ  
る授業

キャリア  
教育の充実

学校行事や  
体験活動等  
の充実

健康・レジ  
リエンス  
教育の充実

#### 芽生える

「学びたい」「わかりたい」「できるようになりたい」

学びの機会の確保

不登校等さまざまな  
事情をもつ人の学び  
の場づくり

誰もが通いやすい  
学習環境の実現

ICTの活用

多文化共生のための  
環境づくり

身体的・経済的不安  
への対応

教育相談体制の充実

#### 広がる

「仲間と学びたい」  
「いろいろな人と話したい」

#### 伸びる

「可能性を伸ばしたい」  
「進路をみつきたい」  
「行事や体験活動を楽しみたい」

## Ⅳ 三重県立夜間中学のめざす姿の実現に向けた学校設置の枠組み

### Ⅳ-1 芽生える

#### 1 学びの機会の確保

さまざまな理由により、義務教育を十分に受けられなかった方の「学びたい」という願いや思いを大切に、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすため、生徒を柔軟に受け入れて、義務教育の内容を学ぶ機会を提供します。

##### 【入学対象者】

三重県内に在住・在勤の学齢期（満15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）を過ぎた人で、以下のいずれかの要件を満たす人を入学対象とする。

- さまざまな理由により義務教育を修了していない人
- 不登校などの理由により義務教育を十分に受けられなかった人
- 本国やわが国で義務教育を修了していない外国籍の人
- その他学校長が入学を認めた人

※ 学齢期の生徒も受け入れることができるよう、「学びの多様化学校」<sup>1</sup>の指定を文部科学省へ申請する。

##### 【学校規模】

全校生徒50人程度を想定する。

##### 【修業年限】

通常の中学校と同様に3年間で中学校の教育課程を修了することとするが、個々の状況に応じて、最長9年を目安として在籍を可能とする。

##### 【入学時期・編入学対応】

4月入学を基本としつつ、年度途中の入学希望者に対しても、個々の状況に応じて入学を認めることとする。また、適切な学びの期間を設定するため、中途学年の2年、3年からの編入学も可能とする。開校時においても、入学希望者の学習状況（外国につながる方は、日本語能力を含む）を確認し、すべての学年への入学を可能とする。

##### 【教職員】

さまざまな生徒を受入れ、個に応じたきめ細かな指導や、異年齢同士の探究的な学習等の多様な学びに対応できるような指導・支援体制を構築するため、教職員を十分に配置するとともに、学習支援員やスクールサポートスタッフ等を配置します。

<sup>1</sup> 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらず特別の教育課程を編成することができるとする特例措置によって文部科学大臣から指定された学校。

## 2 不登校等さまざまな事情をもつ人の学びの場づくり

誰一人取り残さない教育の実現に向け、不登校学齢生徒にも多様な教育機会を確保する観点から、「学びの多様化学校」の指定を申請することに加え、在籍校に籍を残したまま夜間中学において受け入れることも検討します。また、義務教育を十分に受けられないまま、高等学校や専修学校等に入学した方についても、在籍校に籍を残したまま、夜間中学の学びの場に参加できるよう検討します。これら学齢期の生徒や在籍校に籍を残したまま夜間中学の授業に参加する生徒については、市町教育委員会や在籍校と綿密に協議した上で受け入れることに留意します。

## 3 誰もが通いやすい学習環境の実現

生徒が、それぞれの事情に合わせて、学ぶ時間を選択することができるよう、昼間部と夜間部を設置します。また、通学が困難な生徒のため、分校又は分教室の設置を検討します。

【時間割（イメージ例）】月～金 週5日

校時		授業時間
0校時（昼①）	15:25～16:05	40分
1校時（昼②）	16:10～16:50	40分
2校時（昼③）	16:55～17:35	40分
HR	17:35～17:45	
3校時（昼④）（夜①）	17:45～18:25	40分
食事・休み時間	18:25～18:45	
4校時（昼⑤）（夜②）	18:45～19:25	40分
5校時（夜③）	19:30～20:10	40分
6校時（夜④）	20:15～20:55	40分

※上記はイメージ例であり、令和6年度に詳細の検討を進める。

## 4 ICTの活用

1人1台端末等の情報通信技術（ICT）を日常的に活用することにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を組み合わせ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。また、必要に応じて1人1台端末を活用し、教育上適切な配慮の下、授業が行われる教室以外の校内で履修したり、授業のみならず端末を自宅に持ち帰って自主学習したりするなど、いつでもどこでも学ぶことができる環境を整備します。



## 5 多文化共生のための環境づくり

国籍や母語、文化の違いを越えて、誰もが安心して、共に学ぶことができる教育環境づくりを目指します。具体的には、初期日本語指導の実施等、日本語教育を充実させるとともに、日本文化への理解が促進する授業を行います。また、やさしい日本語による対話やお互いの国の文化を知る授業等を通して、生徒が多文化共生について考える教育を実践します。

## 6 身体的・経済的不安への対応

夜間中学は、学びのセーフティーネットとしての役割が求められていることから、身体的事情により就学を断念することがないように、バリアフリーやユニバーサルデザインを考慮した施設・設備を整備します。また、健康面に配慮して、県立みえ夢学園高等学校の食堂を活用し、食事できるようにします。さらに、経済的事情により就学を断念することがないように、生徒負担の軽減に努め、各市町と連携しながら就学支援体制づくりに取り組みます。

## 7 教育相談体制の充実

学習や生活上の悩み、将来に向けての不安等さまざまな相談を受け、生徒の気持ちに寄り添い、生徒と教職員の共感的な人間関係を構築するとともに、スクールカウンセラー<sup>2</sup>やスクールソーシャルワーカー<sup>3</sup>、日本語に不安をもつ生徒・保護者への対応が可能な通訳を活用するなど、きめ細かな教育相談体制を整備します。

<sup>2</sup> 生徒たちの心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。精神科医のほか、公認心理士、臨床心理士、学校心理士等があり、生徒へのカウンセリングや教職員および保護者に対する助言・援助を行う。

<sup>3</sup> 教育機関を活動の場とする福祉事業（ソーシャルワーク）従事者。主に、生徒の立場から、問題解決ができる環境づくりを推進することを旨とする。

## IV-2 伸びる

### 1 一人ひとりのニーズに応じた学習計画

学齢期を過ぎた生徒が「夜間中学」として特別に編成された教育課程を、小学校の学習内容も含め一人ひとりの習熟の度合いや理解の進度に応じて学ぶコースと、学齢期の生徒が「学びの多様化学校」として特別に編成された教育課程を学ぶコースを設定します。

各コースでは、個別最適な学びの実現のため、生徒の実態に応じて、一斉授業、グループ学習、個別指導を組み合わせた柔軟な授業を展開するとともに、探究的な学習や教科横断的な学習も行います。また、2つのコースの生徒が、各教科等で交流学习を行うなど、協働的な学びを行う機会を設定します。

学習指導要領に沿った学びを基本とし、いずれのコースであっても、生徒一人ひとりの学びの習熟や目的に応じて、学習内容を個別に計画し、個に応じた授業の実現に向けて取り組みます。

さらに、日本語に不安を持つ生徒への配慮として、やさしい日本語による授業を行ったり、集中的に初期日本語指導を受けられたりするようにします。

#### 【コース】

Aコース：「夜間中学」として特別に編成された教育課程を学ぶコース

Bコース：「学びの多様化学校」として特別に編成された教育課程を学ぶコース

Aコース（年間授業時数 700 時間程度）	Bコース（年間授業時数 750～770 時間程度）	
中学1～3年生の内容 （小学校の内容を一部取り扱うこともある）	ファースト	中学1年生の内容
	セカンド	中学2年生の内容
	サード	中学3年生の内容

※コース名は、仮称とする。

### 2 実生活に役立つ魅力ある授業づくり

生徒が、身につけた知識・技能を、将来の夢の実現や実生活に役立てられるよう、さまざまな学習教材の活用や探究的な学習の実施等、魅力ある授業づくりに取り組みます。また、教職員が、生徒の学習による伸びを積極的に認めるとともに、生徒が自らの成長を実感し自信を得られるよう支援します。

#### 【授業（例）】

三重の文化・伝統に関する学習、人権教育、防災教育、消費者教育、芸術活動

### 3 キャリア教育の充実

自分の人生を豊かにしていくために、学びと将来の夢とのつながりを意識し、卒業後の進路はもとより、将来を設計できる能力を身につけ、生徒自ら自己肯定感・自己有用感を高められるようキャリア学習支援員<sup>4</sup>や就職実現コーディネーター<sup>5</sup>等を活用したキャリア教育を推進します。

### 4 学校行事や体験活動等の充実

高校や地域、企業と連携・協働して、学校行事や体験活動の機会を充実させることで、生徒が、学校ならではの活動を楽しめるようにします。また、主権者意識の涵養のため、生徒自ら学校をつくっていくという生徒会活動を充実させます。

#### 【学校行事や体験活動（例）】

体育祭、文化祭、校外学習、文化芸術鑑賞、eスポーツ、清掃活動、地域との交流

### 5 健康・レジリエンス教育の充実

生徒一人ひとりが、身近な生活における健康課題に関する意識や知識を高め、予防的な生活習慣の獲得や行動変容につながるよう健康教育を推進します。また、学校生活や友人関係でのつまづきをしなやかに受け止めて、乗り越えることができるよう、レジリエンス教育に取り組みます。

#### 【健康・レジリエンス教育（例）】

がん教育、性教育、ソーシャルスキルトレーニング

<sup>4</sup> キャリア教育や就職支援に係る業務の経験等を有する人材。キャリア学習を推進するとともに、卒業年次の生徒への就職支援を行う。

<sup>5</sup> 企業等で人事部門の経験等を有する人材。新たな求人開拓や就職相談、企業情報の提供による就職支援及び職場定着支援を行う。

## IV-3 広がる

### 1 人とのつながり

さまざまな年齢や国籍の生徒が在籍する特徴を活かし、互いの多様さを尊重しながら、生徒も教職員もともに学び合える環境をつくります。学年やコースを越えて仲間と学習したり、活動したり、語り合ったりする機会をつくるとともに、県立みえ夢学園高等学校と併設することを活かして授業や学校行事において交流したり、オンラインを通じて他の夜間中学等と交流したりするなど、効果的な教育の機会を設けます。

### 2 地域・社会とのつながり

地域学校協働活動等、地域の方々とつながる機会を設定し、地域・社会の温かい見守りや励ましを通じて、生徒が自分の良さや可能性に気づき成長できるようにします。

また、三重の自然、歴史や文化に触れる体験的な学びを通じて、郷土への関心をもち、愛着と誇りの醸成を図ります。

### 3 未来とのつながり

高等学校や専修学校への進学、就職等、生徒が望む進路を実現し、卒業後の新たな場所での活躍につながるよう、夜間中学において個々のニーズに合わせた学習・体験活動の提供に取り組めます。

## IV-4 円滑な学校運営のために

### 1 教職員の働きやすさの確保

学校が教職員のウェルビーイングを確保することが生徒たちのウェルビーイングを高めることにつながることから、コミュニケーションの活性化を図りながら、教職員がゆとりとやりがいをもって生徒と向き合う時間の確保や、きめ細かな対応をできる場づくりに取り組みます。具体的には、円滑に執務、作業、打ち合わせ等を行えるスペースやリフレッシュスペースの確保、校務のICT化等に取り組みます。

### 2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

公立夜間中学は、主役である生徒の他、保護者や地域の方々のニーズを踏まえ、常に変化し続ける必要があります。そのため、開校後も学校運営協議会の開催などにより、継続的に学校の運営状況を確認・改善するとともに、保護者や地域の方々の学校運営への参画を得ながら、学校と家庭・地域による双方向の地域学校協働活動に取り組みます。

### 3 関係機関等との連携

- (1) 各市町の教育委員会と連携し、夜間中学の運営に関する情報を共有するとともに、生徒の円滑な受け入れのため、就学支援や広報、相談窓口の設置について対応を協議します。
- (2) ひきこもり支援等の社会福祉や医療に係る関係機関と連携し、社会的支援や医療的配慮が必要な生徒に対して、社会的孤立が起こらないよう支援します。
- (3) 外国人児童生徒の学習支援を行う団体と連携し、外国につながる方に対する学びの支援に取り組みます。

### 4 県内の教職員へ理念の普及

県立夜間中学に勤務する教職員に対して、やさしい日本語等の研修機会の充実を図るとともに、県内の教職員に対して、県立夜間中学の取組に関する研修機会を提供するなど、夜間中学の理念の普及や教員の資質の向上に努めます。

### 5 県民への広報・周知

関係機関と連携しながら適切な時期に説明会を開いたり、多言語版リーフレットを作成したりするなど、対象となる方やその周りの方々に届く情報提供を進めるとともに、県民のみなさまに夜間中学を広く理解していただくための広報・周知に取り組みます。

## 資料編

### 【資料1】

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P22  
(出典：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて（手引第3次改訂版）抜粋」)

### 【資料2】

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P25  
(出典：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて（手引第3次改訂版）抜粋」)

### 【資料3】

夜間中学における教育課程の特例について  
(学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の概要)・・・・・・・・P27  
(出典：文部科学省通知)

### 【資料4】

夜間中学の設置促進等に係る政府方針等・・・・・・・・・・・・・・・・P28

### 【資料5】

夜間中学設置検討委員会 委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・P29

# 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の概要について（平成二十八年十二月十四日法律第百五号）

## I. 総則（第1条～第6条）

**目的** 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

### 基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

## II. 基本指針（第7条）

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する。
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

### Ⅲ. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

### Ⅳ. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等

（第14条・第15条）

- 1 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする
  - ・ 夜間中学を新たに設置すること
  - ・ 夜間中学を既に設置している場合は、受け入れる対象生徒の拡大を図ることなどに取り組むことが求められる
- 2 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる



## V. 教育機会の確保等に関するその他の施策（第16条～第20条）

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

## VI. その他

- 1 公布日から2ヶ月後に施行（IVは、公布日から施行）
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

## 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要） （平成29年3月31日文科科学大臣決定）

### 1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置づけ
- 基本的な考え方
  - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
    - ◆ 魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
    - ◆ 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
    - ◆ 不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
    - ◆ 不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと
    - ◆ 就学に課題を抱える外国人の子どもに対する配慮等が必要
  - ・ 夜間中学等における就学の機会の提供等
    - ◆ 設置の促進や多様な生徒の受け入れを推進することが必要
  - ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

### 2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力のある学校づくり
  - ・ 魅力あるより良い学校づくり
  - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
  - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
  - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
    - ◆ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進等
  - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
    - ◆ 特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体との連携、ICT等を通じた支援や学校訪問、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性等
  - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
    - ◆ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進等

### 3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

#### ○ 夜間中学等の設置の促進等

##### ・設置の促進

◆ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第 15 条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進

・既設の夜間中学等における教育活動の充実

・自主夜間中学に係る取組

#### ○ 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受け入れを図る

### 4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 教材の提供その他の学習支援
- 国民の理解の増進
- 相談体制等の整備
- 人材の確保

## 夜間中学における教育課程の特例について (学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の概要)

### <趣旨>

義務教育未修了である学齢期を経過した者等（以下「学齢経過者等」という。）の就学機会の確保に、中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）が重要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するためにも、夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備（学校教育法施行規則を改正）。

### <概要>

- 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- 特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ
  - ①各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって編成すること。
  - ②中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとすること。
  - ③その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を適切に確保するものとすること。

### <留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、学校長が行うこと。
- 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標（学校教育法第21条に規定）を達成するうえで必要な内容により編成すること。
- 学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断すること。
- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請を要する。

### <関係法令>

学校教育法施行規則第56条の4、第79条、第79条の6、第108条第1項及び第132条の5

※ 本制度は、平成29年3月31日から適用

## 夜間中学の設置促進等に係る政府方針等について

### 菅内閣総理大臣答弁(令和3年1月25日衆議院予算委員会)

夜間中学は、高齢のかたや不登校経験者など十分な教育を受けられなかった方々に対し、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしている、このように認識しております。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・政令都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市会長の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。

### 第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)

#### ○夜間中学の設置・充実

・学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

## 夜間中学設置検討委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

○	うとう みほ 宇藤 美帆	公益財団法人三重県国際交流財団国際教育課長
◎	おかだ としゆき 岡田 敏之	基礎教育保障学会会長
	かわぐち かなえ 川口 佳奈枝	みえ夜間学級体験教室「まなみえ」参加者
	さかとく ひろし 酒徳 宏	津市立東橋内中学校校長
	しょうむら さとし 庄村 哲	三重県立みえ夢学園高等学校校長
	しろのうち のぶひと 城之内 庸仁	一般社団法人基礎教育保障研究所理事長
	しんや まきこ 新矢 麻紀子	大阪産業大学国際学部国際学科教授
	たけざわ なおみ 竹澤 尚美	伊勢市ひきこもり地域支援センターつむぎセンター長
	なかた まさき 中田 雅喜	松阪市教育委員会教育長
	ほんだ みのる 本田 実	亀山市立亀山中学校教諭

※◎：委員長、○：副委員長

議案第63号

令和7年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について

令和7年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について、別紙のとおり提案する。

令和6年3月22日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

令和7年度三重県立高等学校入学者選抜の基本的な方針については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第4号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。





# 令和7年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）

令和7年度三重県立高等学校入学者選抜における基本的な考え方、入学者選抜の方法及び志願できる区域等は次のとおりとする。

## 第1 基本的な考え方

中学生等が目的意識を持って主体的に高等学校を選択し受検できるように、中学生等の多様な関心や目的意識と各高等学校の特色に対応した、わかりやすい制度により実施する。

各高等学校の学科・コースの特色に応じて実施する前期選抜と、実施校共通の学力検査等による後期選抜の2つの選抜を基本とする。

## 第2 前期選抜

### 1 実施

希望する高等学校が、学科・コースの特色に応じた検査内容及び選抜方法により、2月に実施する。

### 2 選抜資料等

#### (1) 「学校の特色」、「選抜において重視する要件」

高等学校は、事前に「学校の特色」、「選抜において重視する要件」を公表する。

#### (2) 選抜資料

次に示す選抜資料は、実施するすべての高等学校が用いることとする。

ア 自己推薦書

イ 調査書

#### (3) 検査

次に示す検査の中から、高等学校が指定する1つ以上の検査を実施する。

ア 面接又は「自己表現」

※ 「自己表現」は、受検者が面接時に、自己の個性や得意なものを自由な形で表現するものとする。

イ 作文又は小論文

ウ 実技検査

エ 学力検査

高等学校が作成する2教科以内の学力検査又は総合問題とする。ただし、県教育委員会が作成する学力検査問題（国語、数学及び英語）を使用することができる。

※ 総合問題は、思考力、判断力、表現力及び中学校までの学習内容を総合的に活用する能力が身に付いているかをみるものとする。

オ その他高等学校が指定した検査

### 3 選抜

自己推薦書、調査書等、提出された選抜資料と高等学校が実施する検査の結果を総合し、合格内定者を決定する。

### 4 募集枠

原則として、普通科（コースを除く。）においては入学定員の30%を上限とし、普通科のコース、専門学科及び総合学科においては入学定員の50%を上限とする。ただし、1学年3学級以下の高等学校の普通科においては、入学定員の50%を上限とする。

### 第3 後期選抜

#### 1 実施

後期選抜において募集枠を設定する高等学校が、実施校共通の学力検査及び選抜方法を基本に、3月に実施する。

#### 2 選抜資料等

##### (1) 調査書

##### (2) 学力検査等

ア 実施教科は、国語、数学、社会、外国語（英語）及び理科の5教科とし、学力検査問題は県教育委員会が作成する。

イ 各高等学校においては、学科・コースごとに、実施教科を減じ、又は免じることができる。

ウ 各高等学校は、学科・コースごとに、面接又は「自己表現」、作文又は小論文、実技検査のいずれか、あるいはいくつかを課すことができる。

エ 学力検査の配点については、各教科50点とする。また、実技検査を実施する場合、その配点は50点とする。

オ 各高等学校は、学科・コースごとに、学力検査実施各教科及び実技検査の配点を傾斜配点とすることができる。

#### 3 選抜

入学者の選抜は、次の方法により行う。

(1) 調査書の第3学年における「各教科の学習の記録」及び「特別活動の記録」等により、およそ募集定員に当たる数の者を選ぶ。ただし、高等学校によっては、調査書の「各教科の学習の記録」等により選ぶ人数を、募集定員のおよそ110%又は120%にあらかじめ設定することができる。

(2) 受検者全員について学力検査と実技検査の得点合計（以下「学力検査等得点」という。）により、募集定員のおよそ80%に当たる者を高点者から順次選ぶ。ただし、その中から各高等学校の特色、性格に応じて必要な教科の成績が著しく下位にある者等を、保留者として除外することができる。

(3) 同一人について、上記(1)及び(2)の両方に含まれている者を合格者とする。ただし、面接又は「自己表現」、作文又は小論文を選抜のための資料として利用する高等学校にあつては、この資料に基づき慎重審議を要すると考えられる者を保留者として除外することができる。

(4) 上記(3)による合格者の数と募集定員との差のうち、その2分の1に相当する人数は、上記(1)において選ばれた者の中から、学力検査等得点の高点者から順次選び、これを合格者とする。

(5) 上記(3)及び(4)による合格者の合計数と募集定員との差に当たる者の選抜に当たっては、上記保留者を含めた残りの受検者の中から、「特に重視する選抜資料等」を踏まえ、合格者を決定する。

※ 「特に重視する選抜資料等」は、各高等学校が事前に、学力検査の結果を重視するか、調査書の内容を重視するかなどを明示したものとする。

### 第4 再募集

#### 1 実施対象校

前期選抜等及び後期選抜により合格者が入学定員に満たなかった高等学校において実施する。

## 2 選抜資料等及び選抜

後期選抜に準じて実施する。

なお、入学定員のすべてを前期選抜によって募集する高等学校の学科・コースにあつては、前期選抜に準じて実施する。

## 第5 調査書

- 1 調査書を選抜のための資料として活用するに当たっては、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れている点や長所を積極的に評価することとする。
- 2 「各教科の学習の記録」の各学年の「評定」の欄に記載する評価は、目標に準拠した評価とする。

## 第6 志願できる区域

志願者は、「三重県立高等学校通学区域に関する規則」（昭和33年三重県教育委員会規則第13号）に基づき入学志願するものとする。

## 第7 その他

- 1 連携型中高一貫教育に係る選抜については、連携型中高一貫教育を行う高等学校において、連携型中学校からの志願者を対象として実施する。
- 2 特別選抜については、高等学校を中途退学した者等を対象として実施する。
- 3 海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠選抜については、海外帰国生徒等の場合は、外国に引き続き1年を超える期間在留し、帰国後3年以内の者、外国人生徒等の場合は、入国後の在日期間が6年以内の者を対象として実施する。
- 4 スポーツ特別枠選抜については、三重県が指定する強化指定運動部のある高等学校の中から、希望する高等学校が、指定されている競技において、各校の定める応募資格を有する者を対象として実施する。
- 5 夜間定時制課程については、再募集においてもなお合格者が入学定員に満たないときは、追加募集を実施する。
- 6 秋期入学者選抜については、北星高等学校の定時制課程及び通信制課程において9月に実施する。
- 7 保護者の転住を伴わない県外からの入学志願については、「保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項」によるものとする。



## 議案第64号

### 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和6年3月22日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

#### 提案理由

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第十一条の二関係） くき地学校級別指定表		別表第二（第十一条の二関係） くき地学校級別指定表	
学校名	級別区分	学校名	級別区分
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	一級	(略)	一級
南牟婁郡御浜町立尾呂志学園中学校		南牟婁郡御浜町立尾呂志学園中学校	
熊野市五郷学校給食共同調理場			
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

## 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

小学校の移転等に伴い、規定の整備を行う。

### 2 改正内容

熊野市立五郷小学校（1級）が移転となる一方、同校に併設されている五郷学校給食共同調理場は、引き続き現在の施設を使用することから、同共同調理場をへき地学校級別指定表（1級）に加える。

### 3 施行期日

令和6年4月1日



議案第65号

三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和6年3月22日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会会議規則（昭和二十一年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(採否)</p> <p>第十六条 教育長は会議において請願の採否を付議しなければならない。ただし、別に定めるものについては、この限りでない。</p>	<p>(採否)</p> <p>第十六条 教育長は会議において請願の採否を付議しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第十七条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第十七条 (略)</p>
<p>(請願陳情の取扱い)</p>	
<p>第十八条 この章に定めるもののほか、請願陳情の取扱いについては、別に定める。</p>	
<p>第五章 (略)</p>	<p>第五章 (略)</p>
<p>第十九条 (略)</p>	<p>第十八条 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

三重県教育委員会請願等取扱要綱の制定に伴い、請願陳情の取扱いにかかる規則の改正を行うものである。

### 2 改正内容

請願陳情の取扱いに係る規定を追加する。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 三重県教育委員会請願等取扱要綱について

令和6年3月22日 教育総務課

## 1. 趣旨

教育委員会に提出される請願等については、多岐にわたる内容の意見が見受けられることから、請願等の取扱いについて整理を行うことにより請願処理業務の円滑化を図る。

## 2. 処理方針

現行の教育委員会議規則においては、請願等の取扱いについて詳細な記述がないことから、「三重県教育委員会請願等取扱要綱」を制定し、具体的な処理方法について定めることとする。

## 3. 請願等取扱要綱の内容

- (1) 請願書等の提出方法についての詳細を定める（第2条）。
- (2) 会議付議についての具体的方法を定める（第3条）。
- (3) 審議結果通知について明記する（第4条）。

## 4. 会議付議についての具体的な処理方法（第3条）

- (1) 同一趣旨の請願がある場合の取扱い（第2項）
- (2) 請願等の採決区分（第3項）
- (3) 審議を行わないことができる項目の規定（第4項）
  - ① 基本的人権を否定するなど、違法又は公序良俗に反する行為を求めるもの。
  - ② 裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど司法権の独立を侵すおそれのあるもの。
  - ③ 個人や団体等を誹謗・中傷し、その者の名誉棄損又は信用失墜のおそれのあるもの。
  - ④ 公益上の必要がなく単に個人の秘密を暴露するもの。
  - ⑤ 委員会の権限に属する事務ではない事項を願意とするもの。
  - ⑥ 採択、不採択等の議決のあった請願陳情と同一趣旨のもの又は相反する趣旨のもので、以後に特段の状況の変化がないもの。ただし、議決から1年以上経過したものは除く。
  - ⑦ 職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの。
  - ⑧ 前各号以外に、審議を行わないことが合理的であると判断されるもの。

三重県教育委員会会議規則（昭和三十一年十月一日三重県教育委員会規則第八号）

最終改正:令和二年一二月二五日三重県教育委員会規則第一〇号

改正内容:令和二年一二月二五日三重県教育委員会規則第一〇号

○三重県教育委員会会議規則

昭和三十一年十月一日三重県教育委員会規則第八号

改正

昭和三二年六月一七日三重県教育委員会規則第八号  
昭和三三年一〇月二四日三重県教育委員会規則第二四号  
昭和三五年四月二五日三重県教育委員会規則第三号  
昭和三五年一〇月二七日三重県教育委員会規則第四号  
昭和四二年五月二七日三重県教育委員会規則第一号  
昭和四二年八月二七日三重県教育委員会規則第一三号  
昭和四五年二月一七日三重県教育委員会規則第六号  
昭和四五年四月一日三重県教育委員会規則第八号  
昭和四六年一二月一日三重県教育委員会規則第二三号  
平成一一年三月一七日三重県教育委員会規則第四号  
平成一三年一二月二七日三重県教育委員会規則第一四号  
平成一四年三月二七日三重県教育委員会規則第一号  
平成一六年三月二九日三重県教育委員会規則第九号  
平成二四年三月三〇日三重県教育委員会規則第五号  
平成二七年三月二七日三重県教育委員会規則第四号  
令和二年一二月二五日三重県教育委員会規則第一〇号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十五条の規定に基づき三重県教育委員会会議規則を次の通り定める。

三重県教育委員会会議規則

目次

- 第一章 通則
- 第二章 会議
- 第三章 会議録
- 第四章 請願陳情
- 第五章 補則
- 附則

第一章 通則

(委員会の会議の種類)

- 第一条 教育委員会の会議(以下「会議」という。)は、定例会および臨時会とする。
- 2 定例会は、毎月二回招集することを常例とする。ただし特別の事情があるときは、この限りでない。
- 3 臨時会は、必要がある場合これを招集する。

第二条 削除

(教育長の職務代理)

- 第三条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたとき、その職務を行う委員の指名は、あらかじめ教育長が行うものとする。
- 2 教育長は、必要に応じて、前項で指名した委員を変更することができる。

(議席の決定)

- 第四条 委員の議席は、委員の改任のあつた後最初の会議にくじでこれを定める。但し、補欠の委員の議席は、前任者の議席とする。
- 2 議場の配置は、教育長が定める。

第二章 会議

(会議の招集)

- 第五条 会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所を文書(臨時会の場合は付議すべき事件をも記載)で通知しなければならない。但しやむを得ない事由のあるときは、他の方法によることができる。
- 2 委員は、法第十四条第二項の規定に基づき会議の招集を請求する場合は、請求者が連署した付議すべき事件を示した文書を教育長に提出するものとする。
- 3 会議を招集したときは、会議の日時及び場所を三重県揭示場の設置及び管理規則(昭和四十四年三重県規則第二十号)第二条に規定する揭示場に揭示する。

(議案の提案者)

- 第六条 議案の提案者は、教育長とする。
- 2 委員は、前項の規定にかかわらず議案を發議することができる。

(会議の順序等)

- 第七条 会議の順序等会議の運営要領は、教育長が定める。

(議事参与)

第八条 教育委員会事務局の副教育長及び次長並びに当該議事に関係する事務を担当する課長は、別命のない限り、議事参与として会議に出席しなければならない。但し、その退席については、法第十四条第六項の規定を準用する。

2 教育長は、必要に応じ前項の定める者の他所轄の職員を会議に出席させることができる。

(協議会)

第九条 委員会は会議の他、協議会を開くことができる。

(会議の傍聴)

第十条 会議は、教育長の許可を得て傍聴することができる。

2 傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

第三章 会議録

(副製、保管)

第十一条 教育長は、会議録を副製し、かつ保管しなければならない。

(記載事項)

第十二条 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- 一 開会の年月日時及び閉会の日時
- 二 場所
- 三 出席者及び欠席委員の氏名とその理由
- 四 議案の件名及びその審議の概要と採決の結果
- 五 請願陳情の付議の結果
- 六 諸般の報告の要旨
- 七 その他会議において必要と認めた事項

2 教育長において取消を命じた発言は、会議録に記載しない。

(署名者)

第十三条 会議録には、教育長及び教育長の指名した委員一名が署名しなければならない。

(公表)

第十三条の二 教育長は、会議終了後、遅滞なく会議録を作成し、これを公表しなければならない。ただし、非公開とした会議の会議録は、公表しないことができる。

第四章 請願陳情

(提出)

第十四条 請願は、文書により提出するものとする。

2 前項の文書には、概ね次の事項を記載するものとする。

- 一 請願の趣旨とその説明又は理由
- 二 提出年月日
- 三 請願者の住所氏名、団体の場合はその所在、名称および代表者氏名

(請願文書表の作製、配付)

第十五条 教育長は請願文書表を作製し、会議においてこれを委員に配付する。

2 前項の請願文書表には次の事項を記載する。

- 一 請願者の住所氏名
- 二 請願の要旨
- 三 請願に対する教育長の意見

(採否)

第十六条 教育長は会議において請願の採否を付議しなければならない。

2 教育長は、採択に決定した請願は処理し、採択しないと決定したものはその理由を付けて請願者にその旨を通知するものとする。

(陳情等の処理)

第十七条 委員会又は教育長宛の陳情書等でその内容が請願に適合するものがあるときは、前二条の例によつて処理するものとする。

第五章 補則

第十八条 会議の運営について法及びこの規則に規定のない事項又はこの規則の疑義は法令に違反しない限り教育長の決するところによる。但し、委員から異議の申立があつたときは会議にはかつてこれを定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 三重県教育委員会々議規則(昭和二十三年三重県教育委員会規則第二号)は廃止する。





議案第71号

三重県文化振興計画（案）について

三重県文化振興計画（案）について、別紙のとおり提案する。

令和6年3月22日提出

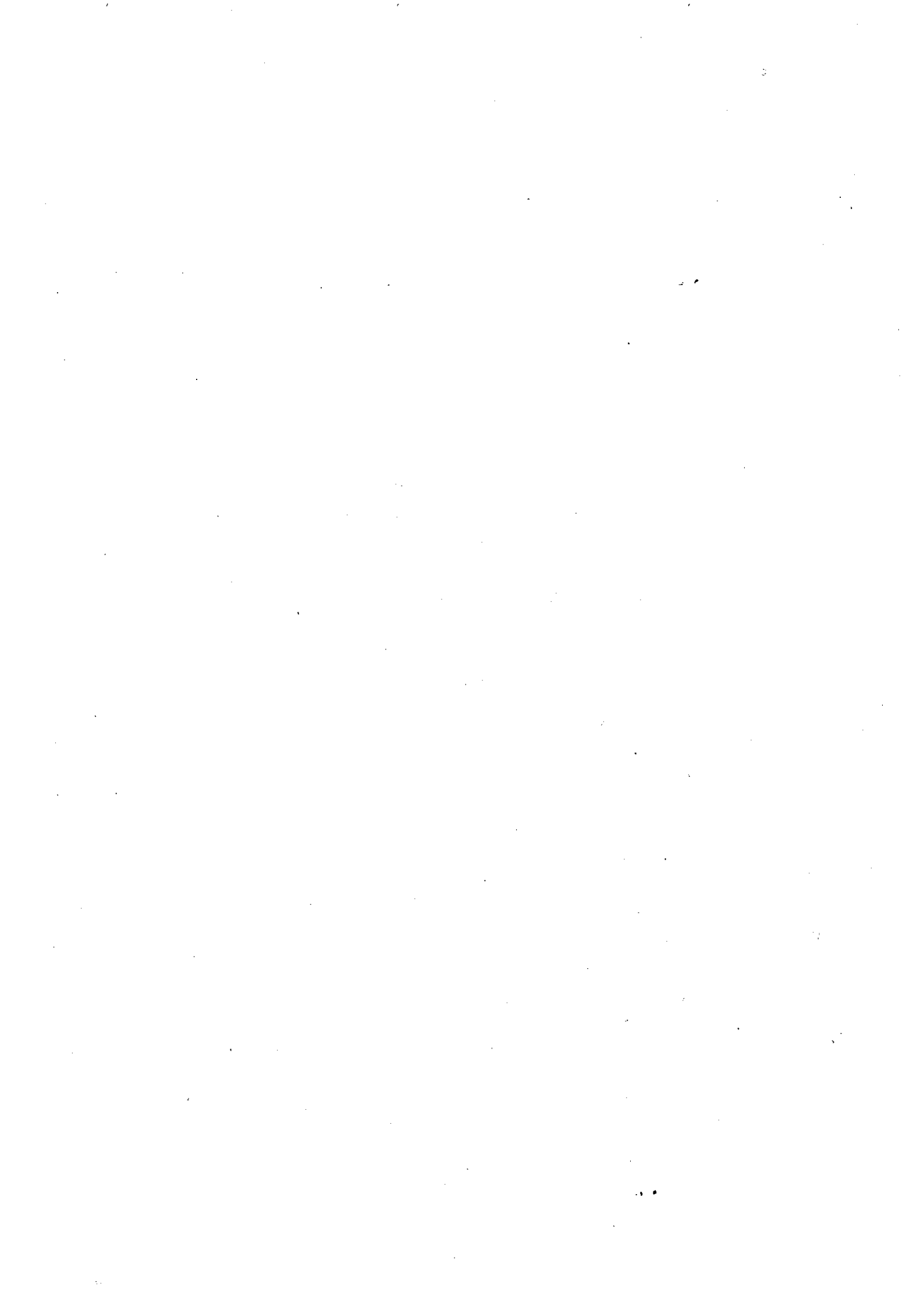
三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

三重県文化振興計画（案）については、文化芸術基本法第7条の2第2項の規定により、知事から意見を求められたので提示する必要がある。

なお、このことは三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



三重県文化振興計画（案）に対する意見（案）

三重県文化振興計画（案）について、原案に同意する。

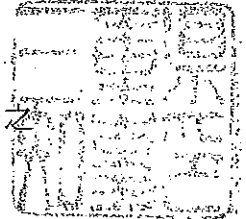
令和6年3月22日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

環生第12-316号  
令和6年3月21日

三重県教育委員会教育長 様

三重県知事 一見 勝之



文化芸術基本法第7条の2第2項に規定する地方文化芸術推進  
基本計画の策定にかかる教育委員会の意見聴取について

文化芸術基本法第7条の2第2項では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体においては、その長が地方文化芸術推進基本計画を定めるときは、あらかじめ教育委員会の意見を聴くこととされています。

このため、同条同項に基づき、本県の地方文化芸術推進基本計画である三重県文化振興計画（案）につき、教育委員会の意見を伺います。

【事務担当】

環境生活部文化振興課

文化企画班 石川

TEL：059-224-2176 (PHS：5510)

# 三重県文化振興計画（案）の概要

## 3 計画の基本目標と基本方針（P16～23）

### 文化の力で心豊かに活力ある三重を実現

#### 4つの基本方針



#### 3つの重点施策

- ▶ 重点施策1 県民の文化に対する関心及び理解の醸成
- ▶ 重点施策2 子どもたちの文化活動の充実
- ▶ 重点施策3 文化と観光等との連携

#### 基本目標

#### 取り組むべき課題

- コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演等の実施による、誰もが文化にふれ親しむ機会の充実
- 次世代を担う子どもたちが文化にふれ親しむ機会のより一層の充実
- 人口減少や少子高齢化が進む中で文化活動の推進と人材の育成
- 地域の伝統文化や文化財への関心を高めるとともに、適切な保存・活用を進め、未来に確実に継承していく取組の促進
- 観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の推進

## 1 はじめに（中）

### 計画策定の趣旨・位置づけ

- ▶ 社会情勢や国の動向等を踏まえ、「三重県文化振興条例」第9条に規定する「文化の振興等に関する基本的な計画」として策定（また、「文化芸術基本法」に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置づける）
- ▶ 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度「文化芸術基本法」、「三重県文化振興条例」の規定を踏まえた分野（芸術/芸能/生活文化/国民総業/文化財等/伝統芸能等/伝統工芸）

## 2 計画の背景（中）

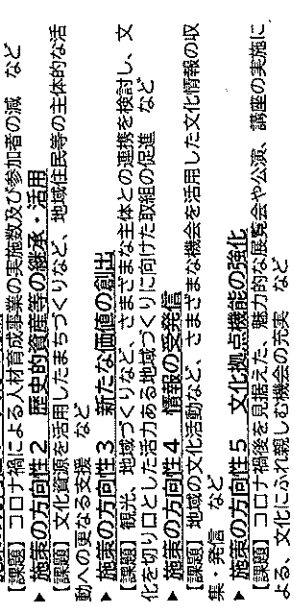
### 文化を取り巻く状況

- ▶ 社会情勢
  - ・人口減少と少子高齢化の進行
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響
  - ・デジタル技術者の進展
  - ・外国人旅行者の増加
  - ・大規模災害のリスクの高まり
  - ・SDGsへの貢献
- ▶ 国の動向
  - ・「文化芸術基本法」の改正
  - ・「文化芸術基本法」の制定
  - ・「文化財保護法」の改正
  - ・「文化観光推進法」の制定
  - ・「博物館法」の改正
  - ・「第2期文化芸術推進基本計画」の策定

### 新しい時代の文化振興政策の取組による効果と課題

- ▶ 施策の方向性1 人材の育成
  - 【課題】コロナ禍による人材育成事業の実施数及び参加者の減 など
- ▶ 施策の方向性2 歴史的資産等の継承・活用
  - 【課題】文化遺産を活用したまちづくりなど、地域住民等の主体的な活動への更なる支援 など
- ▶ 施策の方向性3 新たな価値の創出
  - 【課題】観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の促進 など
- ▶ 施策の方向性4 情報発信
  - 【課題】地域の文化活動など、さまざまな機会を活用した文化情報発信の促進 など
- ▶ 施策の方向性5 文化拠点機能の強化
  - 【課題】コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演、講座の実施による、文化にふれ親しむ機会の充実 など

### 今後の文化振興の取組の方向性に関する県民意識調査の結果



● 本県の文化的な環境を今よりも充実させるために重要なこと（複数回答、上位5項目、%）

方向性	割合 (%)
1 文化に対する関心・理解の醸成	38.4
2 歴史的資産等の継承・活用	27.6
3 新たな価値の創出	22.5
4 情報発信	19.4
5 文化拠点機能の強化	19.0

## 4 施策の展開（P24～43）

### 基本方針

基本方針	取組の方向性
1 環境をつくる ～文化にふれ親しむ、創造できる環境づくり～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化に関する普及啓発</li> <li>・文化について学び、体験する機会の充実</li> <li>・イベント等の機会をとらえた関心の醸成</li> <li>・質の高い文化や芸術を鑑賞する機会の充実</li> <li>・文化に関して活動し、創造する機会の充実</li> <li>・アフターランチ活動の推進</li> <li>・高齢者の文化活動の充実</li> <li>・障がい者の文化活動の充実</li> <li>・誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくり</li> <li>・子どもたちが文化にふれ親しむ機会の充実</li> <li>・学校教育等との連携</li> <li>・文化団体等のネットワークづくりへの支援</li> <li>・文化活動に対する支援情報の提供</li> <li>・新たな支援のあり方の検討</li> <li>・県立文化施設の機能の充実</li> <li>・県立文化施設間の相互連携の強化</li> <li>・文化の担い手やそれを支える人材の育成と交換</li> <li>・文化活動を行うための環境の整備</li> <li>・顕彰制度の実施</li> </ul>
2 人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承</li> <li>・文化資源を生かした地域活性化の推進</li> <li>・県立文化施設を中核とした文化観光の推進</li> <li>・文化遺産を生かした観光振興施策との連携</li> <li>・伝統産業・地場産業及び食の産業振興施策との連携</li> <li>・三重の歴史と伝統文化を学ぶ機会の充実</li> <li>・子どもたちへの郷土教育</li> <li>・郷土の偉人の業績による誇りづくり</li> <li>・三重の文化に関する情報の発信</li> <li>・デジタル技術の活用</li> <li>・文化を通じた交流の推進</li> </ul>
3 歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承</li> <li>・文化資源を生かした地域活性化の推進</li> <li>・県立文化施設を中核とした文化観光の推進</li> <li>・文化遺産を生かした観光振興施策との連携</li> <li>・伝統産業・地場産業及び食の産業振興施策との連携</li> <li>・三重の歴史と伝統文化を学ぶ機会の充実</li> <li>・子どもたちへの郷土教育</li> <li>・郷土の偉人の業績による誇りづくり</li> <li>・三重の文化に関する情報の発信</li> <li>・デジタル技術の活用</li> <li>・文化を通じた交流の推進</li> </ul>
4 文化を生かす ～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承</li> <li>・文化資源を生かした地域活性化の推進</li> <li>・県立文化施設を中核とした文化観光の推進</li> <li>・文化遺産を生かした観光振興施策との連携</li> <li>・伝統産業・地場産業及び食の産業振興施策との連携</li> <li>・三重の歴史と伝統文化を学ぶ機会の充実</li> <li>・子どもたちへの郷土教育</li> <li>・郷土の偉人の業績による誇りづくり</li> <li>・三重の文化に関する情報の発信</li> <li>・デジタル技術の活用</li> <li>・文化を通じた交流の推進</li> </ul>

## 5 計画の推進と進捗管理（P44～60）

### 各主体に期待される役割／県の責務・推進体制

- ▶ 県民の皆さん、文化団体等、教育機関、事業者等がそれぞれの立場に応じて連携・協働
- ▶ 県は、各主体、国や他の地方公共団体等と連携して、文化の振興等に関する施策を総合かつ計画的に推進
- ▶ 県は、県庁内における横断的な連携体制の構築
- ▶ 県と市町は、効果的な連携を実現するための仕組みを構築

### 進捗管理

- ▶ 指標と数値目標を設定し、毎年度事業成果の評価・検証を行い、PDCAサイクルによる進捗管理を実施
- ▶ 有識者等による「評価・推進会議（仮称）」を設置

### 成果指標

項目	指標	現状値 (R4)	目標 (R8)
1 環境をつくる	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	75.5%	76.6%
2 人を育てる	県立文化施設の利用者数	98.2万人	140万人
3 歴史をつなぐ	文化や芸術の鑑賞・体験授業に参加した児童生徒等の人数	27,014人	33,500人
4 文化を生かす	文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数	1,104人	1,950人
	県立文化施設を中核とした文化観光ルート構築した地域数	79件	92件
		-	5件 (累計件数)



別冊

# 三重県文化振興計画（案）

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

三重県

## 表記について

### 「三重」、「本県」、「県」及び「地域」

三重県の県域をさす場合は「三重」あるいは「本県」と表記します。

行政機関としての三重県をさす場合は、「県」と表記します。  
また、「地域」とは県内の多様な地域をさすものとします。



# 三重県文化振興計画（案）

## 目次

第1章 はじめに	P 1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 対象とする文化の範囲	
第2章 計画の背景	P 3
1 文化を取り巻く状況	
(1) 社会情勢	
(2) 国の動向	
2 「新しいみえの文化振興方針」の取組による成果と課題	
3 「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」の結果	
第3章 計画の基本目標と基本方針	P16
1 取り組むべき課題	
2 基本目標	
3 4つの基本方針	
4 3つの重点施策	
第4章 施策の展開	P24
1 基本方針1 環境をつくる	
2 基本方針2 人を育てる	
3 基本方針3 歴史をつなぐ	
4 基本方針4 文化を生かす	
第5章 計画の推進と進行管理	P44
1 各主体に期待される役割	
2 県の責務	
3 県と市町との連携	
4 県の推進体制	
5 進行管理	
6 成果指標	



## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の趣旨

県では、平成26年11月に「新しいみえの文化振興方針(以下、「方針」という。)」を策定し、令和5年度までを対象期間として、文化・芸術や生涯学習の振興を図るため、市町や文化団体など多様な主体と連携を図りながら文化振興施策を推進してきました。また、平成26年4月に開館した県総合博物館(MieMu)をはじめ、各県立文化施設はその特色を生かし、魅力ある企画展や公演、講座等を実施するなど、文化振興施策を推進してきました。

しかしながら、方針策定からこの9年の間に、人口減少や少子高齢化により文化を担い、継承する人材の不足が進み、また、コロナ禍により文化活動が停滞するなど、文化を取り巻く社会環境が大きく変化しました。

さらに、国では平成29年以降「文化芸術基本法」や「文化財保護法」等の改正に加え、博物館の役割が多様化・高度化している状況をふまえ、令和4年4月に「博物館法」を改正するなど、文化振興施策に関する法整備が進められてきました。

こうした社会環境の変化や国の動きを踏まえて、県では、令和5年9月、文化の振興及び文化により生み出される価値の活用(以下、「文化の振興等」という。)に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めた「三重県文化振興条例(以下、「条例」という。)」を制定したところです。

文化は、個人や地域におけるアイデンティティの基盤としての役割を持ち、人々の創造性を育み、生きがいや心の豊かさを生み出すとともに、人と人とのつながりを強め、多様で活力ある社会を形成する源泉となるものです。

また、文化は、観光やまちづくりなど様々な分野との連携の下、様々な価値を生み出しますが、この文化により生み出される価値を活用し、地域社会の発展に結びつけ、それをさらに文化の発展につなげていく好循環を生み出すことが期待されています。

本県では、文化の振興と文化により生み出される価値の活用を通じて、県民の皆さんが生きがいと心の豊かさを実感できるとともに、活力ある三重を実現していくため、本計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画については、条例第9条に規定する、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として位置づけるとともに、県の総合計画である「強じんな<sup>ま</sup>美し国ビジョンみえ」、「みえ元気プラン」を文化政策の観点から具体化する個別計画として位置づけます。

なお、本計画については、「文化芸術基本法」第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置づけられるものです。

## 3 計画期間

県の中期戦略計画である「みえ元気プラン」（令和4年度～令和8年度）にあわせ、計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間とします。

## 4 対象とする文化の範囲

本計画が対象とする文化の範囲は、「文化芸術基本法」及び条例の規定を踏まえ、次に掲げる分野を基本とします。

分野	例示
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）その他の芸術
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能及び民俗芸能を除く。）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
伝統芸能等	伝統芸能（雅楽、能楽その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。）、民俗芸能（神楽、風流、民謡その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）及び祭り、年中行事その他の地域の歴史及び風土の中で形成されてきた文化
伝統工芸	先人から受け継がれてきた陶芸、染織その他の伝統的な工芸

※例示されていないものを対象外とするものではありません。

## 第2章 計画の背景

### 1 文化を取り巻く状況

#### (1) 社会情勢

##### ○ 人口減少・少子高齢化の進行

日本の人口は、平成20年をピークに減少に転じており、未だ世界のどの国も経験したことのない超高齢社会に突入しています。2055年には、人口が現在の約3割減少し、65歳以上の高齢者が総人口の約4割を占めると予測されており、今後、文化活動に参加する人や文化の担い手の減少等の問題が懸念されています。

本県においても、県内人口は平成19年をピークに減少に転じ、平成27年から令和2年の5年間に約4万6千人減少しました。今後も高齢化を伴いながら、一層人口減少が加速することが予測されています。

##### ○ 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や行動制限、文化施設の休館などを余儀なくされ、県民の皆さんが文化や芸術にふれ親しむ機会は減少し、心身の健康への影響だけでなく、人と人とのつながりの希薄化による地域活力の低下など、さまざまな影響が顕在化しました。

##### ○ デジタル技術の進展

デジタル技術は、情報通信技術の高度化やネットワークの整備効果により、これまででは考えられないスピードで進展しており、このデジタル技術の力を様々な地域課題の解決に生かし、地方の活性化や日本全体の成長につなげていく取組が求められています。文化の分野においても、デジタル技術を活用した新たな表現方法が生まれるなどデジタル技術の活用が進んでいます。

##### ○ 外国人旅行者の増加

コロナ禍前における日本を訪れる外国人旅行者（インバウンド）は、令和元年に3,188万人を記録し、将来的には国内旅行者数を上回ることが予想されており、地域の観光産業のみならず、多様な産業に波及し、地域経済の活性化に寄与する可能性があるものとして注目が高まっています。

そのような中、外国人旅行者の日本の文化への関心を高め、文化を観光資源として生かすことは、地域づくりを進めていく上でも重要なものとなっています。

##### ○ 大規模災害のリスクの高まり

甚大な被害が想定される南海トラフ地震への備えは急務となっており、また、気

候変動により風水害が激甚化・頻発化し、大規模な災害が発生するリスクが高まっています。大規模な災害は、人的被害や物的被害はもちろんのこと、地域で継承されてきた伝統芸能など、地域文化の衰退につながるおそれがあります。

#### ○ SDGs への貢献

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 アジェンダにおける 2030 年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消など、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。また、「誰一人取り残さない」ことを理念とし、持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

持続可能な社会の実現に向け、文化に関する施策についても、SDGs の視点を踏まえて推進していくことが求められています。

### （2）国の動向

#### ○ 「文化芸術振興基本法」の改正

平成 29 年に、「文化芸術振興基本法」が一部改正され、名称も「文化芸術基本法」に改められました。

この改正では、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術のさらなる継承、発展及び創造に活用することが示されました。

#### ○ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定

平成 30 年に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。

同法では、文化芸術は、創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであることを基本的な理念に、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

#### ○ 「文化財保護法」の改正

平成 30 年及び令和 3 年に、「文化財保護法」が一部改正されました。

平成 30 年の改正では、過疎化・少子高齢化等を背景に、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進、地方の文化財保護行政の推進力の強化を図るため、都道府県が、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できることなどが定められました。

また、令和3年の改正では、社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定められました。

○ 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定

令和2年に、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定されました。

同法では、文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする「文化観光」を推進するための措置等について定められました。

○ 「博物館法」の改正

令和4年に、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、「博物館法」が一部改正されました。

この改正では、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、同法の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等が見直されました。

○ 「第2期文化芸術推進基本計画」の策定

「文化芸術基本法」の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和5年3月に、今後5年間（令和5年度～令和9年度）における重点取組等を示す「第2期文化芸術推進基本計画」が策定されました。

## 2 「新しいみえの文化振興方針」の取組による成果と課題

平成26年度からおおむね10年間（令和5年度まで）の取組方向を示した「新しいみえの文化振興方針」に基づき、人材育成や文化の拠点機能の強化など5つの方向性で施策を展開しました。

これまでの取組による成果と今後の課題については、以下のとおりです。

### 施策の方向性1 人材の育成

<ねらい> 次代を担う人間性や「創造力・想像力」の豊かな人材、専門人材の育成によるみえの文化芸術のレベルアップ

<取組方向> 次代を担う若い世代（子どもたち、アーティスト）や文化振興を担う専門人材（アートマネジメント\*人材、舞台技術者等）の育成

#### 【取組の成果】

各学校に実演家等を派遣する事業を実施し、子どもたちに質の高い文化にふれる機会を提供したほか、県立文化施設において、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校から児童生徒を幅広く受け入れ、三重の文化・歴史にふれる機会を充実させました。

また、演劇界の第一人者を講師に迎え、ワークショップ等を通じて戯曲の構造について学ぶことができる集中講座を実施するとともに、県内のアマチュア演奏家がプロから直接指導を受けることができる演奏指導事業を実施し、若手のアーティストの育成に取り組みました。

さらに、文化施設や文化団体等の関係者を対象とした講座や市町の文化施設担当者を対象とした舞台技術講座を実施し、文化振興を担う専門人材の育成に取り組みました。

#### 【課題】

- ・ コロナ禍による人材育成事業の実施数及び参加者の減
- ・ 高齢化や社会変容に伴い、担い手が不足している伝統芸能等の講師の確保
- ・ 障がいのある方、学校の社会見学・遠足など、利用者のニーズに合わせた職員の対応能力の向上及び観覧環境の整備
- ・ 三重県文化賞などの顕彰制度の認知度向上と幅広い分野の掘り起こし
- ・ 少子高齢化が進む中で、次代を担う子どもたちが文化にふれ親しむ機会のより一層の充実

\* アートマネジメント:文化活動の管理・運営や文化団体の組織経営、そのために必要な知識・技術、方法論(企画、広報等のスキルやノウハウなど)のこと。



### 施策の方向性2 歴史的資産等の継承・活用

<ねらい> 文化資源の継承と活用による地域への誇りや愛着を感じられるような環境づくり

<取組方向> 国史跡齋宮跡などの指定文化財をはじめとした地域のさまざまな文化資源の継承、適切な保存と活用の促進

#### 【取組の成果】

国史跡齋宮跡について、発掘調査等の成果に基づいて、平安時代の齋宮を再現し、訪れる人に体感してもらえるよう、「さいくう平安の杜」として復元建物3棟を整備し、史跡にふさわしい利活用を図りました。

さらに、新たな発掘調査方針を策定し、これに基づいて調査を進めた結果、飛鳥時代と奈良時代の齋王の宮殿と考えられる建物群を発見しました。

文化財をはじめとした地域の様々な文化資源については、本県における文化財の保存・活用・継承などの総合的な施策を示した「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、適切な保存を進めるとともに、その魅力を活用した取組を支援しました。

また、伊勢街道や熊野街道などの歴史街道やまちかど博物館など、地域の文化資源を生かしたまちづくりの取組を支援しました。

#### 【課題】

- ・ 「さいくう平安の杜」について、地元と連携しながら更なる利活用と情報発信が必要
- ・ 齋宮の実態解明に向けた、国史跡齋宮跡における発掘調査の推進
- ・ 「三重県公文書等管理条例」に基づき、歴史資料として重要な情報が記録された文書等（特定歴史公文書等）の適切な保存と県民の皆さんの利用の促進
- ・ 県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、市町による「文化財保存活用地域計画」の作成の支援
- ・ 文化資源を活用したまちづくりなど、地域住民等の主体的な活動への更なる支援

### 施策の方向性3 新たな価値の創出

<ねらい> 文化による経済的な活力の創出、新たなみえの文化の創造、広域的な連携によるみえの文化の魅力向上

<取組方向> 文化資源の活用による商品開発や観光地のさらなる誘客、新たなみえの文化の創造につながるチャレンジの支援、県内外の文化施設との連携強化

#### 【取組の成果】

北海道命名150年及び松浦武四郎生誕200年を契機として、北海道と県の間で松浦武四郎の活動を通じた文化交流事業を実施し、広域的な連携の取組を進めました。

齋宮歴史博物館、地元明和町、公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会、一般社団法人明和観光商社など多様な主体と連携しながら、国史跡齋宮跡に係る情報発信や観光誘客につなげる取組を実施し、文化資源の活用を進めました。

また、県内の映画団体やフィルムコミッションと連携し、市川崑監督や小津安二郎監督など、本県にゆかりのある映画の偉人顕彰を実施し、県内映画団体の活動の紹介を通じて、ロケ地や関係施設訪問など観光誘客の促進を図りました。

さらに「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の成立を受け、県内で文化観光を構築していくための方策について検討を進めました。

#### 【課題】

- ・ 「文化芸術基本法」や「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の主旨を踏まえ、観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の促進
- ・ 県庁各部署が所管する施策との連携を進めるとともに、その成果を共有できる仕組みの構築
- ・ 文化政策に関する専門的な知識や文化団体等とのネットワークを有する専門機関を活用した文化政策の検討が必要
- ・ 県内での文化観光を実現していくため、様々な主体と連携しながら、県立文化施設が中核となった具体的な取組の検討が必要

#### 施策の方向性4 情報の受発信

<ねらい> みえの文化に対する好感度の向上、みえの文化の再確認、文化に対する関心の向上  
<取組方向> ターゲット・コンテンツの明確化とそれぞれに相応しい手段による情報発信、企画展示などを通じた文化の価値やおもしろさの伝達

#### 【取組の成果】

県の文化に関する施策等を紹介するホームページ「三重の文化」や SNS\*において、県立文化施設や文化団体、文化人など、県内の魅力的な文化情報を発掘し、時期に即して積極的に情報を発信しました。

また、県内各地の古地図・鳥観図等と現在地を、スマートフォンやタブレットで見比べながら街歩きを楽しむことができる Web コンテンツを提供するなど、新たな楽しみ方を提供し、県内外からの誘客の促進を図りました。

コロナ禍により来館できない利用者に向けて、SNS による所蔵品の紹介や自宅でも

\* SNS: Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

楽しめる動画などを配信しました。

【課題】

- ・ 地域の文化活動など、さまざまな機会を活用した文化情報の収集・発信
- ・ ユーザーの需要を分析し、効果的な情報発信を行う能力の向上
- ・ 2025年に開催される「大阪・関西万博」を見据え、三重の多様で豊かな文化の魅力について、近隣府県と連携した情報発信
- ・ 多様な情報媒体を活用した情報発信

施策の方向性5 文化拠点機能の強化

<ねらい> 市町等との連携強化による成果の全県域への展開、さまざまな文化に接して感性を高め、文化に新しい息吹を吹き込むことができるような場の形成  
 <取組方向> 各施設の拠点機能や事業・運営における連携の強化、市町や民間の文化施設との連携強化

【取組の成果】

各県立施設において、芸術性・専門性の高いサービスとともに、多彩なテーマでの企画展の提供、本県ゆかりのアーティストとの協働による展覧会の開催、県民参加型事業などを実施したほか、人材育成での協力、SNSによる情報発信、広報誌の発行、企画展での連携事業の実施など、集積の利点を生かした取り組みを展開し、各施設の拠点機能や事業・運営における連携の強化を図りました。

また、文化財や地域資料などの文化資産の防災・減災対策を検討するため防災分科会を設置し、三重県文化資産防災ネットワークとして、普及啓発パネル展を開催しました。

【課題】

- ・ コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演、講座の実施による、文化にふれ親しむ機会の充実
- ・ 多様で魅力的な企画展の開催や学びたい時に学べる環境を提供するため、収蔵資料と調査研究の充実及びその体制整備
- ・ 自宅でも楽しめる動画の配信など SNS を活用した情報発信やオンライン講座、資料のデジタル化などの推進
- ・ 県立文化施設の集積の利点を生かした効果的な連携取組の更なる推進
- ・ 市町や県内文化団体との情報共有等、連携取組の推進
- ・ 県立文化施設の周年事業を契機とした文化や芸術にふれ親しむ機会の創出

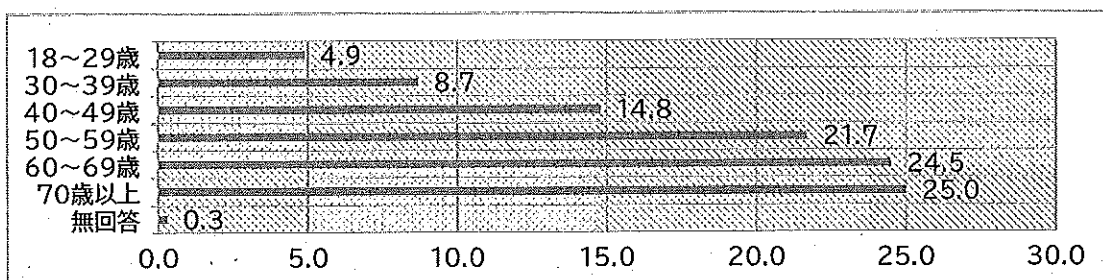
### 3 「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」の結果

本計画の策定に際し、県民の皆さんの文化についての意識や活動等について把握することを目的として、令和5年10月に「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」を実施しました。

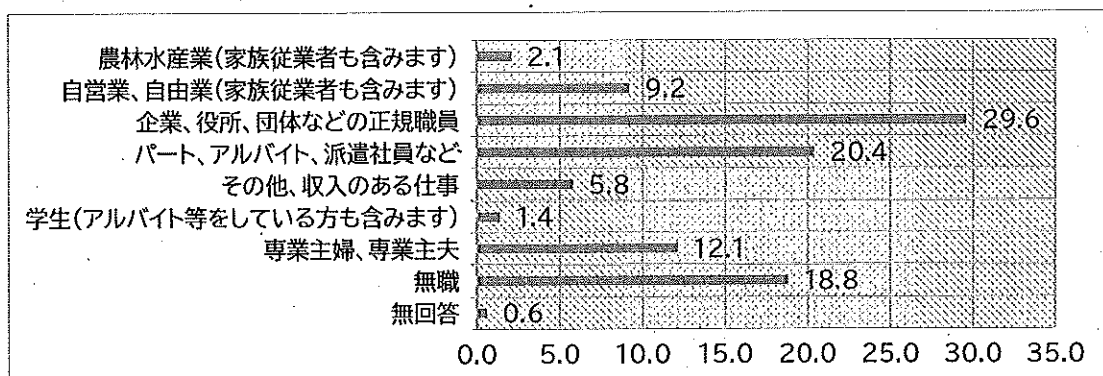
#### <調査の概要>

- ・調査対象 三重県内に在住する満18歳以上の個人5,000人
- ・抽出方法 選挙人名簿から無作為抽出
- ・調査方法 郵送法・オンライン調査法の併用
- ・調査期間 令和5年10月13日（金）～10月27日（金）
- ・実質配布数 4,963（不到着37件を除く）
- ・回収数 2,427（回収率48.9%）
- ・回答者の構成（%）

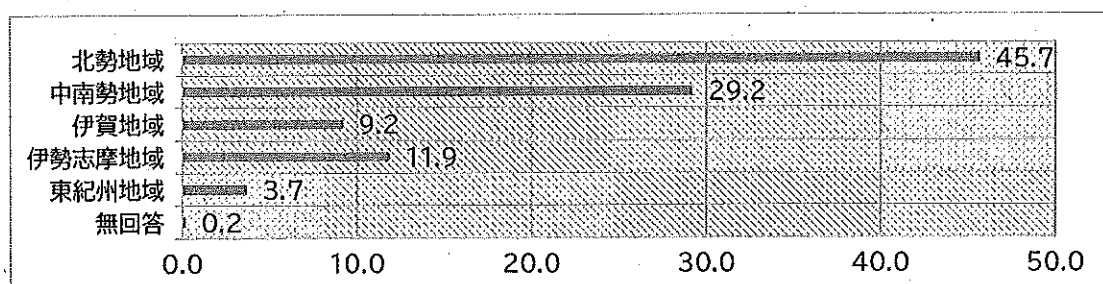
#### (1) 年齢別



#### (2) 職業別



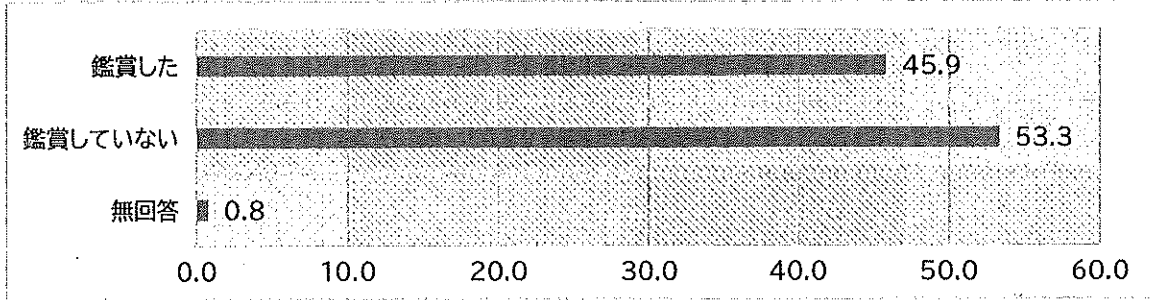
#### (3) 居住地域別



<調査結果（抜粋）>

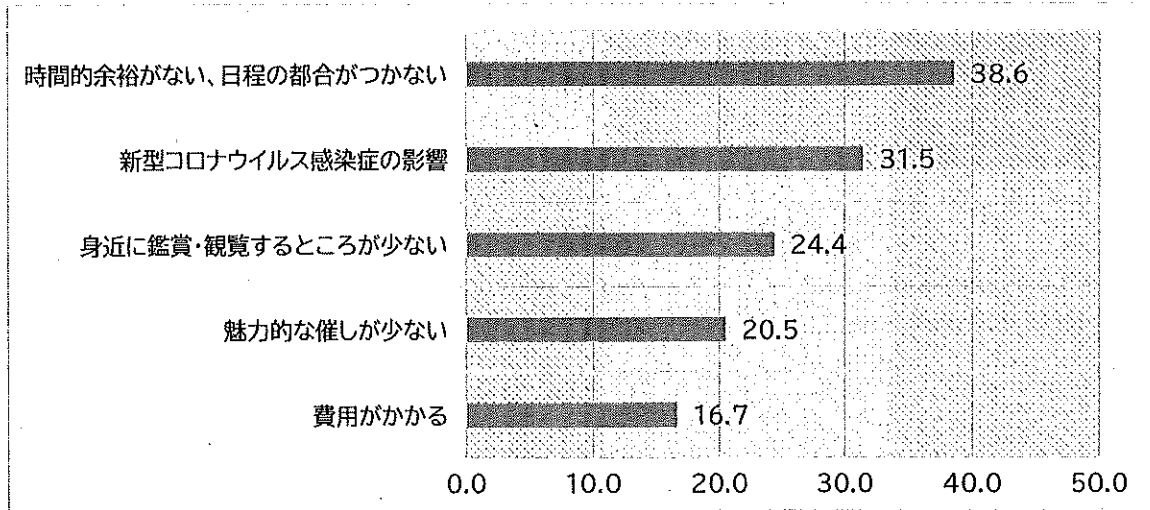
○ 昨年1年間にホールや劇場、美術館や博物館などで、文化・芸術を直接鑑賞した県民の皆さんの割合（%）

- ・ 「鑑賞した」と回答した方の割合は、45.9%となっています。



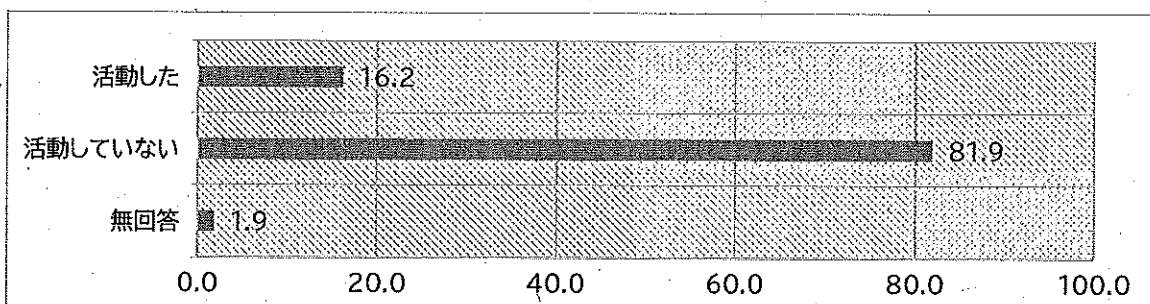
○ 上記設問で「鑑賞していない」と回答した方の主な理由（複数回答、上位5項目、%）

- ・ 「時間的余裕がない、日程の都合がつかない」(38.6%) が最も多く、続いて「新型コロナウイルス感染症の影響」(31.5%)となっています。また、「身近に鑑賞・観覧するところが少ない」(24.4%)、「魅力的な催しが少ない」(20.5%)といった回答が多い結果となっています。



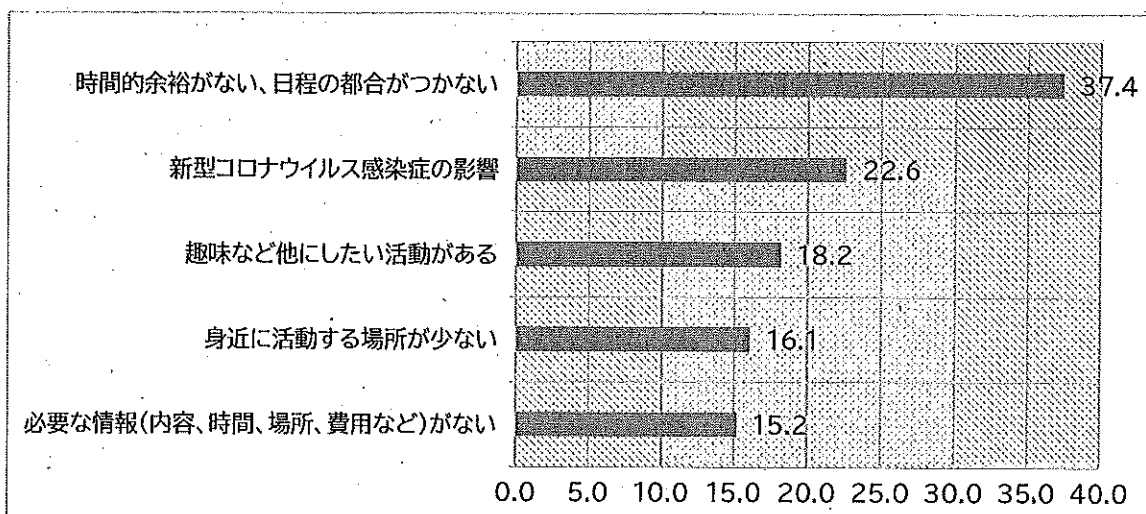
○ 昨年1年間に文化・芸術に関する活動を行った県民の皆さんの割合（％）

- ・ 「活動した」と回答した方の割合は、16.2%となっています。

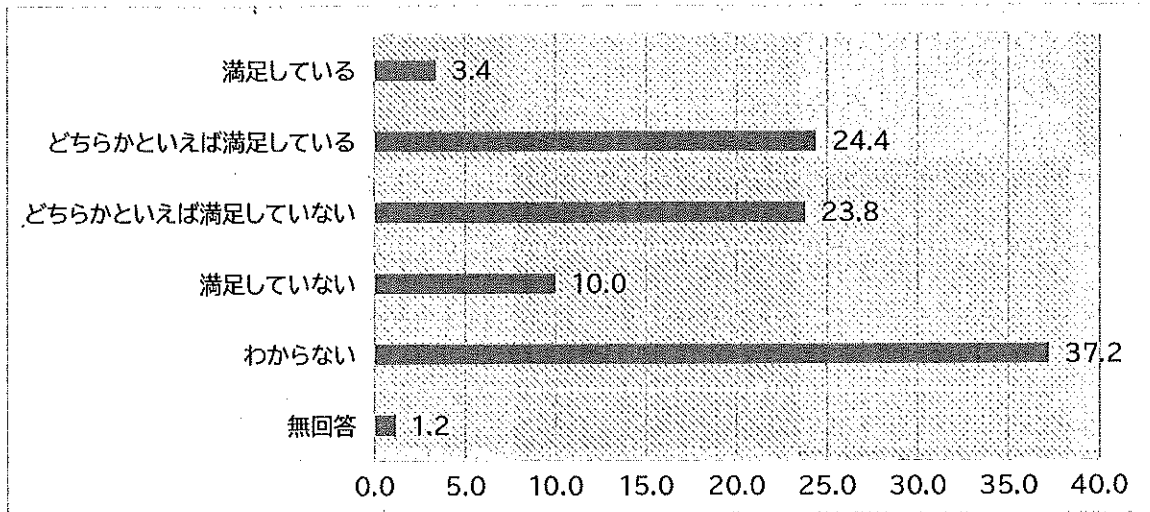


○ 上記設問で「活動していない」と回答した方の主な理由（複数回答、上位5項目、％）

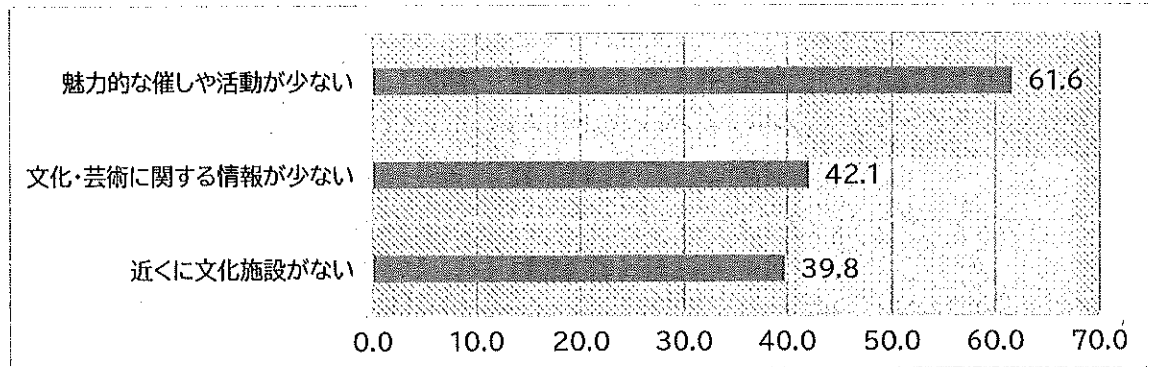
- ・ 「時間的余裕がない、日程の都合がつかない」(37.4%)が最も多く、続いて「新型コロナウイルス感染症の影響」(22.6%)となっています。また、「身近に活動する場所が少ない」(16.1%)、「必要な情報(内容、時間、場所、費用など)がない」(15.2%)といった回答が多い結果となっています。



- 本県の文化的な環境（例えば、文化・芸術を鑑賞する機会、文化・芸術に関する活動をする機会、文化施設の整備状況 など）への満足度（%）
  - ・ 「満足」又は「どちらかといえば満足」と回答した方（27.8%）よりも、「満足していない」又は「どちらかといえば満足していない」と回答した方（33.8%）が多くなっています。

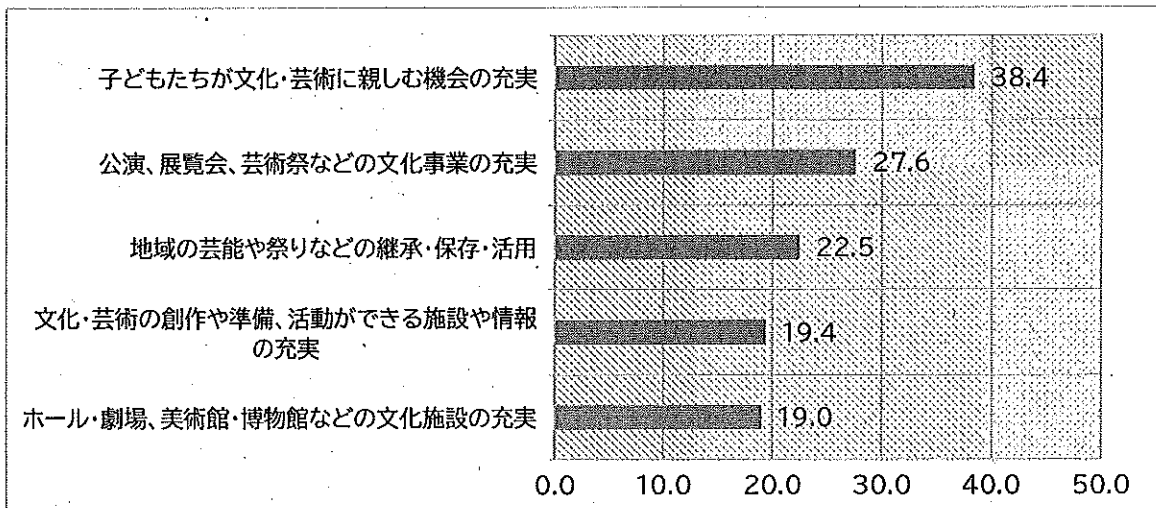


- 上記設問で「どちらかといえば満足していない」又は「満足していない」と回答した方の主な理由（複数回答、上位3項目、%）
  - ・ 「魅力的な催しや活動が少ない」（61.6%）が最も多く、「文化・芸術に関する情報が少ない」（42.1%）、「近くに文化施設がない」（39.8%）が続いています。



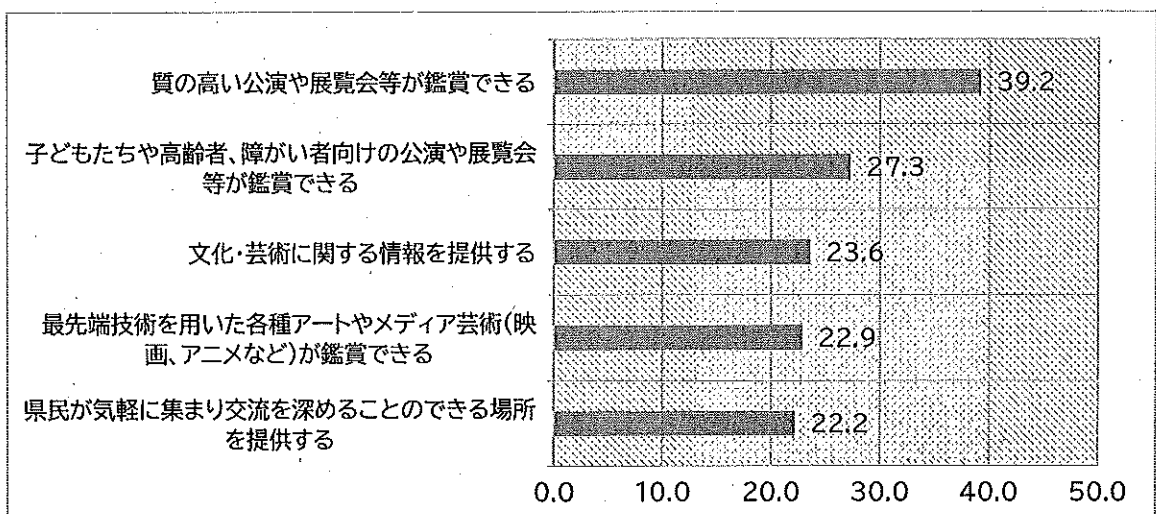
○ 本県の文化的な環境を今よりも充実させるために重要なこと  
（複数回答、上位5項目、%）

- ・ 「子どもたちが文化・芸術に親しむ機会の充実」(38.4%) が最も多く、続いて「公演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実」(27.6%) となっています。また、「地域の芸能や祭りなどの継承・保存・活用」(22.5%)、「文化・芸術の創作や準備、活動ができる施設や情報の充実」(19.4%) といった回答が多い結果となっています。



○ 今後、県立の文化施設に期待すること（複数回答、上位5項目、%）

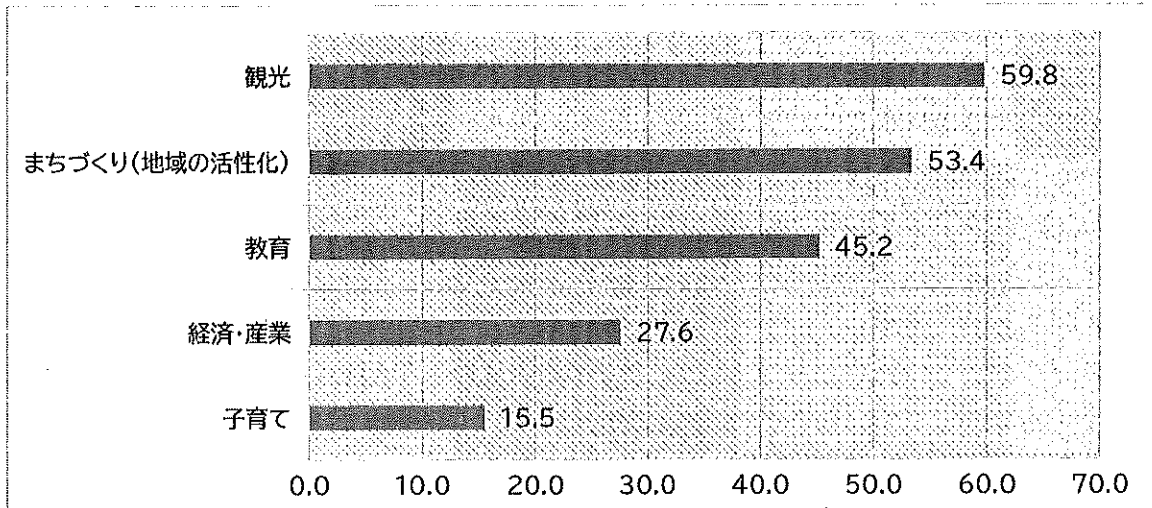
- ・ 「質の高い公演や展覧会等が鑑賞できる」(39.2%) が最も多く、続いて、「子どもたちや高齢者、障がい者向けの公演や展覧会等が鑑賞できる」(27.3%) となっています。また、「文化・芸術に関する情報を提供する」(23.6%)、「最先端技術を用いた各種アートやメディア芸術（映画、アニメなど）が鑑賞できる」(22.9%) といった回答が多い結果となっています。





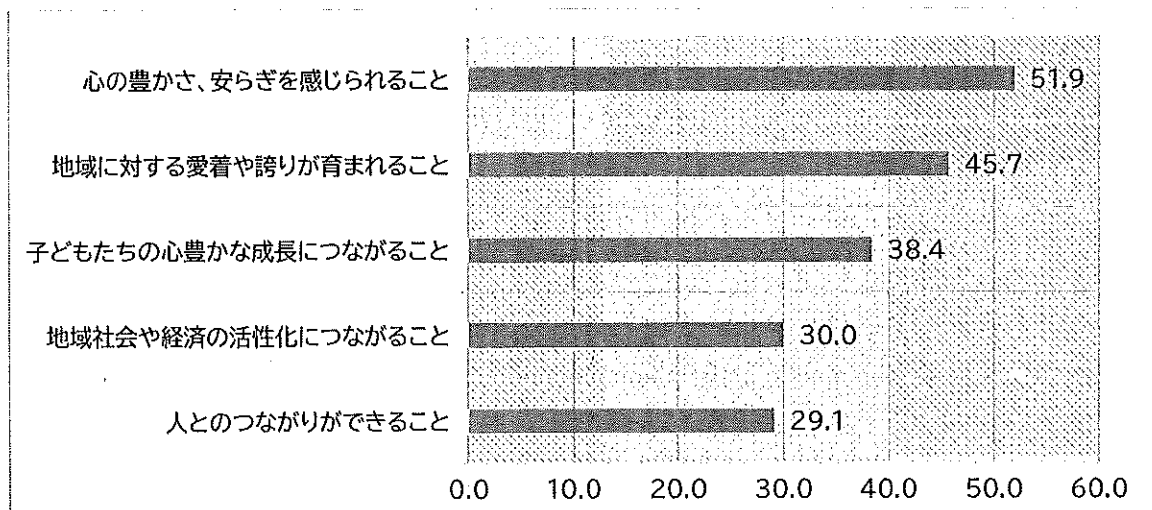
○ 文化・芸術を生かしたら良いと思う分野（複数回答、上位5項目、%）

- ・ 「観光」(59.8%) が最も多く、続いて、回答の多いものから順に、「まちづくり(地域の活性化)」(53.4%)、「教育」(45.2%)、「経済・産業」(27.6%)、「子育て」(15.5%)となっています。



○ 文化の振興が図られることで期待する効果（複数回答、上位5項目、%）

- ・ 「心の豊かさ、安らぎを感じられること」(51.9%) が最も多く、続いて、「地域に対する愛着や誇りが育まれること」(45.7%) となっています。また、「子どもたちの心豊かな成長につながること」(38.4%) といった回答が多い結果となっています。



## 第3章 計画の基本目標と基本方針

### 1 取り組むべき課題

本県の文化を取り巻く現状、これまでの取組の成果や県民意識調査の結果を踏まえ、以下の課題に取り組んでいきます。

- コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演等の実施による、誰もが文化にふれ親しむ機会の充実
- 次代を担う子どもたちが文化にふれ親しむ機会のより一層の充実
- 人口減少や少子高齢化が進む中での文化活動の推進と人材の育成
- 地域の伝統文化や文化財への関心を高めるとともに、適切な保存・活用を進め、未来に確実に継承していく取組の促進
- 観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の推進

### 2 基本目標

## 文化の力で心豊かに活力ある三重を実現

「みえ元気プラン」では、「県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化・芸術を担う人材の育成や地域における文化・芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られている」ことをめざす姿としています。

本計画では、このめざす姿の実現に向け、県民一人ひとりが自主性と創造性を発揮し、郷土への誇りと愛着を育みながら、日々の暮らしの中で生きがいと心の豊かさを実感できるとともに、文化の力を生かして、観光や地域づくりなど幅広い分野と連携することで、活力ある三重の実現に取り組むこととし、「文化の力で心豊かに活力ある三重を実現」を基本目標とします。

### 3 4つの基本方針

基本目標の実現に向け、計画を推進していくにあたって、以下の4つの基本方針を設定し、本県の文化振興等に関する施策に取り組んでいきます。

#### ●基本方針1 環境をつくる

～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～

文化は、人々の心に感動や喜び、安らぎを与えるとともに、日々の生活に生きがいや潤いを与えてくれるものであり、県民の皆さんが心豊かな生活を送る上で重要なものです。

県民の皆さんの心豊かな生活を実現する上で、年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが文化にふれ親しみ、また、文化に関して自主的に活動することができるような環境づくりに取り組んでいく必要があります。

また、特に、次代を担う子どもたちにとって、多彩な芸術や、地域の多様で特色ある文化にふれ親しむことは、その感性や創造性を育むとともに、豊かな人間性や地域を愛する心を育むことにつながります。

県では、これまでも鑑賞機会の充実や子どもたちの文化体験の取組など、文化にふれ親しむ環境の整備に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県民の皆さんが文化や芸術に関わる機会は減少し、その意識や行動、暮らしにも大きな影響を与えました。今なおコロナ禍による痛手からは回復途上にあるといえます。

そうした状況の中で、県民の皆さんの文化に対する関心や理解を深める気運を一層高めていく必要があります。

本計画では、誰もが、文化をより身近なものと感じられるよう、年齢や障がいの有無、経済的な状況、居住する地域、国籍などにかかわらず等しく、文化や芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるような環境を整備することに取り組みます。

**●基本方針2 人を育てる**  
～文化を育み、継承する人材の育成～

少子高齢化や過疎化等により、地域における文化活動の担い手が不足する中で、地域が育んできた祭りや年中行事などの地域文化の継承が大きな課題となっています。

また、文化活動を活性化させ、文化や芸術を県民の皆さんや社会に届けるためには、芸術家やアーティストなどの文化を創造する人材をはじめ、アートマネジメント人材、文化施設の管理・運営に関わる人材、文化財の保存等に関する専門人材などの文化を支える人材の育成が重要です。

文化を担い、支える人材の育成や確保に取り組むことは、県民の皆さんが文化にふれ親しむ機会を充実させるとともに、地域の貴重な財産を未来へと受け継いでいくことにもつながります。

本計画では、三重の文化を未来に継承していくため、文化を担い、支える人材の育成と確保に取り組めます。

**●基本方針3 歴史をつなぐ**  
～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や、ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」<sup>ほこ</sup>、「風流踊」<sup>ふうりゅうおどり</sup>をはじめ地域が守り受け継いできた文化財、民俗芸能、祭りや年中行事、伝統工芸など、自然や風土、歴史により培われた数多くの特色ある文化があります。

これらは、県民の皆さんの貴重な財産であるとともに、心のよりどころとなるものです。

この誇るべき三重の文化を今後も守り伝えるため、将来に向けて適切に保存し、個々の性質に応じて、適切で有効な活用を進めるとともに、確実に次世代へ継承していくことが重要です。

本計画では、文化財をはじめとする三重の歴史的資産等が、県民の皆さんが心豊かな生活を送るための糧として親しまれ、末永く受け継がれていくよう、その保存、活用及び継承に取り組めます。

●基本方針4 文化を生かす

～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～

本県には数多くの特色ある誇るべき文化がありますが、こうした地域の文化は、先人が長い間守り、継承してきた貴重な財産であるとともに、魅力的な文化資源でもあります。

これらを生かし、文化と観光などの産業が相互に連携することにより、地域に経済的な活力を生み出すとともに、ひいては、その活力が地域の文化そのものの発展に還元されるという、好循環につながることを期待されます。

また、地域の文化は、地域の皆さんのアイデンティティを形成する核となるものであり、地域の一体感や連帯感を醸成するとともに、その素晴らしさや歴史的な特長を知ること、郷土への愛着や誇りを育むことにもつながります。

本計画では、文化固有の意義と価値を尊重しつつ、文化を生かし、地域の活性化や、県民の皆さんの郷土愛の醸成、本県の文化の魅力の発信に取り組みます。

#### 4 3つの重点施策

本計画期間中に特に重点的に取り組む方向性について、重点施策として位置づけ、以下の3つの施策に取り組みます。

##### 重点施策1 県民の文化に対する関心及び理解の醸成

コロナ禍により、県民の皆さんが文化や芸術に関わる機会は減少し、その意識や行動、暮らしにも大きな影響を与えました。コロナ禍で落ち込んだ県民の皆さんの文化への気運の醸成を図るため、より文化や芸術に親しみ、身近なものとして感じてもらえるよう、多くの県民の皆さんが文化について関心を持ち、理解する機会を充実させるための取組を重点施策として推進します。

特に、県立文化施設の開館周年や大阪・関西万博、熊野古道世界遺産登録20周年、県政150周年を契機とし、特別な企画展やワークショップ等を開催するとともに、県立文化施設間での連携イベントを実施し、県民の皆さんが文化や芸術にふれ親しむきっかけとなるよう取り組みます。

##### 重点施策2 子どもたちの文化活動の充実

子どもたちが文化や芸術にふれることは、豊かな感性や人間性を育むとともに、生涯を通じて文化や芸術に親しむきっかけをつくり、また、将来の文化の担い手を育てることにもつながることから、極めて重要なものです。

そのため、子どもたちが質の高い文化や芸術を鑑賞・体験できる機会や、主体的に文化に関して活動できる機会を確保することにより、子どもたちが文化や芸術にふれ親しむ機会を充実させる取組を重点施策として推進します。

特に、子どもたちが主役となって日頃の活動の成果を発表できるイベントや、柔軟な感性をもっている幼少期から質の高い芸術作品等にふれ親しむことができる取組を推進します。

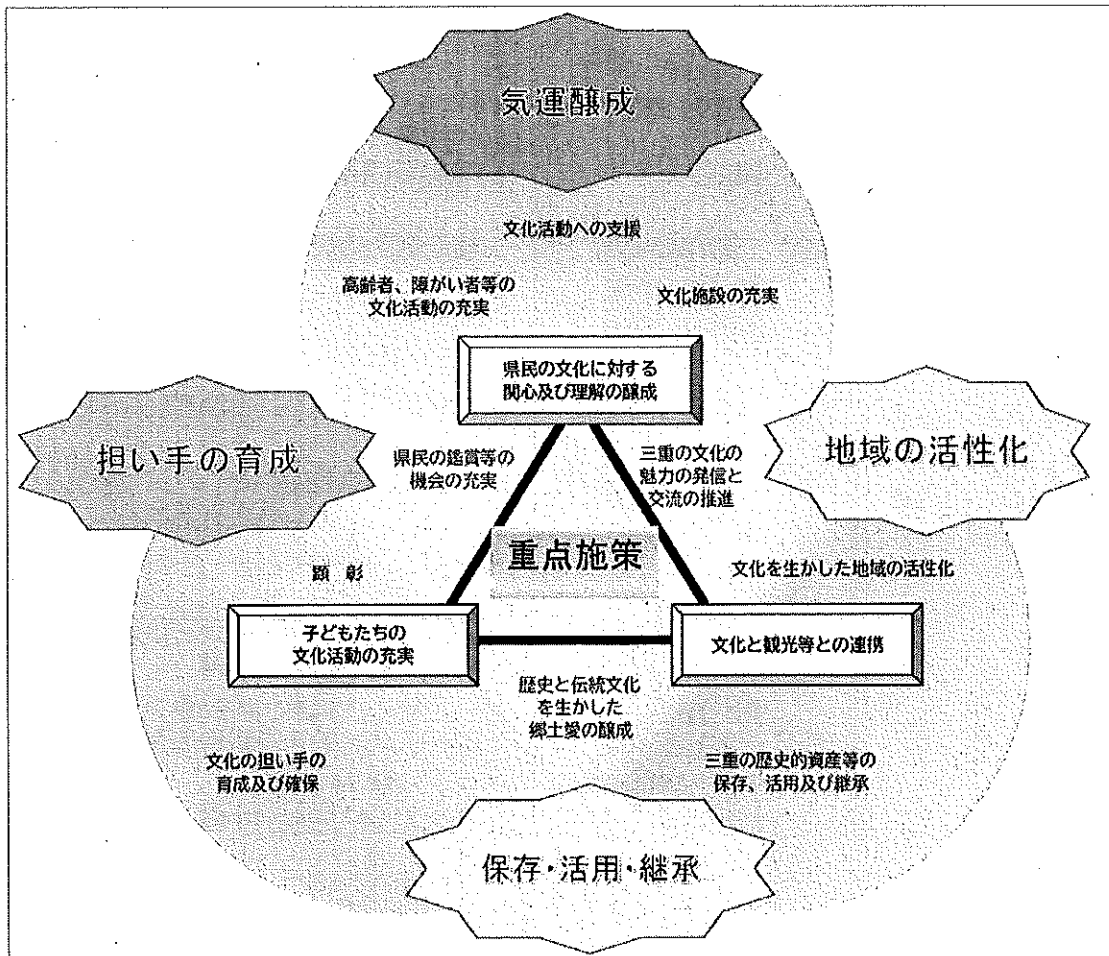
**重点施策3 文化と観光等との連携**

「文化芸術振興基本法」の改正や「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定により、文化の振興を、観光等の振興と地域の活性化につなげ、そこで得られた利益を、地域の文化の振興に還元する好循環につなげていく取組が求められています。

そのため、本県の魅力的な文化資源を最大限に生かし、観光等の施策との連携を推進することにより、本県の文化に対する理解を深めてもらう機会を拡大するとともに、地域の活性化につなげていく取組を重点施策として推進します。

特に、文化体験ルート構築を通じて、県立文化施設が三重の文化の拠点となり、三重の多様で豊かな歴史・文化資産の価値を高めるとともに、訪れる人が本県の文化をより体感できる仕組みを、関係市町やDMO等と連携して構築する取組を進めます。

(参考：重点施策に関するイメージ図)



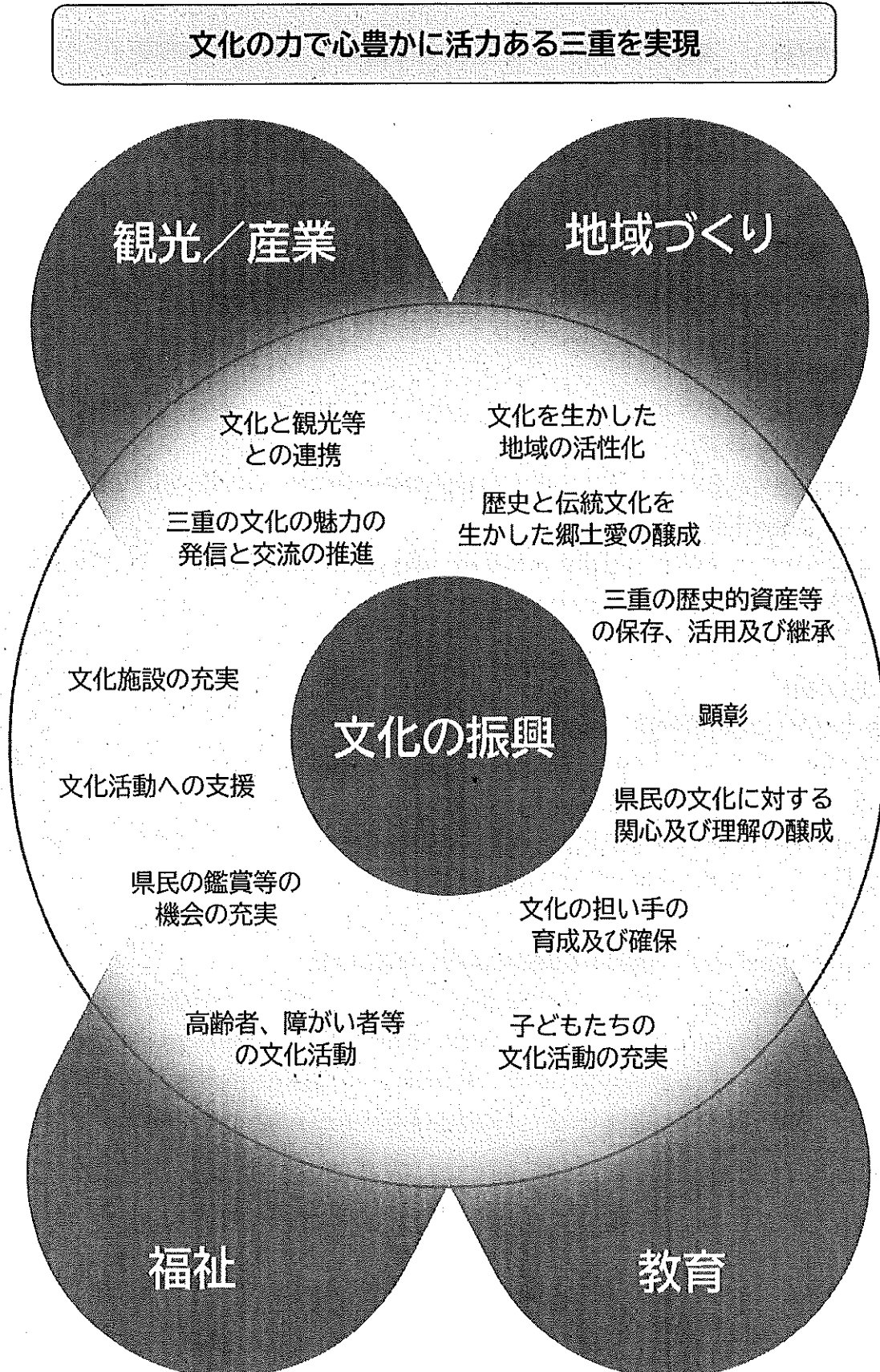
（参考）施策の体系

基本目標：文化の力で心豊かに活力ある三重を実現

基本方針	基本施策	取組の方向性
1 環境をつくる ～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～	(1) 県民の文化に対する関心及び理解の醸成	・文化に関する普及啓発 ・文化について学び、体験する機会の充実 ・イベント等の機会をとらえた関心の醸成
	(2) 県民の鑑賞等の機会の充実	・質の高い文化や芸術を鑑賞する機会の充実 ・文化に関して活動し、創造する機会の充実 ・アウトリーチ活動の推進
	(3) 高齢者、障がい者等の文化活動の充実	・高齢者の文化活動の充実 ・障がい者の文化活動の充実 ・誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくり
	(4) 子どもたちの文化活動の充実	・子どもたちが文化にふれ親しむ機会の充実 ・学校教育等との連携
	(5) 文化活動への支援	・文化団体等のネットワークづくりへの支援 ・文化活動に対する支援情報の提供 ・新たな支援のあり方の検討
	(6) 文化施設の充実	・県立文化施設の機能の充実 ・県立文化施設間の相互連携の強化
2 人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～	(7) 文化の担い手の育成及び確保	・文化の担い手やそれを支える人材の育成と支援 ・文化活動を行うための環境の整備
	(8) 顕彰	・顕彰制度の実施
3 歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～	(9) 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承	・三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承
4 文化を生かす ～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～	(10) 文化を生かした地域の活性化	・文化資源を生かした地域活性化の支援
	(11) 文化と観光等との連携	・県立文化施設を中核とした文化観光の推進 ・文化資源を生かした観光振興施策との連携 ・伝統産業・地場産業及び食の産業振興施策との連携
	(12) 歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成	・三重の歴史と伝統文化を学ぶ機会の充実 ・子どもたちへの郷土教育 ・郷土の偉人の業績による誇りづくり
	(13) 三重の文化の魅力の発信と交流の推進	・三重の文化に関する情報の発信 ・デジタル技術の活用 ・文化を通じた交流の推進



(参考) 他分野との関連に係るイメージ図



## 第4章 施策の展開

### 1 基本方針1 環境をつくる ～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～

#### ■ 基本施策（1） 県民の文化に対する関心及び理解の醸成 【重点】

県民の皆さんに文化をより身近なものとして感じてもらうために、様々な文化への関心や理解を深めてもらうことは重要です。

県民の皆さんが、文化への関心や理解を深める機会の充実に取り組みます。

#### ○ 取組の方向性：

- ・ 県民の皆さんの文化に関心を持つきっかけづくりのため、文化に関する普及啓発に取り組みます。
- ・ 県民の皆さんの文化に対する関心や理解を深めるため、文化について学び、体験する機会の充実に取り組みます。
- ・ 県民の皆さんが文化や芸術をより身近に感じることができるよう、イベント等の機会を捉えた関心の醸成を図ります。

#### ○ 主な取組：

##### 【文化に関する普及啓発】（環境生活部）

- ・ 多角的に文化に関する普及啓発を行うため、広報誌、ホームページ、SNSでの発信等の内容を充実させます。
- ・ 県民の皆さんが文化や芸術にふれ親しむきっかけとなるよう、気軽に楽しめるコンサートや公演の開催等に取り組みます。

##### 【文化について学び、体験する機会の充実】（環境生活部）

- ・ 文化や芸術について学び、理解を深められるよう、幅広い年齢層を対象とした講座やワークショップ、シンポジウム等による学習機会の提供に取り組みます。
- ・ 体験を通じて、三重の自然や歴史、地域文化への理解や学びを促進するため、フィールドワークや体験講座等による体験学習の機会の提供に取り組みます。

**【イベント等の機会をとらえた関心の醸成】**（環境生活部、南部地域振興局、雇用経済部）

- ・ 令和6年度に県総合文化センター開館30周年、県総合博物館開館10周年及び齋宮歴史博物館開館35周年、熊野古道世界遺産登録20周年、令和7年度に大阪・関西万博、令和8年度に県政150周年を迎えるとともに、令和7年度には次期式年遷宮に係る諸行事が始まることから、これらを契機として、PRイベントや魅力的な企画展、公演の開催など、県民の皆さんの興味や関心を喚起する取組を行います。

## ■ 基本施策（２） 県民の鑑賞等の機会の充実

県民の皆さんに、文化や芸術にふれ親しむことを通じて心の豊かさを実感してもらうことをめざすうえで、質の高い文化や芸術を鑑賞し、身近に文化活動に参加できるような機会を充実させることは重要です。

県民の皆さんが、文化を鑑賞し、参加し、創造できる機会の充実に取り組みます。

### ○ 取組の方向性：

- ・ 県民の皆さんに文化や芸術の良さや楽しさを実感してもらうため、質の高い文化や芸術を鑑賞する機会の充実に取り組みます。
- ・ 県民の皆さんが文化や芸術に関する創作活動に親しみ、また、その活動の成果を発表することができるよう、文化に関して活動し、創造する機会の充実に取り組みます。
- ・ 居住する地域などにかかわらず、誰もが文化にふれ親しんでもらえるよう、アウトリーチ\*活動の推進に取り組みます。

### ○ 主な取組：

#### 【質の高い文化や芸術を鑑賞する機会の充実】（環境生活部）

- ・ オペラやバレエ、クラシック音楽、演劇、伝統芸能等、多彩で魅力的な芸術性の高い公演等を鑑賞する機会の提供に取り組みます。
- ・ 広く県民の皆さんが、質の高い芸術作品や、三重の豊かな自然や歴史、文化にふれ親しむことができるよう、充実した企画展や展示等の開催に取り組みます。

#### 【文化に関して活動し、創造する機会の充実】（環境生活部）

- ・ 県民の皆さんが気軽に鑑賞・参加できるよう、「みえ県民文化祭」、「みえ県展」及び「みえ音楽コンクール」を、「みえ文化芸術祭」として一体的に開催します。
- ・ 県民の皆さんが企画や制作に参加してもらえるような公演の開催など、企画・創造型の事業に取り組みます。

\* アウトリーチ：「手を伸ばす」という英語から派生した言葉であり、文化・芸術の分野においては、普段、生の芸術に接する機会の少ない方々に対し、アーティストや作品が現場に出向くことで、文化・芸術を体験できる機会を提供するとともに、文化・芸術の楽しさや喜びを伝えていく活動のこと。

**【アウトリーチ活動の推進】**（環境生活部）

- ・ 学芸員による出前講座や博物館等への来館機会に限られる地域での移動展示の開催、館外における図書サービスの提供、市町と連携した様々な場所（老人ホームや障がい者支援施設など）での演奏会等の実施など、県民の皆さんが身近に文化や芸術に接する機会を拡充するため、アウトリーチ活動の一層の推進に取り組めます。

### ■ 基本施策（3） 高齢者、障がい者等の文化活動の充実

年齢や障がいの有無等に関わらず、すべての人が、自己の感性や創造性を十分に発揮できるよう、文化にふれ親しみ、創造できるような環境を整備することは重要です。

高齢者や障がい者等の文化活動が活発に行われるような環境づくりに取り組みます。

#### ○ 取組の方向性：

- ・ 高齢者が文化活動を通じて生きがいを見いだすことができるよう、高齢者の文化活動の充実に取り組みます。
- ・ 文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図るため、障がい者の文化活動の充実に取り組みます。
- ・ 年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが文化や芸術を楽しむことができるような環境づくりに取り組みます。

#### ○ 主な取組：

##### 【高齢者の文化活動の充実】（環境生活部）

- ・ 高齢者の学習ニーズに対応した講演会や講座を開催し、学習の場の提供に取り組むとともに、学習機会に関する情報提供に取り組めます。
- ・ 高齢者が文化や芸術にふれ親しみことができるよう、高齢者にとって利用しやすい展示の工夫や高齢者を対象とした公演の実施等に取り組めます。

##### 【障がい者の文化活動の充実】（環境生活部、子ども・福祉部）

- ・ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」を中心として、「三重県障がい者芸術文化祭」の開催等、文化活動を通じた障がい者の社会参加の促進や ICT\*を活用した情報発信、アートサポーター等の確保・活用などに努め、障がい者の多様な活躍の場の拡大を図ります。
- ・ 「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、障がいのあるアーティストたちの展覧会である「みえアールブリュット†」の開催、他団体と共催した「三重県障がい者芸術文化祭」受賞作品の展示等を通じて、障がい者による芸術性の高い作品等の創造に対する支援を行います。
- ・ 障がい者のニーズや多様な特性に応じた配慮を行うとともに、障がい者が文化や

\* ICT:「Information and Communication Technology」の略。日本語で「情報通信技術」のこと。

† アールブリュット:専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術。

芸術にふれ親しむことができる環境づくりに取り組みます。

**【誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくり】**（環境生活部）

- ・ 小さな子どもを持つ方でも安心して文化を鑑賞し、文化活動できるような環境づくりに取り組みます。
- ・ 外国人の利用者向けに多言語表記や、やさしい日本語の使用に取り組むなど、情報の提供に努めます。
- ・ 県立文化施設のバリアフリー化の推進を通じ、誰もが利用しやすい環境づくりに取り組みます。

■ 基本施策（４） 子どもたちの文化活動の充実 【重点】

次代を担う子どもたちが、多彩な芸術、地域の多様で特色ある文化にふれ親しむことは、その感性や創造性を育み、豊かな人間性を身に着けることにつながるとともに、地域に対する誇りや愛着を醸成し、地域の文化の発展に貢献しようとする思いを育むことにもつながります。

子どもたちが文化にふれ親しむ機会を充実させるとともに、文化活動の機会の充実に取り組みます。

○ 取組の方向性：

- ・ 子どもたちの豊かな人間性と多様な個性を育むとともに、郷土への誇りや愛着を醸成するため、子どもたちが文化にふれ親しむ機会の充実に取り組みます。
- ・ 子どもたちの文化に対する関心や理解を深めるため、学校教育等との連携に取り組みます。

○ 主な取組：

【子どもたちが文化にふれ親しむ機会の充実】（環境生活部）

- ・ 子どもたちが、多彩な文化や芸術に出会い、身近にふれ親しむことができるよう、子ども向けの取組や親子で楽しめる取組等を充実させるとともに、著名な美術作品をはじめ、収蔵資料の充実等に取り組みます。
- ・ 子どもたちが、地域の多様で豊かな自然や歴史・文化への関心や理解を深めることができるよう、学び、体験できる機会の提供に取り組みます。
- ・ 子どもたちの文化活動への意欲や主体性を高めるため、主役となってその成果等を発表できる機会の一層の提供に取り組みます。

【学校教育等との連携】（環境生活部、教育委員会）

- ・ 子どもたちに文化にふれ親しむ機会を効果的に提供できるよう、教育委員会や地域の学校と連携し、学校教育では出会う機会の少ない文化・芸術分野のアーティストや専門家を派遣する取組を進めます。
- ・ 県立文化施設は、学校に対して施設への来訪を積極的に働きかけ、子どもたちにワークショップ等体験型の学びを提供する取組を進めるとともに、学校へ出向き、出張授業等を通じて文化や芸術についての理解を深める取組を進めます。
- ・ 地域の実情に応じた適切な支援により、各市町が抱える課題の解決を図り、中学校における休日の文化部活動の段階的な地域連携・地域移行を推進します。
- ・ 文化部活動指導者の派遣を推進するなど、学校の文化部活動における専門的な指導の充実を図ります。



## ■ 基本施策（5） 文化活動への支援

文化活動が活発に行われるために、文化活動を行う個人や団体が意欲的に活動し、その創造性が十分に発揮できるような環境づくりに取り組むことは重要です。文化団体等の活動が発展していくよう、その活動への支援に取り組みます。

### ○ 取組の方向性：

- ・ 様々な分野の文化団体等が交流することを通じて、文化活動が活性化するよう、文化団体等のネットワークづくりへの支援に取り組みます。
- ・ 文化団体等の活動が促進されるよう、文化活動に対する支援情報の提供に取り組みます。
- ・ 文化団体等の活動に対して、より適切で効果的な支援を図るため、新たな支援のあり方の検討に取り組みます。

### ○ 主な取組：

#### 【文化団体等のネットワークづくりへの支援】（環境生活部）

- ・ 三重県文化団体連絡協議会等の活用を通じて、文化団体同士の情報交換や交流の促進を図り、その連携を支援します。
- ・ 「みえ県民文化祭」において、地域の文化団体等と連携した舞台公演や作品展示を行うことにより、自主的、主体的な文化活動を通じた交流の場づくりを進めます。

#### 【文化活動に対する支援情報の提供】（環境生活部）

- ・ 文化庁や民間団体等の行う助成制度に関する情報を提供するとともに、事業者等による文化活動に対する支援（寄附、メセナ\*活動等）が促進されるよう、公益社団法人企業メセナ協議会の「助成認定制度」に関する情報を提供します。

#### 【新たな支援のあり方の検討】（環境生活部）

- ・ 県内における文化団体等の実態や課題の把握、優良事例等に関する調査研究を実施し、アーツカウンシル<sup>†</sup>の必要性など、文化団体等の活動への新たな支援のあり方を検討します。

\*メセナ：企業による芸術文化支援のこと。

†アーツカウンシル：文化・芸術に関する高い専門性を持つスタッフが、その知見やネットワークを活用して、文化・芸術事業への助成をはじめとした様々な支援を行う専門機関のこと。日本の「地方版」アーツカウンシルは助成事業に特化したものではなく、地域の特性に応じ様々な運営を行っている。

## ■ 基本施策（6） 文化施設の充実

県民の皆さんが活発に文化活動を行うとともに、文化を通じて交流するためには、県立文化施設が多様なニーズに対応し、本県における文化活動の拠点として、その役割を果たすことが重要です。

本県における文化活動の拠点としての機能の充実を図るとともに、より身近で利用しやすい施設づくりに取り組めます。

### ○ 取組の方向性：

- ・ 本県における文化活動の拠点として、県民の皆さんのニーズにきめ細やかに対応できるよう、県立文化施設の機能の充実に取り組めます。
- ・ 県立文化施設が、文化振興、生涯学習、人材育成、地域づくりに貢献する「県民の学び・体験・交流の場」となるよう、県立文化施設間の相互連携の強化に取り組めます。

### ○ 主な取組：

#### 【県立文化施設の機能の充実】（環境生活部）

- ・ 県立文化施設が、県民の皆さんの文化活動の場として、また、文化や芸術にふれ親しむ場として積極的に活用されるよう、利用環境の充実や魅力ある公演、展示や講座の開催等に取り組めます。
- ・ 適正な資料・作品等の収集・保管と調査研究を計画的に推進するとともに、効果的な情報提供や職員の資質向上のための研修の実施、県内外の文化施設等との連携に取り組めます。
- ・ 県立文化施設の機能強化と安定的な運営に資するよう、クラウドファンディング\*等による外部資金の確保に努めます。
- ・ 県立文化施設の計画的な整備や適切な維持に取り組めます。

#### 【県立文化施設間の相互連携の強化】（環境生活部）

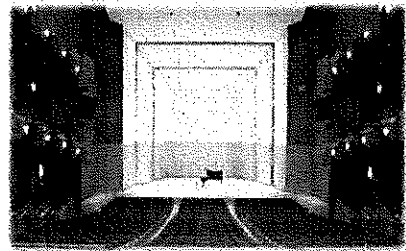
- ・ 各県立文化施設で構成する「県立文化施設ネットワーク会議」を活用し、各施設相互の連携強化を図り、県立文化施設が、県民の皆さんが学び、体験し、交流する場となるよう、本県における文化活動の拠点としての機能の一層の強化に取り組めます。

\* クラウドファンディング：特定のプロジェクトを実施するために、主としてインターネットを通じて不特定多数の人から資金調達する仕組みのこと。

### 県総合文化センター

県総合文化センターでは、オペラやバレエ、クラシック音楽から演劇、伝統芸能まで、多彩で魅力的な芸術性の高い公演を開催するほか、アウトリーチ活動や人材育成などを行います。

また、高等教育機関や市町と連携したセミナーをはじめとする学習機会の提供や、県内のさまざまなアーティストや専門機関と協働して、次代の文化を担う子どもたちに、質の高い文化・芸術との出会いを提供します。



### 県立図書館

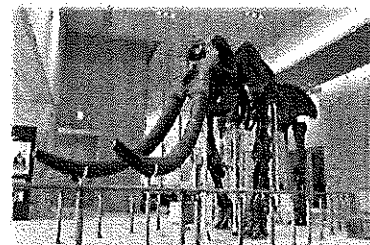
県立図書館では、三重県関係の図書資料の充実、読書活動や課題解決の支援を行うとともに、全ての県民の皆さんが質の高い図書館サービスを等しく利用できるよう、県内の図書館ネットワークの中心として、市町立図書館等と連携しながら、三重県全体の図書館サービスの向上に取り組めます。



### 県総合博物館

県総合博物館では、三重が持つ「多様性の力」をテーマに、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざして、県民・利用者の皆さんとの協創、さまざまな主体との連携の視点で、資料の収集・保管・展示を行うとともに、三重の自然・歴史・文化に関する調査研究等を行います。

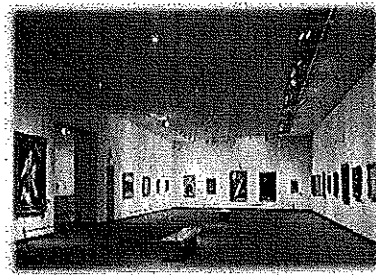
また、歴史資料として重要な情報が記録された文書等（特定歴史公文書等）を保存し、県民の皆さんの利用（閲覧、複写、レファレンス等）に対応します。



### 県立美術館

県立美術館では、美術を介して人々が感性や想像力を育み、自己の世界を広げられるような機会を提供するため、三重や国内外の質の高い美術、多彩な表現を紹介するとともに、コレクションの充実、保護、調査研究に努め、次代を担う子どもたちにその意義を伝えていきます。

また、誰もが充実した美術体験を行えるよう、県内外のさまざまな組織・個人と協働し、美術館の可能性を広げていきます。



### 斎宮歴史博物館

斎宮歴史博物館では、斎宮等に関する資料の収集・保管・展示・調査研究等を行うとともに、史跡斎宮跡の学術的な発掘調査を進めます。

近年、飛鳥・奈良時代における斎宮中枢域について解明が進みつつあり、国内外の多くの方に、斎宮の歴史的・文化的価値や魅力を知っていただけるよう、明和町や関係団体等の地域の方々と連携・協力しながら、積極的な情報発信等に取り組めます。



## 2 基本方針2 人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～

### ■ 基本施策（7） 文化の担い手の育成及び確保

県内の文化活動が充実し、さらに発展していくためには、文化の担い手とその活動を支える人材を育成することが必要です。

若い芸術家の育成や、文化を支える専門的人材の育成への支援に取り組むとともに、文化団体等の活動が活発に行われるような環境づくりに取り組みます。

#### ○ 取組の方向性：

- ・ 若い芸術家をはじめ、舞台技術者や文化活動を企画・運営する人材、文化財に関する専門人材など、文化の担い手やそれを支える人材の育成と支援に取り組みます。
- ・ 文化活動を行いやすい環境づくりを通じて人材育成等を支援するため、文化活動のための環境の整備に取り組みます。

#### ○ 主な取組：

##### 【文化の担い手やそれを支える人材の育成と支援】（環境生活部、教育委員会）

- ・ 将来の文化の担い手を創出できるよう、音楽や演劇分野などの実演芸術の若い人材の育成に取り組みます。
- ・ 文化の振興を担う専門人材（アートマネジメント人材等）を育成するための研修等を実施します。
- ・ 博物館等に関わる人材を育成するため、学芸員資格の取得を希望する大学生などに実習の機会を提供することや、小中学生の職場体験等に取り組みます。
- ・ 文化財の保存、活用及び継承に関して、専門的人材の確保と人材育成に取り組むため、研修・講習等を開催するとともに、文化財の巡視や文化財所有者等への助言を行う文化財保護指導員を適切に確保します。
- ・ 県立文化施設の運営を支援するボランティアとの連携・協働を通じて、文化や芸術、地域の歴史等について学び、活動する人材の育成につなげます。

##### 【文化活動を行うための環境の整備】（環境生活部）

- ・ 県立文化施設において、創作、練習、発表等の活動を行いやすい環境の整備を図るとともに、日頃の活動の成果を発表する場を提供することを通じて、文化の担い手の育成につなげます。

## ■ 基本施策（8） 顕彰

顕彰制度は、優れた創造活動を行った者や文化の振興に寄与した者に敬意を表することで、文化活動の活性化に大きな役割を果たします。

文化活動において、顕著な成果を収めた方や文化の振興に寄与した方の顕彰に取り組みます。

### ○ 取組の方向性：

- ・ 優れた創造活動を行った方や本県の文化の振興に寄与した方を積極的に顕彰することで、文化に対する関心を高め、本県の文化活動を活性化させるとともに、後進の意欲を喚起し人材育成につなげるため、顕彰制度を実施します。

### ○ 主な取組：

#### 【顕彰制度の実施】（環境生活部）

- ・ 「三重県文化賞」により、長年にわたり本県の文化振興に貢献し、その活動及び功績が優れた個人・団体を表彰します。また、「三重県文化賞」のうち、「文化新人賞」では、将来一層の向上が期待される個人又は団体を積極的に表彰します。
- ・ 県民の皆さんの美術に対する創作意欲を高めるとともにその理解を深め、美術水準の向上に寄与することを目的に、「みえ県展」を開催し、入選・入賞作品を表彰します。また、音楽を学び、努力を続けている人々が日頃の成果を発揮し、交流できる機会とするため、「みえ音楽コンクール」を開催し、入賞者を表彰します。

### 3 基本方針3 歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～

#### ■ 基本施策(9) 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承

本県の有形・無形の文化財や地域の伝統的な文化は、県民の皆さんの貴重な財産として、守り伝えられる必要があります。そのためには、将来に向けて適切に保存し、個々の性質に応じて適切で有効な活用を進め、確実に次世代へ継承するとともに、県民の皆さんが心豊かな生活を送るための糧として親しまれることが重要です。

文化財をはじめとする三重の歴史的資産等を、適切に保存、活用し、将来へ継承する取組を進めます。

#### ○ 取組の方向性：

- ・ 県民の皆さんの共通の財産である有形・無形の文化財や伝統芸能や民俗芸能、祭りや年中行事、伝統工芸等の伝統的な文化を、有効に活用するとともに、次代に大切に引き継いでいくため、三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承に取り組みます。

#### ○ 主な取組：

##### 【三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承】(環境生活部、教育委員会)

- ・ 文化財を将来にわたって保存、継承するため、本県にとって特に重要な文化財については、三重県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、指定を行います。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを積極的に行います。
- ・ 国・県指定等文化財で、修復や再生、継承のための取組が必要なものについては、所有者や市町と調整の上、保存のための支援をするとともに、その活用のための情報発信を積極的に実施します。
- ・ 民俗文化財の継承については、市町や保持団体と密に情報共有を行い、それぞれの実情に応じた対応を行います。
- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、世界遺産の追加登録を見据えながら、関連する文化財に新たな価値づけを行い、複数市町にまたがる構成文化財を一体として保護するとともに、未永く守り伝えられるよう関係する地元の気運を高める取組を進めていきます。
- ・ 古代から中世にかけて設置された齋宮（齋王の居住した宮殿と役所・齋宮寮）を中心とする遺跡である国史跡「齋宮跡」について、実態解明のための発掘調査を進めるとともに、史跡を守り伝え、活用する取組を進めていきます。

- ・ 子どもたちが郷土を愛し、文化財を受け継ぐ人へと育つよう、市町と連携し、文化財体験イベントや、県内で催される祭りを体感するプログラムなど、子どもたちが文化財の価値を理解したり、魅力に触れたりする機会を創出します。
- ・ 国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」をはじめとする県内の魅力ある文化財について、パネル展や SNS 等による啓発・情報発信に取り組むとともに、県埋蔵文化財センターにおいて、公開講座や展示会開催等の取組を進め、県民の皆さんが文化財への理解を深められる機会を提供します。
- ・ 県内の文化財について、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、地域社会総がかりでの文化財保護への取組方針を示し、市町に対する支援を行うとともに、防災及び災害発生時には、「三重県文化資産防災ネットワーク要綱」に基づき、県内の文化財を災害から守るための取組を行います。
- ・ 国・県指定等文化財をはじめとした文化財の保存、活用が地域社会総がかりで計画的に進められるよう、市町による文化財保存活用地域計画の作成を積極的に支援します。
- ・ 県立の博物館施設において、資料の収集、適切な保存や修復、調査研究、展示等の普及公開に取り組むとともに、講演会等の開催、取扱いや保存に関する助言・指導等に取り組みます。
- ・ 子どもたちが学校文化活動において地域や我が国の伝統文化にふれ親しむ機会を充実させます。
- ・ 祭り等の魅力を伝える映像記録の作成やこれまでの映像記録をデジタル化し、記録保存を行うとともに、子どもたちが祭りを体験し、取材する機会を創出して、未来の担い手育成につなげます。



## 4 基本方針4 文化を生かす ～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～

## ■ 基本施策(10) 文化を生かした地域の活性化

地域の文化は、地域住民が長い間守り、継承してきた貴重な財産であるとともに、魅力的な文化資源であることから、保存と活用の両輪で取り組みながら、地域の活力の向上に生かしていくことが重要です。

地域住民が主体となって取り組む、文化を生かした地域の活性化への支援に取り組みます。

## ○ 取組の方向性：

- ・ 三重の多様で特色ある文化資源を生かし、地域の活力の向上に資するよう、文化資源を生かした地域活性化の支援に取り組みます。

## ○ 主な取組：

【文化資源を生かした地域活性化の支援】(環境生活部、南部地域振興局、県土整備部)

- ・ まちかど博物館等の地域の歴史や文化資源を活用した地域住民の主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・ 県内の文化財や伝統的な祭り、食文化をはじめ、県内から輩出した偉人等について情報発信し、文化資源として観光やまちづくりに生かします。
- ・ 地域に残る街道やまち並みなど、先人たちが培ってきた歴史・文化的景観を受け継ぎ、生かし、誇りを持ちつつ次の世代に引き継ぐ景観づくりを進め、地域づくりやまちづくりにつなげます。
- ・ 令和6年度に、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が登録20周年を迎えることから、周年を契機とし、熊野古道への理解促進を図るとともに、南部地域の賑わいをつくってきた祭り等の維持・活性化に向けて、地域の人びとと地域外の人びとが共に活動する仕組みづくりを支援します。
- ・ 日本遺産でもある国史跡齋宮跡について、その魅力を生かし、地域が連携して取り組むまちづくりや地域のにぎわい創出のための取組を支援します。

■ 基本施策（11） 文化と観光等との連携 【重点】

地域の魅力的な文化資源を生かし、文化と観光その他の産業の関連分野が相互に連携することは、地域産業の振興につながり、地域に経済的な活力を生み出すとともに、ひいては、その活力が地域の文化の発展に還元されることが期待されます。

観光その他の産業の発展とともに、地域の文化の振興を図るため、文化と観光その他の産業との連携に取り組みます。

○ 取組の方向性：

- ・ 三重の多様で特色ある文化資源を観覧・体験する観光を通じて、三重の文化への理解を深めてもらうとともに、その恩恵を文化に還元するという好循環につなげるため、県立文化施設を中核とした文化観光の推進に取り組みます。
- ・ 三重の豊かな文化を生かし、地域の活性化につなげていくため、文化資源を生かした観光振興施策との連携に取り組みます。
- ・ 地域の文化と密接に関わりのある伝統工芸品や食文化等の魅力をアピールし、その価値を高めるため、伝統産業・地場産業及び食の産業振興施策との連携に取り組みます。

○ 主な取組：

【県立文化施設を中核とした文化観光の推進】（環境生活部）

- ・ 県立文化施設を「三重の歴史や文化を知る・学ぶ拠点」として位置付け、斎宮を核とした文化体験ルートを設定し、三重の文化についての理解を深める機会を創出するとともに、様々な媒体を活用し、その魅力を発信します。さらに、県立文化施設を中核とした文化観光を他の地域にも展開していきます。

【文化資源を生かした観光振興施策との連携】（環境生活部、観光部）

- ・ 本県にしかない歴史や文化、自然等の資源を生かした魅力的な観光コンテンツの新規造成やブラッシュアップを支援するなど、観光振興施策との連携を推進します。

【伝統産業・地場産業及び食の産業振興施策との連携】（環境生活部、雇用経済部）

- ・ 地域の風土や暮らしの中で生まれ、受け継がれてきた伝統工芸品等の魅力を県外に向けてPRし、普及に取り組むなど、伝統産業・地場産業振興施策との連携を推進します。
- ・ 三重で育まれてきた多様で豊かな食文化の継承・発展を図るため、その魅力を広く発信するなど、食の産業振興施策との連携を推進します。

## ■ 基本施策（12） 歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成

郷土の歴史や伝統文化を知り、学ぶことを通じて、郷土に対する誇りと愛着を醸成することは、三重県民としてのアイデンティティを育むとともに、地域の文化だけでなく、地域そのものの発展に貢献しようとする思いを育むことにもつながります。

郷土の歴史や文化を学ぶ機会を充実させることを通じて、県民の皆さんの郷土愛の醸成につなげます。

### ○ 取組の方向性：

- ・ 県民の皆さんが三重の文化の魅力を改めて認識し、地域への理解と愛着を深めることができるよう、三重の歴史と伝統文化について学ぶ機会の充実に取り組みます。
- ・ 子どもたちが郷土について誇りと愛着を感じ、将来、地域で活躍する意欲と態度を育むことができるよう、子どもたちへの郷土教育の推進に取り組みます。
- ・ 本県にゆかりのある偉人の業績を顕彰することや学ぶことを通じて、県民の皆さんの誇りとしての意識を育むため、郷土の偉人の業績による誇りづくりに取り組みます。

### ○ 主な取組：

#### 【三重の歴史と伝統文化を学ぶ機会の充実】（環境生活部）

- ・ 郷土の歴史や伝統文化を学ぶことができる講座やセミナー、展示等を開催します。
- ・ 令和8年度に、県政150周年を迎えることから、本県の歴史や文化、風土について関心や理解を深めることができるよう、県立文化施設での企画展の開催等に取り組みます。
- ・ 本県の歴史について理解を深めることができるよう、「三重県史」や県史編さんの過程で収集した資料、歴史資料として重要な情報が記録された文書等（特定歴史公文書等）について、県民の皆さんの利活用を促進します。

#### 【子どもたちへの郷土教育の推進】（環境生活部、教育委員会）

- ・ 子どもたちが本県の自然や歴史・文化について興味を持って学び、ふるさと三重への愛着や誇りを育むことができるよう、県総合博物館等の県立文化施設での取組を充実させます。
- ・ 学校文化活動において、地域の方々との交流を進めるなど、三重の伝統や文化についての理解を深め、愛着や誇りを育む機会の充実を図ります。

**【郷土の偉人の業績による誇りづくり】**（環境生活部）

- ・ 松尾芭蕉、本居宣長、松浦武四郎、小津安二郎など、本県にゆかりのある偉人について、市町や関係団体が行う顕彰事業を支援します。
- ・ 本県にゆかりのある歴史的な人物や、芸術家、作家等に関する調査研究を行うとともに、企画展や展示等を通じて、広く県民の皆さんに紹介します。

### ■ 基本施策（13） 三重の文化の魅力の発信と交流の推進

三重の文化の魅力を積極的に発信し、文化を通じた地域間の交流等を推進することは、文化活動の活発化や新たな文化活動の創造につながるだけでなく、地域の活力の向上につながることを期待されます。

三重の文化の魅力に関する情報を積極的に発信するとともに、文化を通じた交流の推進に取り組みます。

#### ○ 取組の方向性：

- ・ 三重の文化の認知度向上を図るため、三重の文化に関する情報の発信に取り組みます。
- ・ 三重の文化についての情報を多くの人々と共有しやすい形で提供できるよう、デジタル技術の活用に取り組みます。
- ・ イベントや様々な機会を活用し、文化を通じた交流の推進に取り組みます。

#### ○ 主な取組：

##### 【三重の文化に関する情報の発信】（環境生活部、教育委員会）

- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や本県のユネスコ無形文化遺産をはじめとする、三重の文化の魅力に関する情報について、積極的な発信に取り組みます。
- ・ 令和7年度に開催される大阪・関西万博の機会をとらえて、庁内関係部局と連携して、三重の文化の魅力を発信する取組を行います。

##### 【デジタル技術の活用】（環境生活部）

- ・ 「三重の文化」ホームページやSNS、動画サイトなど、多様な情報発信手段を活用して、三重の文化に関する情報を広く発信します
- ・ 県立文化施設の保有する収蔵資料等について、デジタル化、データベース化を図り、利用者の利便性を高める取組を進めます。

##### 【文化を通じた交流の推進】（環境生活部、教育委員会）

- ・ 国民文化祭や全国高等学校総合文化祭への参加の促進など、文化団体等の県外での活動や団体間の交流を推進します。
- ・ 松浦武四郎を通じた北海道との交流連携をはじめ、他の地域との文化に関する交流に取り組みます。
- ・ 県外の文化施設との共同研究、情報交換など学術的連携に取り組み、文化交流の促進に取り組みます。

## 第5章 計画の推進と進行管理

### 1 各主体に期待される役割

本県の文化の振興等を進めていくためには、県民の皆さん、文化団体等、教育機関、事業者等が、それぞれの立場に応じて主体的に行動し、連携・協働しながら取り組んでいくことが必要です。

各主体に期待されることは次のとおりです。

#### （1）県民の皆さん

県民の皆さんは、文化活動の主役であり、本県文化に関する理解や関心を深めるとともに、自主的、主体的に文化鑑賞や文化活動への参加、創作活動などを行うことにより、文化の振興等に積極的な役割を果たすことが期待されます。

#### （2）文化団体等

文化団体等は、文化活動を実践することを通じて、文化の各分野を牽引するとともに、担い手の育成や地域文化の継承、発展への寄与など、文化の振興等に積極的な役割を果たすことが期待されます。

#### （3）教育機関

教育機関は、子どもたちをはじめとする県民の皆さんの豊かな感性や創造性を育むため、文化に関する学習機会を提供するなど、文化にふれ親しむ機会の創出に努めることが期待されます。

また、高等教育機関等においては、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすことが期待されます。

#### （4）事業者

事業者は、文化についての理解と関心を深め、地域社会を構成する一員として、地域の文化活動へ自らが参画したり、地域の文化活動への支援することなどを通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすことが期待されます。

### 2 県の責務

県は、「文化芸術基本法」等の関係法令や条例、県の総合計画及び本計画に基づき、各主体、国や他の地方公共団体等と連携して、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

### 3 県と市町との連携

市町は、住民にとって身近な行政機関であり、地域における文化の振興等において、その果たす役割は重要です。

県と市町は、相互に連携・協力しながら、施策の効果的な推進を図ることができるよう、県と市町の文化行政担当課が、定期的に連絡調整や協議を行う場を設け、効果的な連携を実現するための仕組みを構築します。

### 4 県の推進体制

文化の振興等に関する施策の推進に当たっては、観光やまちづくり、福祉、教育等の関連分野における施策との有機的な連携が必要であることから、関係部局との横断的な連携体制の構築を図り、部局間の調整を行いながら総合的かつ効果的に各種施策を実施します。

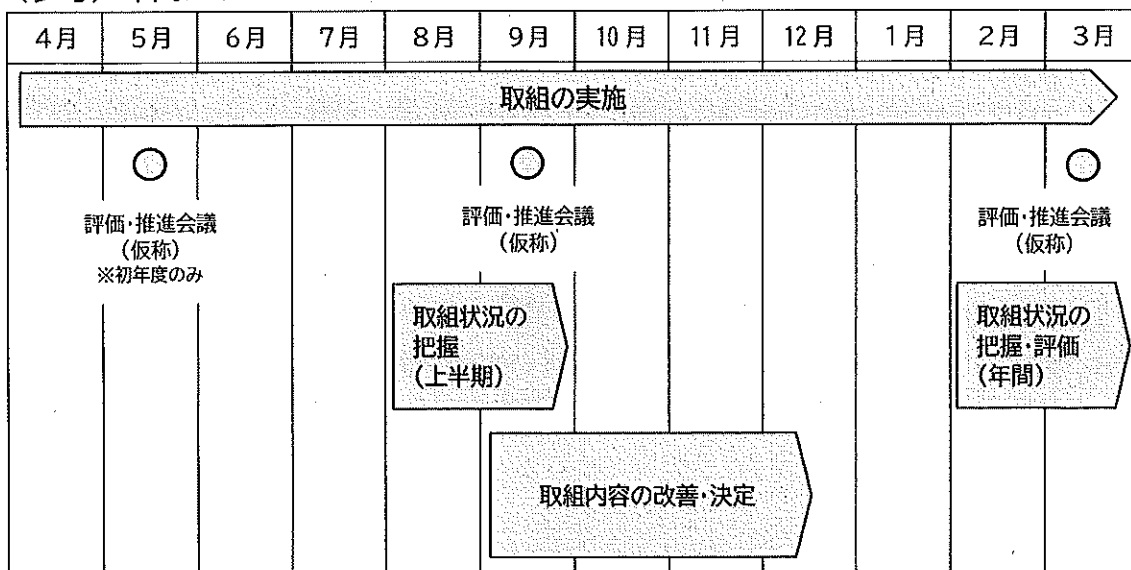
### 5 進行管理

毎年度、本計画に掲げる施策の取組状況や進捗状況を把握し、進行管理と評価・検証を行い、その結果を公表することで、PDCA サイクルによる進行管理を行います。

また、評価・検証にあたっては、第三者評価（外部評価）を活用するため、有識者等による「評価・推進会議（仮称）」を設置します。

なお、計画期間内においても、評価・検証の結果や国内外の情勢の変化を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを実施することとします。

(参考) 年間スケジュール



## 6 成果指標

計画全体に対する指標として、施策の体系における4つの基本方針ごとに「成果指標」を設定します。

### ○ 成果指標

項目	指標	現状値 (R4)	目標 (R8)
1 環境をつくる	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度（※1）	75.5%	76.6%
	県立文化施設の利用者数（※2）	98.2万人	140万人
2 人を育てる	文化や芸術の鑑賞・体験授業に参加した児童生徒等の人数（※3）	27,014人	33,500人
	文化振興に係る人材の育成を目的とした事業の参加者数（※4）	1,104人	1,950人
3 歴史をつなぐ	文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数（※5）	79件	92件
4 文化を生かす	県立文化施設を中核とした文化観光ルートを構築した地域数（※6）	—	5件 (累計件数)

※1…県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合

※2…県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数

※3…県立文化施設が実施する児童生徒等の文化や芸術の鑑賞・体験を目的とした事業に参加した人数

※4…県立文化施設が実施する文化振興に係る人材（若い芸術家や文化振興を担う専門人材）の育成を目的とした事業の参加者数

※5…関係団体や市町等とともに文化財の保存・活用・継承に向けて取り組んだ件数

※6…県立文化施設を起点とし、県内5地域（桑名・四日市地域、斎宮・伊勢地域、鳥羽・志摩地域、伊賀・名張地域、東紀州地域）を結ぶ「文化体験ルート」を想定し、構築できた地域数



報告1

三重県教育委員会請願等取扱要綱

三重県教育委員会請願等取扱要綱について、別紙のとおり報告する。

令和6年3月22日提出

三重県教育委員会事務局  
教育総務課長



## 三重県教育委員会請願等取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、三重県教育委員会（以下「委員会」という。）が受理する請願書及び陳情書（以下「請願書等」という。）の取扱いについて、三重県教育委員会会議規則（昭和31年10月1日三重県教育委員会規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (請願書等の提出)

第2条 委員会に請願しようとする者は、教育長あて請願書等を文書で提出しなければならない。

- 2 前項の請願書等には、邦文により、件名、請願陳情者の住所及び氏名（団体等の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名）、提出年月日並びに請願陳情の趣旨及び理由を記載しなければならない。

### (会議付議)

第3条 前条の規定により提出された請願書等については、教育委員会会議（以下「定例会」という。）に付議するものとする。

- 2 同一趣旨の請願書等が複数件ある場合、その要旨及び内容等を取りまとめた文書で付議することができる。
- 3 定例会における請願書等の採決は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 採択：請願等の趣旨が妥当で、かつ、実現すべきもの
  - (2) 不採択：請願等の趣旨が妥当でないもの、実現が不可能なもの又は既に実施しているもの
  - (3) 一部採択：請願等の趣旨のうち一部分が妥当で、かつ、実現すべきもの
- 4 次の各号に該当する場合、定例会で確認の上、審議を行わないことができる。
  - (1) 基本的人権を否定するなど、違法又は公序良俗に反する行為を求めるもの。
  - (2) 裁判判決の変更を求めるものや、係属中の裁判事件に干渉するものなど司法権の独立を侵すおそれのあるもの。
  - (3) 個人や団体等を誹謗・中傷し、その者の名誉棄損又は信用失墜のおそれのあるもの。
  - (4) 公益上の必要がなく単に個人の秘密を暴露するもの。
  - (5) 委員会の権限に属する事務ではない事項を願意とするもの。
  - (6) 採択、不採択等の議決のあった請願陳情と同一趣旨のもの又は相反する趣旨のもので、以後に特段の状況の変化がないもの。ただし、議決から1年以上経過したものは除く。
  - (7) 職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの。
  - (8) 前各号以外に、審議を行わないことが合理的であると判断されるもの。

(審議結果通知)

第4条 請願陳情の審議結果については、速やかに請願陳述者に対して、文書で通知するものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 三重県教育委員会請願等取扱要綱について

### 1 制定理由

現行の三重県教育委員会会議規則においては、請願等の取扱いについて詳細な記述がないことから、具体的な処理方法について定めるものである。

### 2 制定内容

請願書等の提出方法、会議付議についての具体的方法、審議結果通知について規定する。

### 3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。



報告 2

県立高等学校の活性化について

県立高等学校の活性化について、別紙のとおり報告する。

令和6年3月22日提出

三重県教育委員会事務局  
教育政策課長





# 県立高等学校の活性化について

## 1 県立高等学校活性化計画

県立高等学校の活性化については、「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月策定、期間は令和4～8年度までの5年間）に基づき、これからの時代を生きていく子どもたちに、変化を前向きにとらえ、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働をとおして、持続可能な社会を創っていく力を身に付けられるよう取組を進めています。

また、本計画に基づき、1学年3学級以下の高等学校がある地域では、それぞれの地域の活性化協議会において、高等学校の学びと配置のあり方について協議を進めています。

### 【参考】県立高等学校活性化計画（令和4年3月）

#### 「5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方」より抜粋

- 平成29年度から地域の協力を得て取組を進めてきた3学級以下の小規模校活性化の検証結果、令和2年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する15年先までの中学校卒業生の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを提供していくには、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にある。このため、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととする。これらについては、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議することとし、協議が必要となる地域に協議会がない場合は同様の場を設けるものとする。
- こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて協議することとする。
- 1学年3学級以下の高等学校のうち、他の高等学校では担うことが難しい県内唯一の学科や学びの形態を有する高等学校は、引き続き活性化に取り組むこととする。
- 入学者が2年連続して20人に満たず、その後も増える見込みのない場合は、募集停止とすることとする。

## 2 各地域の活性化協議会の状況

### (1) 鈴鹿亀山地域

#### ア 令和5年度の協議（1回開催[1月24日]）

今年度新たに協議会を設置し、15年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえ、当地域において求められる学びや高校のあり方、今後協議を深めていくために必要な視点や進め方などについて協議しました。

## イ 主な意見

- ・ 鈴鹿亀山地域の中学校卒業生の約4割が地域外の全日制高校へ進学しており、特に当地域に設置されていない工業科や商業科へ一定数の生徒が進学している。当地域の高校の統廃合や学級減を考える際には、他地域の職業系専門学科への進学をどう捉えるのかを議論する必要がある。
- ・ 地元の高校で専門的に学んだ生徒が、地元就職することも大切であるが、他地域の高校で学んだ生徒や県外の大学に進学した生徒が、地元に戻って働きたいと思えたり、それを実現できたりする仕組みづくりも必要である。
- ・ 当地域の小中学校には外国につながるのがある児童生徒が多く在籍していることから、高校においても、外国につながるのがある生徒を受け入れ、学びを支えていくという視点が大切である。

## ウ 今後の進め方

令和10年度に中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について令和7年度までに協議会としての考え方を取りまとめます。

## (2) 津地域

### ア 令和5年度の協議（1回開催[2月8日]

今年度新たに協議会を設置し、15年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえて、当地域において求められる学びや高校のあり方、今後協議を深めていくために必要な視点や進め方などについて協議しました。

## イ 主な意見

- ・ 津地域には、旧津市内に私立高校を含め普通科の高校が多く設置されている。中学校卒業生数が減少する中で、当地域における普通科の配置のあり方や特色化・魅力化についての議論が必要である。
- ・ 集団の中での学びに不安を抱える子どもたちが増えており、通信制高校が広く認知されるとともに進学者も増加している。子どもたちの選択肢が広がったのはよいことだが、多様な生徒の受入れという視点で、全日制高校のあり方が問われている。

## ウ 今後の進め方

当地域に多く設置されている普通科のあり方や、専門学科の学びの選択肢の維持の方向性、今後の段階的な学級減への対応について協議を進めます。

## (3) 伊賀地域

### ア 令和5年度の協議（3回開催[7月25日、10月30日、2月26日]

「令和元・2年度の協議のまとめ」や令和3年度以降の協議をふまえて、令和10年度ごろまでに見込まれる段階的な学級減への対応の方向性について検討し、「令和5年度伊賀地域協議会のまとめ」の策定に向けた協議を行いました。また、中学生とその保護者へのアンケートの実施方法や内容等について検討しました。

## イ 主な意見

- ・ 当面は5校を維持し、子どもたちの多様なニーズにできる限り応えていくことが望ましい。一方、これ以上普通科を減らすことによる進学指導への影響や、現在ある専門学科がなくなることによる影響を危惧する。今後、統合することとなっても、現在の5校の魅力や担っている役割は何らかの形で残したい。
- ・ 今後の中学校卒業生数の減少を考えると、地域内だけで多様な選択肢を維持することが難しくなるため、生徒の地域間の移動もふまえたより広いエリアで高校の学びと配置のあり方を検討する必要があるのではないかと。
- ・ これから高校に入学する子どもたちや保護者が、進路について考える時間を十分に確保できるよう、3年前といわず少しでも早く方向性を示すべきである。

### 「令和5年度伊賀地域協議会のまとめ」の要点

- ・ 「専門学科のコースや総合学科の系列など多様な学びの選択肢の維持」と「普通科の一定規模の維持」を基本として対応する。
- ・ 令和7～8年度に想定される学級減に対しては、現在の5校を維持しながら対応する。
- ・ 令和10年度以降の学級減への対応については、現在の5校の再編を含めて検討し、令和7年度までに協議会としての考え方を取りまとめる。

## ウ 今後の進め方

「令和5年度伊賀地域協議会のまとめ」をふまえ、令和6年度中にアンケートを実施したうえで、令和10年度以降の学級減への対応について、令和7年度までに当協議会としての考え方を取りまとめます。

## (4) 松阪地域

### ア 令和5年度の協議（2回開催[8月23日、2月19日]）

15年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえ、当地域において求められる学びや高校のあり方、今後協議を深めていくために必要な視点や進め方について協議しました。また、中学生とその保護者へのアンケートの実施方法や内容等について検討しました。

## イ 主な意見

- ・ 生成AI技術の進歩など、急速に社会が変化する中で、複雑で予測が困難な時代に対応できる人材をいかに育てていくかが課題となる。
- ・ 松阪地域は、普通科、専門学科、総合学科がバランスよく配置されている。高校の配置を検討するにあたっては、近隣地域との流入・流出状況もふまえ、学びの選択肢が保たれるよう総合的に考えたい。
- ・ 学校規模に関わらず、どの高校でも学校の特色に応じたきめ細かな教育が行われているが、生徒の社会性を育むには、一定の学校規模があるほうが望ましい。

## ウ 今後の進め方

令和6年度中にアンケートを実施したうえで、令和11年度までの学級減への対応の方向性について協議を進め、令和8年度を目途に協議会としての考え方を取りまとめます。

## (5) 伊勢志摩地域

### ア 令和5年度の協議（3回開催[9月8日、12月4日、2月28日]）

令和4年度の当協議会のまとめにある「専門学科の学びの選択肢や普通科の一定規模の維持」についてさらに協議し、「統合も含めた活性化が必要である」ことを再認識したうえで、今後検討を進めるための視点やスケジュール等について整理しました。

### イ 主な意見

- ・ 伊勢志摩地域は専門学科がバランスよく配置されており、卒業生が地域の産業を支えているという現状をふまえると、専門学科は安易に削減すべきでない。
- ・ 伊勢市内には私立を含めると普通科高校が4校あることから、「普通科の一定規模の維持」を考える際には、私立高校も含めて考えるべきではないか。
- ・ 小規模校がなくなることを前提とした議論になりがちだが、地域全体の配置のあり方を考えるのであれば、伊勢市内の高校の再編から議論すべきである。
- ・ 大規模な施設・設備の整備が必要な学校を統合する場合は、予算および工期を確保するため、開校の4年前までには結論を出すことが望ましい。

### ウ 今後の進め方

令和4年度のまとめや令和5年度の協議をふまえ、令和10年度に見込まれる中学校卒業生数の大幅な減少への対応について、令和7年度までに当協議会としての考え方を取りまとめます。

## (6) 紀南地域

### ア 令和5年度の協議（3回開催[7月21日、11月20日、3月22日予定]）

木本高校と紀南高校を統合して新たに設置する紀南地域新高等学校について、「紀南地域新高等学校ワーキング会議」や「校名選定委員会」における検討状況を共有し、新校のあり方について協議を行いました。

### イ 主な意見

- ・ 令和12年度には、紀南地域の中学校卒業生数がさらに減少することが見込まれるため、地域の中学生に選んでもらえるような新校の魅力づくりを、令和7年度からの5年間で行っていく必要がある。そのためには、少人数学級の実施や新校の校舎間を移動するバスの整備など、行政からの支援も必要ではないか。
- ・ 総合学科の各系列の学び、普通科の各コースの特色、めざす卒業後の進路などについて具体化・明確化し、学科や校舎を選択する際の判断材料となる情報を早期から積極的に発信してもらいたい。

### ウ 今後の進め方

引き続き、「紀南地域新高等学校ワーキング会議」における検討状況等を共有し、令和7年4月の開校に向けて意見をいただきます。